

平成27年3月

指宿市議会会議録

第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成27年第1回市議会定例会

会期日程	1
2月24日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号～議案第37号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第38号上程	27
提案理由説明	27
議案第38号（質疑，委員会付託省略，表決）	28
新たに受理した陳情5件一括上程（委員会付託）	28
散 会	28
2月26日	
議事日程	30
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	32
地方自治法第121条の規定による出席者	32
職務のため出席した事務局職員	32
開 議	33
会議録署名議員の指名	33
議案第1号～議案第8号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	33
議案第9号～議案第37号（質疑，委員会付託）	34
議会基本条例調査特別委員会調査結果報告（委員長報告，質疑）	39
散 会	41
3月17日	
議事日程	43

本日の会議に付した事件	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定による出席者	43
職務のため出席した事務局職員	44
開 議	45
会議録署名議員の指名	45
一般質問	45
白 山 正 志 議員	45
1. 地方創生について	
2. 合併10年、これからのまちづくりについて	
3. 学校再編・統廃合問題について	
4. 観光行政について	
5. 指宿商業高校について	
高 田 ちよ子 議員	57
1. 安心・安全な生活のために	
2. 教育の現状について	
3. 観光振興について	
前之園 正 和 議員	67
1. なのはな館問題について	
2. 子ども・子育て支援新制度に関して	
3. 敬老祝金について	
高 橋 三 樹 議員	81
1. 国民年金等について	
2. 市道及び漁港関連道について	
外 菌 幸 吉 議員	87
1. 小学校の合同授業と土曜授業について	
2. 空き家特措法について	
3. 指宿市温泉資源の保護及び利用について	
延 会	95
3月18日	
議事日程	96
本日の会議に付した事件	96
出席議員	96
欠席議員	96
地方自治法第121条の規定による出席者	96
職務のため出席した事務局職員	97

開 議	98
会議録署名議員の指名	98
一般質問	98
吉 村 重 則 議員	98
1. さつき園について	
2. 市道首尾坂線について	
浜 田 藤 幸 議員	109
1. 市民福祉について	
新川床 金 春 議員	122
1. 人口減少対策について	
2. 子育て支援策について	
3. 入札手続きについて	
恒 吉 太 吾 議員	133
1. 観光戦略について	
議案第39号上程	148
提案理由説明	148
議案第39号（質疑，委員会付託）	149
散 会	150

3月25日

議事日程	151
本日の会議に付した事件	152
出席議員	152
欠席議員	153
地方自治法第121条の規定による出席者	153
職務のため出席した事務局職員	153
開 議	154
会議録署名議員の指名	154
議案第39号（委員長報告，質疑，討論，表決）	154
議案第9号～議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	161
議案第20号～議案第27号（委員長報告，質疑，討論，表決）	164
議案第28号及び議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	168
議案第30号（委員長報告，質疑，討論，表決）	170
議案第37号（委員長報告，質疑，討論，表決）	191
議案第31号～議案第33号（委員長報告，質疑，討論，表決）	192
議案第34号～議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	195
審査を終了した陳情2件（委員長報告，質疑，討論，表決）	198
閉会中の継続審査について	200

議案第40号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	201
議案第41号上程	201
提案理由説明	201
議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	202
議案第42号上程	203
提案理由説明	203
議案第42号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	204
議案第43号上程	205
提案理由説明	206
議案第43号（質疑，委員会付託省略，表決）	206
議案第44号上程	207
提案理由説明	207
議案第44号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	208
議長挨拶	208
市長挨拶	209
閉議及び閉会	210

第 1 回 定 例 会

平成 27 年 3 月議会

平成27年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 30日間（2月24日～3月25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月24日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第1号～議案第37号一括上程（議案説明） ・議案第38号上程（質疑，委員会付託省略，表決） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
25日	水	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
26日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号～議案第8号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第9号～議案第37号 （質疑，委員会付託） ・議会基本条例調査特別委員会調査結果報告 （委員長報告，質疑）
27日	金	休 会	総務水道委員会（10時開会）
28日	土	〃	
3月1日	日	〃	
2日	月	〃	
3日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
4日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
5日	木	〃	文教厚生委員会（10時開会）
6日	金	〃	産業建設委員会（10時開会）
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	
17日	火	本会議	・一般質問
18日	水	〃	・一般質問

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第39号上程（議案説明） ・ 議案第39号（質疑，委員会付託）
19日	木	休 会	総務水道委員会（9時開会） 文教厚生委員会（11時開会） 産業建設委員会（14時開会）
20日	金	〃	
21日	土	〃	
22日	日	〃	
23日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
24日	火	〃	
25日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第9号～議案第37号，議案第39号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 閉会中の継続審査について ・ 議案第40号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 議案第41号上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 議案第42号上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 議案第43号上程（説明，質疑，委員会付託省略，表決） ・ 議案第44号上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 議長挨拶 ・ 市長挨拶

第 1 回 定 例 会

平成 27 年 2 月 24 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成27年2月24日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第4 議案第2号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第3号 平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第4号 平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第5号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第6号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第7号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第8号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第9号 指宿市行政手続条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 指宿市総合振興計画審議会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第17号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 指宿市用品調達基金条例の廃止について
- 日程第22 議案第20号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防支援のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 指宿市いじめ問題専門委員会条例の制定について
- 日程第29 議案第27号 指宿市スポーツ・文化振興基金条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第31 議案第29号 市道の認定について
- 日程第32 議案第30号 平成27年度指宿市一般会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成27年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第34号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第35号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第36号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第37号 平成27年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第40 議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第41 新たに受理した陳情上程（陳情第1号～陳情第5号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |            |       |             |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 外  藪  幸  吉 | 2 番議員 | 臼  山  正  志  |
| 3 番議員 | 恒  吉  太  吾 | 4 番議員 | 井  元  伸  明  |
| 5 番議員 | 吉  村  重  則 | 6 番議員 | 西  森  三  義  |
| 7 番議員 | 浜  田  藤  幸 | 8 番議員 | 東      伸  行 |
| 9 番議員 | 高  田  ちヨ子  | 10番議員 | 森      時  徳 |
| 11番議員 | 高  橋  三  樹 | 12番議員 | 福  永  徳  郎  |
| 13番議員 | 前  原  六  則 | 14番議員 | 松  下  喜久雄   |
| 15番議員 | 前之園  正  和  | 16番議員 | 木  原  繁  昭  |
| 17番議員 | 中  村  洋  幸 | 18番議員 | 新川床  金  春   |
| 19番議員 | 下川床      泉 | 21番議員 | 新宮領      進  |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |                |             |             |
|-----------|----------------|-------------|-------------|
| 市 長       | 豊  留  悦  男     | 副 市 長       | 渡  瀬  貴  久  |
| 副 市 長     | 佐  藤      寛    | 教 育 長       | 池  田  昭  夫  |
| 総 務 部 長   | 高  野  重  夫     | 市民生活部長      | 大久保  正  一   |
| 健康福祉部長    | 下  敷  領      正 | 産業振興部長      | 廣  森  敏  幸  |
| 農 政 部 長   | 新  留  幸  一     | 建 設 部 長     | 三  窪  義  孝  |
| 教 育 部 長   | 浜  島  勝  義     | 山 川 支 所 長   | 馬  場  久  生  |
| 開 聞 支 所 長 | 下  吉  耕  一     | 農 政 部 参 与   | 池  増  広  行  |
| 総 務 課 長   | 岩  下  勝  美     | 財 政 課 長     | 上  田      薫 |
| 市民協働課長    | 上  川  路  正  和  | 建 設 監 理 課 長 | 黒  木  六  海  |
| 水 道 課 長   | 川  口  光  志     |             |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |            |           |            |
|---------|------------|-----------|------------|
| 事 務 局 長 | 福  山  一  幸 | 次長兼調査管理係長 | 石  坂  和  昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎  川  富  男 | 議 事 係 主 査 | 濱  上  和  也 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成27年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月25日までの30日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月25日までの30日間と決定いたしました。

### △ 議案第1号～議案第37号一括上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第1号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、から、日程第39、議案第37号、平成27年度指宿市水道事業会計予算について、までの37議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 平成27年第1回指宿市議会定例会の開会に際し、平成27年度予算並びに諸案件のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと存じます。

指宿市の3代目市長に就任して以来、1年が経過いたしました。2期目の1年目として、動くをキーワードとし、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現を目指して、市議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいりました。国におきましては、昨年、まち・ひと・しごと創生法を制定し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定しております。都道府県や市町村においては、平成27年

度中に地方版の総合戦略を策定する必要があり、人口減少社会の克服に向け、市民の皆さんと行政が一体となって、この困難な課題に立ち向かう必要があります。私がキーワードとして掲げる、動くという言葉どおり、大胆かつ果敢に攻めていかなければならないと強く思っているところであります。

さて、平成26年度の主な成果でございますが、平成25年度から健幸のまちづくりを本格的にスタートさせており、その具体的施策として、健幸のまちづくり地域環境整備事業を行い、市民の皆様のお力により、ウォーキングロードや運動場が整備されました。併せて、市がインストラクターを派遣して健幸運動教室も開催しております。また、健幸マイレージ制度の普及も進み、多くの市民に参加していただいております。昨年5月のチャレンジデーでは、神奈川県逗子市と対戦し、本市の参加率が逗子市を上回り、見事勝利いたしました。これも健幸のまちづくりが着実に浸透しつつあるものと受け止めております。昨年は、千歳市と本市の姉妹都市盟約20周年という記念すべき年でありました。本市からは、親善大使として池田湖の大うなぎを千歳サケのふるさと館に贈呈をいたしました。また、指宿温泉祭では千歳YOSAKOI演舞を披露していただきました。指宿で普段見ることのできない迫力ある演舞を目の当たりにし、両市の絆が一層深まったことを実感した次第であります。

観光振興につきましては、観光戦略ビジョンに基づき、砂むしだけじゃない美来型湯治場いぶすきを推進するため、様々な施策を展開いたしました。また、サッカー日本代表ワールドカップ直前合宿が本市で行われ、指宿が脚光を浴びたことは記憶に新しいところであります。

農業・林業・畜産業・水産業の振興としましては、地産地消や販路拡大を推進するとともに、6次産業創業塾を創設し、起業支援に取り組みました。

商業の振興としましては、本市の特産品等の販路拡大を推進することを目的に、特産品の製造・販売事業者等が国内外の商談会や物産展、見本市に出展する際の支援として、特産品等販路拡大支援事業を実施いたしました。また、もうかる指宿ネットワークを発足させ、セミナー等を開催し、会員同士のネットワーク構築にもつながっております。

福祉につきましては、障害児保育事業補助金を交付するとともに、特別支援教育支援員を配置し、障害者支援制度を拡充いたしました。また、地域で生み育てるための産科医を確保し、地域医療の充実にも努めてきたところであります。

市民の安全・安心といたしましては、開聞地域の防災行政無線のデジタル化を整備いたしました。

住みよいまち並み整備の推進ですが、悲願でありました指宿港海岸保全施設整備事業を昨年3月に国の直轄事業として採択していただきました。また、長年の懸案事項でありました丹波小路切の拡幅や瀬崎地区の高潮対策として瀬崎港海岸高潮対策事業に着手したところであります。

教育の分野では、小・中・高校の校舎等の耐震化工事やグラウンド整備を実施し、安全・安心で良好な学習の場を提供しております。

市民との協働によるまちづくりにつきましては、自分たちのまちは自分たちでつくる、自分たちの地域は自分たちでつくるという共生協働のまちづくりの推進のために、物品・公用自動車等の貸付事業の充実や、共生協働支援センターによる情報発信と相互交流の場を提供したところであります。また、3地区においてコミュニティ計画策定のモデル事業を実施しており、着実にその歩を進めているところです。

このように、平成26年度は、議会はもとより、市民一人ひとりが力を合わせていただいたことにより、市政全般にわたって成果の上があった年だったと思っております。ご協力いただいた多くの関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

さて、平成27年度ですが、我が国の社会経済情勢は、かすかではあります、明るい兆しが見えてきたようであります。しかしながら、少子高齢化が進み人口減少の局面を迎える中、東日本大震災の影響も依然として残っており、今後も厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況の中、確かな未来を見据え、真に豊かな社会を実現するためには、住民に最も身近な存在である基礎自治体が、その役割と責任をしっかりと果たしていく必要があります。

重点的に取り組むべき施策ですが、健幸をキーワードに文化・スポーツの更なる推進を図ってまいりたいと考えております。スポーツは、人に健康だけではなく、夢や希望を与えてくれます。スポーツ合宿など交流人口の拡大も期待できます。そのようなことから、平成32年に開催される国体及び東京オリンピック・パラリンピックの国内合宿誘致やサッカー等の更なるスポーツキャンプ誘致に向け、総合運動公園について調査研究してまいります。また、新たにスポーツ・文化振興基金を創設しますが、将来子供たちがオリンピックや国体に出場することを後押しし、活躍することで指宿の名を県内外に広めてくれる、そんな基金にしたいと考えております。また、市制10周年記念事業として、著名なスポーツ選手を特別講師として本市に招き、子供たちに授業を行うところのプロジェクト夢の教室事業を実施いたします。

私は、これまでも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現を目指した市政運営を行ってまいりたいと思います。私が市政運営において重点項目として位置付け、取り組んでいる五つの項目がございます。

それは、一つ目が行財政改革、二つ目が信頼される市役所づくり、三つ目が地域経済の活性化、四つ目が医療・福祉・教育の充実、五つ目が市民との協働によるまちづくりの推進であります。

私は、これからもこの五つの項目を基軸に、更により多くの成果を上げるための市政運営

に取り組んでまいりたいと考えております。

健全な行財政運営と行政改革を更に推進するために、平成28年度から始まる普通交付税の合併算定替えによる上乘せ措置分の段階的減額を見据え、施策を実施していくとともに、施設の老朽化や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進する公共施設等総合管理計画の策定に着手いたします。

市長就任以来、一貫して市役所は市民に役立つ所を市政運営の基本としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を構築するため、職員と一丸となり、今後も知恵を出し合い、限られた財源を効率的・効果的に活用して、信頼される市役所づくりに努めてまいります。

地域経済の活性化のために、農業・林業・畜産業・水産業の振興策として、地産地消や販路拡大を推進するとともに、がんばる農業者・起業支援事業やもうかる指宿ネットワークに取り組んでまいります。また、本市の特産品の販路拡大を推進することを目的に、特産品の製造・販売事業者等が国内外の商談会や物産展、見本市に出展する際の支援として、昨年に引き続き特産品等販路拡大支援事業を実施いたします。

観光の振興につきましては、平成27年に国民文化祭、平成32年に国民体育大会が鹿児島県で開催をされます。同年に東京オリンピック・パラリンピックも開催されますので、これらの機会を捉えて施設の充実を図り、自然、歴史や文化を核にした新たな観光の拠点の創出と、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムと広域連携による観光メニューの開発やスポーツ施設の充実、スポーツ合宿の更なる誘致などのほか、インバウンド対策も強化してまいります。

医療・福祉・教育の分野におきましては、障害児通所支援におけるさつき園の環境整備を図るとともに、未来を担う子供たちの健康保持と健やかな育成を図るため、医療費助成の対象者を中学校3年生までに拡充いたします。また、児童・生徒に安全・安心で良好な学習の場を提供できるよう耐震補強工事を優先して実施するとともに、トイレの洋式化やグラウンドの整備などを行います。さらに、市民会館の施設整備を図るため、市民会館基本構想を策定してまいります。

市民との協働によるまちづくりの推進につきましては、市民、各種団体、行政が対等なパートナーシップの下、地域セーフティネットの担い手となる新たな地域コミュニティ組織づくりを支援していくほか、多様な主体が活動しやすい協働の仕組みや場づくりを推進してまいります。

平成27年度当初予算で計上した事業のほか、平成27年度への繰越事業として地域消費喚起・生活支援型や地方創生先行型の事業に積極的に取り組んでまいります。

さて、平成27年度は、新指宿市が誕生してから10周年を迎える記念すべき年であります。

市議会をはじめ、市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、指宿市に住んでよかったと思えるまちづくりをより多くの市民の皆様が実感できるよう、これからも誠意と責任感をもって全力で市政運営に邁進してまいります。

議員各位をはじめ、市民の皆様のご支援とご協力、ご理解を心からお願いを申し上げます。

次に、平成27年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。現在、直面している急激な人口減少問題を背景に、市民の誰もが安心・安全な日常生活を送っていただくためには、自助・共助・公助の補完性の原則を前提とした新たな地域の支え合いが必要です。そのようなことから、3地区でのモデル事業をはじめ、新たな地域コミュニティ組織づくりへの支援及び多様な主体が活動しやすい協働の仕組みや場づくりを進めてまいります。また、常に人権・男女共同参画の視点を持ちながら、各種施策の推進、安心・安全で豊かに暮らすことができる社会づくりを目指してまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりを予防する健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、ふれあいデイサービス事業や高齢者元気度アップポイント事業等を実施し、高齢者の介護予防と健康の保持増進施策を積極的に推進をしてまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を積極的に推進するとともに、障害児通所支援におけるさつき園の環境整備の充実に努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い作成した子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種事業の推進により、地域のニーズに添った子育て支援の充実に努めてまいります。また、未来を担う子供たちの健康保持と健やかな育成を図るため、医療費助成の対象者を中学校3年生まで拡充いたします。

市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健、医療につきましては、自分の健康は自分で守るを基本に、医師会や歯科医師会をはじめ、関係機関との連携を密にしながら、疾病の早期発見・早期治療につなげる予防対策事業や健康づくり事業の充実に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦一般健診を継続して実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ってまいります。また、未来を担う子供を安心して生み育てやすい地域にするため、産科医の確保を行い、より一層の環境づくりに努めてまいります。

国民健康保険特別会計は、非常に厳しい状況でありますので、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進して生活改善指導や重症化予防に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、本年度からの第6期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。また、地域の公民館で実施する運動教室やミニふれあいデイ、認知症予防の脳のトレーニング教室など、積極的に介護予防事業等を展開してまいります。

次に、地域環境の保全対策につきましては、新たな指宿市環境基本計画を策定し、河川・海域の水質状況の監視・把握に努め、悪臭・騒音・不法投棄などの公害には迅速に対応し、発生源の把握・指導を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。

不快害虫ヤンバルトサカヤスデ対策につきましては、まん延防止対策として、広報活動や地域住民との協働による環境整備、発生箇所への薬剤散布などを行ってまいります。

生活排水対策につきましては、公共下水道認可区域外において、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置換えをする方に対して補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区・畠久保地区飲料水供給施設の維持管理に努め、安心して安全な飲料水の供給に努めてまいります。

公共施設への再生可能エネルギーの導入につきましては、避難所指定の山川文化ホールに太陽光発電設備を設置し、災害時に備えた機能を有する避難施設にしてまいります。

廃棄物処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみ減量化を図るため、廃棄物指導監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育の充実、出前講座、生ごみ処理機器購入補助などの継続など、今後も事業者や市民と協働しながら、循環型社会の構築を目指してまいります。

ごみ処理の施設につきましては、指宿市清掃センターの運営管理を行うとともに、新ごみ処理施設の早期整備、一部供用開始された管理型最終処分場及び指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し、着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてであります。昨年来、国内経済は回復基調にありますが、農業に関しては、農産物等の輸入増加や産地間競争の激化、TPP問題等、取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。これを踏まえ、本市におきましては、いぶすき農業支援センターを拠点に、関係機関・団体等の連携体制を強化し、恵まれた自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営の展開や、人・農地プランの拡充を図りながら、農業後継者や認

定農業者の育成を図るとともに、平成26年度から新たな政策として県に設置された農地中間管理機構を活用し、農地集積や耕作放棄地対策を進め、多彩な農産物を安定的に供給できる産地づくりを目指します。

また、更なる農業振興施策として、農産物の生産のみならず、起業等により自ら加工・流通・販売など、新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を整備してまいります。

野菜や果樹につきましては、かごしまブランドに指定されているそらまめ、実えんどう、マンゴー及び次期ブランド候補品目であるかぼちゃ、オクラをはじめとする重点品目の生産振興を図ってまいります。

また、流通・販売対策の強化により、高品質・定量出荷を促進して作物のイメージアップにつなげるとともに、かごしまの農林水産物認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安心・安全な産地づくりを目指します。さらに、各種補助事業を活用した農業施設の整備等により、競争力のある足腰の強い経営基盤の確立に努めてまいります。

花き・観葉につきましては、生産者や関係機関と連携しながら生産安定と品質向上に努め、他産地に先駆けた新品目の調査・研究に取り組んでまいります。

畜産につきましては、子牛価格が上昇傾向で、明るい兆しも見えておりますが、畜産業界全体は飼料価格の高騰やT P P交渉の問題など依然として厳しい経営状況にあります。そのため、無利子の家畜購入資金貸付事業・肉用雌牛特別導入事業等による畜産経営支援に取り組むとともに、飼料自給率向上のため、飼料用イネの利用拡大を図りながら、生産性向上による経営安定が図れるよう努めてまいります。また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ・豚流行性下痢をはじめとする家畜伝染病につきましては、畜産農家・関係機関と連携しながら引き続き防疫に取り組んでまいります。畜産の環境保全対策としては、マイエンザ、L O V Eいぶすきの活用による環境改善に向けて普及を図ってまいります。

農畜産物のPR活動につきましては、市場訪問や県外でのフェアにおけるトップセールスをはじめ、市内外のイベントなど、様々な機会を捉えてPRを行うとともに、新たな販路開拓・販路拡大に取り組もうとする農家等への支援に努めてまいります。

食育・地産地消につきましては、関係機関と連携しながら、安心・安全な地元産農畜産物の消費拡大に向けた取り組みや学校給食における地元産食材の利用拡大を図るなど、食育推進計画に基づく総合的な食育・地産地消活動に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては、シラス対策事業や農村地域防災減災事業により農地の保全を図るとともに、畑地帯総合整備事業により畑かん施設の更新を実施し、維持管理の軽減を図るなど、今後も農業生産基盤の整備を進めてまいります。さらに、20の整備会で取り組んでいきます多目的機能支払交付金事業を積極的に推進してまいります。

林業につきましては、今後も適正な森林整備を図る必要があることから、各種補助事業を

活用し、保育、間伐を適切に実施し、森林の持つ多面的機能の向上を図るほか、地材地建の推進など、木材利用の拡大に努めてまいります。このほか、松くい虫の防除事業等につきましても補助事業を活用し、必要な松林を保護してまいります。

水産業につきましては、水産庁の承認を受けた浜の活力再生プランに基づき、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁場の整備やタイ、ヒラメ等の種苗放流、藻場造成等を推進し、また、地域特産魚などによる地産地消の取り組みや、6次産業化への支援を強化してまいります。さらに、かつお節原料の安定確保のため、水産鮮度保持施設や無線検査指定港の強みを生かし、今後も海外まき網船等の誘致をなお一層積極的に行い、水産加工業の振興に努めてまいります。

山川漁港・川尻漁港・今和泉漁港の整備につきましては、漁港整備長期計画に基づき推進をしてまいります。

商工業につきましては、中心市街地の活性化事業や商店街街路灯維持、商工業制度資金利子補給、住宅リフォーム事業を継続しながら、商工業の発展に向けた施策を推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

雇用につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等を積極的に活用して雇用の創出を推進するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、事業者による起業や事業規模拡大による雇用創出などの支援に取り組んでまいります。

消費生活相談につきましては、速やかな情報提供や消費者啓発などに努め、消費者の安心・安全に取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的かつ安定的な運航のための施策を進めてまいります。また、路線バスの維持・確保を図るとともに、市内循環バスの利便性を向上させ、利用促進に努めてまいります。

農林畜水産業の6次産業化等につきましては、がんばる農業者・起業支援事業やもうかる指宿ネットワークの展開による起業活動の支援を図ってまいります。

また、国内外における商談会等への参加を支援するとともに、各種イベントやキャンペーン等において、観光客誘致と一体となった加工品及び特産品のPR・販路拡大に努めてまいります。

観光につきましては、観光客のニーズや旅行形態が多様化するなど、観光を取り巻く環境は大きく変化しております。本市におきましては、新幹線鹿児島ルートの新線開業及び観光特急指宿のたまた箱の運行開始から4年が経過し、この3月には北陸新幹線が開業いたしますことから、これまで以上に積極的に観光振興に取り組む必要があります。引き続き、指宿市観光戦略ビジョンに基づき、市民や観光業者、観光関連団体等と行政が一体となって本市の強みである温泉、自然、食、人を生かした事業を展開するとともに、効果的なPRを行ってまいります。また、誘致効果の最大化を図るため、隣接する観光地と連携した誘客・受入事

業を進めるとともに、近年確実に伸びているスポーツ合宿を更に推進するため、Jリーグでのキャンペーンや社会人、大学、高校など需要に合わせたセールスを実施してまいります。さらに、海外からの観光客誘致と、海外での本市特産品のPRを図るため、南薩及び南大隅と連携して、香港をはじめ東南アジア各国で様々な取り組みを行ってまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、老朽化した施設等を総合的に調査検討し、施設を快適に使用できるように計画的な改修を行い、観光客や地域住民に愛される施設を目指します。

温泉施設の砂むし会館砂楽、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、指定管理者と連携しながら、もう一度訪れたい温泉地・指宿を目指して、より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。

彩花菜館や活お海道の道の駅につきましては、観光客と市民との交流促進、観光情報等の提供の場として更に活用するとともに、新鮮な農産物、魚介類、かつお節の加工品等の宣伝販売を指定管理者と連携し強化してまいります。

かいもん山麓ふれあい公園及びレジャーセンターにつきましては、適切な維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営に取り組んでまいります。

次に、土木行政についてであります。本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸、急傾斜地等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区の鎮守山線道路改良舗装工事を引き続き実施してまいります。また、国の事業であります国道226号の北十町地区及び大園原地区の交差点改良と歩道整備を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線池田工区道路改良事業の整備促進により、市内のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、宮之前西線、小田丈六線、山川児ヶ水線、利永尾下線、脇浦線等を過疎対策事業債を活用し、改良舗装工事を実施するとともに、老朽化したインフラ対策として橋りょう補修工事、舗装修繕工事を実施してまいります。また、児童・生徒の安全を確保するための通学路整備として、古賀線の歩道整備を引き続き実施してまいります。

急傾斜地の整備につきましては、川尻地区の急傾斜地崩壊危険区域を県の補助金を活用し、防災機能の向上に努めてまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、執行体制の充実と国・県との更なる連携を図るため、

指宿港海岸整備室を独立して配置し、関係者の方々のご協力をいただきながら、平成27年度の工事着工に向けまして、これまで以上に努力を重ねてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波、高潮対策を図るため、瀬崎港海岸の高潮対策工事を実施してまいります。また、県の事業であります東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び指宿港の社会資本整備総合交付金事業により、海岸・港湾の整備を図ってまいります。

土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において、住みやすい魅力あるまちづくりのため、関係権利者のご理解とご協力をいただきながら、事業を実施してまいります。

公共下水道事業の污水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、面整備を進めてまいります。また、雨水整備につきましては、十町土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備を行うとともに、浸水対策として新潟口雨水ポンプ場の機械・電気工事を実施してまいります。浄水苑・汚水中継ポンプ場・管きよ等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づいて整備を進めてまいります。また、浄水苑・雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。

住宅建設事業につきましては、団地の外壁改修、浄化槽設置等を実施し、市営住宅の安全性確保と環境改善を図るとともに、翌年度実施に係る設計委託を実施し、今後も市営住宅の整備・改善等を計画的に推進しながら、良好な居住環境の創生を図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、該当する大規模建築物の耐震診断・耐震設計に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道につきましては、事業開始以来、水道の普及とその健全な発展に取り組んでまいりました。これまでも年次的・計画的に整備を進め、給水区域の普及率も99%を超えるほどになりました。今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給し、安心・安全な給水体制の構築や老朽管更新・施設の更新を行ってまいります。

施設設備事業につきましては、水源地、浄水場における水質測定機等の設置と池田配水池・岡元平配水池更新整備に係る用地取得、岡元平配水池更新整備に向けた水源探査業務委託を実施してまいります。また、管路整備事業につきましては、配水管の新設・更新工事19件の整備を計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図っ

てまいります。

次に、教育行政でございます。教育は、将来の社会を担う人材を育成するという、大切な営みであります。本市では、教育委員会制度改革や国・県の教育行政の施策に適切に対応するとともに、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念とした指宿市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域・行政等が連携・協力し、新しい時代に対応した教育・文化・スポーツを推進してまいります。

学校の教育環境の整備につきましては、指宿市望ましい学校環境整備計画に基づき、児童生徒に安全・安心で良好な学習の場を提供できるよう耐震補強工事を優先して実施するとともに、児童・生徒数の今後の動向を見据え、これからの小・中学校の在り方について、保護者や地域住民の参画を得て、更に検討を進めてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するため、小・中学校では、月1回土曜授業を実施してまいります。

学校給食につきましては、安心・安全でおいしい給食の提供と効率的な運営を推進するため、調理及び配送業務の民間委託を実施してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、特色ある教育活動として、株式会社指商を活用したビジネス教育の実践やキャリア教育の充実を推進してまいります。

社会教育につきましては、市民講座等の充実を図り、校区公民館を中心に各種団体の活動を支援しながら、生涯学習社会の実現を目指してまいります。

青少年教育につきましては、体験活動や国内外の姉妹都市との交流を通して、ふるさと意識の醸成や国際感覚を養い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

また、いぶすき子ども映画祭を開催し、映像を通して子供たちの豊かな情操と感性を育ててまいります。さらに、夢を持つ子供を育成するため、トップアスリートを招へいたしたところのプロジェクト夢の教室事業を小・中学校で実施いたします。

家庭教育につきましては、家庭教育学級の開設や補助事業を導入したスマイルひろばの拡充により子育て支援の充実を努めてまいります。

次に、文化の振興につきましては、市指定文化財である今和泉島津家墓地の国指定史跡化に向けた測量や松尾城跡等指定文化財の調査を推進し、保存・活用に努めるとともに、時遊館COCCOはしむれで情報発信を行ってまいります。また、本年度開催されます国民文化祭を市民の芸術・文化への関心を高める契機となるよう、市民はもとより多くの人々が楽しめる祭典にしてまいります。

市民会館につきましては、開館後45年が経過しており、今後の施設整備のための市民会館基本構想を策定してまいります。

社会体育につきましては、市民の体力・健康づくり、生涯スポーツの推進のため、各種大

会等の開催や学校体育施設の開放を行ってまいります。

体育施設につきましては、開聞総合体育館の大規模改修などを実施し、市民の安全・安心のため、今後も指定管理者と連携し維持管理を充実してまいります。また、スポーツで国体やオリンピックに出場するという夢を実現するために、競技力の向上を目指すとともに、スポーツ、芸術等で国内外で活躍を夢見る子供らを支援し、スポーツ、文化活動において広く指宿の名を高めてほしいとの思いから、新たにスポーツ・文化振興基金を設置してまいります。これらを活用しながら、更なるスポーツの競技力の向上及び文化振興に努めてまいります。

次に、平成27年度当初予算の大綱について申し上げます。本市の財政状況は、行政改革大綱や集中改革プラン及び行財政改革行動計画に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組み財政の健全化が図られているところであります。しなしながら、合併算定替え終了に伴い、平成28年度以降は、普通交付税が段階的に減額されることから、今後の財政状況を取り巻く環境は厳しさを増すと想定されております。このような財政状況を踏まえ、予算編成に当たりましては、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、あらゆる角度から事務事業の見直しを行うとともに、限りある財源を効率的かつ効果的に活用しながら、予算の峻別化を図ったところであります。また、国の取組に呼応した形でまち・ひと・しごと創生に係る施策等に積極的に対応する予算の重点化にも努めてきたところであります。

歳出面では、年々増大する社会保障関係費等の増額や障害者支援制度及び乳幼児等医療費助成制度等の拡充を図り、また、これまで取り組んできた健幸のまちづくり推進事業や6次産業化起業支援事業及び特産品振興事業の更なる展開を図るための予算措置を、併せて平成27年度は、新市発足10年目の節目の年であり、合併に伴う市民の更なる一体感の醸成のため、市民の住みよいまちづくり整備や安全・安心を守るまちづくりの推進事業費の拡充を図ったところであります。さらには、大規模建築物の耐震診断に係る経費や危機的な財政運営となっている国民健康保険特別会計への財政支援に伴う歳出予算も適切に予算措置したところであります。

歳入面においても、砂むし会館砂楽の使用料見直し、合併まちづくり基金、ふるさと振興基金、公共施設整備基金等の効果的な活用、また、新たな行政課題や市民ニーズに適切に対応する必要のある施策について、重点的な予算配分に努めたところであります。平成27年度の当初予算は、一般会計221億8,500万円、国民健康保険特別会計86億1,828万5千円、後期高齢者医療特別会計6億2,803万2千円、介護保険特別会計46億1,113万8千円、温泉配給事業特別会計3,968万6千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億2,476万6千円、公共下水道事業特別会計18億5,900万7千円、水道事業会計では収益的収入7億4,113万2千円、収益的支出6億7,022万2千円、資本的収入759万円、資本的支出3億1,442万9千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等については、お示しのとおりでございます。

以上、向こう1年間の市政運営について基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりましたが、我が国では急速な高齢化と少子化が同時に進行しており、社会保障問題や男女共同参画社会への推進など多くの課題がございます。経済においては、アベノミクス効果により、かすかではありますが明るい兆しが見えてきたようであります。しかしながら先行きの不透明感もあり、市政を取り巻く環境や財政状況は、依然として厳しい状況が続いております。こうした中であって、この難局を乗り切るために、事務事業の見直しを行うなど、更なる行財政改革が求められております。来年1月には、市制施行10周年を迎えます。基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、市民協働による魅力ある観光地づくり、更に健幸のまちづくりに官民一体となって取り組んでまいります。また、市民の皆様の声に傾聴し指宿に住んでよかった。そして、これからも住み続けたいと心から思い、誇りの持てるまちづくりの推進に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、市議会の皆様方をはじめ、市民の皆さんの積極的な市政への参加と市政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次第1回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算に関する案件8件、条例に関する案件20件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件1件の計38件であります。

議案第1号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第12号）についてから、議案第37号、平成27年度指宿市水道会計予算についてまでの37議案の詳細につきましては、関係部課長に説明いたさせますのでよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第12号）についてであります。

補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億4,376万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を214億5,667万3千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費でお示しの各事業について繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、各事業費の確定に伴い、期間及び限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成26年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額又は不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業、休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきましては、42ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計と各特別会計、水道事業会計の補正予算については、別冊平成26年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配付させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第9号、指宿市行政手続条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、及び字句の整理を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、一つ目に許認可権限の根拠を明示しようとするもので、行政指導をする際、市が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使する場合、その相手方に対して当該権限を行使できる根拠を示すこととするものであります。二つ目に行政指導の中止等を求めることができるようにするもので、行政指導の相手方は、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと考えるときは、市に対し当該行政指導の中止、その他必要な措置を取ることを求めることができるものとし、市は必要な調査を行い、当該行政指導の中止、その他必要な措置を取らなければならないものとするものであります。三つ目に市民等が処分等を求めることができるものとするもので、誰でも法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思ったときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、市は必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないものとするものであります。また、字句の整理を行うとともに、附則において平成27年4月1日から施行することとし、さらにこの条例の条項を引用している指宿市税条例の一部改正も行うこととしております。

次は、提出議案の13ページをお開きください。

議案第10号、指宿市情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本案は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、独立行政法人が業務の特性を踏まえ三つの法人に分類され、役職員が国家公務員の身分を付与されている特定独立行政法人が行政執行法人となったことにより、両条例で引用している特定独立行政法人を行政執行法人に改正するものであります。

なお、これらの条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の15ページをお開きください。

議案第11号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。これまで法律教育公務員特例法により、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務時間については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定めるとされてきましたが、この規定が改正法により削除され、新たな教育長に対する給与等の支給根拠は特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第204条となるため、指宿市特別職の職員の給与に関する条例に教育長を追加し、報酬額等を定めるとともに指宿市教育長の給与等に関する条例を廃止しようとするものです。併せて、特別職に対する旅費の支給につきましても、新たな教育長を支給対象に追加しようとするものであります。また、教育委員長制度が廃止されることから、教育委員長の月額報償について削除しようとするものです。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第12号、指宿市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この条例を制定しようとするものであります。新たな教育長は地方公務員法上の特別職となりますが、法改正に伴い常勤となることから、職員と同様の勤務時間等を適用しようとするものです。また、新たな教育長には勤務時間中の職務専念義務が課せられた一方、条例により職務専念義務の特例を定めることができることとされたことから、職員と同様の特例を適用しようとするものです。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の20ページをお開きください。

議案第13号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、職員の所有に係る住宅に対する住居手当を廃止するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。本市では、本人が所有する住宅に居住している職員に

対して、所有後5年を経過するまでの間、住居手当を月額2,500円支給しておりました。本市におきましても、国等の制度を参考にして廃止しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の25ページをお開きください。

議案第15号、指宿市総合振興計画審議会条例の一部改正についてであります。

本案は、第2次指宿市総合振興計画の策定に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容は、第2条第2項第3号の関係機関団体の長を関係機関団体の代表に変更し、幅広い人材の選出が可能となるようにするものであります。

次は、提出議案の27ページをお開きください。

議案第16号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、温泉井検討委員会の区分を追加するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容は、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の温泉井検討委員会委員月額4,700円に、大学教授及びこれと同等と認められる職にある者、月額1万5,300円を追加しようとするものであります。

次は、提出議案の29ページをお開きください。

議案第17号、指宿市定住促進条例の一部改正についてであります。

本案は、本市における定住の促進を継続して図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、第2条において助成対象地域を本市のうち指宿小学校区、魚見小学校区、柳田小学校区及び丹波小学校区を除く地域から市内全域に変更するとともに、助成対象者である世帯責任者を60歳以下から65歳以下に変更するものです。次に、第3条において制度を継続することとし、助成対象期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間から、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に変更するものであります。

次は、提出議案の31ページをお開きください。

議案第18号、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の制定についてであります。

本案は、温泉資源は市及び市民の共有資源であるという概念を広めるとともに、地熱発電事業の開発行為に市が関与するため、この条例を制定しようとするものであります。条例の主な内容は、第4条において、温泉を利用する事業者は、良好な環境及び自然環境に対して支障を来すことがないように、自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるとともに、自らが所有する温泉の状況等を把握するモニタリングに努め、地熱発電事業者にあっては事業を進めるに当たり、機会あるごとに事業計画の内容を説明しなければならないとしております。次に、第5条において、地熱発電事業者が提出した事業計画の審議、調査等を行うため、調和のとれた地熱活用協議会を設置することとしております。次に、第6条及び第7条に

において、協議会の委員は学識経験を有する者、地域住民の代表者、温泉井所有者の代表者等で任期を4年としております。次に、第11条において、地熱発電事業者は、地熱発電事業に係る資源量調査を行う前まで、又は温泉法の規定による申請を行う90日前までに事業計画を市に提出し、あらかじめ同意を得なければならないとしています。次に、第12条において、事業計画に同意の後、温泉資源、良好な環境等に著しい影響を及ぼし、その他著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、同意を取り消すことができるとしています。次に、第13条において、地熱発電事業者は、同意を得た後に、事業計画に著しい変更があった場合は、変更を行う日の90日前までに市に変更事業計画書を提出し、同意を得なければならないとしています。次に、第14条において、市長は、地熱発電事業に関し、必要に応じ鹿児島県知事に対し意見を具申するものとしています。次に、第15条及び第16条において、市は、地熱発電事業者に対し地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定の締結を求めことができ、求めに応じて地熱発電事業者は協定の締結に応じなければならないとしています。次に、第17条において、事業計画又は変更事業計画を提出しない地熱発電事業者に対し、当該計画を提出することを勧告し、また、市が審議、調査等において必要とする情報を文書により求め、又は必要な立ち入り調査を行うことができるとしております。次に、18条において、市長は、前条の措置に従わない地熱発電事業者に対して、事業計画に対する同意の拒否、地熱発電事業者の名称及び勧告内容の公表の措置を行うことができるとしております。

次は、提出議案の37ページをお開きください。

議案第19号、指宿市用品調達基金条例の廃止についてであります。

本案は、社会経済情勢の変化に伴い、物品調達の方法が変わってきたこと、及び集中購買する目的のものがなくなっていることなどから、この条例を廃止しようとするものであります。現在の物品調達の方法は、年度当初に市内業者と単価契約を行い、各課が直接注文し受け入れる方法を取っております。基金創設当時は取扱品目も多岐にわたっておりましたが、現在の取扱品目は封筒類のみとなっており、集中購買する目的のものがなくなっているところでもあります。このようなことから、平成28年3月31日をもって本条例を廃止し、併せまして用品調達基金を廃止しようとするものであります。

次は、提出議案の74ページをお開きください。

議案第30号、平成27年度指宿市一般会計予算についてから、提出議案の81ページ、議案第37号、平成27年度指宿市水道事業会計予算についてまでの8議案につきましては、別冊の平成27年度施政方針と予算の大綱の中で一般会計及び各特別会計の歳入・歳出の概要をお示しし、また、別冊平成27年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配付させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、ご

説明申し上げます。

提出議案の39ページをお開きください。

議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法施行令の一部改正が行われたこと、及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容といたしましては、保険料率の段階をこれまでの標準6段階から9段階とし、現行の介護保険料を第6期介護保険事業計画期間の平成27年度から平成29年度の介護保険料に改めるとともに、平成27年4月から施行される介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期に経過措置を設けるものであります。

具体的には、第4条各号に掲げる第1号被保険者の保険料率の段階について、現行の第1段階、第2段階を統一して第1段階とし、2万6,200円を3万400円に、現行の特例第3段階を第2段階とし、3万6,800円を4万2,500円に、現行の第3段階はそのまま第3段階とし、3万9,400円を4万5,600円に、現行の特例第4段階を第4段階とし、4万7,300円を5万4,700円に、現行の第4段階を第5段階とし、5万2,500円を6万800円に、現行の第5段階を第6段階と第7段階に細分化し、6万5,700円を第6段階は7万3千円に、第7段階は7万9千円に、現行の第6段階を第8段階と第9段階に細分化し、7万8,800円を第8段階は9万1,200円に、第9段階は10万3,400円に改めるものであります。

第2項においては、第1段階の被保険者に対して、公費を投入して負担の軽減を図るもので、改正規定に関わらず保険料を2万7,300円とするものでございます。

また、附則において介護予防・日常生活支援総合事業等の実施を、その体制を整え、円滑な実施が図れるよう、開始時期に経過措置を設けるものであります。

なお、この条例は、附則において、平成27年4月1日から施行することとしておりますが、第4条第2項の改正規定は、国の政令の公布時期を踏まえ、その施行期日を規則に委ねるものであります。

次は、提出議案の42ページをお開きください。

議案第21号、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の基準の見直し、サービスの趣旨を明確化するための複合型サービスの名称変更などで、省令で定めた基準と異なる特別な事情はないことから、改正後の国の基準を指宿市の基準に改正しようと

するものであります。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の52ページをお開きください。

議案第22号、指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、介護予防サービスにおける基準の見直しであり、国の省令で定められた基準と異なる特別な事情はないことから、改正後の国の基準を指宿市の基準に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の57ページをお開きください。

議案第23号、指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたこと、及び字句の整理を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、介護支援専門員など関係者、関係機関の情報共有の見直しなどであり、国の省令で定められた基準と異なる特別な事情はないことから、改正後の国の基準を指宿市の基準に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の60ページをお開きください。

議案第24号、指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてであります。

本案は、子育て支援の充実を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、題名を指宿市乳幼児等医療費助成条例から指宿市子ども医療費助成条例に改め、医療費助成対象者を出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までに拡充するものであります。

なお、附則において、この条例は平成27年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の62ページをお開きください。

議案第25号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、引用する条項の繰り上げに伴い、条文を整理するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の70ページをお開きください。

議案第28号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正についてであります。

本案は、天然砂むし温泉施設へのニーズの多様化に対応し、利用者の満足度と施設の魅力向上を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

これまで、使用料の算定につきまして、経常的な維持管理経費を原価として、施設の性質別負担割合により決定してきましたが、今回、使用料・手数料の見直しに関する基本方針の改正によりまして、民間で同様の形態で運営されている市場性の高い施設で、市外の利用者が大半を占めるなどの施設の場合の使用料については、施設の更新のための経費を含めた中で使用料の算定ができるようになりました。このことから、指宿市天然砂むし温泉施設も老朽化が進み、今後、施設維持費の増大及び利用者のニーズの多様化に伴い、施設の改修等により更なる利用促進を図るために改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、別表中の使用料1級地大人820円を980円に、小人410円を490円にそれぞれ改めようとするものであります。

なお、平成27年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の72ページをお開きください。

議案第29号、市道の認定についてであります。

本案は、1路線の市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

新たに市道認定しようとする利永松ケ窪線は、指宿市山川利永字鍋下から、東方字松ケ久保平までの延長3,230mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（浜島勝義）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の64ページをお開きください。

議案第26号、指宿市いじめ問題専門委員会条例の制定についてであります。

本案は、いじめ防止対策推進法に基づき、指宿市いじめ問題専門委員会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容としましては、第2条において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ事案、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合において、当該重大事態に係る必要事項の調査を行うこととしております。第3条において、組織はいじめの問題に関する学識経験等を有する委員5人以内による専門委員会としております。第4条において、委員の任期は委嘱の日から調査が完了する日までとしております。第6条において、会議は専門委員会の委員長が必要に応じて招集し、専門委員会において必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができ、また委員が議事に関し直接の利害関係者である場合は、委員は会議に出席することができないとしております。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の67ページをお開きください。

議案第27号、指宿市スポーツ・文化振興基金条例の制定についてであります。

本案は、スポーツ及び文化の振興を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容としましては、第2条において、基金として積み立てる額は市長が必要と認める額及び基金の設置目的のための寄附金の額で、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。第3条において、その管理は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で保管、また、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしております。第4条において、基金の運用益金はこの基金に繰り入れるものとし、第5条において、財政上必要があると認める場合は歳計現金に繰り替えて運用することもでき、また、第6条において、基金は必要がある場合に限り処分することができるものとしております。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

**○水道課長（川口光志）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の23ページをお開きください。

議案第14号、指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、職員の所有に係る住宅に対する住居手当を廃止するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に併せて、第6条第2号において規定する当該職員の所有に係る住居手当支給の条文を削除するものであります。

なお、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（新宮領進）** ただいま議題となっております議案第1号から議案第37号までの37議案に対する質疑等は、2月26日に行います。

#### △ 議案第38号上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第40、議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** それでは、ご説明申し上げます。

提出議案の82ページをお開きください。

議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、指宿地域の現委員であります坂元純繼氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますが、一身上の都合により辞任の意向でありますので、新たに濱田悟氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は長きにわたり行政職員として地域住民の福祉の向上と地域の発展のためにご尽力いただき、特に青少年の健全育成に取り組み、健やかに成長できる社会の実現を目指し、積極的に活動されていることから、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第38号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（新宮領進） これより，議案第38号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第38号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより，議案第38号を採決いたします。

本案は，同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第38号は同意することに決定をいたしました。

△ 新たに受理した陳情5件一括上程（委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は，日程第41，新たに受理した陳情5件を議題といたします。

陳情5件については，お手元に配布の陳情文書表のとおり，総務水道委員会に付託いたします。

休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 前之園 正 和

議 員 木 原 繁 昭

# 第 1 回 定 例 会

平成 27 年 2 月 26 日

(第 2 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成27年2月26日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第3 議案第2号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第3号 平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第4号 平成26年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第5号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第6号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第7号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第8号 平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第9号 指宿市行政手続条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 指宿市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 指宿市総合振興計画審議会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 指宿市定住促進条例の一部改正について

- 日程第19 議案第18号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 指宿市用品調達基金条例の廃止について
- 日程第21 議案第20号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防支援のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 指宿市いじめ問題専門委員会条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 指宿市スポーツ・文化振興基金条例の制定について
- 日程第29 議案第28号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第30 議案第29号 市道の認定について
- 日程第31 議案第30号 平成27年度指宿市一般会計予算について
- 日程第32 議案第31号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第32号 平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第34 議案第33号 平成27年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第34号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第35号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第36号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第37号 平成27年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第39 議会基本条例調査特別委員会調査結果報告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 千ヨ子	10 番議員	森 時 德
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 德 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	前之園 正 和	16 番議員	木 原 繁 昭
17 番議員	中 村 洋 幸	18 番議員	新川床 金 春
19 番議員	下川床 泉	21 番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	高 野 重 夫	市民生活部長	大久保 正 一
健康福祉部長	下敷領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸
農 政 部 長	新 留 幸 一	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	浜 島 勝 義	山 川 支 所 長	馬 場 久 生
開 聞 支 所 長	下 吉 耕 一	農 政 部 参 与	池 増 広 行
総 務 課 長	岩 下 勝 美	市 長 公 室 長	川 路 潔
市民協働課長	上川路 正 和	長 寿 介 護 課 長	大久保 成 人
観 光 課 長	川 畑 徳 廣		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福 山 一 幸	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び下川床泉議員を指名いたします。

△ 議案第1号～議案第8号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第1号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、から、日程第9、議案第8号、平成26年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第8号までの8議案は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第8号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第9号～議案第37号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は、日程第10，議案第9号，指宿市行政手続条例の一部改正について，から、日程第38，議案第37号，平成27年度指宿市水道事業会計予算について，までの29議案を一括して議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，順次発言を許可いたします。

まず，前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第28号について，質疑を行いたいと思います。

提案説明によれば，これまで使用料の算定については経常的な維持管理経費を原価として決めてきたが，市場性の高い施設で市外の利用者が大半を占めるなどの施設の場合の使用料については，施設の更新のための経費を含めて算定できる。つまり，市外からの利用者が大半を占めることが使用料値上げの理由付けになっています。まず，そのことを確認したいと思います。

次に，使用料が決まれば市外の人も市民もその額は同じになるかと思えます。市外の利用者が大半を占めることが理由付けとしてあるならば，市内の利用者に対する何らかの緩和策があってもいいのではないかというふうに思うんですが，その点，どうなっているのか伺います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 市の施設の使用料等を見直す場合においては，使用料・手数料などの見直しに関する基本方針に基づき，改正することとなっております。当基本方針につきましては，これまで当初の建設コストや中途の大規模な補修費などは除く，通常の維持管理に必要な人件費や光熱水費などの物件費により使用料を算定してきたところでございます。しかしながら，これまでの一律の規定されてきた原価計算ではなく，今回の改正によりまして施設の設置目的や利用形態，施設の更新などの諸事情等も考慮して算定することができるようになったところでございます。砂むし会館砂楽の利用者形態につきましては，市内利用者は約10%でございますけれども，このうち年間無料券の利用者を除きますと約2%ということで，市外の利用者が圧倒的に多い状況であります。このことから，砂むし会館砂楽につきましては，市場性が高く，市外からの利用客が大半を占めるとともに，民間にも同様な施設があるため，施設の更新などの事情も勘案し，維持管理経費だけではなく，今後の施設更新費用なども含めて使用料を算定・設定すべきと判断し，市内ホテルなどの砂むしと同程度の使用料に改正しようとするものでございます。

また、今回の使用料改正によりまして、近年増加している海外からの観光客が安心して砂むしを楽しめるような施設の整備など、砂むし温泉施設へのニーズの多様化に対応し、利用者の満足度と施設の魅力向上を図ることで、今後のより一層の観光客誘致の促進に寄与しようとするものでございます。

それと、続いて市内の利用客に対する緩和策はないのかということでございますけれども、現在、65歳以上の方と身体障害者手帳を持っておられる方につきましては、年24回の無料で利用できる助成事業を行っておりますけれども、今後も引き続きこの事業は実施する考えでございます。そのほか、市民を対象に6月、7月、10月、12月において、通常の使用料の半額以下で利用できる割引事業を実施しておりますが、この事業についても、引き続き実施していきたいと考えております。また、市民の方で複数回利用される方は、市民の健康増進を図るため市外の利用者の回数券よりも割安で購入できる回数券制度も設定しているところでございます。

一方、もう一つの砂むし施設であります山川砂むし温泉砂湯里につきましては、指定管理者による管理運営の指定期間中であることから、引き続き現行の料金で運営することとしているところでございます。

○15番議員（前之園正和） 市外利用者が圧倒的に多いということで、施設の更新のための経費も含めてという計算になったということは確認できるわけではありますが、市民に対する緩和策の問題では、65歳以上、あるいは身障者に対する無料券、それから半額割引券の問題、それから回数券の問題等があり、引き続きこれはやられていくということでしたが、私が言っているのは、例えば回数券で考えてみた場合に、10枚の価格で11枚、11回入れますよと、例えば、そういう形での回数券だというふうに思うんですが、何らかの緩和策というのは、今回こういう理由で値上げがなされるわけですので、値上げを、幅を押さえる、あるいは値上げをしないという意味での退避ですね。一般のというか、通常の使用料との間での緩和というのが回数券という制度であるならば、そこを言っているのではなくて、今回上げるということに対しての緩和。そういう意味で言うならば、例えば、10枚分の料金でこれまで11枚だったとすれば、値上げをしちゃったので、するので、割引を大きくして12枚発行するとか、例えばですよ、そういう形でこれまでの一般券との間での緩和という感覚ではなくて、今度上げるということに対しての上げ幅を少なくする、あるいは上げないという、そういう意味での緩和策は考えないのかということなんです。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今回の使用料の算定の受益者負担に関する基本的な考え方として、まずは公の施設で必需性とか、市場性、すなわち必需性ということにつきましては、日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするサービスを提供する施設ということと、市場性ということにつきましては、民間で供給されにくく、主に行政が提供する施設というような部分で、高い低いという部分を考慮して使用料等を算定するようになっていきます。

の中で、じゃ、砂むし会館砂楽の部分につきましては、どういうことになるかと言いますと、やはり市民生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするサービスを提供する施設では、そこまで必需性が高くはないと。さらに施設の市場性というところにおきましては、民間でも供給されて、これは市内のホテル等でも同様な砂むしは提供されております。ということで、市場性につきましては、非常に高いということで、まさしくこれにつきましては、基本方針の中で受益者負担ということを求めるといふふうに基本的になっておりますので、その中で今回、施設の更新等についての料金というものを加味するという方向で検討いたしましたので、やはり、市民であってもその上げ幅というものについては、同等に扱うべきであろうというふうに考えているところでございます。

○15番議員（前之園正和） 1回目の答弁の中で65歳以上、それから身障者に対する年24回の無料券が一つありました。無料券が一つ。それから、6月、7月、10月、12月に半額の割引券、割引券が一つありました。それから回数券と、3種類あるということだと思うんですが、この無料券は無料ですから、いくらになろうと無料だということだと思うんですね。これが2番目の割引券、半額だったですか、半額程度だったですか。これは例えば半額とすれば半額ということで変わらないのか。それから、回数券については、今、いくら分の価格で何枚ということになっているのか。それについては、実際問題としてどうなのかですね。10枚分で11枚、11回とか、そこが変わらないのかどうか。その辺がもう決まっているんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 先ほどの6月、7月、10月、12月のことを再度申し上げますと、これにつきましては広報いぶすきに印刷をして、全世帯に配ってあります。そこを切り抜いて砂楽に持って行きますと、タオル別浴衣込みで410円ということで、通常利用する料金の半額以下という形で今後もやっていきます。この制度はやっていきますけれども、410円につきましては、やはり今回の値上げ率を加味して値上げをしたいと考えております。さらに、そのほか回数券につきましては、これはもともと砂楽につきましては多額の公費がつき込まれて建設されておりますので、当然、市民向けに關しての回数券と通常回数券そのものの料金設定が異なっております。市民向けにつきましては、10回利用できる10枚綴りで5,140円、そして市外向けの回数券、例えば団体で11、2名の方が来たときに、団体割引が適用されないけれども、結構な12人来た場合にはこの回数券の11枚を買って利用すれば、通常より割安になるということで、11枚綴りで8,200円ということで、もともと市民につきましてはその軽減はされております。そういう中で今回、全体的な使用料の見直しという中で、上げ幅率ということにつきましては、先ほどの410円のやつと同様に、全てについて値上げ率を加味して改定していきたいと考えております。

○議長（新宮領進） 次に、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 議案第17号、指宿市定住促進条例の一部改正について、質疑を行

います。

指宿市の定住促進条例は、合併前の旧山川町の条例をこれまで採用し、定住することを目的として転入した者で、当該世帯が本市の住民基本台帳に一度も記載されることがない者。本市の助成地域に床面積50㎡以上の住宅を建築又は購入した者。配偶者又は義務教育終了前の子供がいる者。転入の日60歳以下である者となりました。今回の一部改正では、助成対象地区を市内全域に変更し、助成対象者である世帯責任者を60歳以下から65歳に変更しようとしています。対象地域が市内全域になったことは大変良かったと思っております。しかし、鹿児島県で定住促進条例を制定している市町村が43市町村あります。Uターン者に助成しない市は、ただ指宿市1市だけです。平成18年1月の人口推計は4万6,783人で、27年1月現在では4万2,570名で、この中には外国人も含まれております。9年間で指宿市の推計人口が4,213人減少しているのは事実であります。指宿市の定住促進条例の第1条に、この条例は本市以外に居住していた者が、本市の助成の対象地区に転入し、住宅を新築又は購入することに対し、定住促進助成金を交付することにより、本市における定住を促進し、もって、人口の増加を図るとともに、豊かで活気に満ちたふるさとづくりに寄与することを目的とすると条例にうたわれています。人口減少を抑制することが指宿の喫緊の課題であるので、指宿定住促進条例の改定をするに当たり、Uターン者を対象に検討していただきたいと提案していましたが、今回の条例の一部改正に盛り込まれなかった主な要因は何か、伺います。

○総務部長（高野重夫） 定住促進制度については、旧山川町において平成9年度から開始されたものを基本に、新市において制度化しております。旧山川町では、当初、Uターンを含めておりましたが、交付されたものの9割がUターンで、地元で頑張っている町内居住者が新築した際は交付されず、不公平であるという声が上がリ、平成15年度に制度見直しを行い、IターンまたはJターン者を対象としたところでございます。これらの経緯を踏まえ、今回の制度見直しにおきましてもUターン者は含めておりません。

○18番議員（新川床金春） 指宿市は合併して9年経過し、先ほども言いました4万2,570人です。数年後には4万人を切るということが、もう推計で出ているわけですよ。そして、先ほども言いました県内43市町村の中で、指宿市だけがUターン者を対象にしてないんです。霧島市は国分市内から牧園、福山に行った人にも助成をしております。出水市は地方交付税や個人住民税など、1人当たり人口増加効果として年18万と試算しております。3人世帯の場合、3年間で162万円となり、費用対効果は十分あるということから、出水市に住み、通勤してほしいということをですね、新聞に掲載してました。担当部課長をはじめ、多くの市民が新聞に目を通したと思いますが、指宿市は人口増に対しての費用対効果はどのように捉えているのか伺います。

また、県は1991年以降Uターン・Iターンフェアを鹿児島で行い、加えて2008年度から毎年、東京など大都市で移住に関心のある人を対象に移住交流セミナーを開催しています。近年

では地域の担い手となる若者や子育て世帯を確保できたと言っております。参加自治体は平成13年度で12市町村1広域事務組合に増えたと報道されてますが、これまで定住促進について、県と協議したことがあるのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 現在、43の市町村のうち県内では23の市町村で何らかの定住促進対策の助成金に取り組んでおります。Iターンだけを対象にしているところもあれば、Uターンを対象にしているところもあります。市内全域ではなく、特定の地域に限るものや市が造成した特定の団地に限って助成金を交付している市町村もございます。定住促進制度につきましては、市や県のホームページ、情報誌などの情報媒体を通じて、本市を知らない都市部の方々に対してPRできることから、有効な施策として今回対象地域や対象年齢を拡大し、引き続き実施することといたしました。Uターン者につきましては、もともと本市に住んだことがある方ですので、この補助金制度がUターンを決意する際の動機となったものなのか、そもそもこの制度がなくてもUターンをする予定だったのか、有効性が問われるところでもございます。また、先ほどの繰り返しとなりますが、この制度を始めた旧山川町において不公平であるとの声を受けて制度を見直した経緯もございますので、Uターン者は含めないということにしているところでございます。今回、区域を広げまして、対象年齢も65歳という形で引き上げさせていただきました。このようなことで、この制度でしばらく効果等を検証してみたいというふうに考えております。また、定住促進制度については、県の方と情報交換をしながら、県内の情勢、他市の状況等も調査して、定住促進制度に取り組んでいるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 指宿市定住促進条例の一部改正は、先ほど部長が言いましたように市内全域になり、60歳以下を65歳以下にさせていただいて良かったと私は思っております。しかし、人口が合併し4,213人減少しております。今後、3万人になるんですよ。不公平を言っておったって、このまちが豊かになっていきますか。人口減少を抑制するためにこの条例があると私は思っております。やっぱり、指宿が発展するための条例改正をするべきじゃなかったのかと思いますけれども、お伺いします。

○総務部長（高野重夫） 昨年4月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、市内全域が過疎地域に指定されたことから、今回の改正で区域を市内全域に広げ、また、年齢も60歳以下から65歳以下へ引き上げました。Uターン者については、助成金があったから転入してきたのか、親の介護や家業を継ぐとか、いろいろな理由で助成金がなくても転入してきたのかの検証が難しい一面もございますので、今回の改正による効果などを検証してまいりたいというふうに考えております。また、今回、新たな対象地域となった区域には、他の都市にはない温泉付きの分譲地なども含まれておりますので、今回の改正による効果などについて検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新宮領進） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第29号及び議案第31号から議案第37号までの28議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第30号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 議会基本条例調査特別委員会調査結果報告（委員長報告、質疑）

○議長（新宮領進） 次は、日程第39、議会基本条例調査特別委員会調査結果報告を議題といたします。

議会基本条例調査特別委員長の報告を求めます。

○議会基本条例調査特別委員長（松下喜久雄） 議会基本条例調査特別委員会の調査結果について、ご報告申し上げます。なお、既に配付いたしました報告書をご参照いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

1. はじめに。指宿市民から選挙で選ばれた議員により構成される指宿市議会は、同じく選挙で選ばれた指宿市長とともに市の代表機関として、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務があります。この二元代表制に基づく機関は、互いに健全な緊張関係を保ちつつ、議論を深め、協力しながら、市民の意思を市政に的確に反映させることにより、指宿市が掲げる将来都市像である豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向け、最良の意思決定を導く共通の使命を有しています。近年の本格的な地方分権の進展に伴い、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する中、市民の意思を代弁する合議制の機関である議会が、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上に果たす役割はますます大きくなっています。

このような中、指宿市議会は市民に身近で開かれた活気ある議会の実現を目指して、議会の使命や役割、議会運営に関する基本的事項等を定める条例について、調査研究を行うため、平成26年9月25日に9人の委員をもって構成する指宿市議会基本条例調査特別委員会を設置したところです。この特別委員会では、これまで本市議会が進めてきた議会改革の取組及び現状、課題等を踏まえた上で先進類似市や近隣市の取組状況並びに成果・課題等を参考にしながら、先進市である霧島市の研修視察も行うなど、延べ8回約30時間に及ぶ議論を慎重に行ってまいりました。その中で、特に重点的に議論されたのが、地方自治の主体である市民とともに考え、行動し、市民の信頼に応えるべく公正性と透明性の確保、積極的な情報の

公開，市民参加の推進，議員間の自由な討議の展開，議員の資質向上，政策立案及び提言機能の強化などであります。

このたび，当特別委員会が調査した結果を踏まえ，指宿市議会基本条例案について，条文ごとにその考え方の基本となる解釈を示した逐条解説を添えてここに報告いたします。

以下，2. 議会基本条例調査特別委員会について，及び2ページ以後の3. 委員会の開催状況については，お目通し願います。

6ページをお開きください。

次に，4. 調査の経過について申し上げます。指宿市議会基本条例を検討するに当たり，地方分権時代の進展にともない，地方議会が果たす役割がますます拡大する中，議会がその責務を果たすべく，市民に開かれた議会の実現とともに，議会への市民参加を推進するためには，議会がどうあるべきか，どう変わるべきかということについて，第2回の委員会において，委員相互に率直な意見を自由に出し合った後，条例に盛り込むべき事項と議会改革に関する事項とのすみ分けを行いました。条例に盛り込むべき事項のうち，特に重要な項目であるとして，第3回以降の委員会において慎重に議論を行ったのが，1. 議会報告会の開催，2. 反問権の付与，3. 会派制の導入，4. 委員会の公開，5. 議員間の自由討議，6. 透明性の確保，7. 議会を代表して各種会合に出席した場合の報告の7項目でした。

委員会の進め方として，まず，これらの7項目についてそれぞれ個別に議論し，意見の集約を行いました。次に，その結果を踏まえ，ほかの条例事項についても他市の条文や運用状況，さらには各条項の解釈等も参考にしながら，本市議会に最もふさわしい条文となるよう十分な議論を重ねてきたところです。

以下，上記七つの重要項目，それぞれの議論の経過及び他の条文も含めた全体的な議論の内容について主なものを紹介してありますので，お目通し願います。

12ページをお開きください。

12ページ最後の段になりますが，各項目における意見の集約結果に基づいて協議された結果について申し上げます。

その他でございます。一つ，議会報告会については，開催時期や会場，内容，方法など，実施に当たって実施要綱が必要になるので，議会運営委員会での協議に委ねることとしました。一つ，反問権の行使については，6月定例会から想定されるので，先進事例も参考に委員会として一定の方向性を協議し，要綱案として報告書に盛り込み，議会運営委員会に申し送ることとしました。一つ，議会基本条例の条文について，理念や解釈を示した逐条解説書を作成し，条例案とともに最終報告書に盛り込むこととしました。

次に，13ページです。

5. 検討結果について，申し上げます。上記四つの調査の経過で述べたとおり，本市議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めた議会基本条例として最良の条例となるよう

議論を尽くし検討してまいりました。その結果について、次のとおり集約しましたので報告いたします。

1. 指宿市議会基本条例案, 2. 指宿市議会基本条例逐条解説, 3. 指宿市議会反問権に関する要綱案, これはお示しの資料のとおりであります。

6. むすびでございます。地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限、責任領域が飛躍的に拡大し、住民自治に根差した地方分権を推進する上でも、更なる地方議会の活性化が必要不可欠となりました。このため、より一層の議会改革をととした議会の組織、権能、運営等の見直しが求められ、本市議会においても議会基本条例の必要性が確認されたところです。

このようなことから、平成26年9月に議会基本条例調査特別委員会を設置して以来、約半年間にわたり県内外の先進地の議会基本条例の内容や運用状況、課題の調査研究、さらには先進市である霧島市の研修視察や先進事例の調査などを行いながら、これまで延べ8回の委員会を開催する中で、多くの意見が交わされました。

議会改革については、各論には様々な意見があり、議会基本条例制定に関する考え方も委員間に温度差があったのは確かですが、当特別委員会において、異なる意見がぶつかり合いながらも、市民福祉向上のため、あるべき議会や議員の姿について、真摯な議論が交わされた意義は大きいと考えます。このたび提案する指宿市議会基本条例は、当特別委員会で慎重な議論を尽くした結果であり、本市議会における議会改革の集大成と言っても過言ではありません。

なお、この条例は理念を主としていることから、それを実現するための具体的手段については、他の条例、規則、要綱などで定めることとしております。本市議会がこの条例の制定を契機として、より一層の機能強化と活性化に努め、市民の負託に応えられる議会の実現に向けてまい進することを期待いたしまして報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分
再開 午前10時34分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議会基本条例調査特別委員会の調査は終了いたしました。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 新宮領 進

議員 新川床 金 春

議員 下川床 泉

第 1 回 定 例 会

平成 27 年 3 月 17 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成27年3月17日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉   | 21番議員 | 新宮領 進   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長   | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 池 田 昭 夫 |
| 総 務 部 長 | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 大久保 正 一 |
| 健康福祉部長  | 下敷領 正   | 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 農政部長   | 新留幸一  | 建設部長   | 三窪義孝  |
| 教育部長   | 浜島勝義  | 山川支所長  | 馬場久生  |
| 開聞支所長  | 下吉耕一  | 農政部参与  | 池増広行  |
| 建設部参与  | 光行忠司  | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長  | 川路潔   | 危機管理課長 | 森和美   |
| 市民協働課長 | 上川路正和 | 長寿介護課長 | 大久保成人 |
| 地域福祉課長 | 山口保   | 健康増進課長 | 今柳田浩一 |
| 観光課長   | 川畑徳廣  |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 福山一幸 | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 濱上和也 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において外菌幸吉議員及び臼山正志議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、臼山正志議員。

○2番議員（臼山正志） 皆さん、おはようございます。名誉あるトップバッターということで、かなりというか、大分緊張しておりますが、元気よく一般質問をしたいと思います。通告してありますので、通告に従って1回目の質問をしたいと思います。

まず、地方創生についての1点目、まち・ひと・しごと創生法に対する期待と思いについてですが、2060年に1億人程度の人口を維持するという展望を示した長期ビジョンに基づき、人口減少と地域経済縮小の克服と東京一極集中の是正を目指す、地方創生の理念を示したまち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法が昨年11月の国会で可決、成立し、人口減少、超高齢社会という待ったなしの課題の打開に向け、大きな一歩を踏み出しました。そこで、先日行われました全国1,776自治体の首長が回答しました共同通信アンケートを見ますと、政府が昨年12月に決定した地方創生の総合戦略の内容について、ここまで積極的な戦略が示されたことがなく、非常に心強い。地方発展のチャンスなどといった前向きな評価が8割を超える一方で、目新しさがない、焼き直しではないか、机上の空論で具体策がない、内容は丸投げの感がするなどといった、批判的な回答もあり、地方創生の捉え方に対して、当然のごとく、各自治体の首長間に若干のばらつきがあるようであります。そこで、本市の首長であります豊留市長にお尋ねいたします。今後、ますますの首長としてのリーダーシップが求められる中、今回示された地方創生をどのように捉え、期待するとすればどういった点に期待をするのか、そして、取り組む上でどのような点に力を入れていこうと思われているのか、市長の思いをお聞かせください。

次に、合併10年、これからのまちづくりについての1点目であります。合併10年の評価について、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成17年以来、全国的に市町村合併が積

極的に推進されてきました。その中で、本市も平成18年1月1日に、1市2町が合併し、新指宿市が誕生し、今年で合併10年を迎えました。そこで、合併の効果を改めて認識し、合併の目的がどの程度達成されたのかどうか、合併によって、町役場、本庁舎がなくなった山川地域、開聞地域でのにぎわいの喪失といった、マイナス面の声も聞こえていますが、どのような課題があるのか、課題があるとすれば、課題解決へ、今後、どのように取り組もうとしているのか、お伺いをいたします。

次に、学校再編、統廃合についての1点目、現時点での整備計画の進行状況についてですが、少子化が全国的に進む中で、本市も例外ではなく、少子化対策が待ったなしの状況となっています。それに伴い、学校再編、統廃合問題が市民の関心を集めているところがあります。そのような中で、一部の市民から学校再編、統廃合問題について、指宿市は統廃合ありきで、統廃合先も決まっているといった誤った情報が聞こえてきております。そこで、学校再編、統廃合問題について、市民の不安や誤解を解消する意味でも、本市の取組を確認したいと思います。昨年、各小学校区で学校のあり方について語る会が開催されていますが、その中で様々な意見があったと思います。これまでの経緯やアンケート調査の結果はどうだったのか、お尋ねいたします。

次に、観光行政についての1点目、インバウンド対策について。ここ数年、外国人の観光客が、指宿においてもかなり増えてきていると感じております。大変ありがたいことでもあります。今後、人口減少等に伴う国内の観光客の減少が考えられる中で、これからの観光の目玉として、外国人の誘致、インバウンド対策が重要になってくるかと思われませんが、現在のインバウンド対策について、どのようになっているかお伺いいたします。

次に、指宿商業高校についての1点目、韓国語、中国語の履修について。韓国語、中国語の履修を始めて3年目を迎えようとしておりますが、履修状況とその成果はどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 地方創生について、ご質問をいただきました。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を修正し、それぞれが住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が昨年末の臨時国会で成立したところでございます。また、国においては、我が国の人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びこれを実現するため、今後、5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、昨年12月27日に閣議決定をしたところであります。まち・ひと・しごと創生法に対する期待と思いについてでございます。やる気のある自治体と、そうでない自治体の間で格差が出てくるであろうと思っております。創意工夫を凝らした施策を実施し、産業振興や雇用創

出、若者にとって住みよいまちづくりなど、多方面にわたり積極果敢に取り組んでいかなければならないとされているところであります。

次に、合併10年の評価についてでございます。厳しい財政状況の中、柔軟に行政課題に対処していくためには、財政運営の大幅な改革が必要不可欠であります。中でも、職員数の計画的な削減を図ることは、行財政改革の重要なポイントの一つであることから、集中改革プラン、組織機構改革再編計画、定員適正化計画などにより、取り組んできたところであります。合併後の職員数の経緯については、平成18年1月1日、合併当時であります、599人。5年後の平成23年4月1日では、116名減の483人。平成26年4月1日現在では148人減の451人となっております。職員減による市民サービスへの影響についてでございますが、職員数の削減については、市民サービスに影響が出ないように、一人ひとりの職員が持てる力を最大限に発揮できるような、適材適所の職員配置や事務事業の見直し、業務内容や業務量等を的確に把握し、新たな課題に迅速に対応するための組織機構の見直しなど、随時実施し、対応しているところであります。また、職員の資質向上を図りながら、市民サービスへの影響が出ないように、努力しているところでございます。

次に、観光行政についてでございます。インバウンド対策についてでございますが、市ではこれまで、簡単な4か国語会話集を作製して、全世帯に配布したほか、4か国の観光DVDを製作して、指宿駅構内や観光セールスなどで活用してきており、また、4か国語の観光パンフレットも作製したところであります。平成26年度におきましては、本市の北の玄関口でございます、道の駅いぶすきと中央商店街のアーケードに4か国語の歓迎看板を設置したところでございます。また、3月6日には池田湖や西大山駅、長崎鼻など、市内の主要観光スポット10か所に無料Wi-Fiスポットの整備が終了し、現在、運用を始めているところであります。このほか、海外での取組といたしましては、今年度は台湾、香港、上海、韓国でセールスを実施しております。今後、新たな4か国語観光パンフレットの製作や、南薩や南大隅の自治体と連携しての香港やタイ、シンガポールでのセールスに取り組みたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長が答弁をいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 学校再編、統廃合の検討状況についてのご質問ですが、これまでの検討経過としましては、昨年7月下旬から10月上旬にかけて、市内16の会場で学校のあり方について語る会を開催し、市内小・中学校の教育の現状、課題、今後の児童・生徒数の推移見込みなどについて、地域の方々にご説明させていただきました。子供たちの今後の教育のことを考え、多様なご意見など数多くいただき、ありがたく思っているところでございます。語る会の後、11月と2月には地域代表者や保護者及び学校代表者等で構成する学校のあり方について考える会地域部会を指宿地域、山川地域、開聞地域、それぞれで開催し、今後の展開等について協議していただきました。委員の意見の集約としましては、27年度に地域住民

への説明会を開催すること、アンケート調査結果などを含めた経過報告、今後、情報提供しなければならないことなどについては、今後、協議を重ねていくことになっております。語る会でのアンケート調査は460人から回答を得ましたが、望ましい1学年の学級数については、小学校では約8割の方が、中学校では9割以上の方が2学級以上と回答しております。また、中学校では約7割の方が3学級以上と回答しております。その理由としましては、豊かな社会性、協調性が育成できる、切磋琢磨する学習環境が構築できる、多様な教育活動の展開ができるとの意見が数多くあったところでございます。また、学校再編の検討を進めるかどうかについては、小学校では検討を進めることが必要と回答した方が約6割、必要ないが約3割、中学校では検討を進めることが必要が約5割、必要ないが約3割となっております。

**○議長（新宮領進）** 韓国語と中国語の履修のことについて。

**○教育部長（浜島勝義）** 続きまして、指宿商業高校の韓国語、中国語の履修状況等についてのお尋ねですが、指宿商業高校ではグローバル化する経済社会を見据えたビジネス教育の一環として、また、韓国や中国からの観光客に対する地域社会の貢献策として、平成24年度から韓国語・中国語の授業を週1時間行っております。韓国語、中国語の選択の割合は、3年生は韓国語が約84%、中国語が約16%、2年生は韓国語が約51%、中国語が約49%、1年生は韓国語が約44%、中国語が約56%、全体では韓国語が約60%、中国語が約40%となっております。授業では学年に応じて、毎日使う挨拶、自己紹介スピーチや旅行、ビジネス会話等の基本的な使い方を学習し、日常会話に生かしていけるような基本的能力を身に付けるようにしております。個々によって習熟度に差があるものの、挨拶、自己紹介や簡単な日常会話もできるようになっておりますが、中には韓国語、中国語のスピーチコンテストに参加したり、韓国語の能力検定試験初級に合格したりする生徒や、韓国の大学に語学留学する生徒も出てきております。現在、鹿児島国際大学と連携し、台湾の大学生との交流やいぶすき菜の花マラソン大会にボランティアで来日した韓国の大学生とも、授業の中で交流を行っております。今後の取組としましては、企業、ホテル等と連携し、語学を生かした体験学習により、語学力向上を図ってまいりたいと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** ありがとうございます。すいません、先ほど名前を言わずに一般質問してしまいました。改めまして、議員番号2番、臼山正志でございます。よろしくお願いたします。

それでは、各項目ごとに2回目の質問に入りたいと思います。

まず、地方創生についての2点目の質問であります。地方創生戦略計画の策定スケジュールについて。今回のまち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中・長期的視点に立って取り組む必要があることから、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する、地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後、5か年の目標や施策の基本

的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。期間に関しても、まち・ひと・しごと創生は、我が国の喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があることから、遅くとも平成27年度中には地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。この地方版総合戦略の策定については、義務ではないということですが、今後、予算の交付金措置がなされる際に、実質的にはこの地方版総合戦略が根拠とされる可能性が高いと思いますので、大変な作業ではあるかと思いますが、是非、取り組んでほしいと思っています。また、まち・ひと・しごと創生本部が各都道府県に宛てた策定に当たっての通達の中に、地方版総合戦略については議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要であるとあります。このことから、本市議会も執行部とともに、地方版総合戦略の策定に当たって積極的に取り組むことが大事になってきます。そこで、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定スケジュールについてお尋ねします。市町村にあっては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略に合わせて、都道府県の地方版総合戦略も勘案することになっていますので、県の方向が決まらなければ策定スケジュールが立てられないとは思いますが、現時点での地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定スケジュールはどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。また、併せて地方創生に向けて、国が今年度補正予算に盛り込んだ地域住民生活等緊急支援交付金について内容及び活用策についても答弁をお願いします。

**○総務部長（高野重夫）** まず、策定のスケジュールについてお答えいたします。まち・ひと・しごと創生法では、国の総合戦略を勘案し、自治体の実状に応じた地方版総合戦略及び地方人口ビジョン策定の努力義務を自治体に課しており、本市におきましても平成27年度から平成31年度を計画期間とした、総合戦略及び地方人口ビジョンを平成27年度中に策定することにしております。なお、第2次総合振興計画と併せて、総合戦略の策定を進めていくことになっております。

予算につきましてでございます。国におきましては、平成26年度補正予算で地方創生先行型の交付金1,700億円が盛り込まれております。国の予算1,700億円のうち、1,400億円は基礎交付枠として人口や財政力に応じて自治体に配分し、残りの300億円は事業内容を国が判断し、上乗せ交付するとしております。本市におきましては、国の補正予算1,400億円の基礎交付枠の交付金として、5,847万4千円が内々示されております。対象となる地方創生先行型交付金事業としましては、一つ目に1,000万円を上限とした地方版総合戦略の策定事業、二つ目に特産品販路開拓事業や地域資源を活用した市民の健康づくり事業など、11事業を実施することにしております。本市では地方創生先行型交付金事業及び国の補正予算300億円の上乗せ交付枠、いずれも積極的に臨むことになっており、その内容につきましては、3月追

加補正の中でご審議いただく予定としております。

**○2番議員（臼山正志）** ありがとうございます。

次に、地方創生についての3点目、市民からの声の聴取の予定についてであります。まち・ひと・しごと創生本部が各都道府県に宛てた通達の中に、まち・ひと・しごと創生を實行する上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとあります。今回の地方創生は、当たり前ですが主役は地方です。そして、住民主導でなければ意味がありません。そこで、お尋ねします。今後、地方創生ビジョン及び地方版総合戦略の策定に当たって、市民からの声を聴取し反映させるお考えがあるか、ないか、答弁をお願いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であると国から示されております。本市におきましては、第2次総合振興計画を策定するに当たり、昨年7月に市民アンケートを実施いたしました。また、総合戦略策定に当たり、指宿市地方創生実施本部を設置するとともに、地方創生に向けて、平成27年度から31年度までの間に取り組むべき様々な提案を市職員から募集したところであります。その中から、地方創生の趣旨に即したものの、事業実施の可能性や事業効果の高いものを選定することとしております。地方創生実施本部の下にプロジェクトチームを設置することにしてありますが、このプロジェクトチームでは、選定された事業計画をはじめ、新たな提案や既存事業の発展的な事業見直し、内容等を協議していくこととしております。このプロジェクトチームの構成員として、地方創生の事業提案及び協働事業者となり得る民間メンバーにも参画していただく予定としております。

**○2番議員（臼山正志）** 次に、合併10年、これからのまちづくりについての2点目ですが、協働のまちづくりについてお尋ねします。合併10年目を迎え、様々な問題・課題がある中で、今後、協働のまちづくりが大変重要になると感じています。本市も協働のまちづくりに一生懸命取り組んでいただいております。大変感謝しているところです。先日、協働のまちづくりの先進都市である、大阪府池田市に所管事務調査に行つてまいりました。先進地といえども、実際に話を聞くと多くの課題を抱えていることが分かりました。そこで、本市の取り組んでいる協働のまちづくりはどのような状況なのか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 協働のまちづくりにつきましては、現在、直面している人口減

少問題等を背景に、自助、共助、公助の補完性の原則を前提としながら、市民の誰もが末永く安心・安全な日常生活を送っていくためにはどうしていけばよいかというようなことに関し、市民、各種団体、行政等様々な主体が互いに知恵を出し合い、支え合いながら取り組むまちづくりであると考えております。そうしたことから、本市では平成22年度に策定いたしました協働のまちづくり指針に基づき、市民活動が行いやすい環境づくり、庁内体制の環境整備など、協働で進めるまちづくりのための各種取組を順次進めてきております。そして、特に今後は、地域セーフティネットの担い手となり得る新たな地域コミュニティ組織づくりの支援や、多様な主体がより活動しやすい協働の仕組みや場づくりの取組を推進していこうと考えているところです。

**○2番議員（臼山正志）** 指宿市には協働のまちづくりの推進事業として、提案公募型補助事業があると思いますが、視察に行った池田市においても同様の事業がありましたが、市民参加、市民参画という点においてのミスマッチや当事業による行政職員の負担増などにより、今後、事業の廃止も含めて検討していかなければならないというお話を聞きました。そこで、本市の提案公募型補助事業は、現在、どのような状況なのかお伺いいたします。

**○市民生活部長（大久保正一）** 本市の提案公募型補助事業につきましては、平成20年度の制度創設以来、平成26年度までの7年間で合計137件の事業提案があり、うち、97件の事業が実施されております。そして、この7年間の間、できるだけ多くの市民の皆さんが本市の協働のまちづくりに参加・参画していただきたいということから、幾つかの見直しを行いながら進めてきているところであります。まず、最初の見直しを行ったのは、制度創設3年後の平成22年度であります。それまで年1回だった公募回数を年2回にすることで、市民参加・参画の機会を拡大したほか、行政課題との連携強化を図ってきたところです。さらに、本年度からは通年で事業提案の公募を行っており、これまで提案するための計画作りそのものにかかっていた時間的制約を緩和しているところです。また、何よりも市民の皆さんの協働のまちづくりに参画したいという思いを大切にしなければならないということから、事業の提案、計画書作りの段階から複数の関係課等が積極的に関わっていくことで、提案された事業の実効性を高めていこうと努めているところであります。

**○2番議員（臼山正志）** これからのですね、地方創生においてもそうだと思いますが、これから、新しいことを何か始めるといこともたくさん出てくると思いますが、一方で、今までやってきたことをもう一度振り返りながら、効果的な取組を進めていくことも必要かと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○市民生活部長（大久保正一）** 今後の協働のまちづくりには、その地域に住まわれている市民の皆さんお一人おひとりが、自分事として捉え、考え、解決していく仕組みづくりが必要であろうと考えております。そして、そういった仕組みづくりのためにも、これまでの事業成果等を、随時、見直していかなければならないと認識しております。したがって、議員

からご指摘のありました提案公募型補助事業につきましては、常に事業を振り返りながら、必要な見直しを行ってきているところでありますし、今後、取り組んでまいります他の事業等に関しましても、P D C Aサイクル、計画・実施・評価・改善というものをしっかりと意識しながら推進してまいりたいと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 検証等がされており、本当に大変感謝しております。

協働のまちづくりについてであります。国は地方創生を促すために多額の交付金を付け、地方ならではの特色を生かした施策を講じるようにと言っておりますが、何をもって地方創生とするか、いささか疑問に感じる点があります。例えば、各部署の所管の事案の対応に対しての予算確保がままならない中、その一方で多額の予算が付き、新しい事業をしていく、結果、職員の負担増につながり、持続可能なものにはなりにくくなっている。やるべきことがしっかりとできていない中で、果たして地域が活性化されたと言えるのでしょうか。これからのまちづくり、協働のまちづくりをしていく中で、指宿市にとってのまちづくりとは、協働のまちづくりとはどのようなものなのか、国や県の動向に左右されるのではなく、腰を据えて市民と一緒にあって取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。学校再編、統廃合問題についての2点目、小規模校でのメリットについてであります。小規模校でのメリットを考慮し、地域の要望を見ながらというのが国の指針であると思いますが、小規模校のメリットをどのように捉えているのかお尋ねいたします。

**○教育部長（浜島勝義）** 昨年、開催しました学校のあり方について語る会において、参加された皆様には小規模校、過小規模校の利点の一般論としまして、一人ひとりにきめ細かい指導が行いやすい。お互いによく知り合え、一体感ができやすい。教職員数が少なく、意思の疎通が図りやすい。複式学級では異年齢活動が多く、学年に応じた自覚・自立の態度が育ちやすいとの説明を行ったところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** では、小規模校のデメリットは何か。I C T機器などの活用で、デメリットを解消して、小規模校も残していいのではないかと思います。その点についてどう考えているか、お伺いいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 小規模校、過小規模校でのデメリットについては、昨年、各校区で開催いたしました学校のあり方について語る会で、一般的な考え方としまして、集団活動に支障があり、学習効果が上がりにくい。児童・生徒間の人間関係が固定化し、社会性、協調性が育成されにくいという説明をさせていただきました。小規模校、過小規模校でのデメリットを少しでも解消するための一つの方策として、議員がおっしゃられるI C T機器を活用したらどうかということですが、離島や遠隔地などでは、テレビ会議システムなどのI C T機器を活用して他校との合同授業を継続的に計画的に実施することで、少しでも多様な考えに触れるように努めているところもあるようでございます。現在、市内の小・中学校では、電子

黒板やタブレット端末などのICT機器を活用し、各教科の授業に役立つ情報や動画などを子供たちの学習に生かしているところがございます。今後も、少子化に伴い、学校集団の規模の縮小が考えられます。小規模校、過小規模校での課題であります、クラブ活動や部活動の種類が限定される、運動会・文化祭・修学旅行等の集団活動や行事の教育効果が下がる、体育の球技や音楽の合奏のような集団活動ができない、児童・生徒からの多様な発言が引き出しにくい、授業に広がりや深みがでないなど、ICTの活用だけでは非常に解決が難しいところがございます。学校では、やはり、生徒指導、児童・生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てて育てることが必要だと考えております。多くの子供たちが直接触れ合いながら切磋琢磨できる教育環境を構築することが大切であると考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 先日、葉っぱビジネスで有名な徳島県上勝町に視察に行つてまいりました。実際、行ってみると想像した以上に過疎地域でありました。上勝町には小学校はありますが、中学校はなく、中学校に進学すると同時に子供が上勝町を離れるという現状が今まで続いてきていたようではありますが、ここ最近、子供が中学校に上がると同時に、子供だけではなく、家族ごと上勝町から出ていってしまうと、非常に寂しそうに話をしておりました。しかし、葉っぱビジネスでもありますように、上勝町はお年寄りがパソコンを駆使してビジネスをしております。そこで、視察に行ったときにテレビを見ていると、ニュースで上勝町のお母さん方が上勝町には塾がないので、塾にやるには30分以上かけて市街地まで送り迎えしないといけない。往復1時間以上かかるということで、なかなか、現実問題できないという話でした。そこで、お母さん方がお金を出し合つて、パソコン、ICTを駆使して、Webカメラ等を使って東京の大学の学生を雇つて、テレビカメラを通して塾を開催しておりました。それを見て、ICTと地方、田舎というのは、一見かけ離れたもののような感じ、私はしていたんですが、それを見た瞬間、これからの地方、過疎地域がどのように残っていくか、本当にたくさんのヒントがあるように感じました。ですので、田舎だからこそ、地方だからこそ、積極的にICT機器を取り込み、今後の生き残り策を模索した方がいいのではないかと感じました。来年度から実施される月1回の土曜授業等を使って、この統廃合問題、小規模校のメリット、デメリット、特にデメリットに関してはこのようなICT機器の可能性を十分に模索して、検討していただきたいと思つています。

次に、再編の結論を出す時期についてであります。学校再編について、既に再編の結論が決まっていると思つている市民もおられるようです。当然のことではあります、市民の声を聴きながら進めるべきと思つていますが、この点について答弁をお願いします。

**○教育部長（浜島勝義）** 先の12月議会でも答弁させていただきましたように、各小学校区を中心に学校のあり方について語る会を開催し、その後、学校のあり方について考える会地域部会で協議を重ねております。この会では、委員の方々の意見を聴きながら、子供たちが変化

の厳しいこれからの社会を生き抜くために必要な生きる力を育むため、教育環境をどのように整えていくかを第一に考え、慎重に議論していかなければならないと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 次に、今後の予定についてであります。今後も市民の声、意見を聴きながら、この学校再編、統廃合問題について進めることを、再度、確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育部長（浜島勝義）** これまで、学校のあり方について考える会地域部会の委員の方々の意見を聴きながら、検討を進めてまいりました。学校のあり方について考える会の今後の予定につきましても、同じように進めていくことになります。

**○2番議員（臼山正志）** 今後、地域部会等で地域の方々の声を聴く際に、一部の方の意見だけが通ることのないよう、みんながそれぞれの意見を出しつつ、合意形成できるように場の環境を整え、その上で、意見を十分に反映させた地域にとっても、子供たちにとっても最善の策となるようお願いしたいと思います。

次に、観光行政についての質問に移りたいと思います。インバウンド対策について、先ほど答弁いただきましたが、先日、NPO活動されている方の話を聞きました。その方は鹿児島に観光に来ている外国人の困りごとを直接ヒアリングしながら、調査されていました。その調査の中で、一番多かった困りごとが、外国語表記された案内看板が少なく、どこにどのように行ったらいいのかわからないということだったそうです。本市も各観光スポットにおいて、外国語表記された看板があるということですが、十分であるとは到底思えない状況ではないかと思えます。今後、積極的にインバウンド対策をするのであれば、最低限必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 本市を訪れる海外からの観光客は、JRやバスを利用する方が多いのではないかと考えております。そして、その拠点になるのはJR指宿駅であろうと考えているところでございます。そこで、本市ではその指宿駅を基点として、主要観光地である砂楽や知林ヶ島に迷うことなく、徒歩やレンタサイクルで行くことができるよう、主要な交差点17か所に4か国語の案内看板を整備したいというふうには、今、考えておるところでございます。平成27年度に実施できないか、現在、県と協議中でございます。また、市では今年度中に指宿アプリと銘打って、市民の日常的な健康づくり及び観光ガイドとしてのスマートフォン向けのアプリを作成しております。このアプリは4か国語対応で、観光情報をはじめ、温たまらん井や勝武士ラーメンなどを提供する店舗なども網羅してございます。スマートフォンにはGPS機能がございまして、現在地がわかりますし、さらに今回作成するアプリには、観光地やグルメの地点や方向とその詳細情報のほか、その地点までのルートが示される機能も備えております。また、災害時などの緊急時には、強制的にその情報をお知らせをする機能も備えているところでございます。これらの取組により、本市においては海外からの観光客の多くの方々には、それほど不自由することなく、目的地に行けるのではないかと

というふうに期待しているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 様々な外国の観光客に対してのこれからの充実を図ろうという答弁を聞いて、安心したところでありますが、是非、早急な対応をお願いしたいと思います。

観光行政についての2点目、観光協会との関わりについてであります。これから、地方創生を進める上で、指宿にとっては観光は大事な位置付けになることは間違いありません。そして、更なる観光発展を目指す上で事業拡大、事業の増加も考えられます。そういった中で、観光協会の存在が、今後、ますます大事になってくると思われれますが、現在の市と観光協会との関わりや、今後、観光協会に期待するものはどのようなものか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 観光協会との関わりについてのご質問でございますけれども、観光戦略ビジョンにおきまして、観光関連事業者や行政などと連携しながら施策を推進し、誘客、宣伝における専門的な組織として位置付けられており、各種イベントやキャンペーンの実施など、本市の観光振興を図る上で重要な役割を担っております。これに対し、市は観光振興を図る上での推進役として、市民や観光協会など、観光関連事業者が力を存分に発揮できるような環境づくりを行うとともに、お互いの連携調整の役割を担っていると考えているところでございます。本市の観光を推進していくためには、市民、観光協会、観光関連事業者、行政などが役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの分野で力を出し合うような協力体制が重要であるということから、市としましては、今後、更に観光協会と連携を図りながら、観光振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今後の観光発展のため、また、パートナーとして、観光協会は必要であるというような内容の答弁だったと思いますが、そんな大事な、大切な観光協会に就任されている職員の労働条件、特に給与面があまりよくないと聞きますが、その点について、どの程度、市として把握しているのかお尋ねいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 観光協会の予算につきましては、協会に加盟している事業所など、会員の会費などで賄っているところでございます。したがって、事務局職員の給与につきましても、協会に定めた給与体系に基づいて支給されているものと認識しているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** この観光協会の職員の給与面、労働条件等については、なかなか市としては関与しにくいところではあるとは思いますが、今の状況では、新しい職員が入ってこないのではないかと、今後の後継者不足を観光協会の方々から懸念する声が聞こえております。観光行政の顔、玄関である観光協会がそのような状況であることは、非常に残念なことであります。本来であれば、憧れるべき職場でなければならないのではないのでしょうか。このようなことは、観光協会に限ったことではないように思います。市がお願いをしている業務委託先や指定管理者先でも同様なことが起こっているのではないのでしょうか。本市

の統計を見ると、指宿市民の平均年収、平均所得が200万円余りです。ここにおいでの私たち、平均所得の半分から3分の1です。市民福祉の向上が我々も目的、目標であるならば、この状況は決して褒められたものではないと言えます。また、若い世代の子供を産み、育てやすい環境づくりを進めましようと言っている、今の現状では、それこそ結婚もできなければ、当然、子供も産むこともできない。やはり、民間に対しては、なかなか強制はできないのは当然ですが、市から何かしら、その業務委託とかして管理をしていただく際に、ある程度の労働条件を付けてお願いをする、そのような流れを作っていくことが、我々のできることはないかと思えます。その中で、民間も少しずつ近づいて、市民全体に、市民福祉向上の波が流れてわたっていくのではないかと思えます。

次の質問に入りたいと思えます。指宿商業高校について、先ほど、韓国語、中国語の履修の件について答弁いただきましたが、今年の入試の、皆さんもご存知かと思えますが、指宿商業高校、昨年度に比べて50数名減の定員割れをしております。これは、やはり少子化に伴うものがかなり大きいかと思えますが、その中でも、あまりにも少なくなっているように感じております。この韓国語、中国語も、やはり、今後、指宿商業高校が少子化の中で生き残るための策だったと思えますが、なかなかその効果が出ていないように感じております。この指宿商業高校が定員割れをしたことにつきまして、どのようにお考えか、お伺いたします。

**○教育長（池田昭夫）** 本年度、まだ2次募集が終わっておりませんので、どうなるか分かりませんが、今のところ見通しでは、定員が割れるんじゃないかなと心配しているところでございます。今回の定員割れについては、何が原因であるかと、要因であるかというのは単純に決めつけられないところがあるかと思えます。先ほど、議員が言われましたように、少子化で卒業生が減少してきていると。特に指宿市内でも、昨年度より約30人近く減っておりますし、女子が男子よりも、やはり、30人近く少なかったということもあります。また、鹿児島市の南部の谷山地区からよく指宿商業高校に進学してくれる生徒たちの在籍する中学校の幾つか、統計を採ってみますと約70人近く少なかったと、卒業生が少ないということになります。それで、今後、やはり指宿市の実態を考えましたときに、350人前後が、今後、しばらく続きますけれども、その中で私立学校へ進学する子供、また、鹿児島市内で進学する子供が大体例年、100人近くおります。350人中100人ぐらい出て行きますと、残り250人しかいない。指宿市内にあります三つの高校の定員が400人です。どうしても、今後、足りなくなります。となりますと、やはり議員がおっしゃいますように、魅力的な高校をどうつくるかということになります。韓国語、中国語の履修、そのことが子供たちにどのように映っているのか、又は、指宿商業高校を希望しなかった子供たちが、どのようにそれを捉えているのか、今後、やはり、中学校の進路指導担当者にも聴きながら、どうあればもっと指宿商業高校が魅力的になるのかということ、これから検討していかなければならないと思っております。

ます。

**○2番議員（臼山正志）** なかなか、子供が少なくなる中で難しいこととは思いますが、株式会社指商、それから、韓国語、中国語、やはり、これは大きな魅力、武器だと思っております。公立高校である市立の指宿商業高校は、定員割れしております。子供たちが少なくなっていく中で、ある程度致し方ないというような内容の答弁だったかとは思いますが、一方で私立高校はかなり増えているようなことも聞いておりますし、実際、そのような感じを受けております。これから、少子高齢化、人口が少なくなる中で、誰も経験したことのない社会に突入するわけであります。やはり、これまでの既成概念、実績等がどうのこうのとかが、そういったことではなく、やはり、新しく、これからの時代に沿った取組をするべきではないかと思っております。先日、兵庫県の小野市のところにも視察に行っていました。小野市は教育にすごく熱心なところでありました。何がすごかって、熱意がすごかったです。内容も、やっていることも当然すばらしかったです。何が違うんですかということで、世間話の中で出たのが、小野市の先生は、小野市内でぐるぐる回っているんだよ。小野市で教鞭を振った先生が教頭、校長になるんだよっていうことをおっしゃってくださいました。当然、兵庫県も県で採用されてますんで、県職であります。希望を出せば、当然、県内どこでも行ける。ただ、地域を優先しているという内容でした。だから、小野市の教育にみんなが一つになって、同じ方向を向いているように感じておりました。この教育改革、小学校・中学校の義務教育に関しては、ある程度、全国統一した教育が必要なのも十分分かります。しかし、高校に至っては、小学校・中学校と横並びの感覚ではいけないのではないかと思っております。特に子供は少なくなる中、どうやって、いないなら子供を引っ張ってくるか、その点においては、積極的に取り組んでいかないといけないと思っております。本当にこれから、全国的に抱えている少子化、人口減少、雇用の問題、いろんなものが、僕は指宿商業高校の子供たちにヒントが隠されていると思います。是非、1高校と見るのではなく、これからの未来のヒントがそこにある、そして、指宿、毎年100名近くの指宿市外の子供たちが来てくれる場所だということを、重点を置いて、これから指商に対して積極的に関わってほしいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○9番議員（高田チヨ子）** 皆様、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。

始めに、3月末日をもちまして退職されます職員の皆様に、長い間市政発展のためにご尽

力を賜り、改めてそのご苦勞とご功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土・指宿の発展のためにご活躍してくださいませようお願い申し上げます。本当にご苦勞さまでございました。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、安心・安全な生活のために、産科医について伺います。

2点目に、教育の現状について伺います。不登校の児童・生徒が増えたということを知りました。子供は未来の宝です。この宝を立派に育てていくのが、私たち大人の責任だと思います。誰もが喜んで登校できるようにしてあげたい。そういうふうみんな思っているのではないのでしょうか。そこで、不登校児童・生徒が何人いるのか教えていただきたいと思えます。また、なぜ不登校になってしまったのか、その理由と原因をお伺いいたします。

3点目に、観光振興についてお伺いいたします。今、中国や台湾などから、観光客が大勢日本に来て、いろんなところで多額の買い物をしているというニュースがテレビ等でも話題になっています。先日は、指宿にも多くの台湾からの観光客が来ていたよ、ということを知りました。ただ、残念なことに、私たちのお店には来てくれなかった、素通りして行ってしまったという、とても寂しそうな感じで話していました。この観光客の方々に対して、しっかりと対応ができるように、公認観光ガイドを養成する考えはないか、お伺いいたします。ホテル等には、きちんと通訳できる方がいるのでしょうか、駅などにも常駐していた方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

先ほど、1番目の産科医のところ、指宿市内では赤ちゃんを産める分娩施設がある病院は、現在、指宿医療センターが1か所あります。安心して地元で出産できることや、子育て支援の観点からも、産科医師の確保は喫緊の課題でありました。このことから、昨年、産科医師確保対策として、九州大学の寄附講座に多額の寄附金を支出することで、平成26年度から平成28年度までの3年間、産科医師を確保することができたのではないかと考えております。でも、3年間だけは何とか産科医師を確保することができましたが、産科医師の不足は、鹿児島県はもちろんのこと、全国でも安心して産み、育てる環境づくりとして、重要課題の一つであります。そこで、お伺いしたいと思えます。寄附講座に関連しました、産科医師派遣制度が平成26年4月からスタートし、もう少しで1年が経過しようとしております。本市の産科医師確保策の現状は、どのようになっているのでしょうか。まず、寄附講座が九州大学に開設されたことに伴い、九州大学病院から何名の産科医が指宿医療センターに派遣されたのでしょうか。そして、現在は何名体制で産婦人科の運営がなされているのでしょうか、お示してください。そして、指宿医療センターでの出産件数は、産科医派遣前と後ではどのように変化していったのでしょうか、併せて、本市の出産件数や指宿医療センター以外での出産件数の状況についてお示してください。

次に、指宿医療センターで出産されたお母さん方が、どのような感想をお持ちなのか。そ

の感想をお聞きしていることがあるのでしょうか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** まず、産科医の現状等についてでございます。九州大学病院からの産科医派遣がスタートして1年が経過しようとしておりますが、現状はどうなっているのかという質問でございます。産科医派遣は九州大学に寄附講座を開設することに伴い、平成26年から3年間、産婦人科医を指宿医療センターに1名派遣していただくものであります。今年度は4月から9月までが男性の医師、10月からは女性の産婦人科の医師1名が派遣されており、指宿医療センターの産科医は、従来の勤務医との2名体制となっているところであります。本市の平成26年の出生者数は295人で、そのうち、指宿医療センターの出生者数は132人、率としましては44.7%となっております。平成25年度の出生者数は350人で、そのうち、指宿医療センターの出生者数は163人、率としましては46.6%であることから、前年と同様な傾向であるようであります。

次に、市外での出生数としては、平成26年は鹿児島市の医療機関が86人、枕崎市の医療機関が17人、里帰りして出産をした方が60人となっております。指宿医療センターで出産された母親等の感想でございますが、地元で出産できることへの感謝、里帰りして親元で出産できる喜び、我が子の出産を見守ることのできる両親の喜びの声などお聞きをしているところでございます。

次に、外国人観光客への対応でございます。ご案内のように、テレビで放映されましたように、春節のときは台湾、韓国、そして、中国から300名を超える宿泊者がありました。そのような方々への対応といたしまして、現在、JR指宿駅の総合案内所には英語に堪能なスタッフを配置しております。受入体制、観光案内などの充実を図っているところであります。英語以外の中国語や韓国語につきましては、会話のできる職員はおりませんが、台湾や香港、中国、韓国等の方々には、中国語で書かれた、韓国語で書かれた指宿ガイドブックや市街地マップをお渡しし、説明しているところであります。観光案内所に確認いたしましたところ、ほとんどの方は英語が通じるということではありますが、通じない場合にも、携帯端末などの翻訳できるアプリを活用して、対応しているとのことでございます。現在のところ、中国語や韓国語を話せないことによる苦情はないとお聞きしております。しかし、海外からの観光客は増え続けており、その中で台湾、韓国、中国の方が8割以上を占める状況でもあります。より一層の受入体制と案内機能の充実を図る必要があると認識をしております。今後、本市の市民ボランティアの皆さんである、国際交流協力員の方々の協力をいただけないか、あるいは、何かほかの方法はないかなど、様々な見知から検討していきたいと考えております。指宿商業高等学校では中国語、韓国語、選択教科として数年前から履修をしております。指宿という地域、観光というその特性を考えたときに、卒業したあかつきには簡単な韓国語や中国語で案内ができ、そして、指宿に来られた方々への感謝の気持ちが伝え

られるような、そういう取組をしているところでもあります。将来、ホテルや飲食店で働く、そういう状況になったとき、この市立、指宿商業高校の学習の成果が生かされるような取組も、今後、必要であろうと考えているところがございます。

以下、いただきました質問等につきましては、部長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（池田昭夫）** 不登校の状況についてのお尋ねです。平成26年度の不登校児童・生徒数は2月末現在で、小学校が7人、中学校が37人となっております。平成25年度と比較しますと、小学校では13人の減少、中学校では12人の増加となっております。児童・生徒数100人当たりの出現率で表しますと、小学校が県平均並み、中学校が県平均より少し高くなっております。不登校の主な理由といたしましては、無気力、不安などの情緒的混乱、いじめを除く友人関係が多く、例年、同じような傾向が見られております。中学校で増加しておりますが、その要因といたしましては、長期休業明けに不登校が増加していますことから、家庭での教育力の低下や基本的生活習慣の乱れ、学校生活での不適應などが考えられます。小学校が昨年より減少しました要因としましては、児童の学級での居場所づくりが上手くできたこと、家庭と連携した取組がなされたこと、関係機関との連携により、家庭環境の安定が図られたことなどが考えられます。以上です。

**○9番議員（高田チヨ子）** では、産科医の方から質問に入りたいと思います。寄附講座に係る産科医の派遣制度、これは、平成26年度から3年間となっております。3年後の29年度以降も、継続して産科医を九州大学病院から派遣していただけるのでしょうか。また、寄附講座以外の産科医確保対策を検討されているのでしょうか。安心して産み、育てる環境づくりを進めるためには、指宿医療センターに産科を維持する必要があると思われませんが、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 産科医師の確保につきましては、未来を担う子供を安心して産み、育てる環境づくりのため、非常に大切なことと考えております。市としましては、寄附講座の実施期間である3年の間に、指宿医療センターの自主的な努力による産科医師の確保をお願いしているところがございますが、少子化などの影響で出生者数も減少し、産科医師2名体制での採算ベースは、病院の力だけでは限界があるものと考えております。また、産科医師不足は全国的な課題でもありますので、指宿医療センターや九州大学などと引き続き連携を図り、産科医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 本当に、産科医って大変な仕事だと思います。けれども、お母様方にとっては、とっても大切な病院です。そこで、また、お伺いいたしますが、大隅医療ゾーンでは、4市5町による広域で産科医不足の課題について、検討、協議するための協議会を設立し、活動をされていらっしゃるそうです。そして、その結果として、県民健康プラザ、鹿屋医療センターに、産科医師や看護師等が新たに確保されたという報道もありました。私たちのこの南薩地域においても、産科医不足は重要課題の一つであります。そのためには、

南薩地域が一体となって取り組む必要があると思われませんが、どのようにお考えかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 南薩地域振興局内の南九州市、枕崎市、南さつま市、指宿市の4市と南薩地域振興局では、平成25年度に南薩地域行政懇話会におきまして、産科医師の確保策が議題となりましたことから、南薩地域行政懇話会の下に、南薩地域4市分娩施設調査研究部会を平成26年10月に設置し、課題解決に向けて協議を進めているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 安心して産み、育てることができるように、頑張っていていただきたいと思います。

それでは、教育の現状について、不登校問題を取り上げていきたいと思います。今、人数をお聞きしました。本当にこの不登校児童の人数に、私はとつてもびっくりしてしまいました。本当にこの人数、非常に多いと思いますけれども、教育委員会、そしてまた、市長はこの人数に対してはどのように思われますか、お伺いいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 不登校児童・生徒の人数につきましては、非常に高いんじゃないかなと思っております。今後、やはり、いかに1人でも、又は、1人も出さない、今、不登校の児童・生徒が1人でも減らせるという、今後、取り組んでいく必要があるなどは思っております。

**○市長（豊留悦男）** 先ほど、教育長からの答弁にもありましたように、学校生活への不適應、その不適應という内容について、考えを述べさせていただきますと、授業が分からなくて学校に行っても楽しくないという、そういう問題もありましょう。友達として、上手く遊べない。友人関係、人間関係が築けない。様々な要因による不登校の生徒がいるというのも認識をしております。そこで、学校に行ったら新しい知識が身に付き、分からないことが分かるようになった。友達と楽しく生活ができた。そういう学習環境、学校の教育環境をつくるために、教育委員会と行政が一体となってどうやるべきかということは、やはり、大きな今後の課題であろうかと思えます。家庭、地域、学校、そして、何より行政が一緒になって、この不登校の現状をどう捉え、解決策をどこに見出すのかというのが、極めて大切であろうかと思えます。特に中学生の不登校については、様々な問題が報道として、私どもの耳に届いております。この件については、真剣に、教育委員会、行政、学校と一緒に、解決する方策を練ってまいりたいと思えます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それと併せて、この不登校、これが学力低下にもつながるのではないかと思うんですけど、このことについてはどうでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** 学校に行けない子供たちにとっては、やはり、学習をしないわけですから、又は、自宅でやっているかもしれませんが、やはり、そこには学習の遅れというのは出てくるのではないかなと危惧しているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** そうですね。学校に行っていないんですから、勉強は面白くないで

すよね。だから、そういう不登校児童・生徒に対する、これからの今後の対応について、お伺いいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 今後の対応ですが、未然防止と不登校の早期解決、また、対応の2点について、今後、しっかりと取り組んでいく必要があるなと思っております。未然防止につきましては、各学校において、児童・生徒にとって安心できる居場所となるように、人間関係づくりや学級づくりなどを更に充実させる必要があるなと思います。また、不登校のサインを早期に発見するためのチェックリストを活用する。問題のサインを見逃さない、日常の健康観察などの具体的な取組を指導していきなと思ってしております。また、市といたしましても、小・中学校に配置している教育相談員や中学校に県から派遣されるスクールカウンセラーを積極的に活用し、児童・生徒に寄り添った教育相談を行い、悩み相談や学校生活への適応のための指導を更に充実させることを進めてまいりたいと思っております。不登校の早期解決、対応につきましては、各学校において、欠席の初期に家庭訪問や教育相談を行うなど、時期を捉えた支援を継続させるとともに、欠席が多く続く児童・生徒には、一人ひとりに個別の支援計画を作成させ、学校全体で不登校の早期解決、解消を図るように指導してまいりたいと思っております。市の取組としましては、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校、家庭に派遣し、家族関係や家庭生活の改善などを図ることで、登校につなげていきなと考えております。また、適応指導教室、はしむれ教室を利用しまして、スクールカウンセラーや地域福祉課などの関係機関をつなぐ窓口として活用し、より充実した支援を行っていきなと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、教育相談員、スクールソーシャルワーカーとか出てきましたけれど、この方たちは、スクールソーシャルワーカーは、現在は3名体制だけれども、次年度からは2名体制になるということもお聞きしました。今のこういう現状の中で、本当に人数を減らすっていうことは大丈夫なんでしょうかっていう心配があります。そしてまた、この教育相談員の方たちは、本当に家庭訪問をして、その不登校になってる子供たちのためにどのような体制で取り組んでいるのか。本当にそこが上手くいっているのかなというの、すごく感じるところです。本当にそういうところは、どのようにお考えでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** スクールソーシャルワーカーは今年度は3人おりますが、来年度2人になります。国からの予算が本年度は半額になりました。来年度からは、もう全く補助がありません。したがいまして、この2名になりましたけれど、これはもう一般財源で、市独自で雇用するということになります。しかし、2名になりますけれども、そこに使われる時間は昨年度と変わらないように対応できるようにしております。できるだけ、このスクールソーシャルワーカーとか教育相談員、やはり、保護者への働き掛けとか、又は、家庭訪問を実施したりしながら、より良く家庭の環境の改善が図られるように行っていきなと思っております。また、ケース会議というのを行いますから、できる限り、その一つ一つの状況に応じま

して、関係機関、又は学校関係者等もして、細やかに対応していきたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 先日、指商と南中の卒業式に参加させていただきました。とってもすばらしい卒業式でした。特に、南中で感じたんですけど、卒業生が答辞を述べるときに涙ぐんで詰まっております。それを聴く卒業生の皆さん、みんな、ほとんどの子が涙ぐんでいたのではないかと思います。私も、つい、もらい泣きをしてしまったところがありました。また、校長先生も詰まって、もしかして校長先生、泣いているのかなという、そういう場面もありました。こういう子供たち、そして、先生まで、そういう思いになっているということは、本当に、この学校にいろんな思いがあったのではないかな、そういうふうに思ったところであります。私も1月に、文教厚生委員会で小野市に視察に行つてまいりました。先ほどの同僚議員も小野市のことを話をしておりましたけれども、とってもすばらしく、感動することがたくさんありました。小野市では16か年教育、この16か年教育というのは、お腹の中にいる胎児のときから教育は始まるんだということで、その16か年教育が始まっていると。そして、胎児のときから中学校を卒業するまで、その16年が大事なんだということで、16か年教育を行っている。そして、さらに小野検定というものを行っていました。画面を見させていただいたんですけども、そのスクリーン上で映ってくる子供たちは、みんな生き生き輝いていました。本当に驚き、感動したことでした。本当にこんなことが、私たちの住むこの指宿でもできたらいいな、そんなふうに思うことでした。この小野市のようにいかなかったにしても、何とか努力してみる、そういうことが大事なのではないかな、そういうふうに思ったところです。これは、市長にお伺いしたいと思います。そして、さらに市長は教育者でもあります。市長のこの指宿の教育体制、また、これからの子供たちのためにどういう思いでこれから臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 貴重なご提言をいただきました。16か年教育、極めて大切な言葉であろうかと思います。妊産婦教育、乳幼児教育、そして、義務教育の小学校、中学校、合わせて16年。正しくこれは、教育立国を目指している日本の望ましい教育の姿だと思えます。小野市の教育委員会、小野市、これに近づいてというよりも、これを超えるような教育体制というのを、整備しなければならないと思います。教育立国、それを借りれば、教育立市、指宿は教育には極めて熱心、住民とともに議会の方々の協力を得ながら、教育というものについては指宿に学べというような、そういう体制ができるとありがたい。そのために、私も努力をしたいと思っております。何よりも、この指宿は教育のまちだという、その実現に向け、教育の再生を図り、何より責任を持って教育行政を進めていかなければならないと思っております。学力の向上、不登校問題、これは、極めて相関関係が高いものでもあります。子供たちが学校に行くのが楽しい、そして、帰るときには、また、早く明日学校に行きたいなという、そういう学校でありたい。そういう子供を学校で育てたい、地域で育てたいという、そ

の気持ちは私だけではないのではないかと思います。親の思いであり、何より、ここにいらっしゃる議員の皆様もそのような強い思いを持っているだろうと思いますので、この教育については、今日、様々な観点からご質問をいただきましたので、それに応えられるよう、頑張ったいと思っています。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。本当に一生懸命取り組んでいただきたいと思います。スクールソーシャルワーカーのことですけれども、これは3人から2人に減らすのではなくて、できれば増やしていただきたいな、そういうふうに思いますので、これは要望としたいと思います。

それでは、次に観光振興についてお伺いいたします。ここに公認観光ガイドを養成する考えはないかっていう提案をさせていただいたんですけども、この、公認観光ガイド、これは、ずっと付いて回るというのではなくて、公認観光ガイドと言ったら、付いて回るのではないかという心配もあるのかと思いますけれども、付いて回るのではなくて、駅で観光客の方が降りたときに、案内をしてあげる。そういうガイドのことですので、そんなに難しい観光ガイドではなくていいですので、こういう公認観光ガイドを養成する、もう1回、お聞きしたいと思います。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 現在、先ほども市長の方で答弁いたしましたけれども、指宿駅内の方では、一応、基本、外国の方からの場合には英語が一応通じるという方が多いようでございます。そういう中で、翻訳アプリ等も使って、今のところでは支障はないというようなことを伺っておりますけど、やはり、国内観光客よりも、今後、国外の観光客の増というのが、現実に数字的に、今、国外の方は増えておりますので、そこに対応するということについては、非常に必要な施策であろうと。そういう中で、国際交流協力員という方々が、今現在、約35名ほどいらっしゃいます。その中で、実際、そういう外国語を話せるというか、習熟の差はありますけれども、外国語を話せる方が20名ほどいらっしゃいますので、そういう方々の協力、そしてまた、市民講座等でもですね、今、外国語講座をやっておりますので、そのようなところの卒業生等の方々で一つのグループというものができないかどうかということは、今後、検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 2番目のタクシー運転手への要請ということですが、観光客の方たちはタクシーに乗る機会が多いと思います。そこで、このタクシーの方たちも、この外人観光客の方にお話しができて、説明ができてっていうのであれば、タクシーの中でも、また、楽しく旅行ができるんじゃないかな、そういうふうに思いますので、このタクシー運転手への要請はどのようにお考えか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 現在、指宿駅で待機しているタクシーにつきましては、海外からの観光客の方々は、指宿駅構内の観光案内所で手渡された指宿ガイドブック等とか、市街地

マップ、あるいはご自分で携行したガイドブックを持ってタクシーに乗車しているところで、そのガイドブック等を活用することによって、観光地を案内できるということでございます。また、ガイドブックなどでは意思疎通を図ることができない場合には、構内でも活用されております、携帯の端末を利用して対応しているというようなことでございます。このほか、タクシー事業者の中には、会社内に英語、中国語、韓国語のオペレーターを配置し、海外からの観光客が乗車した際には、オペレーターを介して案内する取組を実施しているところもあるというふうに伺っております。このような中、市としましては、より一層受入体制の充実を図るために、タクシーや宿泊施設、飲食店など、様々なシーンで活用できるような指さし会話集というものを発行して、海外からの観光客の利便性を向上させることができないか、検討しているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 外国人が困らないようにしてあげてほしいと思います。

それでは、3点目の外国語の研修会を行う考えはないかということなんですけれども、本当にこれだけ外国人が増えてくると、市民も外国語を話せるようになった方がいいなと思います。そこで、今、答弁の中で市民講座とか行っているということなんですけれども、こういう外国語をしゃべれるようになる人を一人でも多く増やすために、この市民講座の申し込みの方たちをもっと増やすとか、いろんな手立てがあると思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

**○教育部長（浜島勝義）** 外国語を市民の皆様が学ぶ、身近な機会としましては市民講座が挙げられます。現在、市民講座では中国語講座が1教室開かれております。平成25年度までの4年間は韓国語講座も開設されておりましたが、受講生が少なくなってきたなどの理由から現在は行われておりません。また、市民講座をきっかけにして、更に学びたい方々は学習グループをつくり、自主講座として自主的、継続的に講座を開いております。現在、英会話講座と中国語講座が2教室ずつ開設されております。自主講座での学習の目的は語学力を維持したい、英会話を楽しみたい、国際感覚を磨きたいなどがあるようです。市民講座は全9回の講座で、1回当たり2時間以内となっております。また、自主講座につきましては、月1回から2回開催されており、1回当たり2時間以内となっております。市民講座は市民の皆さんの要望を受けて、中央及び校区公民館で実施しておりますので、外国語を学びたいという市民の皆さんが増えていきますと、それぞれの公民館で外国語講座も増えていくものと思います。また、自主講座の輪も広がっていくものと思います。以上です。

**○9番議員（高田チヨ子）** 一所懸命頑張って、話せる指宿の市民が増えるといいなと思います。

それでは、最後の4番目の、指商の生徒をガイドにできないかっていう点なんですけれども、指宿商業はこの韓国語、中国語、目玉だと思います。せっかく習っているこの言葉を、学校で習うだけでは役に立たないというか、学校を卒業してしまったら使うことがなくなったっ

ていうのでは、何にもならないのではないかなと思うんです。それで、この指商の生徒が、今、習っている言葉を実際に実地検証できるように、現場で話すことができるようにしてあげられないものか。そのために、今がこのチャンスではないかな、そういうふう思うんです。ですから、この学校が休みの日、土曜日とか日曜日とか、祭日の日とか、学校側と協力をして、その指商の生徒がガイドをボランティアでできないものか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** すばらしいご意見、ありがとうございます。やはり、指宿商業高校では特色ある学習活動の一つとして、24年度から中国語、韓国語を選択科目として、週1時間履修しております。全生徒に挨拶、自己紹介、簡単な日常会話程度の力を身に付けさせることで、外国人観光客らに市民レベルでのおもてなしができると考えております。ご質問の商業高校生徒による駅構内等でのガイドにつきましては、ある程度の語学力と指宿の観光に対する知識が必要であると思われまます。現在の生徒の語学力は、挨拶や自己紹介の会話ができるレベルから、韓国語検定試験の初級に合格するレベルもいるなど、習熟度に大きな個人差がございます。今後、やはり、一つの語学力を向上するという点では、それについては、今後、また、いろいろと話をしていきたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 本当に、せっかく習っている語学力ですので、それを生かしてあげるっていうのが、私たちの役目ではないのかなって思います。今もお話しがありましたように、とっってもすばらしい語学力に優れた子もいるということですので、そういう方たちは特に外国人対応のボランティアとして、要請することはできないものか、そこいら辺のところはどうでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** やはり、更に語学力を向上させるというには、すばらしい機会じゃないかなと思っております。土曜、日曜、休日、長期休業中につきましては、個人的にボランティアをやってみないかというふうに、学校から、また、生徒へ案内していけるようにはしていきたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非、お願いしたいと思えます。

最後なんですけれども、モンゴルの大詩人でツェデブ博士って方がいらっしゃいます。詩人です。その方が、心に火を持つことほど、爽快にして健康なものはない。胸に炎を持つことほど、顔を輝かせることはない。そういう詩があります。この心の火が失われ、胸の炎が消えてしまえば、人の世は凍え、時代は闇に覆われてしまう。こういう詩であります。私も本当に、ここにいる皆様も、心に火を燃やして指宿市発展のために、そして、指宿市の皆様のために頑張っていきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問に先立ち、子供の医療費助成を中学校卒業まで無料に拡大する議案が出されていますことに対して、これを求めてきた者として、その努力と決意に対して敬意を表したいと思います。本制度は、自動償還払い方式から現物支給方式への切り替え問題など残されておりますが、市民の要求に基づいて、改めて議論させていただきたいと思います。

それでは、まず、なのはな館問題について伺います。なのはな館は、平成10年9月に県内外の高齢者等のための文化・スポーツ活動等の交流施設として開館しましたが、平成23年4月から休館し、芝生広場、体育館等の一部のみが利用できる状況が続いています。グラウンドゴルフ場としては、引き続き多くの市民が利用していますが、全体としては閉館をしているという事実、及び、その後約4年ですかね、過ぎようとしていることになりましたが、これまで何回も指摘してきましたが、なのはな館としての利用のために、市の土地を無償貸与してきた中で、なのはな館としての当初の利用目的に合っていないのですから、本来なら更地にして、土地を返すよう要求できる関係にあります。そのことは市としても認めています。また、なぜ閉館をせざるを得なかったのか、今一度、明らかにする必要があるのではないのでしょうか。それは、建物の再利用をするにしても、閉館になった原因は、除去しなければならぬからであります。閉館になった原因を除去しない、再利用、再活用では、再び閉館に追い込まれる心配があるからです。それでは、幾つか確認をさせていただきます。まず、閉館になった主な理由についてです。二つの点について伺います。まず、一つは、グラウンドとか体育館とかプールとか宿泊施設とか、特定の部分が問題だったというか、原因だったのか。それとも、施設全体に関わる問題だったのか伺います。もう1点は、なのはな館は、必要性がなくなったのではなく、維持費など経費負担が掛かり過ぎることが閉館の最大の原因だと思いますが、確認できますでしょうか。また、閉館後の建物に関する県の意向としては、できれば建物は市に無償譲渡したいということだったと思いますが、それは今も変わらないのかどうか伺います。それに対して、市としての基本的な対応としては、更地にして土地を返すよう県に要求できる関係にあることは認めつつも、それを行使する考えはないということ。県が建物の無償譲渡を願っているということに関しては、いろいろあっても、後年度に財政負担を負うようなことはしないということだと思います。確認をしてよろしいでしょうか。利活用検討委員会から利活用プランが出され、それを市として検討している時期ということになっていますが、現在、どのような進捗になっているのか、併せて伺います。

次に、子ども・子育て支援新制度に関して。4月から保育、幼稚園、学童保育など、子育て

て支援に関わる制度を根幹から転換する子ども・子育て新制度の実施が始まります。新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって、保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付の仕組みへの変更があります。また、新制度では保育所、幼稚園、認定子ども園などの施設類型に加えて、新たに定員19人以下の小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育など、地域型保育の各事業類型が導入されます。定員規模が小さいことを理由に、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和などが盛り込まれ、その結果、施設事業によって、保育に格差が持ち込まれることとなります。児童福祉法24条1項に位置付く保育所は、現在と変わらず市町村の責任で保育は実施され、私立保育所には市町村から委託費が支弁され、保育料は市町村が徴収します。これに対して、24条2項に位置付く保育所以外の認定子ども園、小規模保育などでは、基本的には利用者と事業者が直接契約し、保育料も事業所が徴収します。さらには、パート就労などに対する保育短時間、利用上限8時間とフルタイム勤務に対応する保育標準時間、利用上限11時間に区別されます。新制度への移行に伴って、保育料、保育条件は、また、保育料はどうか。保育行政はどうか。あるいは移行のための諸準備は整っているかなど、幾つもの課題があり、これを明確にしなければなりません。そこで、幾つかのことについて伺います。まず、本年度中に作成しなければならない事業計画はできているのかどうか。次に、新制度への移行によって、保育条件の切り下げにはならないのかどうか。保育時間選別の影響や保育料なども含めて、答弁願いたいと思います。

次に、待機児童を減らすということからすればどうか。待機児童、あるいは待機状態にある実態を含めて答弁願いたいと思います。それと、質を落とさない保育所の増設、これこそ、必要だと思いますが、どうか伺います。

次に、敬老祝金について。敬老祝金については、昨年の9月議会でも質問しました。主な内容は、節目支給ではなく、毎年支給にできないかということと、基準日に対してでした。今回は、高齢者施策としての位置付けという観点から、再度、毎年支給への改善はできないかということについて伺います。よく、少子高齢化社会と言われますが、少子化が続き、人口が減少することは、社会の発展の継続性という点から見れば問題だとしても、高齢者が増えること自体は、特に健康で長生きであるならばなおのこと、すばらしいことであります。高齢者はこれまで社会を支え、築いてきた宝物です。お年寄りを大切にすることは、社会の務めです。敬老祝金の充実を含めて、高齢者施策を充実することについて、どのように考えていらっしゃるか伺います。また、敬老祝金の毎年支給についてですが、私は額を下げても毎年支給にできないかと提起しています。そのことについて、少なくとも調査なり検討ぐらいは、すべきではないかと思いますが、お考えを伺って1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** なのはな館の問題について、閉館になった理由についてでございます。なのはな館には、温泉とプールからなる健康増進施設、研修者用の宿泊施設、中央ホールや視

聴覚室のほか、陶芸室、工芸室をはじめ、調理実習室や音楽室など、様々な文化活動等が行われる本館、さらに体育館等の運動施設があり、平成10年の開館以来、指宿市民をはじめ県内、あるいは県外等の多くの方々に利用されてきた施設であります。なのはな館が閉館になった主な理由につきましては、平成22年3月の鹿児島県議会の行財政改革特別委員会におきまして、なのはな館施設の一部の機能について、利用者が所在地周辺市町に偏っており、多くの市町村等が同種、又は、類似のサービスを提供しているという実態があることや、高齢者の生きがいづくり、社会参加等の全県的な取組のあり方等を総合的に判断し、今後も引き続き県で設置する必要性は低いと考えざるを得ないとの結論が出されたところでございます。これまで、雨漏り等の補修は行われておりますが、特定の施設の維持補修ということではなく、閉館になった理由には、複数の要因が挙げられております。

次に、敬老祝金についてでございます。高齢者の施策につきましては、高齢化が進展する中、高齢者の増加は、十分に予想されるところであります。このようなことから、高齢者の方が元気でいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、在宅生活を支援するはり・きゅう等施術事業、紙おむつ支援事業、老人福祉車購入費助成事業などの各種事業を実施するほか、高齢者の生きがいと健康づくりのため、ふれあいデイ事業や高齢者元気度アップポイント事業、砂むし温泉入浴事業など、様々な施策の展開を図っているところでございます。さらには、地域への貢献活動をしている老人クラブへの補助や、長年の知識や経験、技能を生かしていただくため、シルバー人材センターを設置するなど、高齢者の社会参加促進を図ってきております。今後も、高齢者の社会参加と介護予防、健康の保持・増進施策を積極的に推進し、高齢者福祉の充実に努めていくことが肝要だと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（高野重夫）** なのはな館について、経緯の確認についてで、閉館後の建物に対する県の意向についてでございます。なのはな館については、平成22年3月に指宿市又は民間への譲渡に関する方針が県から示されました。この方針を受け、市が直接運営した場合も検討し、また、その後、県と連携して貸付事業者を広く募集したところでありましたが、予期せぬ東日本大震災が発生し、その後、国内の経済状況も落ち込むなど、企業を取り巻く環境が大きく変化したこともあって、貸付事業者の決定には至らなかった経緯がございます。こうした経緯があり、県では、現在の施設を有効活用してほしいとの意向から、市への無償譲渡を基本に検討がなされているところです。こうした意向を受け、市では、本年度、なのはな館利活用検討委員会を設置し、様々な視点から、なのはな館の利活用プランを検討していただきました。現在、この利活用プランを基に、施設の有効活用という点も踏まえ、利活用構想をまとめているところでございます。なお、市が譲渡を受ける場合において、県からは活用における制限はないと聞いており、施設全体を一括して使用するなどの条件は求められていませんが、今後、市の利活用構想がまとまり次第、各施設の活用方法につきましても、県

と協議してまいりたいと思います。

次に、市の基本的対応についてですが、市がなのはな館の譲渡を受ける場合、後年度に大きな財政負担があってはならないという考え方は変わっておりません。財政的リスクを少しでも軽減する上でも、現在、利活用検討委員会から提案があった利活用プランを基に事業の実現性や管理運営の方向性などを加味しながら、市の利活用構想をまとめているところでございます。

次に、利活用検討委員会の利活用プランについてでございますが、今年度は団体の代表や公募による市民など15人からなる、なのはな館利活用検討委員会を立ち上げ、11月までに5回にわたり真摯に利活用について議論し、利活用プランの提案をいただきました。12月に議員の皆様にご報告させていただいたところですが、その内容といたしましては、なのはな館のコンセプトをみんなの集う健幸交流ひろばと設定し、主要機能として、健康づくり支援、文化活動創造支援、地域経済・地域活力創造支援の三つを柱にし、そこに子育て支援や次世代の育成の機能を付加した形で利活用をしていく案でございます。主な事業案を挙げさせていただきますと、健康づくり支援としては、あらゆる世代の市民を対象とした運動教室、健康講座等の開催や検診・健康指導・健康相談などの総合的な健康増進支援事業を推進する案をいただいております。また、文化活動創造支援としては、各種生涯学習講座の開催、市民団体、地域、学校、民間、行政等が実施する各種文化イベントの開催、交流研修等で活用する案をいただいております。地域経済・地域活力創造支援としては、地域団体やNPO法人、民間企業等の交流拠点と位置付け、積極的に開放し、地域活力の創造と発信をしていく案などを提示していただきました。市としましては、このプランを基に利活用構想として取りまとめ中であり、今月末には議員の皆様にご報告差し上げたいと考えております。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子ども・子育て支援新制度に関しましてと、敬老祝金につきまして、ご質問をいただきました。順次、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、子ども・子育て新制度に関しまして、事業計画の準備状況はどうかというお尋ねでございます。子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立しました、子ども・子育て支援法、認定子ども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことでございますが、今年の4月から施行されることになっております。新制度施行に伴い、市町村は、子ども・子育て支援法第61条により、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることとなっております。このようなことから、本市におきましては、子ども・子育て支援事業計画を策定するために、市内の各関係団体等の方々に、委員の委嘱をお願いし、子ども・子育て会議を設置したところでございます。事業計画の策定に当たりましては、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者を対象にニーズ調査を実施をしております。これまで、子ども・子育て会議を5回開催

し、子ども・子育て支援事業計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施したところでございます。今月、第6回子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画を策定することになります。

次に、保育時間選別の影響についてでございます。新制度では保育の提供に当たって、子供に対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設、事業者において、職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の2区分に設定をされております。保育の必要量の認定に当たりましては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば、原則として保育標準時間と認定し、最大で11時間の保育時間を保証することとしております。64時間以上120時間未満であれば、原則として保育短時間と認定し、8時間の保育時間を保証することとしております。保育時間につきましては、新制度の施行の時点で、在園している保育短時間の認定の要件に該当する子供については、経過措置が設けられており、新制度への切り替えによる不利益変更が生じることがないように、保育標準時間認定とすることを可能としております。新制度施行後において、新たに入園する当該経過措置の適応を受ける児童の弟・妹については、原則どおり保育短時間認定とするのが基本と考えますが、家庭の事情等を踏まえ、当該経過措置の適用を受ける児童が卒園するまでは、保育標準時間認定をすることができるようになってきているところでございます。

次に、新制度移行に伴う保育料は、どうなっているかということでございます。平成27年度からの保育料につきましては、保育標準時間と保育短時間の保育料を設定いたしますが、階層区分は同じ区分けで、保育標準時間は現行と同額で予定しております。また、保育短時間の保育料につきましては、現行の保育料に国の保育標準時間と保育短時間との割合で算出を予定しております。保育料算定を所得税額で区分されておりました階層区分につきましては、新制度では住民税所得割額で算定するよう区分けされているところでございます。

次に、待機児童の実態についてでございます。国が定める保育所の待機児童とは、入所申込書が提出されており、入所要件に該当しているが、入所できていない児童とされております。しかしながら、入所申込が提出されていても、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合や、保育所に現在入所しておりますが、第1希望の保育所でないことなどにより、転園希望が出ている場合、産休、育休明けの入所希望として事前に入所申込をしているなど、入所開始時期が未到来の場合などには、待機児童には含めないことになっております。本市においては、国が定める保育所の待機児童はおりませんが、入所定員を超えて定員の弾力化を適用しても、希望する保育所に入所できていない児童が1月末現在で54名となっているところであります。

次に、質を落とさない保育所の増設についてでございます。待機児童解消につきましては、これまでも各保育所に定員の見直しをお願いし、希望する保育所に入所できていない児

童の解消に取り組んできたところでございます。地域型保育事業は事業類型によって、職員数、職員資格等の認可基準がそれぞれ異なっております。例えば、小規模保育事業A型は、職員数が保育所の配置基準数に1名を加えた数以上で、資格は全て保育士となります。小規模保育事業B型は、職員数が保育所の配置基準数に1名を加えた数以上で、資格は2分の1以上が保育士となっており、その他の職員は市長が行う研修を終了した者でよいとされているところでございます。市長が行う研修を終了した者とは、県や民間団体等が実施する子育て支援研修を受講した者を考えているところでございます。

次に、敬老祝金につきまして、毎年支給についてのご質問でございます。高齢化の進展により、高齢者の増加は十分予想される中で、各種事業の高齢者施策を展開していく必要がございます。高齢者施策に関する各種事業の推進を図り、高齢者の方々に住んでよかった、住み続けたいと思われる指宿市を目指していかなければならないと考えているところでございます。そのような中、敬老祝金につきましては、県内の多くの自治体が節目支給を採用しております。他市の支給年齢階層では、満88歳、満99歳、満101歳以上の3階層で高齢者に支給をしている自治体が多い中、本市の場合は満80歳、満85歳、満88歳、満90歳、満95歳、満99歳、満105歳の7階層ときめ細かくお祝金をお渡ししているところでございます。今後の高齢者福祉サービスの利用者は、高齢化の進展により、一層増加することが見込まれており、更なる財政負担を伴うものと考えております。このようなことから、現在の節目支給の制度にご理解を賜りたいと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** なのはな館の問題ですが、閉館になった理由について、利用者が所在地、つまり指宿市周辺に偏っていると、幾つか出されましたけれども、造るときから指宿市に造るわけですから、指宿の市民が一番使うであろうことは分かってるわけですね。ですから、今更それを持ち出してもどうなのかというふうに思うわけです。いろいろ言われましたけれども、その、更に根底にあるものは何か。なのはな館が閉館となった、その根底にあるものは何か。それは、必要性がなくなったのではなくて、分かりやすい言葉を言えば、採算が合わない。その財源的な問題だったのではないかと。これが、隠れた真の原因だったのではないかと思うんですが、そうではないんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 大きな要因の一つには、今、議員がご指摘したこともあろうかと思えます。高齢者の様々な施策を、多くの市町村が、このなのはな館開館に伴い、実施してきたという、そういう事情もあります。そのために、利用者が、すなわち、指宿市周辺の方々に偏ってきた。そういう意味で、各市町村で類似の施設があるので、県としての運営というのは必要性が低くなった、そのように理解はしております。

**○15番議員（前之園正和）** 指宿市にあるなのはな館が、指宿市民の利用が多いということは、近場にあるから利用価値が高いということだと思えます。なのはな館を閉じて、同じような施設があるから指宿市外に行けと言うのでは、論理が合わないということになるのか

と思います。それから、当初、県が閉館当初に市への無償譲渡の意向を示したときに、市は直接運営した場合を中心に、様々な利活用案を検討したが、既存の施設の譲渡をそのまま受け入れた場合、後年度の財政負担に対する懸念があったということから、市での直接的運営は困難というふうに判断をしたわけです。そのときには、いい加減な判断ではなくて、十分、多方面から検討をしてそういう結論を、その時点です出したんだと思いますが、そういうことでよろしいですか。

**○総務部長（高野重夫）** 平成22年当時、市のワーキンググループ等で検討して、内容は、市が既存の施設をそのまま直接運営する場合として、検討をいたしました。その場合に、現在のままでは負担が大きいということで、断念したという経緯でございます。

**○15番議員（前之園正和）** 市での直接的運営が困難ということで、その時点で無償譲渡は受けなかったんでしょうか。それとも、民間の利活用も考えられないので、無償譲渡は受けられないということなのか。その辺をですね、少し、もう少し、明確にしてほしいというふうに思うんです。そしてまた、市での直接的運営は困難というふうに判断した、その状況に、今、その認識を変える特別の事情が、事情変更があったんでしょうか。

**○総務部長（高野重夫）** あのなのはな館を市が直接、そのまま運営するとした場合に、温泉施設、プール、そういうような部分に、ランニングコストが大分掛かっていたということで、その分を市が活用するとした場合に、どうしたら経費を削減できるかというようなことを含めて、利活用検討委員会でも検討いただきまして、市としても、そういうように、なるべく管理費が掛からないような形で活用できないかということで、今年度、いろいろ検討を進めてきたところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 民間がこの施設を利活用するとしても、県の所有のままで民間が利活用するのであれば、県の運営委託も含めてですね、広い意味で県の運営ということになります。市が建物を無償譲渡を受けて、民間が利活用するというのは、広い意味での市の運営ということになります。市での直接的運営は困難ということを守るならば、仮に利活用するとしても、県の所有のまま、すべきだというふうに思いますが、その点はどうですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員のご指摘のように、本来、県の施設でありますので、その利用の方法については、県として、ある方向性の下に、市にいろいろな協議をし、お願いをするというのは当然のことです。ただ、これを更地にして返す、又は、利活用について県が責任を持つという、そういう市の思いというものもありますけども、県としては、この利活用については、民間を含め、市にこの施設を無償譲渡して利活用する方向性で協議がなされ、その方向で様々な検討をしてきた経緯がございます。そういう意味で、県が、このなのはな館の活用については、市に譲渡する。そして、採算性、運営費の問題から、この運営ができないとしたら更地にして返してほしいという、その要望というのは、県としては、まだ開館して十数年しかならないので、そういうことはできないという、そういう前提がありましたの

で、市としてもこの活用については、様々な観点から検討を加えてきたわけであります。

**○15番議員（前之園正和）** 利活用プランが出され、これを、今、市として検討中で、今月末には出したいというような段取りが述べられたんですが、最初から利活用ありきなのか、それとも、検討をする中で、後年度に財政的負担をかけると見込まれる、そのような場合には、利活用プランは白紙に戻るといふ考えなのか、伺います。

**○総務部長（高野重夫）** なのはな館を閉館する直前の平成22年度に、市内部のワーキンググループでは市が既存施設をそのまま直接運営する場合として、スポーツ健康関連施設と観光関連施設としての検討を行いました。財政負担の面から、当時、現状では市による直接的な運営は厳しいという判断をし、その後、公募をかけて民間事業者を募りました。しかし、予期せぬ東日本大震災が発生し、その後、国内の経済状況も落ち込むなど、企業を取り巻く環境が大きく変化したこともあって、貸付事業者の決定には至らなかった経緯がございます。県は、平成22年3月の県議会の特別委員会で、引き続き県で設置する必要性は低いという結論を出していることから、県の責任で施設の利活用を検討することはないと考え、市では新たな視点から検討するというところで、利活用検討委員会でもご議論いただき、利活用プランの提案をいただいたところでございます。現在、そのプランを基に健康づくり支援、文化活動創造支援、地域経済・地域活力の創造支援の三つの柱を据え、本市の現在の行政課題の解決に資する役割をこの施設に求め、新たな市の利活用構想として、まとめているところでございます。当然、なのはな館の再開に当たりましては、これまでも答弁してまいりましたように、後年度、市に維持補修等の大きな財政負担とならないように考えておりますので、今後、この利活用構想をもって、県と財政支援等や運営方法につきまして、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 県が利活用プランを作らないから、市が作るというのはですね、おかしい話ですよ。本来は県がすべきだということ、はっきりしているわけですから。そして、また、当初、市としての運営は難しいという判断を下しながら、県がプランを作らないのであれば、何でしないのかということをおっしゃるべきじゃないですか。おかしいというふうに思います。それでは、今、利活用プランが出され、これを検討しているというふうに言うわけですが、また、一番最初にも後年度に財政的負担があつてはならないという考えは、今も変わらないというふうにおっしゃいました。それでは、この利活用プラン、どういうふうにまとまっていくのか分かりませんが、これがまとまるということは、後年度に財政的負担を残すということにはならないと、後年度への財政的懸念を払拭するというものになるという確約はできるわけですか。

**○総務部長（高野重夫）** 利活用検討委員会から提案のあった利活用プランのうち、先ほどご紹介した基本コンセプト、みんなの集う健康交流ひろばや三つの主要機能、健康づくり支援、文化活動創造支援、地域経済・地域活力創造支援の考え方などは、そのまま、踏襲させてい

ただこうかと考えております。市としては、ご提案いただいたアイデアを尊重しつつ、市の行政課題や再開後のなのはな館で実施可能で、実現性、実効性の高い事業を優先的に取り上げ、核となる事業活動を選択したいと考えております。その上で、なのはな館の機能別ゾーニングを行い、各施設や部屋で実施し得る事業を割り当て、これに必要な管理体制や行政サービスの移転なども含めて検討したいと考えております。行政課題としても、健康づくりや地方創生の主要課題である人口減少、子育て環境の充実、地域経済や地域の活性化などがございますが、それらに取り組む拠点としても十分にその機能を果たせる施設と位置付け、利活用の検討を重ねているところでございます。

また、市の利活用構想をまとめていく中で、維持管理費等につきましても検討を行っております。利活用構想では健康づくり支援事業、文化活動創造支援、地域経済・活力創造支援の三つを柱に、なのはな館の施設を有効に活用しながら、これまでの市民サービスをより充実させ、提供する取組を検討しております。

**○15番議員（前之園正和）** 議長、質問以外のことを答弁・・・

**○議長（新宮領進）** 答弁中でございますので、控えてください。

**○総務部長（高野重夫）** そこに掛かる経費につきましては、市民サービスのための必要最小限の対価という側面もあり、市も相応の負担が必要になることは見込まれているところであります。しかしながら、後年度に市に維持補修等の大きな財政負担があってはならないという考え方に変わりはありませんので、今後、県と財政支援等や運営方法につきまして、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 質問したことにですね、端的に答えていただきたいと思うんですよ。時間制限の中でやっているわけですから。私が伺ったのは、この利活用プランがまとまるということは、後年度へのリスク、財政的リスクがなくなると、財政的リスクを抱えたままのプランにはならないということによろしいんですねって、そこを聞いてるんです。

**○総務部長（高野重夫）** これまでの市民サービスをより充実させ、提供する取組を検討しております。そこに掛かる経費につきましては、市民サービスのための必要最小限の対価という側面もあり、市も相応の負担が必要になるところは見込まれるところであります。しかしながら、後年度、市に維持補修等の大きな財政負担があってはならないという考え方に変わりはありませんので、今後、県と財政支援等や運営方法につきまして、協議をして、なるべく市に負担がかからないような方法を模索していきたいというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** あんまりかからないよということ、少々は受け入れるっていうふうにも取れるんですね。それから、ちょっと質問の方法を変えますが、県は無償譲渡を願っているわけです。そして、また、この利活用プランに基づいて、一定の方向が決まって、民間にこれをやらしてもらおうというふうになったと、仮にします。そのときにも、後年度への財政的負担があってはならないという考えに変わりがないのであれば、民間事業者が

何かをやるとういうことで、始まったとしても、後年度に財政的負担を生じないという確証が出るまで、例えば、民間に運営を任してから、何年かは少なくとも土地の受入れはしない。何年かしたら受入れてもいいという意味じゃないですよ。利活用が始まったから土地の受入れをするというふうにはならないというふうにはすべきだと思うんです。少なくとも。その点はどうですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員のおっしゃっているご指摘、つまり、県の所有であるのでそれなりに県が主体的にこの活用方法を考え、後年度負担が生じるとしたら、それも市に譲渡する担保として、やはり、取るべきではないかというような趣旨だろうと思います。つまり、このなのはな館については、市に譲渡する、又は、民間のこの利活用の方を募集をするという、この二つでこれまで歩んでまいりました。ところが、このなのはな館が閉館したときの社会情勢を思い出していただきたいと思います。口蹄疫等が発生し、観光客が大幅に減り、市内の旅館経営、ホテル経営も厳しい時代でありました。観光客の落ち込み、そして、続く東日本大震災、様々な状況の下で、このなのはな館の活用の具体的な取組ができませんでした。そういう意味から、県に、やはり、更地にして返していただきたいというの、一つの市の考えとしてお願いを申し上げました。これを解体するとすると数億円掛かると、そういう解体費の担保もお願いしました。その後の運営にかかる運営費の補助についても話し合いをいたしました。ただ、その話し合いのテーブルに付くためには、どのような活用をするのかという、具体的な事業の施策、いわゆる、事業が分からないと協議ができないという、そういう県との話し合いもありまして、今回、具体的な利活用案を県にお示しし、そして、それに伴って今後の運営に対する補助等の話し合いをすることが、あのなのはな館周辺の様々なイベントや市民の活用という、そういう点では、今後、県と話し合いをしながら、そして、運営費、その他、補修費等について、具体的な話をしなければならない、そういうつもりで、今回、なのはな館の利活用の方針に基づき、この利活用の計画を出したわけでございます。議員の皆様方にもご説明をし、納得のいただけるような利活用案を出したいと思っております。

**○15番議員（前之園正和）** 本来、更地にして返してくれと言える立場にあるということと、それから、利活用するにしても、県の主体でやるべきだということを、重ねて申し上げて、また、基本的には、そのことはお認めになっていると思うんです。ですから、後年度に財政的負担のないようにということですね、少なくとも安易な妥協はしないでほしいということをお願いして、次にいきたいと思っております。

子ども・子育て支援新制度についてですが、ニーズ調査等もやっているということでしたが、保護者や利用者に対する周知の問題が一つあります。事業者については、一定の理解がなされているかもしれませんが、保護者については、これまでと何がどのように変わるのかについて、詳しく周知する必要があると思うんです。簡単でいいですので、やってるやって

ないと。具体的な内容は知らないです。保護者に対する周知はやっているのかやってないのか、その点を伺います。

○健康福祉部長（下敷領正） 保護者の方に対する周知につきましては、昨年、広報紙等に掲載をして、周知をしたところでございます。

○15番議員（前之園正和） 広報紙での周知はもちろん、重要な周知の方法の一つですけども、それで十分かというところですね、なかなか違うと思うんですね。保育園に預けているわけですから、保育園の機構と言いましょか、保育園でお知らせするとか、広報紙ももちろん、それはそれでいいんですけども、そういうことも大事だと思うんですね。新制度への移行が、周知がなされていないとすれば、混乱や様々な問題が生じるのではないかと思うんです。そういう点では、広報紙だけではなくて、直接的な場を設けての説明会というものも必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 制度の改正の中身につきましては、それぞれの事業所から要望がありましたら、それぞれの保護者会等を通じた席上の中で、新制度についての説明をさせていただいた経緯はございます。

○15番議員（前之園正和） 時間が足りませんので、もう、全体的にいけますが、それから、短時間の場合、先ほども言いましたけれども、フルタイムの場合とパートタイムの場合で、標準時間、短時間に区別されるわけですけども、短時間の場合ですね、コアタイムを設けるのかどうかという問題があります。設ける場合であれば、何時から何時までなのか。それから、8時間以内であっても、コアタイムから外れる場合の保育料はどうなるのか、その点はどうなんですか。

○健康福祉部長（下敷領正） そこにつきましては、保育所の開所時間についても関わってくるものだと思っておりますので、保育所の開所時間につきましては、各保育所で時間を設定していただいております。その時間帯の中で、各保育所が標準時間11時間と保育時間8時間を設定していただくことになります。子供たちの保育につきましては、この時間で預かっていただき、それ以上預かってもらう場合は、延長保育で対応していくことになるかという具合に考えております。

○15番議員（前之園正和） コアタイムから外れるとなれば、例えば9時から5時までとした場合に8時間ですよ。8時間を9時から5時までっていうふうになるのか、勤務時間との関係で8時から4時っていう場合も考えられると思うんです。ところが、コアタイムを9時から5時に決めれば、8時からの1時間は延長保育ということになります。ですから、この同じ8時間なのですよね、延長時間にかかると、保育料が上がってくるのではないかということなどを考えれば、場合によっては、11時間の標準時間の場合よりも、8時間の場合は11時間と比べて、若干しか安くなっていませんから、保育料が、その延長時間にかかってくると。場合によっては、8時間の短時間の方が、標準時間の11時間よりも保育料が高いというケー

スが発生するのじゃないかと思うんですが、どうですか。発生しませんか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 例えでございますが、1日の就労時間が5時間の場合も、勤務時間が午後1時から6時までの常態として、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合であれば、保育標準時間認定とすることも可能という具合に考えているところであります。

**○15番議員（前之園正和）** 私が言ったのは、そのコア時間から外れれば、延長保育になるというわけですから、ケースによって、短時間なのに標準時間の場合よりも、保育料が高く、そのカバーできる部分もあるということをおっしゃったんですが、カバーできない部分が発生する可能性があるんじゃないか。短時間なのに、標準時間より高くなるっていうケースがあるのではないかということを知っているんです。救う道があるということは分かったので、そのことを聞きます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** その点につきましては、個々保育園とも協議をさせていただいて、我々としても十分検討していきたいという具合に考えております。

**○15番議員（前之園正和）** ということは、発生する可能性があるという前提だと思うんですね。発生する、だから、それを何とか解消の方法はないかと言っているわけです。ですから、コアタイムに預けられない人については、そういう問題も発生するというふうに思うんです。ですから、コアタイム制をなくすれば、そのことは解決するわけですね。

それから、もう一つですね。短時間認定だからといって、今、1日の時間を8時間とか、標準だから11時間とか言っているわけですがけれども、子ども・子育て支援法第20条3項では、保育必要量は、月を単位として定めるということになっています。つまり、短時間の認定は、今言われた64時間以上122時間未満の就労、標準時間の認定は月120時間以上の就労が基本とされており、1日の利用量上限については、規定がされていません。20条3項では、保育必要量は月を単位として定めるということになっています。そのことはそれでよろしいでしょうか。1日の利用量上限は決められていない、ましては、利用の時間帯までは、定められていないというふうになってますが、それでよろしいですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** そのように理解をしております。

**○15番議員（前之園正和）** 月を単位にして決めるというふうに決まっているだけで、1日の決め方になってない。それを8時間だというふうに決めてしまう。そしてまた、コア時間じゃないからということで、延長保育になって、お金が高いというのは、どうも、その本来の第20条3項に照らせばですね、おかしい事態だというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子ども・子育て支援新制度によりまして、平成27年、新たに事業が新しくなっていくところがございます。そういう意味で、国の方におきまして、今回、保育標準時間、それと、保育短時間というものを新たに設定をいたしました。これにつ

きましては、国の保育標準時間と保育短時間との時間の割合で算出をさせていただきますので、これにつきましては、国の考え方も踏襲しながら、保育料というものを算定をしてきているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 国は、自治体向けFAQで短時間区分にすべきとしていた子供についても、市町村の裁量で標準時間区分にすることを認めています。このことをご存知でしょうか。又は、現に佐世保市のように、認定において短時間、標準時間の区分はするものの、扱いには差を設けず、開所時間内でこれまでどおりの利用ができるというふうにしている自治体もあります。このようなことをご存知でしょうか。

**○地域福祉課長（山口保）** 国の通知でありましたFAQで、経過措置等がいろいろと設けられておりますので、市といたしましても、その経過措置等につきましては、なるべく、その短時間利用の方々の意向を聴きながら、対処しようと思っているところでございます。あくまでもその利用者の方々が標準時間を希望するか、短時間でいいかというのが、原則となります。

**○15番議員（前之園正和）** 先ほど、コアタイムの件で保育園の開所時間にもよるとか、保育園とも相談とかいうようなこともあったんですが、短時間認定において、8時間内であるにも関わらず、利用時間がコアタイムを外れることから、保育料が高くなるというような、今の状態だとそのようなことが考えられる。この件については、自治体としてその解消のために努力をすべきだと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 先ほども答弁をさせていただきましたが、平成27年4月より新制度として新しくスタートをしてまいります。この制度につきましても、制度自体を十分見ながら、今後、どうあるべきなのかというのは、国の動向なり、というものをしっかり見極めながら検討していく必要があるのではないかと考えています。

**○15番議員（前之園正和）** 新制度への移行によって、保育制度が様変わりをしていく。多くの問題が指摘をされております。今回、特に保育時間認定の問題を中心に質問しましたけれども、そのほかにも資格要件緩和の問題や延長保育にかかる問題、障害者保育がどうなるのか、保育ニーズは満たされるのかどうか、1号、2号、3号の区分けに関する問題、それから、予算に関する問題、施設側にかかわる問題など、数多くの課題が、また、懸念があります。そういう点ですすね、最後に確認をさせていただきたいんですが、子供の権利保障を基本に格差のない保育、教育を進めること、児童福祉法24条1項、市町村の保育実施義務、責任を守ること、現行保育水準を後退させず、維持、拡充を進めること、これらは重要な問題だと思うんですが、その立場で保育事業を進めていくということで、市長、よろしいでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、本市において、子供を産み、育てられる環境をどう整えるのか、そういう観点で、この保育事業というのは、先ほど、関係部長が申しあげましたように、本

市に、どのような課題が新制度になったときに生じるのか、それを、どのような形で解決できるのか、というのは、個々の保育園の経営の状況、母親、保護者の状況もありますので、その都度、改善をしてみたいと思います。

**○15番議員（前之園正和）** 敬老祝金の問題ですが、以前は、と言ってももう20年近くになるかもしれませんが、県内どこも毎年支給だったんですね。大体、70歳ぐらいからだったというふうに記憶してるんですが、これが、節目支給が広がってきたというのは事実であります。しかし、お年寄りからすればですね、毎年支給の方がですね、嬉しいに決まっています。また、行政としても、できるものならと言いましょうか、毎年支給の方がいいことは決まっていると思うんですが、いろんな事情を述べられ、あるいは財政的なことも含めて、こうなってきたんだという説明であります、毎年支給の方が、できればいいことは分かっているとと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 毎年支給についてのお尋ねでございますが、先ほど来、市長の方からも高齢者施策につきまして、各種諸々取り組んできた経緯をお話を申し上げてきているところでございますし、そういう意味では、さらに、介護予防、健康増進事業というものに取り組んでいって、高齢者がいつまでも住み続けたい指宿市であるという方向性の中で、事業を展開していく必要があるという具合に思っております。しかしながら、毎年支給となりますと、先ほど来、答弁をさせていただいておりますが、財政的に、高齢化の進展に伴って、今後、ますます高齢者は増加していくものと考えております。そういう観点では、やはり、財政負担というものが出来まいりますので、そこにつきましては、先ほど来、答弁をさせていただいております、節目支給ということにつきまして、ご理解をいただきたいという具合に考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 言われるのは財政的理由とかですね、言われているんですが、それは置いといたとしても、できるならば、財政に、例えば、その保証があるならばということを含めてもよろしいかと思うんですが、可能であるならば、毎年の方がいいということに分かっているんじゃないか、そのことなんです。言わば、もう、金があろうがなかろうが、毎年は駄目なんだ、節目の方がいいんだということではないと思うんです。そこを聞いているんです。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 議員のご質問の趣旨は、よく理解をしているところでございますが、現在としましては、我々としては、節目支給ということで、現行の制度を維持してまいりたいという具合に考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** これをやり合ってもしょうがないんですけども、それはもう、毎年の方がいいことは決まってるんですね。私は、今の額でというふうには、必ずしも言っていないんですね。支給額は少々下がっても、今、5千円となっているのであれば、例えば2千円にするとかいうことも含めてですが、支給額が少々下がっても、毎年支給の方が喜ばれるん

じゃないか。その方が、また、あと1年頑張ろうと、来年も貰えるようにしようという意味でもですね、健康のためのモチベーションも高まるんじゃないかと、そういうふうに申し上げているわけです。ですから、この、例えば5千円を2千円にして毎年にしたらどうなるかということも含めてですね、額を下げることも含めて想定をして、財源がどれぐらいかかるのかということは、試算ぐらいいはあっていいんじゃないかと、計算をしてみると。単純に今の額を毎年ということじゃなくて、幾らに下げればどうなるかということも含めて、試算ぐらいいは少なくともしていいんじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 毎年支給にした場合の試算でございます。今年、敬老祝金を予定している80歳以上の方につきまして、仮に2千円と想定をした場合でございますが、80歳以上の方々の対象者、本年度予定しております方々、約5,500名いらっしゃいます。単純に5,500人掛ける2千円をしますと、約1,100万という試算が出るようでございます。

**○15番議員（前之園正和）** ですから、今の条例に基づいての総額は幾らになるのか、そして、今、5千円を2千円にという話もありましたけど、その場合に総額は、幾らになるのか、つまり、幾ら新たな財源があるのか、あるいはいらぬか、そういう試算をしてみるべきじゃないかと。毎年、それは金が掛かるからと、単純じゃなくて。そういう試算をして、その上で検討してみるということについては、市長、いかがですか。

**○市長（豊留悦男）** 県内のある市においては、そのような施策を展開をしているところがあります。指宿市としては、できるだけ節目節目で、その節目も、他の市と比べますと多くその節目を設けて、厚いと申しますか、ある程度の額の節目の支給をしております。100歳でありますと、確か10万円だったと思いますけれども。90歳だったら幾ら、じゃあ長生きしよう、一つの励みになるのかもしれないかもしれません。一律に、例えば1千円、2千円支給するという、議員のその方法も一つの方策ではあろうかと思っておりますけれども、現在においては、指宿においては、節目節目に喜んでいただけるような給付の仕方をした方がいいだろうという判断でやっているとございます。

**○15番議員（前之園正和）** 終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分  
再開 午後 2時09分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

**○11番議員（高橋三樹）** 皆さん、こんにちは。新芽が芽吹き花が咲き、日一日と春の訪れを感じる頃となりました。別れと出会いの季節です。この3月末日をもって、退職されます職員の皆さん、長い間お疲れ様でした。各課でご活躍され、ご尽力されて、市民の福祉の向上に寄与されました。特に広域で合併したことにより、様々なご苦勞があったことと察してお

ります。今後のご多幸をご祈念いたします。

それでは、通告してありました1、国民年金などについて、申し上げます。

後納制度は、平成27年9月まででありましたが、これを延長する方針のようです。10月以降はどうなるのですか。そして、平成14年4月1日より、国民年金保険料の収納事務を一元的に市町村から国に移行されてから、納付率も以前と比べると下がっています。無年金をなくすためにも、受給額を確保して少しでも多く受給するためにも、納付率向上対策は大事ですが、国や市町村においては、どのような対策を講じているのですか、伺います。

次は、2、市道及び漁港関連道についてですが、その前に、昨年3月議会で国道の今和泉小学校近くにパイプ式ガードレール設置について、質問しましたが、今年の2月設置をしてもらいました。ありがとうございます。また、市道岩本麓線の改良工事、お寺から下の方ですが、これも昨年末に完成をしました。地権者、土木課、関係各位の方々に改めまして、御礼申し上げ感謝を申し上げます。それと、今年の2月、国道の水たまり、轍、ひび割れがあり、工事完了してもらいました。2月の23日、午後、鹿児島国道事務所指宿維持出張所に伺い、一連の工事について御礼を申し上げたところ、上に伝えると、そう申しておりました。ありがとうございます。それでは、2、市道及び漁港関連道について、申し上げます。岩本宮ヶ浜吹越線についてですが、昨年3月議会で海岸線を通る観光道路として、また、国道226号の停滞を緩和するバイパスとしての役割が期待できる道路として、整備されたものでした。とっても大事な道路なんです。国道の岩本交差点と合わせて、市道岩本麓線などが整備されたことにより、車両の通行が多くなっておりますが、台風や梅雨時など、崖崩れによる通行止めも多いです。もし、通行中に崖崩れに巻き込まれたらと思いますと、背筋の凍る思いであります。防災事業の早期着手が望まれる中、今年度、災害防除予備設計が実施されることになっていましたが、どのような状況かを伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 国民年金につきまして、後納制度の今後と納付率向上対策についてのご質問をいただきました。後納制度は、平成24年10月1日から施行され、今年、9月30日までの3年間、国民年金保険料の遡及納付可能期間を2年から10年に延長するものであり、本人の申し出により、遡って保険料を納めることができ、その後の年金受給につなげることができます。なお、厚生労働省は、納付率向上のため、後納制度の期限を平成29年4月まで1年半延長する方針であります。平成23年に年金確保支援法が成立し、将来の無年金・低定年金の発生を防止するとともに、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、後納制度が制定されたところであります。平成14年4月1日より、国民健康保険料の収納事務が市から国に移行され、市においては、国民年金事業の事務の一部である受付・進達等の法定受託事務としての業務だけを行っております。納付率の向上に向けては、平成22年1月1日に日本年金機構法が制定されてから、年金機構が市町村からの所得情報に基づき、比較的所得の高い未納者に対し、特別催告状を発送し、併せて、国民年金保険料収納事業の受託事業者と

連携して、電話・戸別訪問を行い、納付の案内をしております。また、所得が低いなどの事情により、保険料を納めることが困難な方は、所得や年齢に応じて保険料納付免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度があり、申請をすることで保険料の納付が全額免除、又は、一部免除等をされる制度がありますので、制度説明・申請の案内を積極的にしてまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等は関係部長が答弁をいたします。

**○建設部長（三窪義孝）** 市道岩本宮ヶ浜吹越線の災害防除についてのご質問ですが、この路線は海岸線を通る風光明媚な路線であり、観光道路として、また、国道226号の渋滞を緩和するなど、バイパスとしての役割も果たす道路となっております。しかしながら、宮ヶ浜港から今和泉漁港関連道までの約1kmにわたり、崖地が続いており、異常気象時に降雨量が多くなると法面崩壊が発生するなど、その状況については認識しているところでございます。市としましては、岩本交差点改良工事は、市道岩本麓線道路改良舗装工事の完成に伴い、ますます本路線の交通需要が高まることが予想されますので、安全対策を講ずる必要があるとの考えから、現地踏査及び設計条件等に基づき、目的構造物の比較案を作成し、概略数量、概算工事費等を算出する災害防除予備設計業務を委託中であります。

**○11番議員（高橋三樹）** それでは、国民年金などについて申し上げます。今、答弁のありました保険料納付免除の状況は、具体的にどのような状況なのか、伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** 当市における平成25年度の免除者数は、生活保護者等の法定免除者数が516人、申請に基づく全額免除者数1,347人、一部免除者数345人で、学生納付特例による免除者数は366人、若年者納付猶予者数が169人となっているところです。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。それでは、当市における後納制度、さっきありました、過去10年間に遡って納付できる制度なんですけど、この後納制度の利用状況はどうなっているか、この点、伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** 当市における後納制度の利用状況につきましては、平成24年10月、制度開始以降、年金機構より通知を受けた対象者の多くの方々が窓口にご相談に来られております。実際に後納制度を利用されている方は、本年2月現在で延べ161件になっております。利用の内容としましては、受給権確保のため、あと僅かで300月達成される人、任意加入しても納付月数の足りない人、今後、予定されている10年年金受給権の確保のためや、未納期間を埋めて受給額を増額及び満額にしたい方々等です。今後、自営業者や非正規労働者等において、後納制度を利用される方が増えると思われます。市におきましても、無年金、低年金受給者をなくし、少しでも受給額を増やして、市民が安心して老後が過ごせるよう、この制度についての説明、案内等を推進してまいりたいと思います。

**○11番議員（高橋三樹）** 延べ161名という答弁でしたが、今後、延長された場合は、引き続き後納制度を利用していただきたいと、そう願っております。

次は、市の年金窓口での相談件数は、年間何件ほどあるものなのか、この点、伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** 市における年金制度に関する、平成25年度の相談件数は、窓口台帳による相談件数が7,090件で、電話での相談件数が1,076件となっております。なお、相談内容については、免除申請に関するものが最も多く、2,743件という状況にあります。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。窓口で7,090人、本当、国民年金の窓口というのは、市民の福祉の向上に役立ったよねと、つくづく思うところであります。これからも市民のためにご尽力賜りますようお願いいたします。

次は、納付率が下がっていますが、何か特徴があるのか。あるいは、市における納付率の状況はどうなっているのか、この点はどうか、伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** 当市の納付率につきましては、平成24年度より僅かではありますが上昇の傾向にあります。平成25年度について申しますと、当市は67.7%、県平均が59.2%、全国平均が60.9%となっており、国・県を上回っている状況にあります。

**○11番議員（高橋三樹）** 全国・県からも指宿市は高いようですけれども、今後も引き続き、その納付率を上げていただきますように、ご努力をお願いいたします。

全体的に納付率が低いのは、何か理由があるのですか。この点、伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** 納付率の低い理由としましては、まず、年金記録問題や旧社会保険庁において発生した様々な問題が、公的年金制度、年金事業に対する大きな不安や不信を招いていること、さらに、少子高齢化社会になり、納付人口より受給人口が増える中、将来に向けての不安があることが、年金離れの要因のようであります。なお、納付率の一番低い年齢層は、20歳代から30歳代となっております。年齢階層が上がるにつれて、少しは上昇していく傾向にありますが、ほぼ全ての年齢階層において低い状況になっております。また、第1号被保険者については、自営業者、臨時・パート、無職の方で収入が不安定なことが一つの要因となっているようであります。国の取組としましては、所得や納付の状況など、被保険者の置かれた実状を踏まえながら、納付督促、免除等勧奨、強制徴収等を実施するとともに、特に若年層の納付特例を強化しているところです。市の取組としましては、相談窓口で制度の説明を行うとともに、広報紙やホームページを活用した制度周知、第1号被保険者資格取得届出時における口座振替等を推進しております。

**○11番議員（高橋三樹）** 本当、ご尽力してるなというのが実感であります。

それでは、国民年金は、当市に年間幾ら支給されているのですか。指宿市民の年金種類ごとにおける年間支給額は幾らぐらいかを伺います。

**○市民生活部長（大久保正一）** 市民が受給している国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢福祉年金・特別障害給付金の五つの種類があり、それぞれの受給状況については、平成25年度の実績で申しますと、老齢基礎年金受給権者数は、1万2,106人で受給額は84億4,287万円、障害基礎年金の受給権者数は、1,097人で受給額は9億6,430万円、

遺族基礎年金の受給権者数は、95人で7,654万円となっております。次に、老齢福祉年金ですが、受給権者数は、2人で、受給額は79万円、特別障害給付金は受給権者数は、4人で、受給額は106万円となっているところです。

**○11番議員（高橋三樹）** そうですね、大体93億円余り、これは国民年金だけですので、あと、厚生年金とか共済年金、ほかの年金を加えますと、本当、もう莫大な年金だなというのが実感されます。老後は、年金に頼らざるを得ない状況になります。今回、この制度を再度確認して、納付してほしいということと、受給権を確保して、少しでも受給額を増やしてほしいということを願って、こういった一般質問をさせていただきました。国民年金保険料を納付してほしいという願いであります。例えて申しますと、多い人ですと、例えば、年間75万円ですと、20年とした場合は1,500万円、2人ですと3,000万円になります。それから、年60万円ですと、受給額、20年と仮定して1,200万、2人ですと2,400万になりまして、本当、高齢、老後は本当年金というのは、大事だなということを思い知らされるところでありますので、こういった制度をご理解の上、国民年金保険料を納めてほしいと願っております。

次は、市道及び漁港関連道についてですが、先ほど、災害防除予備設計を実施中ということでしたが、防災事業の今後の計画、進め方はどのように考えていますか、伺います。

**○建設部長（三窪義孝）** 岩本宮ヶ浜吹越線の防災事業の今後の進め方についてであります。現在、作業を進めております。災害防除予備設計業務委託の成果をもとに、技術的、経済的な側面からの評価・検討を加え、有利な補助事業導入に関する国や県のアドバイスをいただきながら、防災事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** この岩本宮ヶ浜吹越線の防災対策については、防災事業の取組が示されましたので、是非、早急に対策が講じられることを望みます。財政も厳しいところではございますが、財政当局も十分に検討していただきたいと存じます。早急な防災対策を講じていただきますようお願いいたします。

次は、漁港関連道のクランク状のところの改修について伺います。岩本交差点、市道岩本麓線が完了し、交通量も増えておりますが、指宿漁協岩本支所前の漁港関連道がクランク状となっており、大型車が通ると非常に危険な状況であります。局部改良について県へ要望するというものでありましたが、その後、状況はどうなっているのか、伺います。

**○建設部長（三窪義孝）** 漁港関連道の局部改良についてのご質問ですが、市ではこれまで、岩本交差点改良に合わせ、市道岩本麓線の整備が進んでまいりますと、交通量も増えてくることから、漁港関連道の管理者である県へ局部改良の要望と協議を進めてまいりました。県においても、整備の必要性をご理解いただき、事業実施に向けまして調査検討いただいているところであります。市としましても、今後、早急に対策が図れるよう、県と連携し事業の推進に努力してまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** ただいま、県も局部改良に前向きな方向であるようです。早期の対

策が図られるようお願いいたします。

次に、国道226号岩本トンネル手前から浜に下る市道のラインについてお伺いします。岩本宮ヶ浜吹越線は昨年、センターラインを引いていただき、本当に通りやすくなりましたし、安全に通行できるようになったと喜んでいただいております。本当、ありがとうございます。この海岸線、港湾関連道と岩本宮ヶ浜吹越線のことですが、先ほど申しましたが、本当に車の往来が増えております。車の通行が増える中で、岩本トンネルからこの海岸線へ通じる市道、併せて海岸線との交差点付近のラインが消えていたりするために、雨の日や夜間の確認がしづらく、岩本トンネル方面から車が停止することなく海岸線へ進入し、危ない状況であります。ラインの整備の必要性を感じますが、いかがでしょうか、伺います。

**○総務部長（高野重夫）** お尋ねの市道の白線につきましては、経年劣化により薄くなっているところがあることは認識しているところであります。これらの交通安全施設の整備につきましては、限られた予算の中で、各小・中学校のスクールゾーン委員会や児童・生徒交通事故防止対策連絡会及び各地区の公民館長などからの要望等を踏まえて、危険箇所や通学路など、より緊急性の高いものを優先し、年次的に整備してまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** この交差点には、停止線は引かれているようですが、止まれ標識は設置されていないようです。止まれの標識の設置はできないのか、この点はどうなんでしょうか、伺います。

**○総務部長（高野重夫）** 交通に関する規制につきましては、交通事故の抑止・交通の円滑化・道路交通に起因する障害の防止の観点から、鹿児島県公安委員会が検討し、定めているところであります。議員ご指摘の交差点につきましては、現在、一時停止の道路標識は設置されておきませんが、見通しの利かない交差点等につきましては、一時停止、徐行するなどして安全を確認して進入するなど、交通法規を遵守していただくとともに、市といたしましても交通安全対策の推進及び啓発活動について、積極的に取り組んでまいります。また、今後、交通規制の見直しにつきましても、警察など関係機関と連携し、車両の通行実態や道路の構造、地域の要望等を考慮し、必要に応じ県の公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** 最後になりますが、看板設置について、若干戻りますが、漁港関連道の漁協前のクランク整備が具体化している中で、漁港関連道を鹿児島方面へ通行する際、市道岩本麓線への進行が不明瞭なため、直進してしまい、篤姫駐車場で引き返す車が多いようです。今年の菜の花マラソンの後、鹿児島方面へ帰られる皆さんも間違えられておられたようです。私も、交差点に立ち、数年間誘導したところではあったのですが、この交差点に案内看板の設置はできないか、伺います。

**○建設部長（三窪義孝）** 市道岩本麓線と漁港関連道との交差点への案内看板の設置についてのご質問ですが、当交差点につきましては、現在、市道と漁港関連道は直角に交差しているこ

とから、大型車両等の通行に支障があるため、岩本漁協前のクランク箇所の整備と合わせて、交差点の局部改良を県へ要望しているところであります。この交差点の改良計画の中で、交差点の視認性、案内標識等の施設整備につきましても、管理者であります県と連携して、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** 今後も安心、安全のためにご尽力を賜りますようお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（新宮領進）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時48分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外菌幸吉議員。

**○1番議員（外菌幸吉）** 本日の5番バッターですが、1番、外菌幸吉でございます。

通告どおり、まず、小学校の合同授業と土曜授業についてお伺いいたします。小規模の小学校の対策として、合同でスポーツ等の授業を行い、来年度から実施される土曜授業と関連させられないかということでございます。これは昨年の6月に一般質問を行ったわけですが、小学校の問題については、朝ほどの学校再編、統廃合問題について、いろいろ議論がありました。私は、小規模校の小学校のデメリット、先ほども話が出ましたけれども、デメリットの対策として、最も大きいのはスポーツとか音楽の合奏とか、こういうことは完全にデメリットだと思っています。これに対応するために、合同でやるべきじゃないかと、昨年の6月議会で申し上げましたが、やっているという話でしたけれども、修学旅行とか宿泊ぐらいで年に1回ぐらいの話だったわけです。一方、皆さんにもお届けしてあるとは思いますが、このパンフレットで市内小学校、中学校で土曜授業を行います。平成27年度予定ということで、小学校5月から3月、8月は除くとなっております。これによりますと平成27年度より、指宿市内の小学校と中学校において、学校・家庭・地域住民などの連携の下、子供たちの生き抜く力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、各学校の教育課題の解決を図ることを目的として、土曜授業を行いますということでございます。土曜授業は、月1回程度実施します。原則、第2土曜日。午前中3時間の授業を実施します。教育課程に位置付けた授業になります。この授業というのは何でしょうかね。体育とか合奏の時間は、入らないのでしょうかね。

それから、2番目に、空き家特措法についてお伺いいたします。この1の次に、今月26日と書いてありますが、これは、今月の今、今という字を、2、2月の2に直していただきたいと思っております。原稿を書いたときは今月だったんですけれども、ということでよろしく訂正方、お願いします。2月26日、一部施行の空き家特措法により、指宿市はどう対応するかということでございます。これについては、一部施行とございますので、本年の5月から施行され

る部分もあります。この空き家特措法に対して、指宿市は、どう対応するかということについて、お伺いいたします。

3番目に、指宿市温泉資源の保護及び利用についてということでお伺いいたします。これは、昨年12月議会で一般質問を行っておりますが、早速、条例の提案が3月議会でありまして、委員会で審議されているわけでありまして、この条例等を含め、指宿市の大事な資源であります、また、活用できるであろう宝であります、温泉資源の利用について、お伺いしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 空き家等の対策についてでございます。空き家等につきましては、少子高齢化・過疎化等により、適正に管理されないまま放置され、周囲に悪影響を及ぼしていることが全国的に問題となっており、本市においても、空き家等に関する相談件数が増加傾向でございます。県内においても、8つの自治体で、空き家等の適正な管理に関する条例を制定しているところであります。今回、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が施行され、国土交通省及び総務省は、共同で空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を公表をしております。これにより、空き家等に関する施策の実施に関する基本的な事項、空き家等対策計画に関する事項、及びその他空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項の三つの基本方針が定められ、それぞれ、実施体制の整備や空き家等の実態把握方法、効果的な空き家等対策計画の作成や定める事項、また、所有者等の意識の高揚と理解促進、空き家等に対する他法令による規則等に関する内容が示されております。本市においては、今回施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法により、空き家対策を行っていくこととしておりますが、特措法により実施していく上で、新たな課題・問題などが生じる恐れもありますので、市独自の条例の制定などについても検討し、空き家等の管理に対する対策が適正に取れるよう努めてまいり所存であります。

以下、いただきました質問等は関係部長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（池田昭夫）** 教育委員長から委任を受けましたので答弁させていただきます。小学校の合同授業と土曜授業についてのお尋ねですが、市内の多くの小学校において、集合学習や交流学习など、複数の学校が集まって教科等の学習を計画的に行っております。山川小・徳光小・利永小では3年生以上が年間4時間から6時間、池田小と今和泉小では5・6年生が年間3時間、集合学習を行っております。また、徳光小と利永小では、これまでも教科等において集合学習を行っておりますが、今年度、新たに持久走大会を開催しております。規模の違う学校同士が行う交流学习としては、大成小と利永小の5年・6年生が年間4時間、体育や音楽の学習を一緒に行っております。また、来年度から月1回、第2土曜日に午前中3時間の土曜授業が実施されます。内容としましては、教科等の学習内容を深める多様な学習や体験活動、よりよい定着を目指し、確かな学力を高める活動、思いやりのある豊かな心を育む学習など、各学校の課題解決を図るため、土曜日に実施することの利点を生かした学習が計画さ

れております。土曜授業は、学力の向上をはじめとする各学校の課題を解決するために、校長が法令に従って教育課程を編成し、実施するものですから、教育委員会としましては、今後、各学校の計画や取組状況等を把握しながら、適切な指導助言を行ってまいりたいと考えております。

**○総務部長（高野重夫）** 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例につきましては、温泉資源は、市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用、並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定しようとするものであります。具体的には配湯業や農業、地熱発電事業者などの温泉事業利用者は、良好な環境に支障を来すことがないように、自らの責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、自らが所有する温泉の状況等を把握するモニタリングに努めていただくことにしております。また、固定価格買取制度の導入や地熱発電に対する規制緩和に伴い、今後、多数の地熱発電事業者の参入が見込まれます。したがって、学識経験者や地域住民代表、温泉井所有者の代表で構成される調和のとれた地熱活用協議会を設置し、事業計画等を審議するとともに、地熱発電事業を稼働する際には、環境保全に関する協定を市と事業者間で締結することにしております。なお、当条例につきましては、温泉法の枠組みの中での運用としており、温泉法に基づき、県知事から意見を求められる際、協議会での審議結果を踏まえ、意見を具申していきたいと考えております。

**○1番議員（外園幸吉）** 先ほど、市内小学校、中学校で土曜授業を行いますと、この文章を読み上げた中でですね、土曜授業のメリットとして、学力や体力の向上につながります。しかし、これは土曜授業をやるからというより、それに派生する結果、平日の授業が更に充実として、体力の向上につながりますということなんですね。私は、先ほど教育長も言われましたように、その学校の課題は何かなっていうときに、体力の向上ということもあれば、スポーツというのはコミュニケーション能力を育てること、非常に大事だと。基本的な教育の考え方という点でですね、教育というのは、学ぶというのは、私は死ぬときまでだと。私は、今、この歳になってもですね、議員させていただいて、分らんことがたくさんあります。いろいろ、これも学ぶことだなど、勉強だなどと思っています。小学校や中学校のときは、そういう勉強の仕方を習うことだと思います。皆さん、例えばですね、サイン、コサイン、タンジェントって習いましたよね。あれ、中学校ですかね。20歳過ぎてから、1回でも使ったことありますか。ありますか。私は1回もない。だから、直接的にはなくてもですね、小学校や中学校は、塾じゃないところの良さってというのは、塾もいい点はありますけど、コミュニケーション能力だと思います。さっき、私が登壇した際に、本日の5番バッテリーと言いましたけれども、うちの息子はライ8だったんです。分かりますかね。スポーツ少年団でライトの8番というのは、下手とは言いませんけど、あまり上手じゃない。スポーツ少年団のソフトで、ライトにはめったにフライ飛んできませんよね。8番バッテリーですよ。でも、

ソフトボールにはライ8もいなきやいけない。9人おらんと。時たま、ライトフライが来るかもしれないからね。捕れんでも、拾って投げないかん。そこが、スポーツのいいところだ。サッカーにしろですね。チームプレーじゃなくても、柔道とか、いろいろな競技はありますけれども、少人数の学校の一番のデメリットはこれだと。グループでやるのができない。私は、楽器とかさっぱり分かりませんが、楽器なんかでもですね、保育園なんかに行って、いろんな楽器を使ってやっています。1人の、2人のじゃないです。合奏です。そういうのができるのが、一番のメリットがある。そして、土曜日にやろうじゃないかと言われるわけですね。土曜日にいいチャンスじゃないですか。私は、先ほど聞いててですね、指宿商業の話が出ましたけれど、指宿商業高校は、ほかの全国の学校にもあまりないぐらいの、中国語と韓国語をやっているということですね。すごい特徴だと思いますね。それから、株式会社指商の話。入学式、卒業式に呼んでいただいていますんで、いつも感心してる。同じ、指宿市立、市立の学校でありながら、指商は特色を発揮しているのに、指宿市内の小学校は、そういう個性を、特色を出せないかということです。いや、指商、義務教育じゃないよ、小学校は義務教育だよと言われるでしょうけれども、これが、土曜は必ずスポーツ、合奏と、小さな小規模校のためにもやるんだという、指宿市の特色が出せるんじゃないかと思うんです。ちょっと余談ですけどもね、今日の一般質問する議員が5人、5人とも文教厚生なんですね。たまたま、偶然でしょうね。その文教厚生委員長の委員長と副委員長が代表して、小野市の話をされましたよね。すばらしいところで、市長はじめ、教育委員の皆さんも私は行ってほしいぐらい、思うんです。その答弁の中でですね、私はあまり人を褒めないんで、ちょっと怖がられてるっていう話もあるんですが、市長の話の中でですね、教育立市ということをおっしゃいましたね。指宿市を教育のまちにしたい。この、教育については、いろんな議論が必要かとは思いますが、教育立市のお話をされました。それで、もう一方ですね、この、今度、委員会審議の途中でいただいたんですが、教育委員会制度改革の概要というのがあります。この中でですね、総合教育会議の設置、大綱の策定というので、首長は総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成される、というのがあります。私は今までですね、教育委員、教育委員会の在り方に、非常に問題点も、いいところもあったろうけども、問題点もあったらうから、こういう教育委員会制度が改革されるということだと思います。それで、こういう点から言ってですね、まず、再度、その土曜授業とスポーツ、合奏の問題について、教育長からお答えを聞き、そして、こういう教育委員会制度の改革の首長として、最も教育にも造詣が深い豊留市長が最適任であると思いますので、市長のお考えを、私の質問に対していただきたいと思います。

**○教育長（池田昭夫）** 小規模校のデメリットについて、現在も、先ほど申しましたように、集合学習や交流学习を行って、少しでもそのデメリットを、緩和していこうというふうに取り組んでおります。この土曜授業につきましては、先ほど申しましたように、学力の向上をはじ

めとする各学校の課題を解決するためということがあります。そのときに、校長が法令に従って、つまり、学習指導要領に従って、教育課程を定めるということになります。したがって、その学校が必要と認めればいいわけです。交流学习、集合学習も、両方、二つの学校があつて、それがお互いにマッチすれば、それは可能でありますでしょうけども、その教育課程の編成によっては、学校によっては、土曜授業の使い方が実態に応じて変わってくるということになります。来年度4月から始まるわけですから、また、1年間やってみて、どう自分の学校では課題は何なのか、もっと、こういう活動をすべきじゃないかというのが、また、新たに見えてくるんじゃないかなと思っております。そのときは、そういう課題を集めて、そして、それだったらこういう方法もあるんじゃないのというふうに、また、いろいろと適切な指導、助言もいくんじゃないかなと思っております。とにかく、教育課程の編成は、各学校が自校の実態に応じて編成していくものですから、現在、各学校が行っているところで、4月から取り組んでいくものと思っております。

**○市長（豊留悦男）** 大きく、教育の流れ、方法も変わってまいります。本市においては、指宿市教育振興基本計画という計画、冊子ができております。その中に、10年後を見据えた教育の姿、市の発展の礎は、ふるさとの未来を担う青少年の育成、教育にありますと明記されております。正しく、教育、それによって、今後の10年後の市の将来の姿が見えるというわけであります。そういうわけから、教育立国を目指している日本でありますので、教育立市、つまり、指宿市も教育というものを中核に据えた施策を打ち立てなければならないという思いで、教育立市という言葉を使わせていただきました。いもこじ運動というのがありました。いもこじ、サツマイモをきれいに磨くときには、たくさんサツマイモをバケツ、桶の中に入れて、それをいもこじという、磨くには、芋と芋が擦れ合う、擦れ合つてきれいにお互いが磨かれるという、その運動が薩摩の教育の伝統、いわゆる薩摩郷中教育の基礎でもあったわけであります。たくさん芋が入っていればいるほど、お互いの芋が擦り合つてきれいになるという。その芋が少ないとなかなかきれいに、お互いが磨けないという。つまり、集団教育の大切さを説いたのが、いもこじ運動であります。そういう意味から、今後、本市の教育をどのような観点で考えていくのか、そして、ふるさとの未来を背負う青少年をどう育てるのか、そういう観点で土曜の授業というのも考えられるべきであろうと思います。もちろん、第一義的には、子供たちに力を付けるのだと、力というのは学ぶ力であります、学力であります。そういうのを付けるために始まったのが、本来の土曜授業の趣旨でもありましよう。しかし、この土曜授業をすることによって、かねての金曜日から土曜日に、比較的余裕が生まれ、時間的な、教科活動、そして、様々な教育活動が充実するという観点で、この土曜授業というのは大切にされなければならないと思います。各学校の実態があります。その実態、地域の特性を大切にした授業の展開ができるよう、行政と教育委員会、学校が一体となって、この土曜授業は成功させなければならないと思つているところであります。

**○1 番議員（外園幸吉）** 今、土曜授業について、市長の見解も伺ったんですが、さっき申し上げましたようにですね、総合教育会議の設置と大綱の策定ということで、首長がですね、選挙で選ばれた首長が責任を持ってやっていただきたい。昔、教育委員の公選という時代があったそうです。公選の意味があるわけですよね。市長が、どっか大阪辺りの市長みたいに、あまりオーバーランしてもらっちゃ困ると思うんだけど、責任を持ってですね、教育に対して選挙で選ばれた人が対応していただく。率先してやっていただきたいと思います。

それからですね、私が土曜授業のスポーツのことを申し上げるんですが、3月12日の南日本新聞ですけども、体力テスト地区別結果を初公表、鹿児島県教委37市町分ということで、2014年の全国体力運動能力、運動習慣等調査ということで、鹿児島県教育委員会が明らかにした平均値等があります。その中で一つ気に掛かるのはですね、これを公表しない自治体が三島村、十島村、南さつま市、指宿市、宇検村、大和村の6市町、指宿市が6市町に入ってるわけですよね。そして、非公表の理由は、小規模校が多く個人の特定につながる。独自に公表するということが、新聞ではどっちなのか分からないんですが、この指宿市が公表しない理由は何ですか。

**○教育長（池田昭夫）** 新聞の書き方にはいろいろあるかと思いますが、この各市町村の体力の状況を県がまとめて、それを公表する必要はないと。指宿市独自でそれは公表すればいいんじゃないか。したがって、市のホームページにはきちっと、その結果は公表するようにしております。

**○1 番議員（外園幸吉）** するようにしているという言葉がよく理解できないんですが、ホームページに公表しているんですか。現在形ですか。そのつもりだというふうに、するようにしてますですか。

**○教育長（池田昭夫）** 現在、資料が昨日辺りでできましたので、それはきちっと公表いたします。

**○1 番議員（外園幸吉）** 近日中に公表するということが理解していいですね。この体力テスト等についてもですね、私は、先ほどの土曜授業、小規模校に結び付けて考えてしまう。そういうこともありますので、人間ですね、小学校の頃に算数ができなくても、金儲けしている人間はいますよ。金儲けがいい悪いじゃない。世の中には小学校のテストなんて何っていうことないって思うのが、この歳になって分かってきましたよ。ですから、まず、大事なのは体。いろんな事情で健康でない人もいますけれども、体で、かつコミュニケーション能力、人間関係ですね、これが一番大事なんです。それには、スポーツだし、合奏とかそういうことだと思います。

それでは、2番目にいきます。この空き家特措法についてということですが、先ほど、市長の答弁をいただいた中でですね、独自の条例を作りますということでしたね。確かに、法律ができたんですが、各市町村、それぞれのところでですね、事情が違う点があるんだろう

と思います。3番目になります、温泉の条例についてもですね、温泉法があるからいいじゃないかじゃなくて、指宿市として、どう対応できるかという意味で必要だと思って、申し上げてきたわけですが、この空き家についてもですね、条例は作ると言われましたので、よかったなと思っているわけです。その中でですね、空き家を壊す、撤去するだけじゃなくて、空き家をどのように生かすか、貸すとかですね、いろんな方法があると思うんですが、その対応について、先の9月議会のときに質問したのは、空き家を貸すためのリニューアル等については補助は出せないというようなお話が出たわけですが、こういう空き家をいかに利用するか。これについてお伺いいたします。

**○総務部長（高野重夫）** 今回の特措法の一部施行により、県は2月18日、県庁関係課で構成する空き家対策庁内推進会議を設置し、また、各地域振興局管内においても、平成27年度から県、市町村、住民代表、各種団体代表、NPO関係者等による空き家対策推進地域会議の開催が予定されております。このようなことから、空き家等に関する情報の提供・共有化、助言、提案等により、県及び市町村の空き家対策について検討されていくものと考えております。本市におきましても、関係各課の連携強化を図るため、3月4日に庁内に指宿市空き家等対策推進委員会を設置したところであり、今回の特措法による空き家対策を実施していくとともに、空き家及び特定空き家等に対する総合的な対策の検討を行っていくこととしております。また、一方で個人の財産は、本来、その所有者等が自己の責任において自主的な対応が何より重要だと考えておりますので、今後も所有者等に対し、積極的に適正な管理の協力を求めてまいりたいと考えております。

**○1番議員（外園幸吉）** 先ほど、空き家条例のことについてもですね、昨年9月の一般質問のときも、指宿の実態に合った条例等制定につき、検討しているという。それから、空き家をですね、台帳の作成が必要じゃないかということについても、所有者の把握、聞き取り等を行って空き家台帳を整理する必要があるとおっしゃってるわけですね。9月、10、11、12、1、2、3でしょ、半年でしょ。まだ、歩み出していないんですか。空き家台帳も。

**○総務部長（高野重夫）** 空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部施行により、空き家の判断基準等の基本指針が公表され、5月には特定空き家の判断基準等が示される予定であります。本市においても、今後、この特措法により、空き家等に関する施策を推進していくこととしております。また、本市の空き家対策の体制を整備し、関係各課の連携を図るため、指宿市空き家等対策推進委員会を設置したところであり、この委員会において、指針に沿った計画や特措法を補完する市独自の条例等の制定、及び空き家等に関する対策を総合的に検討していくこととしております。

**○1番議員（外園幸吉）** 先が短いせいですから、急いでしまいますけれども、先ほど申し上げましたようにですね、空き家特措法は、2月26日に施行されたのもあれば、5月に施行される

のもあるわけですね。ですから、やっぱり目途をもってですね、今年の9月議会には、また、同じことを聞かないように、やっていただきたいと思います。

先ほど出ました小野市にいろいろ学ぶところがあったんですが、小野市はですね、平成25年1月1日からの施行の、小野市空き家等適正管理に関する条例というのは作ってある。その中にですね、行政代執行法とかいろんなのが出てきますけれども、いわゆる罰則の一種と考えていいでしょうね。市長は前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わない場合は、小野市公告式条例に規定する小野市役所掲示板に掲示する方法、及び広報への掲載その他の方法により、次に掲げる事項の公表を行うと、というようなこともあるわけですね。人間性善説、性悪説、いろんな考えがあると思いますけれども、罰則がなければいけないのかよという気持ちもありますけれども、よっぽど、こういう点も配慮してやらなければいけない世の中なのかなと思ったりもします。

ところで、次に行きます。3番目の指宿市温泉資源の保護及び利用についてということなんですが、これは、昨年の12月に一般質問をしたんですが、打てば響くと言いますか、すぐ3月議会に条例の提案をしまして、良かったなと思っております。この温泉保護の考え方についてですね、こういう資料をいただいておりますけれども、あくまでも温泉資源は指宿市市民みんなのものだということですね、多くの人がいい状況で利用できるということなわけですが、やりようによってはですね、一部の人、業者等がですね、温泉を利用することがなきにしもあらずという現状があるわけですね。こういう点から言ってですね、この条例等についてですね、まだ、本会議で議決はされていませんけど、どのような効果、期待、ありますか。

**○総務部長（高野重夫）** 条例制定によりまして、各々において温泉資源を大切にしようという機運の醸成が高まることや、温泉利用事業者がモニタリングを実施し、記録していただくことで、不測の事態の対応に役立つものと思われまます。また、行政が市内における地熱発電の開発状況を把握できるとともに、協議会において、事業内容や市への貢献策、温泉モニタリング、リスク発生時の対応等の事業計画を審議することにしております。このような説明機会の場をつくることで、説明責任が求められ、一定の歯止めにつながる効果があると思われまます。さらに、当条例については県の所管である温泉法の枠組みの中で運用していくことから、県と密に連携を取ることで、これまで以上に互いに情報共有等が図られると思われまます。

**○1番議員（外園幸吉）** 温泉法にはですね、第7章として罰則があって、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とか、いろいろな、まだほかにも6月以下の懲役又は50万円以下の罰金とかあります。条例で罰則を設けることはできないことじゃないけれども、温泉法でこういう形でありますんで、あえて求めませんけれども、やっぱり、先ほど言いましたように性善説だけでは片付けられない点があります。それにはですね、業者の方、そして、一般的市民の

方にもですね、周知をして、そして、いい方向で利用されるようにやる必要があると思います。何事でもですね、がんじがらめ規制せよとは言いません。でも、残念ながら現実には、疑問に思うこと、ああいうことやっていいのかよというようなこともありますので、職員の皆さんも忙しい中ではありますけれども、よくですね、現場を見て、刑事ドラマを見ると現場百遍と言いますが、せめてですね、1年に2、3回はそういうところの現場を見て、やっていただきたいと思います。こういう条例等が出てきますとですね、立入調査もできますので、前回、前々回も言いましたように、悪臭の関係で立入調査もできるはずなのにやらないと、そういうことがないようにですね、なかなか大変だろうとは思いますが、こういう条例等を生かしてですね、職務の執行をお願いして終わります。

### △ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 外 菌 幸 吉

議 員 白 山 正 志

# 第 1 回 定 例 会

平成 27 年 3 月 18 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成27年3月18日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第39号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	18番議員	新川床 金 春
19番議員	下川床 泉	21番議員	新宮領 進

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	高 野 重 夫	市民生活部長	大久保 正 一

健康福祉部長	下敷領	正	産業振興部長	廣	森	敏	幸
農政部長	新留	幸一	建設部長	三	窪	義	孝
教育部長	浜島	勝義	山川支所長	馬	場	久	生
開聞支所長	下吉	耕一	農政部参与	池	増	広	行
建設部参与	光行	忠司	総務課長	岩	下	勝	美
市長公室長	川路	潔	市民協働課長	上	川路	正	和
長寿介護課長	大久保	成人	地域福祉課長	山	口		保
観光課長	川畑	徳廣	土木課長	山	下	康	彦

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山	一幸	次長兼調査管理係長	石	坂	和昭
主幹兼議事係長	鮎川	富男	議事係主査	濱	上	和也

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び井元伸明議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） おはようございます。私は日本共産党の議員の一人として、平和を守り、市民の命と暮らしを守る立場から一般質問を行います。

まず最初に、市道丈六成川線を市道首尾坂線に訂正することをお詫びいたします。

それでは、さつき園について質問いたします。さつき園は開園して15周年になります。これまで多くのお母さん方が子育てに苦しみ、悩み、自信を失っている中で、さつき園と出会って、親同士の交流や悩みを相談したり、活動をしていく中で、子育てが楽しくなり、これまで多くの母親が救われ、多くの成果を上げてきております。障害児通所支援施設さつき園は、指宿市になくてはならない施設であります。今度、開聞保健センターに移設が決まり、開聞保健センターは保健センターとしての役割と、障害児通所支援施設さつき園としての役割を果たすようになるわけではありますが、障害児通所支援施設にとって、療育のしやすい環境を整えるべきであります。開聞保健センターは、どのような改修がなされるのかお聞きいたします。

次に、開聞保健センターは、これまで保健センターとして利用されてきたわけですが、これからは保健センターと障害児通所支援施設さつき園として利用するわけですので、今後、どのような使われ方をしていくのかお聞きいたします。

次に、職員の待遇改善についてであります。さつき園では正職員は2名で、それ以外は臨時職員であります。子供が帰ってから仕事に追われて、非常に厳しい環境の中で支えているからこそ、さつき園と出会って、親同士の交流や悩みを相談したり、活動していく中で子育てが楽しくなり、これまで多くの母親が救われ、多くの成果を上げてきているのです。指宿市全体から考えれば、子育てに苦しんでいる方はまだまだ多くいると思います。だからこそ、職員を充実させる必要があります。指宿市として支援する必要があると思うがどうか。

次に、園児の給食について質問いたします。障害を持つ子供は好き嫌いが激しく、療育にとって非常に大切なのが給食であります。月に2回の給食で好き嫌いが解消され、子供の著しい成長があるからこそ、お母さん方は大変な中で協力し合って作っているのです。月2回の給食に支援する考えはないか。

次に、今後、障害児通所支援センターについて、どのように考えているのかお聞きします。

市道首尾坂線について質問いたします。新ごみ処理場施設へのごみ搬入車両アクセス道路の変更について、今年1月26日に成川自治区に指宿広域市町村圏組合が説明しております。この説明の中で、山川駅コースと市道首尾坂線コースは搬入を奨励すると説明しています。市道首尾坂線は道路も狭く、畜産関係の飼料や運搬用の10 t 車も通行する狭い市道でありませぬ。ごみ搬入車両アクセス道路にするのであれば、改修が必要であると思うが、どのように考えているのかお聞きいたします。

これで1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） さつき園の施設の移転、改修につきましては、老朽化が進み、建物の耐震性等の問題があり、療育を受けている幼児の安全の確保からも、行政評価委員会等での評価内容を基に、関係部署や子ども発達支援センター療育検討委員会等でさつき園の施設移転、改修についての協議を行ってまいりました。移転先の開聞保健センターにつきましては、山川・開聞地域の方々の健康の維持・増進のための拠点施設として様々な健診を行っている場所でございますので、関係部署と慎重に協議を重ねるとともに、さつき園の療育従事者や親の会の方々の意見もいただき、改修することにいたしました。子供たちが安心して安全な場所で療育を受けることができるように、改修の主なものとしまして、敷地外等への子供の飛び出しを防止するためのフェンスの設置・強化、トイレの改修、保育室となる部屋の環境整備等を予定しているところであります。

次に、市道首尾坂線の改修計画についてのご質問ですが、市道等の整備につきましては地区からの要望等を考慮しながら、排水施設や路面の損傷度、緊急性、利用度、地域性等を総合的に判断し、社会資本整備総合交付金の国庫補助金や、過疎債等の有利な起債を活用し、整備に努めているところであります。現在、市道の整備計画路線は、250路線ほどあり、議員ご指摘の首尾坂線につきましても、整備路線として計画をされております。当路線につきましても、幅員が狭い上に急カーブも多く、また、路面の損傷が激しい箇所があり、改良拡幅の整備を図る必要性は認識はしているところであります。整備時期につきましては、新ごみ処理施設の一般車両のアクセス道路として示されておりますので、今後、利用状況等を見極めながら、道路の改修に向けて検討してまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 開聞保健センターの利用状況についてのご質問でございます。

開聞保健センターは、市民の健康づくりを推進するため、各種健康相談や健康教育、健康診査等のサービスを総合的に行う拠点として開設をされたところでございます。平成26年度の主な利用状況でございますが、母子を対象にした母子保健事業としましては、母子健康手帳交付や乳幼児健診、センター開放などを年に128回実施をしております。次に、成人を対象にいたしました成人保健事業といたしましては、がん検診や特定保健指導等を年に36回、また、高齢者を対象にしました高齢受給者証交付時の健康教育相談や運動教室を年に24回実施しているところでございます。そのほか子育て支援のための子育てキッズや食生活改善推進員の活動などでも利用されており、年間を通しまして合計243回、延べ135日利用されている状況でございます。

次に、さつき園の職員の配置についてのご質問でございます。さつき園の療育を行う職員は、児童発達支援管理者1名、指導員又は保育士7名で、内訳といたしましては正規職員2名、常勤の嘱託員2名、非常勤の嘱託員4名の合計8名となっているところでございます。この人数は、基準省令に則した職員配置となっているところでございます。

また、さつき園の運営につきましては、指宿市社会福祉協議会へ業務の委託を行っており、委託料の中に人件費として各種手当も計上をされているところでございます。

次に、園児の給食についてでございます。さつき園では現在月2回、親の会のお母さん方が自主的に食や療育の勉強会を兼ねて食事の提供を行っていただいております。毎日の給食提供となりますと、子供によってはアレルギー対策など、個別の対応が必要なことも考えられるため、提供体制の整備が必要になってまいりますので、雇用等大幅な負担が考えられるものにつきましては、南九州市との財政負担の在り方からも、本市のみの判断では行えない事項と考えておりますので、現段階での給食の提供は考えていないところでございます。

次に、さつき園の療育センター化についてのご質問でございます。

平成24年に法改正が行われ、障害児は小さな障害者ではなく、障害のある子供として支援の根拠法が障害者自立支援法、現障害者総合支援法から児童福祉法に変わり、障害のある子供が身近な地域でサービスを受けられる支援体制の整備が進められてきているところでございます。国では、児童発達支援の整備につきまして、さつき園のように療育を行う児童発達支援事業所は市町村に数か所、地域支援を行う拠点としての役割を担う児童発達支援センターは、市町村又は保健福祉圏域に1か所を想定しているところでございます。指宿市内には、現在、さつき園と民間事業所わかばの二つの児童発達支援事業所がありますが、わかばは平成27年度に事業所の新築移転とあわせて事業規模を拡大し、児童発達支援センターとして発達に障害のある子供の地域の支援体制の充実を図る予定でございます。このようなことから、今後、わかばは障害児支援の中核施設として、障害児、家族、地域を結ぶ役割を担っていただけるものと考えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 開聞保健センターの改修については、親の会の声なんかも聴いて、か

なりの改修の方向で話もあるということも聞いております。今後、本当、障害を持っている子供さんを療育していくためには、やっぱり、区切られたというか、声が漏れないような、そういう部屋なんかも造ったりとか、そういうのが必要だと思います。この点では、職員とか、親の声を今後とも聴き入れながら、今年改修をするときにはお願いしておきます。

次に、今後、開聞保健センターとして二つの役割を持っていくわけですが、指宿市の中で保健師さんが乳幼児健診をしていくわけですね。そういう中で、そういう発達障害が発覚したりしていくわけですので、将来的に考えた場合、すぐと言った場合には、成人とか老人、食生活推進員の利用もありますので、すぐにはいかないと思うんだけど、母子健診とさつき園と、指宿市でそういう発達障害を持っている方が、さつき園とのつながりの中で一人でも子育てに苦しんでいる人を解決していくためにも、保健センターをそういう母子健診とさつき園の利用の方向に考えることはできないのかどうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 保健センター業務とさつき園の療育事業との共存事業と、今後になってまいります。移転後は月曜日から木曜日はさつき園の療育活動を、金曜日は様々な健診を中心とした保健センター業務を行う予定でございます。これは以前、さつき園の移転先について話を行った中で、さつき園に通う子供の中には、不特定多数の人がいる場所では活動に支障が出てくるものとの意見が、先生方や保護者の方々から寄せられていたため、ほかの事業と一緒にならないように配慮をしたところでございます。金曜日は療育活動は行っておりませんが、さつき園の先生方は勤務しておりますので、保護者の方々が活動内容を直接聞くことは十分可能だというぐあいに考えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 今後についても、成人とか老人を含めて、健診をしていくという捉え方でよろしいんですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 子ども発達支援センターさつき園が開聞保健センターで療育を開始するに当たりましては、関係機関と協議を重ねた上で各種健診等の計画を立てたところでございます。成人保健事業の一部につきましては、開聞総合体育館や開聞支所などを活用して実施することで、調整がなされたところでございますが、乳幼児健診については広い部屋と診察を行う小部屋及び調理室などの複数の部屋が必要なため、保健センター機能を有している開聞保健センター以外での実施が困難でありますので、週1回は保健事業実施日として利用したいと考えているところでございます。そのほか、住民がより快適に受診しやすいよう、土・日のがん検診なども引き続き実施する予定でございます。

また、母子保健健康手帳交付や育児相談なども行い、子育て支援の場として活用し、個別支援が必要な特定保健指導や高齢者への受給者証交付なども、これまでどおり保健センターで行う計画でございます。

○5番議員（吉村重則） かなり成人の健診なんかについては、ほかのところに移して、乳幼児、母子健診については、開聞保健センターを使っていくという答弁だったわけですが、

やっぱり、誰でも自分の子供が障害を持っているとは思わないわけですよ。私自身もそう感じる、自分の子供であればそう思ったりするんですけど、やっぱり、乳幼児健診の中で、保健師さんが判断して、ちょっとおかしいんじゃないかとか、そういうことが分かってくるわけですよ。ですから、自分の子供に障害があって、即、さつき園に行けるかといったら、行けないと思うんですよ。ですから、乳幼児健診をしながら、ちょっと障害があるんじゃないですかと、いうところでさつき園の保護者会とか、そういうのが金曜日なら金曜日に行われるといったときに、覗けるような将来的には、現時点ではそういうことは最初からはできないと思います。そういう面で、将来的にはお母さん方が本当に何と言ったらいいんでしょうか、簡単にそういう障害の支援を受けるという気持ちになれるような、さつき園とのそういう乳幼児健診とのつながりのある、そういうセンターとしての今後、将来的にはそういう方向での検討はされてないのかどうか。

○健康福祉部長（下敷領正） さつき園の療育センター化についてのお尋ねだというぐあいに考えておりますが、センター機能の大きなものの一つといたしましては、保育所と訪問支援などの実施がございますが、これまでもさつき園では、並行通園している子供が通っている保育園、幼稚園と連携を図ってきております。今後も児童発達支援事業所として、さつき園に通園している児童が通う保育園、幼稚園と連携し、調整を図ってまいりたいと考えております。このようなことから、移転後についてセンター化にはこだわらず、これまでのさつき園の良いところをそのまま残し、利用者に沿った支援を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 療育支援センターの話が出たわけですけど、療育支援センター、指宿市に1か所、今、民間の方が27年度中に建設をするというさっきの答弁の中であったわけですけど、保健師さんとのつながり、それとさつき園とのつながり、それに民間とのつながりでは、行政としてどのような方向で検討がなされているんですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 保健師とさつき園の関わりということであるかと思うんですけれども、

（発言する者あり）

○議長（新宮領進） 答弁を続けてください。

○健康福祉部長（下敷領正） さつき園と保健師との関わりという観点で、まず答弁をさせていただきます。

さつき園に入園するまでの経過的な支援としては、まず、乳幼児健診や育児相談などにおいて、言葉が遅い、視線が合わない、多動であるなど、気になる点がある幼児等の場合は、保護者の方と面接し、家庭での状況などについて情報交換を図り、問題解決に向けて支援しているところでございます。その上で、市主催の発達相談会や親子教室、県子ども総合療育センターの相談などを紹介し、子供の発達の経過観察を行い、保護者へは子供への関わり方

など助言をして支援しているところがございます。また、療育が必要な場合は、さつき園の指導員と連携を図り、さつき園の見学に保健師が同行するなど、通園開始がしやすいような支援をこれまでも行ってきているところがございます。さらには、さつき園入園後も療育指導やケース会議、電話や訪問等を通して支援を継続してきております。通園している園児に対しましては、その子に合った療育指導につながるよう、その保育園や幼稚園などとも連携に努めてきているところがございます。特に、小学校入学前の年長児に対しては、教育委員会の就学相談会を紹介したり、小学校、養護学校見学に同行するなど、園児や保護者が安心して就学できるよう支援しております。

このように、乳幼児の時期から小学校入学前まで、様々な機会において関わりを持ち、子供がすくすくと育つよう、また、保護者が安心して子育てができるよう支援しているところがございますので、今後も引き続き、さつき園と連携を深め、療育指導の充実に努めてまいりたいと考えているところがございます。

○5番議員（吉村重則） 今、私が質問をしたのは、わかば、民間が27年度中に療育支援センターを開設するというような答弁がされたわけですけど、今、保健師さんとさつき園とのつながり、本当に非常に大事な部分になるわけですよ。それを今度は指宿市にそういう療育支援センターとして1か所できた場合には、そこが今度は中心になってさつき園も民間のそういう療育施設も、そこが中心になって、今後、療育がされるようになっていくと思うんです。ですから、そういう面から考えれば、保健師さんにしても行政としての役割があるわけですから、だからこそ、やっぱりさつき園がそういう療育の支援センターとしてなっていくべきだと、私は思っています。しかし、民間が造ったときに、行政と療育と民間との関係ですよ、関係がどうなるのか。もう療育支援センターは自分たちでやって、行政は関係ありませんということではできないと思うんですよ。さつき園の職員にしても、やっぱり保育園に行ったりとか、いろんなところに行ったりする場合には、その支援センターが中心になって、いろんな勉強会をしたりとか、そういうことは今後されていくと思うんですけど、その辺ではどのように考えているんですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 療育を必要とする子供たちの療育環境の充実を図っていくということは、行政として大変大切なことだろうと考えております。そのようなことから、さつき園、あるいは27年4月から開設いたしますわかば、それと保健師、行政、一体となって療育を必要とする子供たちの療育環境をどういうぐあいに図っていくのかということで、一緒に研修なり、あるいは協議する場合は、今後設けていく必要があるだろうというぐあいに考えております。

○5番議員（吉村重則） お母さん方と、この前、懇談をしたんですけど、その中で、重度の障害を持っている子供さんの親なんですけど、どこに行っても受け付けてくれなかったと。さつき園に出会って、本当に子を育てる喜びも、これまで築き上げて来れたと。本当にどこも

受け付けてくれないというような状況もあるわけですよ。だからこそ、今後、支援センターとしての役割は、本当に重要になる。やっぱり、民間であれば利益が第一にくるわけですよ。ですから、だからこそ、やっぱり行政が中心となって、そこをやるべきじゃないのかというところをお尋ねしているんです。

○市長（豊留悦男） 吉村議員が質問をし、様々な観点でさつき園の経営について充実するためのご質問等をいただいているところでございます。これまで、さつき園の果たしてきた役割、その成果につきましては、深く理解をしております。障害のある子供の療育・発達支援ということにつきましては、保護者と行政、関係者が一体となってその支援を充実することが極めて大切であります。その点から、今回、さつき園を開聞の保健センターの方に移転をしたところであります。一義的には子供の安全の問題、働く職員のこの園の活動を充実するための施設として、現施設では、前の体育館の跡地ですけれども、支援する場所として十分ではないという、そういうことから、今回、移転をいたしました。今回、移転した開聞保健センターでのさつき園の運営、活動を注視しながら、今後、より良いさつき園の運営ができるように、保護者とそしてそこで働く先生方と協議をしまいたいと思っております。

○5番議員（吉村重則） この療育支援センター、今、民間が27年度建設の計画があるということについては、やっぱり民間も含めて、行政も含め、さつき園も含めて、やっぱり今後、いろんな協議をしていかなければ、今までさつき園がつくってきた、こういう大きな成果ですよ。本当に親の会にしても、本当に元気があり、いろんな活動もされています。そういう面では、これまで築かれたものが、やっぱり民間がするにしても、指宿市全体のそういう障害を持っている、子育てに悩んでいるお母さん方が、一人でも救われるような療育センターとしての在り方が必要になってくると思います。ですから、そういう面で、行政がほら、今後どのような関わりを持っていくのか、その辺ではどうですか。

○市長（豊留悦男） これまでのさつき園の様々な運営、又は役割を鑑みたときに、さつき園ならではの取組というのも多く見られるようでございます。指宿市と南九州市、共同でこのセンターについては運営をやっているところでございますので、今回いただいた質問等を基に、南九州市とも話し合いをする必要があろうかと思っております。わかば、さつき園ありますけれども、その役割というものはそれぞれ特徴があろうかと思っております。そういう意味で、さつき園のこれまでの経営の経過、成果というものを十分に認識し、より充実したさつき園として経営、運営ができるような手立てを講じてまいりたい、そう思っているところであります。

○5番議員（吉村重則） 次に、職員の待遇改善について、社会福祉協議会の方に委託をしているということで、行政としてはそれ以外だということになると思うんですけど、やっぱり委託料によってこの辺は職員の待遇、配置についても変わってくると思うんですよ。本当に臨時職員にしても、一生懸命夜遅くまでしてやっていく中で、なかなか厳しい条件にあると。こ

んだけさつき園が15年の中で多くのお母さん方が救われてきている。そこには職員の本当の努力があったから、こういうことがあるわけですよ。そういう面では、本当に市役所と一緒に給料というわけにはいかないと思います。ある程度の報酬、待遇を改善して、職員配置にしても正職員が2名と、嘱託が2名でしたっけ、臨時が4名ということですけど、今後、指宿市全体を考えたときに、まだ療育に接してなくて、子育てに悩んでいる親、お母さん方はいっぱいいると思います。そういう面では、やっぱり職員を増やしていく、そして一人でも救われる方向にしていくためにも、こういう職員の待遇改善への支援は考えてないのかな。

○健康福祉部長（下敷領正） 療育は経験を要しますことから、これまで、正規職員につきましては、非常勤の嘱託員として経験を積んだ方を採用をしてきているところでございます。また、常勤の嘱託員も非常勤の嘱託員から経験を積んだ方で、常勤への任用替えを図ってきているということもございます。お尋ねのように、さつき園に従事される先生方につきましては、子供たちの療育環境等、より充実させようということで、日々努力をいただいていることは、十分理解をしているところでございます。職員の福利厚生という面につきましては、今後も十分配慮しながら検討をしていきたいというぐあいには考えているところでございます。ただ、今回、さつき園が移転をすることに伴いまして、月曜日から木曜日までが療育の日ということになります。一方で金曜日につきましては、療育の準備や子供たちの療育の記録整理ということに当てられる日になってまいりますので、そういうところにつきましては、従事する先生方のワークバランスの観点からも改善されて行くものというぐあいに考えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 職員の待遇については、今後検討をしていくという答弁でしたので、本当に職員の待遇改善についても、今後、支援をよろしくお願いしたいと思っています。

続いて、園児の給食について、当初は月に1回ぐらいの給食が、今2回給食になってきて、今まで好き嫌いが激しくて食べなかったものを、半年、1年のそれこそ何回かの給食だと思うんですけど、その中で改善してきて、子供たちが大きな成長をしてきているわけです。この給食については、お母さん方が本当、仕事をしているお母さんもいるし、いろんな、子育て、ほかの子供もいたりしているわけです。そういう大変な中で、お母さん方が努力をして、月に2回の給食に取り組んでいるわけですけど、これへの例えば、保健センターで食改善グループがそういう活動をしていますよね。そういうのを利用するとか、そういうことは考えられないものなんですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 食改善推進員につきましては、調理補助をするための制度ではないというぐあいに理解をしているところでございます。食事の提供のたびに協力ということは、そういった面では難しいのかというふうに考えておりますが、しかしながら、市の管理栄養士や食生活改善推進員が、幼児期の子供の食事についての指導やアドバイスという形で

関わっていくことは可能であるというぐあいに考えておりますので、そういった面での食生活推進員等の協力につきましては、協議、検討してまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 給食を作る日は、朝9時ごろから、給食を食べて2時ぐらい、5、6時間だと思んですけど、食生活推進員の方が援助してくれるんだったらそれでもいいんですけど、それが不可能だということになった場合に、この5時間について援助員と言ったらいいんでしょうか、手伝う形、月に2回だから10時間ぐらいですよ。そういう援助員の方向で検討はできないかどうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 現在、さつき園の給食の提供につきましては、保護者の方々に2回提供をしていただいているということは、大変ありがたいことだというぐあいに思っております。そういう中で、給食提供のための補助員ということにつきましては、どういったボランティア的なものと言いましょか、そういう形の中で、どういう方策が取れるのか、そういうことにつきましては、本市のみでは判断できない部分もございまして、南九州市等あたりともそこにつきましては、今後協議をしてみたいというぐあいには考えております。

○5番議員（吉村重則） ボランティアだけでなくして、時給700円ですか、800円ですか、800円にしても、5時間としては4,000円、月に1万円ぐらいあれば、援助員として、親のする手伝いをするんだという面での検討も含めて、その辺ではどうですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 先ほど来、答弁をさせていただいているところでございますが、給食の補助員という形につきましては、議員ご提案の趣旨も十分理解をいたしているところでございますので、ボランティアなのか、あるいは雇用なのか、こういうことにつきましても、本市のみで判断できかねる部分もございまして、財政負担も出てまいりますので、これにつきましては南九州市とも協議を行ってまいりたいというぐあいに考えております。

○5番議員（吉村重則） 是非、給食全体を行政の方に任せるという方向ではなくして、親が中心になった中で、今後とも取り組みながら、それに対して行政としては援助、手伝っていくんだという面で、ボランティアも含めて、是非前向きな方向で、南九州市との協議もあると思うんですけど、その辺でもう一回答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） 制度として給食を提供するとなりますと、高度な食の安全確保、そしてその給食を食べる子供たちの個に応じた食の提供、様々な問題もあります。また、給食を作る側の問題も、例えば、健康管理を含め、毎月の保健所への諸検査結果の報告、その他様々な取組が必要になります。現在、親の自発的な取組として給食を提供しているということについては、先ほど部長も申し上げましたように、大変感謝をしております。ご指摘のように、食改善の方々、様々な食の取組をしている方々もおりますが、給食提供の場でその方々の協力をいただくためには、どのような条件の整備が必要なのか、今後、検討を要することであると思います。親の思いというのは、十分分かっております。ただ、この給食提供につき

ましても、先ほど私が申し上げましたように、今後の運営、新しい施設での運営をとおして、親やその先生方、そして様々な関係者と話し合いを続けていきたいと、そう思っております。

○5番議員（吉村重則） 園児の給食についても、一応前向きの方で検討がされるという答弁でしたので、是非、前向きの方で取り組んでほしいと思っております。さっき、療育支援センターの話、最初の方で質疑したわけですけど、この鹿児島障害児父母の会の交流学習会が2月14日、鹿児島の方であった中で、体験発表をされている方がいるんですよ。その中で、小さい頃からずっと問題扱いし、扱いを受け、しつけが悪いからだと言われ続けた結果、周りには皆敵という、オオカミのような荒々しい少年になっていました。小3のとき、担任からお前がいると授業がじゃまだと、追いやられるような形で特別支援学級に入級しました。そこで、相談できる先生と出会って、初めて障害を持って、療育をしていくことにお母さんは感じたわけですよ。本当にさつき園がなかったならば、まだ指宿市の中でも多くの人が悩み、苦しみながら子育てをする状態なわけですよ。ですから、療育支援センターについては、本当に民間も含めて、やっぱり指宿市からそういう苦しんでいるお母さんを救っていくんだという面での支援センターの役割ですよ。これはもう非常に大事だと思います。市長、本当、どうですか、この療育支援センターの今後について、市長はどのように考えていますか。

○市長（豊留悦男） 障害のある子供の教育支援、発達支援、療育支援につきましては、ここ数年、特に力を入れてきたつもりでおります。各学校における支援員、そして指宿養護学校の高等部の設置、社会的な自立への支援、その他様々な形でやってきております。特に、議員ご指摘のさつき園につきましては、保護者の切なる声も大切にしていまいりたいと、これまでもこの移転を含めて考えているところであります。さつき園の運営の状況、子供たちの状況、そして保護者の声を聴きながら、今回、新たに移転になりました保健センターでのさつき園の療育状況をつぶさに観察しながら、そして運営状況を見ながら、今後南九州市と協議をする必要なさつき園でございますので、今後、このさつき園の運営についても両市で検討をしてまいりたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 障害を持つお母さん方が、本当に一人でも救われるようなまち、指宿市、子育てしやすい指宿市になるためにも、是非前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、市道首尾坂線の改修についてお尋ねいたします。道幅が狭いということで、成川区の自治会に説明をした中で、離合のできる箇所とか、側溝にグレーチングを入れるとか、そういう説明もされているわけです。そのコースの中で、地滑り地帯も含まれているんです。その下に橋のトンネルを抜けて、橋の下になるんですけど、田んぼがあるんですよ。梅雨時期には警察も回って来て、田んぼにいる方に注意を促すんですよ。ですから、このコースを

搬入道路とした場合に、大雨のときなんかはどういう対応を考えているのか。

○建設部長（三窪義孝） 市道首尾坂線の大雨時の対策・対応についてですが、当路線は長大な自然斜面を抱えており、また路肩法面が急峻となっている地形であることから、大雨や台風などの異常気象により法面崩壊や路肩決壊等の災害が予想されるところであります。このようなことから、日常の道路パトロールにより現状把握に努め、災害を未然に防止する対策を図ることが必要だと考えておりますが、大雨や台風などの異常気象の際は、状況によっては通行止めの措置も視野に入れておかなければいけないと考えております。

○5番議員（吉村重則） 管理者が指宿市になるわけですので、そういう面では通行止めも含めて取り組んでいくという答弁でした。本当、田んぼにいただけでも警察が回って来て声をかけるぐらいですので、そこでは、そういう面では十分対応を取っていただきたいと思えます。あと、成川自治区に対して、離合場所とか、グレーチング、ミラーなんかの設置なんかの説明がされているわけです。そういう面では、やっぱり市の土木課が広域との話し合いの中で、やっぱり安全対策という面からも、今後、広域と協議しながら改修してもらいたいですけど、その辺ではどのように考えているのか。

○建設部長（三窪義孝） 指宿広域市町村圏組合で整備が進められています新ごみ処理施設へのアクセス道路については、当初、国道226号から市道丈六成川線へ右折する計画で、指宿方面への下り車線を拡幅し、右折車線を設置する案が示されておりましたが、道路用地の確保が困難であることから、計画を変更し、市道首尾坂線を一般車両のみの搬入路として利用することが示されていると伺っております。当路線については、早急に抜本的な改修が図られないことから、道路の線形、路面の状態、災害危険箇所の把握に努め、離合場所や側溝蓋の整備、カーブミラー等の設置を広域組合と協議し、安全対策が図られるよう指導・助言してまいりたいと考えております。

○5番議員（吉村重則） この首尾坂線を一応アクセス道路として検討はしているわけですが、地元でなければこのコースはなかなか行かないと思えます。新ごみ処理場、ただこの道路が搬入道路ですよと説明しても、新ごみ処理場だったら国道を走ってトンネルを過ぎて右折した方が入りやすいわけです。このような面から考えれば、開聞、颯娃町の方が、ただこの道路がアクセス道路だという説明をしても、国道から入る部分が大きいと思うんですよね。ですから、検討をして、一応、安全上問題があるということで、このコースを取り組んだと思うんだけど、やっぱり個人として走りやすい道路を走って行くわけです。ですから、やっぱりそういう面では国道の拡幅ですよ、登り車線になるんですか、トンネルを過ぎて、下る車線の拡幅が必要だと思うんだけど、そういう面ではまだ地籍が終わってないとか、いろんな条件があると思うんだけど、その辺では今後、どのように考えているのか。

○建設部長（三窪義孝） 国道226号から市道丈六成川線へ右折するため、右折車線を設置することにつきましては、道路用地の確保が困難であることから計画変更となった経緯がありま

すけれども、新ごみ処理施設への利用状況によっては今後、検討していくことになろうかと思っております。

○5番議員（吉村重則） どんだけアクセス道路として指定しても、もう本当にごみ処理場を持って行く民間、個人の場合は忙しい仕事の中で持って行くわけですので、わざわざこのアクセス道路の方は通らずに、国道からの侵入がかなり大きいと思います。安全上、ここを国道から右折をするなど言っても、個人的にはそれは止められないわけですよ。ですから、安全上危険があるというんだったら、本当に早急に用地買収をして、拡幅しなければならないと思います。そういう面でもう一回答弁してください。

○建設部長（三窪義孝） 私ども道路管理者、市道の道路管理者としては、やはり国道226から右折するアクセスが最もいい方法だと思っております。広域組合の方から来ますと、その用地境界の件で時間がかかるということで、29年の1月には間に合わないということで、今、市道首尾坂線の方を一般車両の搬入路として変更したわけですが、今後、広域組合とはずっと協議をして、右折ラインの設置について協議をしていきたいと考えております。

○5番議員（吉村重則） 早急に用地買収ができる方向で検討していただくことをお願いして、これで一般質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 皆さん、こんにちは。7番、浜田藤幸です。この3月31日をもって退職されます職員の皆様には、長い間指宿市発展のためのご尽力いただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。今後とも市勢発展のため、それぞれの地域の発展のために、豊富な知識と経験を生かし、ご協力いただきますよう心からお願い申し上げます。

それでは、第1回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので通告に基づき1点の項目につき、順次一般質問をいたします。

市民福祉についてお尋ねをします。

その1、聴覚障害者の権利保護について。1点目、手話言語条例についてお伺いします。2003年、国連アジア太平洋経済社会委員会で起草された障害者権利条約草案に、言語には音声言語と手話が含まれることが盛り込まれました。そして2006年、この草案を基にした国連障害者権利条約が全ての加盟国により採択され、手話は言語であることが世界的に認められました。そして、2011年に日本においても障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記され、手話が音声言語と対等な法的地位を認められました。しかし、現実の生活に生かされるようにするための具体的な法整備が必要で、具体的な施策が望まれます。指宿市議

会でも、昨年の12月において、文教厚生委員会で全会一致をもって、手話言語法の制定を求める意見書が採択されました。手話言語条例制定の意見書は、今年2月3日現在で都道府県は100%の47議会、市区町村は90%の1,556議会で可決されております。聾者の方々は学校教育の中の国語の授業で日本語を学ぶように、日本語と手話の二つを対等に学ぶことができること。そして、どこでも気がねなく自由に手話が使えらる社会環境がつけられること。また、テレビなど公共放送で音声言語と同様に手話による情報伝達があること。そして、いつでも、どこでも、どんな内容でも対象となる手話通訳制度が求められております。そこでお尋ねしますが、聴覚障害者に対するこれまでの経緯と取組状況はどうなっているかお伺いいたします。

次に、その2としまして、子ども・子育て新支援制度についてお尋ねをします。

1990年代以降に首都圏、近畿圏で待機児童の数の急増が問題化しました。主な原因は、大都市への人口集中ですが、不景気に伴う共働き家庭が急増したことで、その保育所の増設が立ち遅れたことによります。また、日本国憲法14条の平等権、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、育児休業制度などの普及により、仕事を辞めた方が減少したこと。また、ひとり親家庭など、日中の保育に欠ける家族形態がある中で、保育ニーズが増加いたしました。日本では少子化が進み、労働人口が将来確実に減少するため、育児世代の女性を労働力として活用することを国は推進しております。子育て世代就労支援のため、1994年以降、エンゼルプランをはじめ、1999年の新エンゼルプラン、2001年の待機児童ゼロ作戦、2002年少子化対策プラスワン、2004年の子ども子育て応援プラン、2006年の認定こども園施行、そして2008年の新待機児童ゼロ作戦、2010年には子ども子育てビジョン、このときに子ども手当の導入や高校教育の実質無償化、そして認定こども園を当時2012年度までに2,000か所以上設置すること、国はしてまいりました。本年度の4月から、子ども・子育て新支援制度と呼ばれる新たな制度が導入されます。これは社会保障と税の一体化改革の目玉の一つとしてスタートするもので、消費税を10%にアップした1兆1,000億円が必要でしたが、財源が確保できず、当面は7,000億円が使われます。新制度は介護保険制度とよく似た利用方法になり、施設や自治体に申し込む前に五つに区分される支給認定を受けることが必要になります。認定を受けると、子供1人につき1枚のカードが発行され、認定証が発行されるまでに最長30日かかると法律で決められております。今までの制度ががらりと変わろうとしております。そこで、第1点目として、新制度の以降はスムーズに行われているのか。現状と課題についてお伺いします。

以上で1回目の質問とし、2回目以降は場所を変えて行います。

○市長（豊留悦男） 障害者の権利保護、手話言語条例、その他障害者、視覚障害者、聴覚障害者に対する指宿市の取組についてでございます。昭和54年に手話講習が始まり、昭和56年に手話講習会修了者による手話サークルが立ち上がっております。この手話サークルが指宿市

身体障害者福祉協議会、指宿市社会福祉協議会から助成を受けながら、毎年手話講習会も実施しているところでございます。平成10年からは合併前の1市4町で、障害者社会参加促進事業を導入し、手話講習会を引き続き実施するとともに、手話奉仕員の派遣、各市町の福祉窓口への手話通訳者の配置が始まり、現在では、中途失聴者や手話の分からない聴覚障害者のために、要訳筆記奉仕員養成講座、要訳筆記奉仕員の派遣事業も実施しているところでございます。平成25年度は福祉窓口到手話通訳者を配置するとともに、市などで開催をする講演会や大会をはじめ、病院等に手話通訳者を39回派遣をしております。また、要訳筆記者についても30回ほど派遣をいたしたところであります。現在、手話通訳者の派遣登録者は18名、要訳筆記登録者は10名となっておりますが、引き続き、奉仕員養成講座等を実施する必要があるかと思っているところであります。

次に、子ども・子育て支援新制度の現状と問題点についてでございます。本市においても、平成27年4月からの新制度スタートに向けて、ニーズ調査を実施し、指宿市子ども・子育て支援事業計画の策定のために、指宿市子ども・子育て会議での審議を行い、準備を進めているところでございます。この新制度の取組の一つとしては、待機児童の解消が上げられておりますが、本市においては、国の定義する待機児童に該当する児童はいないところでありますが、保護者の居住地や勤務先などの都合により、特定の保育所のみを希望されているため、希望する保育所に入所できていない児童が、平成27年1月末現在で54名いるところでございます。このほか新制度の事業実施においては、保護者の潜在的なニーズを勘案した量の見込みに対する確保を計画的に図っていく必要があるところであります。

○7番議員（浜田藤幸） 2回目の質問を行います。今現在、難聴、聴覚障害者は、国・県・指宿市で何名いらっしゃるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（下敷領正） 国・県・市の視聴覚障害者数についてでございますが、内閣府発行の平成25年版障害者白書によりますと、全国の在宅の聴覚・言語障害者数は36万人となっております。鹿児島県の聴覚障害者につきましては、平成25年度末時点で1万1,036人、本市の聴覚障害者は、平成25年度末で222人となっております。また、本市の障害者のうち聴覚障害を主障害に持つ重度の1・2級の手帳保持者は65人となっておりますところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 今、ざっと計算すると、約37万人ぐらい、全国でいらっしゃるということになります。今年のですね、2月の15日、手話で話そう県民の集いというものに参加してまいりました。そのときに、講話をいただいたのが長谷川芳弘さんという全日本ろうあ連盟副理事長をされている方でございます。その中で、この60周年の記念行事でしたので、記念映画を見させていただきました。その題名はゆずり葉という映画でした。若い夫婦で20代の方だろうと思います。毎日ご主人が夜遅く帰って来て、仕事ですね。夜遅く帰って来たら奥さんが倒れてまして、そのとき妊婦さんです。そのときに奥さんは健常者でしたので、電話を代わりました。電話を、受話器を握るんですけども、結局しゃべれないものですか

ら、救急も呼べません。ですから、60周年記念ですから、ちょっと古い時代を題材とした映画だろうと思うんですけど、リヤカーで奥さんを病院に運んで行くんです。結局助かりませんでした。今現在ですね、こういうふうな時代が進み、今、ファックス等もあります。こういう難聴、聴覚障害の緊急事態に備えて、今どういった対応をされているのか。消防関係と連携してやっているとは聞いているんですけども、その辺の今、現状をお尋ねします。

○健康福祉部長（下敷領正） 障害者の方からの緊急通報につきましては、現在、消防署の固定電話ファックスで緊急ファックスを受け取る仕組みになっております。今後、平成28年4月以降、指宿南九州消防組合、南さつま市消防通信指令事務協議会における新システムが稼働いたしますと、119番でファックス送信ができるようになります。消防通信指令事務協議会で新システムの整備が整いましたら、市役所窓口で緊急通報用のファックス用紙を設置し、必要とする市民の方々に配布をしてみたいと考えております。また、併せまして音声言語で119番通報することができ、聴覚障害者や言語障害者に事前にメール登録をしていただき、メールで緊急通報することができるシステムを平成28年4月から稼働することになっておりますので、市におきましても消防通信指令事務協議会と連携を取りながら広報紙への掲載や窓口での説明に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） ただいま平成28年、来年の4月からということをお聞きしたんですけども、それまではどういった対応をする予定になっておりますか。

○健康福祉部長（下敷領正） 現在の取組としましては、消防署の方に固定電話ファックスで緊急ファックスを受け取る仕組みができあがっておりますので、その周知をしているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 聴覚障害者の方で、ファックスを持っていない方というのは把握されておりますか。

○健康福祉部長（下敷領正） 障害者のファックス所持につきましては、通信機器の所持状況の把握を行ったため、現在、把握はしていないところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 早急にですね、やっぱり把握していただいて、結局耳が聞こえないということはしゃべれないということですから、緊急のとき救急車が呼べないということになりますので、家族の方で健常者の方がいらっしゃればよろしいんですけども、その辺も把握をして、持っていない方には購入を勧めるようにしてください。よろしくお願いします。

今回の趣旨はですね、手話言語条例の制定に向けての提案、提言なんですけれども、今現在、日本で先進地としてやっているところは鳥取県が一番最初でした。鳥取県知事平井さんだったと思うんですが、今現在、各市町村で条例制定しているところは何箇所あるのか、もし地名まで分かればよろしく申し上げます。

○健康福祉部長（下敷領正） 平成27年2月末時点での全国の条例制定状況としましては、都道府県では鳥取県と神奈川県のみでございまして、各市町村では北海道の石狩市、三重県松阪

市、佐賀県嬉野市、北海道鹿追町、兵庫県加東市、山口県萩市、兵庫県篠山市、そのほかに2町の計10か所となっている状況でございます。

○7番議員（浜田藤幸） 群馬県がですね、3月12日に条例制定をしております。それで今後、奈良県の大和郡山市が3月の16日、これ、日付まで全部分かっているんですが、福島県の郡山市、あと兵庫県の神戸市、兵庫県の三木市、京都府の城陽市、ここが今月3月議会で条例を制定する予定になっております。この条例の制定につきまして、今回提案することになっているんですけれども、指宿市の場合は、国際観光都市をうたっております。多分、これちょっと確認しなかったんですが、和歌山県だったと思うんですが、一番日本で最初にバリアフリー化を強力に進めた市がありました。そこで、観光客がですね、相当増えて潤ったということを知った記憶が十数年前にあります。今、九州管内では、嬉野市が一番早く条例制定をしております。この全日本ろうあ連盟の副理事長の長谷川さんもおっしゃっていたんですが、指宿市は観光、特に砂むし、耳の聞こえない方が砂むしに入るときに、結局あと何分でも出れるのか、表示は20分と書いてあっても、やっぱり不安、そういうときに簡単な手話でもいいからできる方がいらっしやればいいなというような言葉を聞いた記憶があります。そういう意味でですね、今現在、市は奉仕員派遣をやっているんですが、年間予算が21万5千円ほどですか、付いているんですけれども、この予算をですね、ちょっと拡大していただけないかなと思うんですけど、その辺、どうお考えですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 指宿市へ観光に来られた方、手話を必要とする方々に対しても、手話通訳者、手話奉仕員を派遣するための費用も含めて、手話奉仕員派遣のための費用拡充とのことですが、手話通訳、手話奉仕員として登録いただいている方々と派遣方法についての協議・検討も必要なことだと考えておりますので、来年度以降の市外利用者も含めた実績を見ながら、予算につきましては今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 今現在はですよ、市内の聴覚障害者しか、この派遣事業というのは使えないわけですよ。ということは、県外から来て、市外から来て困っている方には、この派遣事業というのは使えないわけです。だから、そういった意味で拡充するという意味では、市外の方も使えるように、特に銀行とか、郵便局、金融機関、あと宿泊施設等にもですね、使えるようにしていただけないか、市長、その辺、どうお考えになりますか。

○市長（豊留悦男） 指宿は観光地として多くの方々に親しまれてもおります。市民もおもてなしの観光地として、できる人はできるところで精一杯のもてなしをしているところでもあります。今、議員ご指摘の観光においでくださるお客様に最善を尽くして、手話通訳が必要、また、様々な障害のある方々への支援が必要とあらば、それはやらなければならないと考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 昭和54年度からこういった聴覚障害者に対してのこういった予算もと

っていただき、指宿市はですね、本当、先進地で本当すばらしい先輩がいらっしゃったと、私は認識しております。だからこそですね、嬉野市が九州では一番最初に条例制定したんですけれども、嬉野も温泉の町でございます。指宿もですね、負けずにこういった意味で条例制定、手話言語条例の制定をですね、これ、条文にすれば10条もないぐらいの条文でございます。抽象的な。基本的なことが書かれている条文でございます。県の条例はそれなりの条例になっております。これもですね、ひな形等もありますので、この全日本ろうあ連盟のホームページの中からすぐ取れます。是非、検討していただきたいんですけども。市長にお尋ねしたいんですが、検討委員会をつくっていただいて、条例を制定するかしないか、それも含めてですね、今後検討していただきたいんですけども、市長、どういう見解をお持ちですか。

○市長（豊留悦男） 先ほど部長も答弁いたしましたように、障害のある方々への、やはり地域行政の取組としてやらなければならないことだと思います。これまでも、行政、市の責任として最善の取組となるよう努めてまいりました。しかし、一方では、公的な援助には限りのあるのも事実でございます。何より、そのような実態を把握し、必要な施策というものについては、市として積極的な取組が必要であろうかと思っております。聴覚障害者はもとより、様々な障害のある方々への市の援助の仕方、支援の仕方というものについては、今後も大切にしていかなければならないと思っております。

○7番議員（浜田藤幸） 手話言語条例の制定に関しましては、どういうふうに見解をお持ちでしょうか。お尋ねします。

○市長（豊留悦男） ただいま議員から貴重なご質問をいただきましたので、その制定、これまで先進的な取組をしている自治体を例にして、本市でも検討をしてみたいと思います。

○7番議員（浜田藤幸） 今、国に対する意見書を採択していただきまして、提出した段階ですけれども、安倍総理にですね、鳥取県の平井知事が直接お願いをしている新聞記事があります。今ちょっと手元にないんですけど、持ってきたつもりでいたんですけど、そのときに喜んでさせていただきますという言葉を残していらっしゃいます。ということは、国のまず、制定もですね、私はもう時間の問題だろうという判断をしております。それに伴いですね、遅れることなく条例制定に向けて検討をしていただきたいと思います。

以上でこの件に関しましては質問を終わります。

次に、今度の新しい新制度に関する質問にしますけれども、先ほどの答弁の中で、国の提示する待機児童はいないということで、そういった説明の中で54名の方がいると。ちょっと区別してはっきりとしておきたいものですから、待機児童の国の提示というものをちょっとご説明してください。

○健康福祉部長（下敷領正） 国の待機児童の定義についてでございますが、調査時点において入所申込が提出をされており、入所要件に該当をしているが入所していない児童とされているところがございます。保育所に現在入所しているが、第一希望の保育所でないなどにより

転園希望が出ている場合や、ほかに入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由で待機している場合には、待機児童に含めないということになっているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） ということは、指宿市の場合は、待機児童はゼロ、全くいないという認識でよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 先ほど答弁をさせていただいた内容でございますが、この保育所に現在入所しているが、第一希望の保育所でないなどにより転園希望が出ている場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望している方が、平成27年1月末現在では54名いるところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） ということは、今の説明は待機児童はいないと、その代わり空き待ち児童はいるという認識ということで承りました。今度のですね、新制度に関しまして、国も前もって、この27年の4月にスタートするということを決めて、担当所管等にも通達等がいていたと思います。そういった中で、施設、園の方にこういった情報等も含めて周知に関しては、全てスムーズに行っていたのかお尋ねをします。

○健康福祉部長（下敷領正） 子ども・子育て支援制度の周知につきましては、昨年10月の広報いぶすきお知らせ版に掲載し、周知をいたしているところでございます。また、保育所代表の皆様へ制度の説明をさせていただいた後、必要に応じまして保育所、幼稚園5か所において保護者の皆様へ説明をさせていただいたところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 今の時点では、親との保護者とのトラブルとか、保育会を含めて幼稚園の方、あと認定こども園の方とも、そういった揉め事といえますか、トラブルは発生していないということで、認識でよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりましては、保育園、幼稚園、認定こども園の関係する団体の代表者、また、保護者の方々にお集まりをいただき、子ども・子育て会議委員を委嘱をして、協議をこれまで事業計画の策定に関する事業計画の進捗、推進を図ってきたところでございます。その中で、各保育園、あるいは認定こども園、幼稚園の方々からのご意見もお伺いしながら、事業計画の策定に努めてきた中で、様々なご意見をいただいているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） この件に関しましては、後ほどまた質問、質疑をさせていただきたいと思います。今度のですね、新制度で大きく変わる点が、まず事故の対応の部分が変わると思います。これ、第32条の中でうたわれているんですけども、実際、園内で事故があった場合、これは骨折も含めて、死亡事故も含めます。こういったときの対応、又は送迎バスを運転中に死亡事故が発生した場合、そのときの市の対応、そして、園に対するそういった人身事故等のところをですね、しっかりと伝えてあるかどうかも含めてお尋ねをします。

○健康福祉部長（下敷領正） 平成26年12月議会におきまして議決していただきました、指宿市

特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第32条に、事故発生の防止及び発生時の対応について、規定をされているところがございます。その内容は、特定教育・保育施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置や、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合に速やかに市や家族等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならないこと。事故の状況及び事故に際して取った措置について、記録しなければならないことのほか、特定教育・保育施設は特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないことなどが示されているところがございます。また、送迎バスでの事故が発生したときの市の対応ということでございますが、保育所等において行っている児童の送迎中に事故が発生した場合、先ほど答弁いたしました条例などに基づき対応していくことになろうかと考えております。また、損害賠償につきましては、保育所等が加入している保険で対応していただくことになるものではないかと考えております。今後も送迎を行っている保育所等におきましては、安全面に十分配慮し、事故防止に努めていただくようお願いをしまいたいと考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 園側がですね、遵守しなければならないことがあります。このマニュアルの作成とか、細かいところがちゃんとあると思うんですが、それなんかのまず説明が終わっているかどうか。もし事故が発生したときに、市が訴えられる場合、ケースはないのかどうか、その辺も含めてお尋ねをします。

○健康福祉部長（下敷領正） 保育所等において行っている送迎あるいは園内での事故につきましての損害賠償につきましては、保育所等が加入している保険で対応していただくことになるかと考えております。市への訴訟ということになった場合でございますが、できる限りそのような事態にならないよう努めてまいりたいと思っておりますが、万が一訴訟になった場合の対応は、顧問弁護士などに相談をしながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 車の任意保険等も含めてですね、園児の損害賠償となりますと、金額もそれなりになってきます。額も大きい。そういった中で、そういった保険等の確認等は今までやったことがあるのかも含めてお尋ねをします。

○健康福祉部長（下敷領正） これまで個々の保育園、幼稚園、あるいは認定こども園について、その対応について調査をいたしたことはございませんが、今後につきましてはこういうことも想定をされますので、早急に調査をしまいたいというぐあいに考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 今回のですね、32条の中では、特定教育・保育施設は、特定教育・保育提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないことが示されております。ただ実際ですね、行政が訴えられたケースがあったということも聞いております。今後ですね、民法の解釈によって市が訴えられるケースも、今回はです

ね、今度の新制度で出てくるわけです。だから、その辺を含めて認識されているかどうか。これ、誰が先頭に立って責任を負うのかということの意味では、一義的に特定教育・保育施設となっているんですが、その近くにいた先生が訴えられたり、あと施設長が訴えられたり、そこの理事長が訴えられたり、また、市に訴えても、これ、保護者になった立場からすれば、市に訴えることも、これ、今後はですね、考えられるわけです。だから、そういった意味でも、後でまた質問したいことがあるんですが、その辺の認識をお尋ねします。

○健康福祉部長（下敷領正） ただいま議員の方からもご質問もありましたようなことも想定される場合があるのではないかと考えております。そうならないように、各幼稚園、保育園、認定こども園の方々と連携を図って、そういう事態にならないように注意喚起を促してまいりたいというふうに考えておりますし、また、そういった市に対する訴訟ということになった場合には、弁護士とも十分に協議をしながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 事故が起きないようにという言葉聞いたんですが、事故というのはどこでも起こり得るんですよ。小さな傷から、骨折からですね。だから、私が問うているのは危機管理、こうなったときには速やかに市に報告するとか、そういったことになっていきますよね、今度の法律の場合は。だから、その辺の認識を今聞いたところでした。

次にですね、2点目の保育行政についてお尋ねをします。まず、特定教育と保育施設の定員について、どのようにお考えになっているかお尋ねをします。

○健康福祉部長（下敷領正） 認定こども園の定員についてでございます。認定こども園は、県において認可されることとなりますが、国においては既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合、基準を満たす限り認可・認定が行えるよう、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提として、都道府県計画で定める数を設定するよう示しております。この都道府県計画で定める数を、各自治体の需要に加えた数が供給を上回る場合、原則、認可・認定することとなっているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 定員についてはそのとおりだと思いますけれども、今回ですね、一部の特定教育・保育施設の定員を増やしたと聞いております。固有名詞は結構ですので、何名増やしたのかお尋ねいたします。

○地域福祉課長（山口保） 今回、新規に認定こども園に申請しているところは2か所、2事業所あります。その中で、1事業所が幼稚園部分を10人増やしております。もう1事業所が幼稚園部分を10人、そのうち保育園部分を15人の合わせた25人増やしております。

○7番議員（浜田藤幸） 私は35名と認識しているんですが、間違いはないですか25で、後で訂正。ちょっとお願いします。

○地域福祉課長（山口保） 合わせて35人になります。

○7番議員（浜田藤幸） 昨年ですね、12月の24日の時点で、幼稚園はですね、入所可能人数

に対して208名不足している状態、認可保育園は35名不足している中で、増やした理由というのは何なのでしょう、お尋ねします。

○地域福祉課長（山口保） 今回の新制度によりまして、認定こども園の新規の申請があったわけですが、市におきましても先ほど説明があったように、空き待ち児童の方が1月末で54人いる状況でもございます。そういった解消を図るためにも増やしてきた分については特に市としても認めたという感じでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 今回の新制度の件です、ね、認定作業、約1,000人に係る認定作業です、ね、夜遅くまでされているということも噂で聞いております。本当、大変な作業だったんだろうと思います。ただですね、やっぱり行政の責務としてきちっとやるべきことはやっていかないといけません。そういった意味で厳しい質問も行いますけれども、これまでですね、定員に係る人数調整をいつも教示してやっていたということも聞いています。今回、なぜその調整会を、定員に関する調整会を全くしなかったのか、その辺、理由を教えてください。

○健康福祉部長（下敷領正） 今回の子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりましては、子ども・子育て会議において協議を重ねてまいったところでございます。その中で、各施設の利用定員についてもお諮りはしてきておりましたが、今後は定員の変更などにつきましては、事前に関係団体の皆様と十分協議をしてまいりたいというぐあいに考えております。また、各関係団体の方々にお集りいただき、協議調整、多くの場を設けて、それぞれのご意見をお聴きしながら、子ども・子育て新事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 今後、待機児童がない。これは国の施策として待機児童解消のためにですね、いろんな子育てプランを出してきているんですよ。指宿市は過疎地域になります。もともとのですね、この発端というのは保育園の合併、また、幼保一体型、メリットがありますから、そういったのが最初は市だったと私は認識しているんです。ですから、過疎地域には過疎地域ですね、特色というのがあるんですよ。ですから、今年27年度も南九州市は、指宿市と特性が違うということもあるかもしれませんが、1か所も認定しておりません。これは理由があるんです。理由も私もお聴きしました。そしたら、メリットがないということも聞きました。保育会の意見も聴いたと聞いております。指宿市の場合はですね、そういった関係団体の結局本来であれば意見調整をしなければならないのに、結局意見調整もせず、この定員に関する部分です。県に意見書を出しております。今後ですね、反省しなきゃいけないんじゃないでしょうか。県の意見としまして、ちょっとお話ししますが、認定こども園については認可権は県にあり、人数調整については市の調整連絡会があって、市ですべきことで、県は市の保育関係調整委員会の意見を通して人数の調整をして、提出されたものと受け止めている。県は人数については直接関係しないという県の意見を聞いて

ております。この人数調整につきましては、今後、平成30年度に定員割れをしてくるんです。これも含めてですね、しっかり協議をするためにも、各関係団体の長を集めた、子ども・子育て会議の中でしっかり協議していかないといけないことだと思うんですが、市長、その辺を含めてですね、今後、どういうふうな見解をお持ちか、市長も幼稚園の方に携わったと聞いております。高い知識と見識を持っていらっしゃると思います。市長の答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 新しい子ども・子育ての制度でございますけれども、議員のご指摘のとおりでございます。その地域、例えば都会、又は指宿、そして先ほど例と出しました南九州、それぞれの特性があるかと思っております。要は、今後、子供の数が少なくなる、そういうことを想定した場合に、幼稚園や保育園、その経営についてはどうなるかという予測等をもとに、どのような形でこの保育の現状、つまり人数でございますけれども、それを捉えていくかということが、この浜田議員のこの話し合いの場を設けるべきではなかったのかというご指摘だろうと思います。保育園、幼稚園、そして認定こども園、何より保護者を含めた方々が一堂に会して、今後、子の保育が必要とする親や子供の要求に応じていくかというのが大切であろうとされているところであります。

○7番議員（浜田藤幸） 子供さんの数とですね、この施設定員の数の受注バランスが市の、子ども・子育て計画の中では平成30年に、崩れていくわけです。ですから、長年ですね、自分の土地を提供して、保育園をされていた方、理事長さんをはじめいろんな思いがあって、保育行政に携わっていらっしゃると思います。そういった伝統をですね、消すことなくですね、何とか今の現状、幼稚園も含めて、今度新制度に移行する幼稚園も含め、あと認定こども園、この各関係団体の方が公平にですね、公正に子ども・子育て会議の中でそういった調整をやっていく、そういったことをですね、イニシアチブを取るのは行政じゃないでしょうか。その辺も含めて、部長、今後、その辺もですね、徹底して、これを機にですね、調整して行ってほしいんですが、部長の答弁を求めます。

○健康福祉部長（下敷領正） 先ほど市長の方からも答弁をいただきましたとおり、認定こども園、保育園、それから各幼稚園、関係団体の方々、更には保護者のニーズ、更には子ども・子育て支援新制度の趣旨というものを十分に踏まえ、関係団体の意見も十分お聞きしながら対処してまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） ちょっと細かいことを確認したいんですが、県が認可をする。市の役割、監査について確認をしたいので、説明を求めます。

○健康福祉部長（下敷領正） 保育所、認定こども園等の施設運営、基準、人員配置などに関する監査につきましては、県が行うこととなります。市は、社会福祉法人の運営等についての指導、監査は行いますが、保育所運営の指導、監査につきましては、県の所管課が行うこととなります。新制度移行に伴い、市は施設給付型保育所等の確認を行う中で、もし、教育・

保育施設の認可基準違反を市町村が把握した場合、認可権者、保育所、認定こども園の場合は県になりますが、ここに通知をしまして、認可権者において設置者を指導することになっていくことになるというぐあいに考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 市の役割、責務ですね、十分果たしてほしいと思います。

あとちょっと財政に関してお尋ねしたいんですが、今、国はですね、4,000億足りない状況で、10%の消費税が入ってくる前提でもって今回の新制度はスタートしております。今回ですね、例えば私立保育園の90人の定員の保育園がこども園に移行していった場合、1号認定を子供を15人にすると、統計で年間2,000万円のプラスになるそうです。そういう仕掛けがしてあります。そういった中で、国が2分の1、県が4分の1、持ち出しが市が4分の1あります。これは一般財源からねん出していかなければいけません。非常にですね、不透明な中での見切り発車と言っても過言じゃないと思います。そういった意味で、各市町村等もですね、見送るところが全国、又は隣の南九州市でさえ見送っています。もう理由は聞きませんが、財政的に大丈夫なんでしょうか。すごく私、懸念しております。答弁をお願いします。

○健康福祉部長（下敷領正） 今後、幼稚園や保育所などが認定こども園に移行した場合、市の財政負担が増えることになるかとは思いますが、国においては新制度の実施に当たりまして、社会全体による費用負担として消費税率の引き上げによる恒久財源の確保を前提としており、これにより幼児教育、保育、子育て支援の質、量の拡充を図ることとしております。本市におきましては、この子ども・子育て支援新制度の趣旨や、地域の実情、保護者のニーズ、本市の財政状況等を勘案し、子ども・子育て会議において十分協議をしていただき、総合的に判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） この保育行政につきまして、市長は教育に長年携わってきておられて、豊富な知識と見識を持っていらっしゃると思います。この今回の新制度を含めて、指宿市の次の時代を担うですね、子供たちの教育、これに関して市長の方から思いとか、そういったものがあれば市長の答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 安心して子育てができるような、そういうまちを目指すというのは基礎自治体にとって当然でございます。やはり、この認定こども園を含め、これまでの保育行政、幼稚園行政の良さ、そして欠点を補うための一つの制度が新制度だろうと思っております。しかしながら、この制度が全国あまねくこの制度が適用することにより、様々な問題が生じているというのも事実でございます。この保育園、幼稚園のこれまでの在り方を含め、やはり小学校義務教育につなぐ場であるその幼稚園、保育園でございますので、小1ギャップ、中1ギャップといわれている課題もありますけれども、うまく子育てが連続して幼稚園、保育園、小学校、中学校とつながるようなその制度になっていただければありがたいと思います。ただ、理想論ではこの制度というのは確立されるものではありません。その問題点の一つが児童、子供たちの減少であります。そういう点を含めて、今後、本市における保

育行政をどうしていくのかというのは喫緊の課題でもありますので、各関係者、つまり保育園の方々、幼稚園の方々、認定こども園の方々、そして何より保護者の方々の声を拝聴しながら、この保育行政、新たな支援制度に対する取組は進めていきたいと思っております。

○7番議員（浜田藤幸） 市長に私の方からお願いをします。今現在では、本当、信頼関係がですね、成り立っていない状況が伺えます。これを機にですね、信頼回復に努めていただきまして、しっかりとした保育行政、幼児教育行政をですね、イニシアチブを取って市長の指導力でもってですね、安定したものにしてくださいようお願いを申し上げます。

次に、3点目の少子化対策につきましてお尋ねをします。今までの取組等も含めて、今後の方針も含めて、答弁願います。

○健康福祉部長（下敷領正） 少子化対策につきましては、子育て支援の施策は非常に大切なことだと認識しておりますので、今後も現在策定中の指宿市子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き総合的に推進してまいりたいと考えております。また、乳幼児等医療費助成制度につきましても、子育て支援の一環として、対象児童を23年6月に就学前から小学校3年生までに拡充、25年6月診療分からは市民税課税世帯の本人負担額を廃止し、小学校3年生までを完全無料化するなど、これまでも拡充を図ってきたところでございますが、このたび、この定例会において、平成27年10月診療分から助成対象者を中学校3年生までに拡充する議案を上程させていただき、更なる充実を図っていきたく考えているところでございます。このほか、地域に暮らす人たちが安心して子供を産める環境を整備すると観点から、産科医の確保を図り、子供を安心して産める環境整備を行ったところであります。今後におきましても、若い世代が安心して出産や子育てができるよう、また、子供たちがすくすくと成長できるように、切れ目のない子育て支援の充実を努めて、少子化対策を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 私のこれは個人的な見解なんですけれども、私個人が思っている少子化対策を述べさせていただきます。

今、欧州の中でフランスがですね、一番いい結果を出しております。ここに習えということで、国会議員の先生方も議論しているだろうと思っておりますけれども、二人目からの支援がですね、充実しております。具体的に言うと、二人目に1万6,380円、これ日本円ですけれども、これ、二十歳までですね、支給が行われます。3人目になると2万円、これも二十歳まで。いろんなですね、児童手当とか、そういったものを含めると出産手当、約30種類ほど、フランスはですね、充実させております。私ははっきり言いますがけれども、何で子供をつくらぬか、一つの理由です、お金がかかるからです。いろんな要素もあると思っております。晩婚化や未婚化、女性の高学歴化、住環境の問題、経済状況の悪化、社会風土の変化等、一般的に言われていますけれども、そういったお金がかかる。お金がかかるのであれば、これは国策でやるべき部分が私は非常に大きいと思っております。それともう一つ、私、要の部分が

ですね、優生保護法だと思っているんです。優生保護法をですね、これは当時占領の中で、GHQ、マッカーサーがですね、指導した今の議論をしています日本国憲法と、あと教育基本法、それと優生保護法だと思っています。優生保護法ですね、改正又は廃止をですね、しなければ、この問題は私は解決しないと思っています。実際、戦後、中絶された数はですね、昭和30年で170万人、戦後今まで含めると、約1億人以上が中絶されております。これは理由があるんです。この場では言いませんけれども、アメリカの戦略があります。ですから、そういった意味も含めて国策でやる部分が多いんだと。じゃ、市がやるべきはどういうことか。これはもうお金の助成しかないと思っています。先進地はですね、いろんなものを行っています。そういったのも行政の方はよくご存知だと思います。指宿市にふさわしいものをですね、何が助成できるのか、それも含めて、一番今から大事な次の世代を担う子供たちです。

○議長（新宮領進） 簡潔に願います。

○7番議員（浜田藤幸） よろしく願い申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 18番、新川床。まずはじめに、今年度末をもって退職される職員の皆様方におかれまして、長年、指宿市発展のためにご尽力いただきまして、心から感謝申し上げます。退職後はお体に十分気を付けていただきながら、指宿市発展のためにご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番目に人口減少対策について。

指宿市は、平成18年に合併し10年目を迎えましたが、合併時4万6,783人いた人口が、平成27年1月1日現在4万2,630人になっております。9年間で4,151人の人口が減少し、平成32年には人口が4万人台を切ると伺っていますが、今後の人口予測はどうなっているのか伺います。

次に、合併前から指宿の人口減少予測はされていたはずですが、確認させていただきますが、9年間で人口減少対策として取り組んだ事業、効果はどうだったのか伺います。

2番目の子育て支援策について。

乳幼児等医療費については、今年度当初予算で、中学3年生までの拡充については、大変喜ばしいことと思っております。しかし、母子家庭などで子供が病気になっても、病院での窓口負担が厳しく、子供を病院に連れて行けないという家庭があると伺っております。この

問題については、これまで何人かの同僚議員も質問していますが、窓口支払いができないために、医師の診断を受けていない子育て家庭がどれだけあると捉えているのか伺います。

学童保育事業の今後の利用増について、取組はどうなっているかということですが、平成27年4月から6年生までの全ての児童が対象になっております。学童保育事業利用アンケートを取っていると思いますが、どのような内容でアンケートを取ったのか。そして結果はどうだったのか伺います。

3番目の入札時期について伺いますが、まずはじめに、指宿市が入札を行う場合、予定価格はどのようなメンバーで決定しているのか伺います。総合評価落札方式の一般競争入札を行う場合、総合評価委員会を設置して、総合評価委員会で審議すると思うが、総合評価委員会のメンバーの役割について伺います。

以上で1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 人口減少予測についてでございますけれども、直近の平成27年3月1日の推計人口によりますと、4万2,527人となっており、平成17年度国勢調査と比較しますと4,295人の減少となっております。なお、国立社会保障人口問題研究所によりますと、平成32年は3万9,403人となるようでございます。

次に、乳幼児医療でございます。医療費助成対象者の現物給付方式について、県との協議についてでございます。本定例会に子育て支援の充実を図るため、乳幼児等医療費助成対象者を平成27年10月分から中学校3年生まで拡充する議案を上程したところであります。指宿市の乳幼児等医療費の請求につきましては、病院の窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日指定口座に入金する自動償還払方式となっております。県内他の18市においても同じく自動償還払方式となっていることから、給付方法については安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、少子化対策を一層推進するため、利便性の高い現物給付方式の導入が図られることができるよう、市長会においても県へ要望しているところであります。

以下、いただきました質問につきましては、関係部長等が答弁いたします。

○総務部長（高野重夫） 人口減少対策につきましては、定住促進制度だけではなく、産業振興や雇用対策、子育て支援など、幅広い分野にまたがりますので、それらを総合的に勘案しながら進めていかなければならないと考えております。そのような中で、合併後の定住促進対策につきましては、第一次総合振興計画の基本計画の中で、定住促進対策の充実を掲げ、来てよかったと思われるまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりを目指し、定住希望者の受入体制の充実を図ってまいりました。具体的に申し上げますと、定住促進条例を定め、本市以外に居住していたIターン者が市内に転入し、床面積50㎡以上の住宅を新築又は購入することに対し、助成金を交付しております。制度が開始されてから8件の実績があるところであります。また、指宿市土地開発公社ではいぶすき菜の花団地20区画を分譲しております。現在、予約を含め10区画が売却済みとなっているところでございます。

次に、入札手続きについて、予定価格の設定についてでございます。入札手続きとして予定価格の設定についてのご質問ですが、予定価格の設定に当たっては、国からの公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づいて、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済、社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映し、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことになっております。本市におきましては、その方針、指針に基づき、適正に予定価格を設定しているところでございます。また、条件付き一般競争入札及び指名競争入札の予定価格につきましては、指宿市事務決裁規程に基づき、設計価格が300万円以上は副市長、300万円未満は総務部長、50万円未満は財政課長が設計価格に基づき決定しているところであります。

次に、総合評価委員会の委員構成と役割についてでございます。総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて、価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことであります。価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能となります。落札者決定の審議等を行う総合評価委員会の委員構成について、本市においては、総合評価落札方式による入札は、現在のところ行っておりませんので、総合評価委員会は設置していないところであります。

○健康福祉部長（下敷領正） 学童保育事業につきまして、アンケートを取っているかというご質問でございます。学童保育につきましては、現在、市内保育所6か所、幼稚園2か所の合計8か所で実施をしております。対象児童はおおむね10歳未満の児童となっておりますが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、小学校6年生まで利用できるよう拡充されます。現在でも健全育成上、指導を要する場合、小学4年生以上の児童も対象とすることができるとなっており、本市におきましても8か所の放課後児童クラブのうち6か所で4年生以上の児童を受け入れていただいているところでございます。子ども・子育て支援新制度により、学童保育について小学校6年生までに拡充することに伴うアンケートについては、実施していないところでありますが、今後、放課後児童クラブを実施していただいている保育所、幼稚園の協力をいただきながら、利用状況やご意見をお伺いし、安全面に十分配慮し、実施できるよう連携してまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） それでは、2回目の質問に入ります。

1番目の人口減少対策について、定住促進条例の一部改正の議案が今定例会に提案され、助成対象地域が本市に改められ、対象年齢が60歳以下を65歳以下に改め、平成27年4月1日から平成32年3月31日までに改められました。定住促進が前進したと捉えていますが、5年間で利用者を何人と見込んでいるのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 今回、助成の対象区域を市内全域に広げました。年齢についても60歳

から65歳以上に広げまして、なるべく多くの方に利用していただきたいと、そのように努力をしたいというふうに考えておりますけれども、何件ぐらいという想定についてはしていないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 先ほども市長が答弁しましたが、人口減少予測が5年後に3万人台になるんです。3万9,403人になるという見込みがもう出ているわけですよ。4万人台をどうにかキープするためにですね、この条例改正で20人とか、30人とか、目標があるのかなと思っただんですけど、ただ条例改正をただけで、目標設定はしていないということによろしいんですか。

○総務部長（高野重夫） 先ほど申し上げましたように、定住促進条例に基づくこれまでの実績は8件でございますが、年齢等で制度の対象外となった方も指宿を気に入っていただき、多くの方が市外から本市に移住されております。また、定住促進制度につきましては、市や県のホームページ、情報誌などの情報媒体を通じて、本市を知らない都市部の方々に対してPRできることから、それなりの効果はあったものと認識しております。なお、合併後、定住促進制度以外にも山川港特産市場活お海道の建設や、海外まき網船の誘致、安心して産み育てる、育てやすい地域にするための産科医の確保など、数多くの施策を講じてまいりました。人口減少対策につきましては、産業振興や子育て支援など、幅広い分野にまたがりますので、それらを総合的に勘案しながら進めていかなければならないというふうに考えております。また、2015年、平成27年の国立社会保障人口問題研究所の予測では、指宿市の人口は4万1,895人というふうに推計をされておりましたけれども、市の3月1日現在の推計人口では4万2,527人という形で、現在、国立社会保障人口問題研究所の想定した人口よりも、現在のところまだ632人多いという形で推移していることは、人口減少の下がる幅は、市のいろいろな定住促進対策等により緩やかになっているということは、一定の成果があったというふうに考えておりますし、これからもそのように努力してまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） それでは、先ほど菜の花団地が10区画予約もあるということでしたけれども、市外の方が何件あるのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 菜の花区画については、20区画を分譲して、現在、予約を含めて10区画が売却済みとなっておりますけれども、手元にその内訳については持ってきておりません。

○18番議員（新川床金春） 10区画のうち8区画ぐらい建っていると思いますけど、指宿出身が大半であります。市外からの転入者は2件あったのかなと思いますけれども、実際、菜の花団地の整備がされて10区画売れたことは大変嬉しいことですが、市外からの転入者は少ないということをおし添えておきます。

昨日も同僚議員が空き家対策のことを言っていましたが、やっぱり家を造るとなれば、大変なお金をかけないといけないということになります。市内にある空き家を有効活用するた

めに、空き家バンク推進をする自治体がどれだけあるのかなと見てみましたら、県内では6市11町が空き家バンク事業に取り組んでおります。円滑な空き家バンク事業を推進するため、市の宅地建物取引業協会と協定を結んでいる、いろいろと情報交換をしていると伺っております。昨日は同僚議員は、空き家台帳を早急に整備し、やっていただきたいということでしたが、Uターン、Iターン者を増やすためには早急に取り組むべきだと思いますが、人口減少対策として、空き家バンク事業を1年とか2年とか、期限を決めて取り組む考えはないのかお伺いします。

○総務部長（高野重夫） 先ほどいぶすき菜の花団地の部分でお答えしましたけれども、いぶすき菜の花団地については、これまで住居を、住宅を建築した9世帯のうち、4世帯が市外からの転入者ということのようであります。

空き家に他の地域から人を呼び込むための受け皿の一つとして、空き家バンク制度がございます。空き家バンクは、市のホームページ上で市内にある空き家物件を紹介するもので、平成27年1月31日現在において、県内の17市町で取り組んでいるようであります。この空き家バンク制度ですが、移住・交流推進機構の調査によりますと、全国では空き家バンク開設以来の累計成約件数10件未満の空き家バンクが49%に達し、開店休業の状態のものが多いようでございます。登録件数が伸び悩む背景には、所有者が空き家を賃貸に踏み切れないことがあるようで、従前から置いてあった仏壇や家財道具などの置き場として、引き続き利用していることや、入居時の補修改築費用がネックになっていることなどが挙げられるようです。仏壇や家財、家具の処分については、費用や手間がかかる上、思い出のある家財道具を処分することに対して、心理的に抵抗があるようでございます。本市におきましては、空き家バンクという形では行っておりませんが、市のホームページの中で民間不動産業者とリンクをはり、市内の不動産物件情報提供に努めているところでございます。なお、平成27年度から地域振興局単位で空き家対策推進地域会議が設けられることになっておりますので、他自治体の現状や課題、成果などを調査研究し、本市がどのような対策を講じていくべきか検討してまいりたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 平成26年5月9日、日本創生会議が人口減少により将来消滅する可能性がある自治体が809に上ると試算、まとめています。その試算を見て閣僚から発言が相次いで、菅官房長官は少子高齢化社会を放置すれば、極めて深刻な状況になるとの警鐘だと指摘しています。指宿もこのままいったらですね、2万人台になる可能性があるんですよ。何らかの手を今打たないといけないと思いますけど、市長、指宿の人口減少対策は十分だと捉えているのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 定住促進条例につきましては、今回の条例改正で対象年齢を60歳から65歳に引き上げるとともに、対象地域を全市に拡大しております。人口減少対策は広範囲にわたりますので、この制度の実績等も踏まえ、本市にとってどういった対策が最も効果的な

のか、総合的に今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 総合的に考えていただければ助かるんですけど、ただ、雇用の場が充実されないと、指宿の若者は市外に出て行きます。そして、Uターン、Iターン、Jターンで指宿に来ようと思っても職場がないということで、来れない状況があるんだと推察しますが、指宿の基幹産業は農林水産業と観光業ですが、基幹産業の振興策として若者の確保のために、いろんな業種と意見交換をしているのかなと思うんですけども、若者定住のためにどのようなことを協議したことがあるのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 若者定住のためには、まず、若者の働く場の確保ということが重要でございます。そのような中で、農業においては新規就農者に対する支援等についても、国の方で制度化されて実施されております。また、農業の6次産業化及びもうかるネットワーク推進会議等を通じて情報交換をし、生産したものを販売までつなげるような取組を、現在進めているところでございます。このような政策を通じて、就業の場というものを広げていきたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 議案質疑でもさせていただきましたが、出水市の移住支援制度はですね、平成21年に工場撤退が相次ぎ、約千人の退職が出たときに、人口流出を懸念し、平成22年実施しています。その実施して3年経過し、担当者が新聞で答えているんですけども、地方交付税や個人住民税など、1人当たりの人口増加効果は年18万円と試算したと。出水市は3年間かけて人口増のために取り組んで、この数字が出たと思います。指宿市もですね、人口が1人増えた場合、どのくらい効果があるのか、積算するべきじゃなかったのかなと思いますけど、これまで積算したことはないようですけれども、次の定例会までに積算することはできるのか伺います。

○総務部長（高野重夫） 普通交付税の算定で用いられる人口の基準値は、5年ごとに行われる国勢調査の人口であります。平成22年度までは平成17年度の国勢調査の人口、平成22年度の国勢調査の確定数値が出る平成23年度から現在までは、平成22年度の国勢調査の人口を使って、各年度の交付税は算定されているところでございます。平成17年度の国勢調査の人口は4万6,822人、平成22年度は4万4,396人で、2,426人の減となっております。一方、平成22年度の普通交付税額は71億8,301万4千円で、平成23年度は72億2,125万4千円で、3,824万円の増となっているところでございます。また、同じ人口を基に算出する平成25年度では、3,625万2千円減の71億4,676万2千円であります。このように基準となる人口は減っているものの、普通交付税の交付額は年度によって増減しているところでもあります。普通交付税は道路の面積や延長、公園の面積、区画整理区域内の人口、小学校の児童数や中学校の生徒数、65歳以上の人口などを測定単位に1単位当たりの費用をかけて算出した基準財政需要額から市税等の基準財政収入額を差し引いて求められるところでもあります。したがって、人口が1名増えると交付税が幾ら増減すると単純に比較し、算定できないところではござい

す。しかし、平成26年度の交付税算定で使用された基準財政需要額は108億5,940万円で、人口は平成22年度の国勢調査人口の4万4,396人でしたので、基準財政需要額を人口で割り、1人当たりの基準財政需要額を求めると24万4,605円となるところでございます。しかしながら、総人口を使って算出される経費のみで算出すると、1人当たり基準財政需要額は13万5,324円となるところでございますので、全く同じ年度で、人口が1人増えたと仮定するならば、13万5,324円ほど増えるのかなという試算はできるかと思えます。

○18番議員（新川床金春） 人口が毎年430人ぐらい減っているんですよ。そうすると、市内の購買もどんどん減って行って、商店街からいろんな商売をしている人たちも収入減になっていっているんですよ。ですから、人口を増やすための施策をどんどんとっていかないと、指宿は衰退していくんじゃないかなと危惧しております。人口増に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に、2番目の子育て支援について、先ほど市長の方から現物支給について、市長会で県の方と交渉しているということでした。乳幼児医療費、現物支給を指宿が単独で行った場合に、国は国民健康保険税療養費等国庫負担金を減額し、また、対象年齢を拡大した場合に、市町村の負担が増えると同っておりますが、現物支給を中学3年生までした場合の負担額はどれだけになるのかお伺いします。

○健康福祉部長（下敷領正） 年間の医療費につきましては、小学校3年生までの場合ですと7,560万円、4年生から中学3年生までを3,027万円で、年間1億560万円を平年ベースとして見込んでいるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 現物支給した場合の増額分ですよ。自動償還払と現物支給の差額について伺っておりますので、よろしくをお願いします。

○健康福祉部長（下敷領正） 先ほど答弁させていただきましたとおり、年間で1億560万円を医療支給費として見込んでいるところでございます。

○18番議員（新川床金春） すみません。私は自動償還払で払ったときと、現物支給した場合は、国保の方が減額する金額があると、ホームページで調べました。その金額は幾らですかと聞いております。

○健康福祉部長（下敷領正） 失礼いたしました。国民健康保険医療費国庫負担金額の減額見込み額でございますが、年間で1,000万円を見込んでいるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 私がホームページで見た金額ですと、890万ほどになります。これは小学校に上がった子供を対象にした金額で800幾らとなっております。ただ、タベ計算するときは、今回の当初予算の委員会資料を見たときに、8,600万だったものですから、それで計算したら528万かなと思っていたんですけど、1億560万だと800万ぐらいかかるのかなと思いますけれども、せっかく中学3年生まで無料化になったんです。鹿児島県で指宿市だけが特化した子育て支援をすることで、市外から子供を連れて転入者が増えるんじゃないか

なと思うんですけど、1,000万増えます。1,000万増えて、人口増できないものか、総務部長、伺います。

○総務部長（高野重夫） それについては、一概にどうということは言えないというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 人口減少を止めるために、指宿市が何ができるかなと思ったときに、定住促進条例で10件家が建てば1,000万出ます。その10件の思いをしたときに、指宿のアパートなり、貸家を借りて転入する方が増えた場合には、1,000万の予算が定住促進と同じ金額でできるんじゃないかなと、私は単純に計算しましたので、ちょっと聞いたところでした。やっぱり指宿が県内市町村と同じことをしていても、人口は増えません。鹿児島市が人口が多いし、いろんなところで活気があるよねということで、指宿市に來ないと思いません。指宿に來る政策として、乳幼児医療助成制度を現物支給に変えることはできないのか、市長に伺います。

○健康福祉部長（下敷領正） 市独自の現物給付につきましてでございますが、各医療機関が自己負担分の徴収や医療費の請求を指宿市分とそれ以外に区分するなど、新たな事務処理が発生するため、各医療機関との協力が必要となってまいります。また、先ほども答弁させていただきましても、国民健康医療費の国庫負担金が減額されるといったことも予想されるところでございます。このようなことから、市単独での導入は財政面や事務量の面からも非常に厳しいと思っております。給付方式につきましては、安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、少子化対策を一層推進するため、利便性の高い現物給付方式の導入が図られますよう、県内各市と連携し、引き続き県市長会から県へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 県への要望はしていただきたいんです。全国では市町単位で現物支給しているわけですよ。ですから、指宿市が県内でトップバッターを切ることはできないのかなと、本当に財政面を考えたときに効果があると思えますけれども、すぐできないんだったら、そういう現物支給を取り入れているところのですね、ちょっと勉強もしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 26年10月現在の全国での現物方式を取り入れている県は37都道府県あるようでございます。また、そのうち九州、沖縄の各県の状況を見てみますと、5県が現物給付を取り入れている状況もございますので、こういったところの情報というものを得ながら、研究はしてみたいと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） よろしくお願ひします。次に、学童保育事業について、昨年一般質問で平成27年4月から学童保育が低学年から高学年まで拡充されるということで、利用したい方のアンケートを取っていただきたいということをつつもりでありましたが、取っていないということで残念であります。私は取っていただいているのかなと思って、何人か

に聞いたら、そんなのは来ていないということだったので、部長の答弁を聞いて、ないから皆さん知らなかったんだなということを感じることでした。実際、今まで一人っ子でいる子がですね、3年を過ぎたらですね、一人で家にいると。それが拡充されてすごくいいなと思っている私がいまして、実際、災害がない地域づくりをしている立場からですね、子供たちの危険を少しでも少なくするためにはですね、学童保育の充実が必要だと思っております。現在、八つの施設でやっているということですが、4年生以上がこの27年4月改定から何人利用するようになったのかお伺いします。

○健康福祉部長（下敷領正） 27年4月以降の新たな4年生以上の学童保育を、放課後児童クラブを利用される人数でございますが、46名となっておりますのでございます。

○18番議員（新川床金春） 2年生の子が学童保育事業に参加したいということで、いろんな施設に電話をしたら、もういっぱいだと。市内の部分でしたけれども、8施設の中で空きがあるところはどこどこなのか、分かっていたら報告をお願いします。

○健康福祉部長（下敷領正） 放課後児童クラブの受入可能数、あとの可能数でございますが、あと46人というぐあいになっております。

○18番議員（新川床金春） 空いている事業所名を分かっていたらということで、お伺いしています。

○健康福祉部長（下敷領正） 事業所につきましては、事業所名を報告させていただきたいと思っております。元気キッズ、それから徳光児童クラブ、大成児童クラブ、開聞児童クラブドーム、川尻マンゴークラブ、わんぱくキッズ、ひまわり会ということで、7か所が受入可能というぐあいになっております。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。私の知っている方が入れたいんだったらここの施設を紹介したいと思っております。やっぱり子供たちが安全で安心して生活するためには、そういう施設が充実されればいいなと思ったんですけれども、この46、まだ定員が空いているということですが、先ほど聞いた八つの施設は、開聞が2か所、大成、徳光ですから、山川・開聞で4か所が空いているということなんですかね。ひまわり会とキッズというのがちょっと分からないので、ちょっと教えてください。

○地域福祉課長（山口保） わんぱくキッズがコスモス保育園です。ひまわり会がみどり幼稚園になります。先ほど部長の説明でありました46名というのが受入可能人数でありますので、既に持ち上がりで上がっている人たちもいると思いますので、実質あと何名というのは、ちょっと確認していないところでございます。

○18番議員（新川床金春） 空きがあるということで、これ以上質問するのもなんですけれども、1年生、2年生が入りたいというときにはですね、その最寄りのところを優先して入れることができればいいなと思いますので、そういう問い合わせがあったときには対応していただきたいと思っております。

次に、3番目の入札手続きについて伺います。行政の仕事として、最少の経費で最大の効果を上げること。事業を行うに当たり、費用対効果を十分考慮して事業推進することが求められております。一般指名競争入札など、設計変更をしたり、資材の高騰、企業物価の高騰などで予定価格を増額変更するときの事務手続きはどうなっているのか伺います。

○**総務部長（高野重夫）** 仮に予定価格を設定した後に、やむを得ず設計変更するような案件が生じた場合は、入札を中止し、適正な設計変更を行った上で改めて入札を行うこととなります。

○**18番議員（新川床金春）** 私もそうだと思っておりましたが、仮に再入札をしないで増額変更で手続きした場合の問題は、どういうものがあるのか伺います。

○**総務部長（高野重夫）** その事案がどういう事例なのかということがはっきり分かっておりませんので、それが適切だったかどうかということについては、そのやっぱりケースバイケースで判断すべきだろうというふうに考えます。

○**18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。なぜこのような質問をしなければならぬかということ、指宿の交付金が26億円負担金として支出されている一部事務組合で、異常な入札手続きがされているからです。指宿の入札手続きについて、再度確認する中で、その現状を報告させていただきたいと思っております。平成26年10月27日、指宿広域市町村圏組合の会議録と総合評価委員会の議事録を公文書一部開示を求めて手元に持っております。その内容を見てびっくりしました。指宿広域市町村圏組合廃棄物処理施設整備に係る総合評価落札方式実施要綱について、一般競争入札とする。実施要綱第2条第4号の本工事に係る予定価格の審査をすることですが、これは総合評価委員会がする仕事であります。入札参加者から提出された技術提案書に基づいて、組合とコンサルにおいて予定価格を積算しますので、その予定価格を審査していただく業務ですと明記されております。委員会のタイムスケジュールについては、平成26年6月に第8回委員会を開催し、予定価格の審査を行っていただきますとも明記されております。平成26年6月30日の総合評価委員会開催時に、予定価格が決定していません。局長の設計価格の検討についての説明の後、質疑応答があり、ここに手元に持っておりますが、委員長と局長のやりとりが主で、局長が物価上昇率、労務単価上昇は見込まないといけない。見込んでも1億から2億だという説明があり、委員長が資材の高騰、あるいは企業物価の高騰をしても、予算額をパターン1のように40億7,800万を下回るから見直しの必要はないとか、賃金が増えた分だけを見たときには、見直ししないといけないということでした。その会議録のその後に、局長が議会で説明するときには2月に労務単価が上がっていると、低価格で入札した場合、地元業者に10%以上の下請をやっていただくということなので、下請をした地元工事者が苦しい目にあつたらまずいので、やはり適正な予定価格が必要であると議会には説明する必要があるという話をするとき、予定価格はないんですよ。その後、広域の局長は入札月というのは、手引というのはあくまでも見積りは参考にしなさい

と書いてある。物価上昇は見込まなくてはいけないから、そうすると少なくとも、次が金額が入っています。1億ぐらいいは超えるだろうと、8人の委員の前で言っているわけですよ。

○議長（新宮領進） 質問者に申し上げます。

広域議会の件でございますので、この質問についてはできないと思っておりますので、注意を申し上げます。

○18番議員（新川床金春） 指宿の交付金26億が出金されているこの広域の問題を、全議員が知るべきだと思いますので、説明をしているところです。交付金26億という金額はどうかということでもあります。それでは、実際、交付金がこのように使われているということは大変なことだと思いますが、後少しだけ述べさせていただきたいと思います。私たちには、広域議会ではですね、平成26年8月1日に開催の臨時会で、昨年以來、東日本大震災の復興事業やアベノミクスの好況、東京オリンピックの決定などによる影響で人手不足になり、人件費や建設資材が高騰しているということを言われております。しかし、26年6月の総合評価委員会のときには、この国交省の問題は7.2%物価上昇するというのは分かっていたけれども、6月30日には一切話がないということだけは、皆さんに周知しておきたいと思えます。やっぱり行政の仕事は市民の福祉の向上、そしていろんな事業をするためにはですね、最少の経費で最大の効果をし、市民に豊かで安全な生活を送っていただきたいというのが、私は基本だと思っておりますので、今回、この質問をさせていただきました。実際、補正額の3億1,900万のうちの指宿市の追加負担分は1億9,000万であります。1億9,000万、根拠がないに出ているということは、私は納得できませんので、今回、こういう質問をさせていただきましたけれども、皆さんが聞いてくださってありがとうございます。以上で終わります。

○議長（新宮領進） 副市長。質問者、質問席に。

○副市長（渡瀬貴久） ただいま広域組合の件について、るる説明がありましたけれども、誤解があるようございますので、私が答弁させていただきます。まず、広域組合で予定価格を設定した後に設計変更はしておりません。次いで、第8回総合評価委員会の件でございますけれども、まず、契約の大きな流れについて、皆さん方に説明しておきます。契約については、そのときの市場価格、それは建設資材、それから人件費等を積み上げたもので、設計価格を積算いたします。その設計価格に基づいて予算を計上し、予算を計上した後に実際の入札ということになります。入札の前に予定価格を設定します。予定価格の設定権者は指宿市も広域組合もそうですけれども、事務決裁規程に基づきまして指宿市の場合であれば私であり、また総務部長であったりします。広域組合の場合であれば私が予定価格を決定いたします。

○議長（新宮領進） 簡潔にお願いします。

○副市長（渡瀬貴久） 総合評価委員会では、予定価格の審査等に関するということを業務にし

ておりますが、この予定価格というのは、国においては設計価格イコール予定価格というような概念が平成26年8月から入札の適正化に関する指針に基づいて捉えられております。そういうことで、我々が数字を考えている設計価格を予定価格というような国の手引きにはなっているところでございます。先ほど言いました全体的な入札の流れの中において、第8回の総合評価委員会のときにも、この会議の次第書にも、設計価格についてということで審議をしておりますし、また、冒頭についても設計価格の考え方について、設計価格を設定するに当たってどういう考え方にするかということについて、皆さん方と協議をしております。ということで、実際、第8回のここの総合評価委員会の議事録等を今閲覧していただくならば、その大きな流れというものがつかめると思いますし、この会議録の中で一部ピックアップして話をさせていただきますと、大きな誤解が生じかねますので、回答をさせていただきます。

○18番議員（新川床金春） この会議録の中にはですね、先ほども総務部長が言いました。通常予算の増額ということはできないと、しないと言いながらやっているんですよ。それが増額していないとか、いろいろ言われてもおかしなことになるということ伝えて、私は終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時52分
再開	午後	1時59分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。3番、恒吉太吾です。私が一般質問をするときはですね、大体ラストの前だったんですが、今回順番を譲っていただいたのか、最後にさせていただくことになりました。よろしくお願いします。

今回はですね、大きく3点質問させていただきます。2月の市長による施政方針の中でもです、インバウンド対策の強化、また、3月14日に延伸開業をしました北陸新幹線に関しても、その影響を考慮しながら、これまで以上の観光振興を図っていくとのことでした。まず、このインバウンドに関しては、2020年のオリンピック、パラリンピックの開催都市が東京に決定して以来、特に注目が集まっているように思います。私も昨年の6月定例会、また自身の属する産業建設委員会においても、このインバウンド対策については、幾度となく質問させていただいております。国内旅行者数は、2003年までは横ばいですが、それ以降は右肩下がりに少しずつ減少しています。少子高齢化による人口の減少なども要因としてあります。日本人の国内旅行、消費額についても同様ですが、観光庁による速報値では2014年7月から9月期前年同期比で11.2%の減、2014年4月から6月期に続いて前年同期に対して減少となっています。その一方で、日本を訪れる外国人の数は順調に伸びています。2013年に訪日

外国人数が1,036万人と1,000万人を超えました。続く2014年には前年比29.4%増の1,341万4,000人となり、過去最高を記録しています。今年の1月期を見ましても大幅な増加となっております。これは、ビザの大幅緩和や消費税免除制度拡充のほか、円安による割安感などの影響、旅行需要の拡大もあります。少子高齢化時代の中で、アジアを中心とした外国人旅行者の誘致は、低迷する国内旅行の需要を補い、我が国にとって、また、本市においても振興策の一つの柱となっております。先ほど述べました北陸新幹線に関しては、わずか2時間半で東京から金沢まで行けるようになりました。連日、どのテレビや雑誌を見ても金沢の特集が組まれております。私自身もこの直前、開業の直前ですが、金沢に行ってみりました。ものすごい熱気、活気、みんなが自信に満ち溢れている様子が見えてとれました。この件に関しては、所要時間が1時間以上短縮します、東京から。極端な言い方をすれば北陸新幹線が延伸開業したことで、金沢も東京圏となり、新たな選択肢が増えたということになります。石川県の新幹線開業影響予測によれば、新幹線による観光ビジネスを含めた経済効果は、年間約121億円以上という試算も出ております。新幹線開業の効果や影響については、新幹線の力を知り尽くした指宿だからこそ、脅威をよく分かっていると思います。ホテル関係者よりも危機感を含め、多くの声が聞かれています。今まで以上に熱意を持って前へ動かすための対応が迫られています。

以上のような点を踏まえて、まず、本市の観光戦略、インバウンド対策、国内誘客対策について、改めて市長の考えを伺いたいと思います。そして、本市を訪れた外国人観光客の総数、宿泊者数、上位だけで構いませんが、国別の人数、観光消費額についても、併せてお聞きしたいと思います。また、今後の目標があると思いますので、2020年に向けて外国人観光客の目標設定数値も併せてお聞かせください。

次に、先月、指宿駅前の豆・マメ・まめ祭りと同時に、中央通り歩いて楽しめるまちづくり事業が多くの関係者の皆様をはじめ、市役所職員の協力により行われました。市民の方々からもとても好評であったように思われる今回の事業ですが、事業の目的など、改めてお聞かせください。

以上、本市の観光戦略について市長の考え、外国人観光客についての実績と目標数値、そして、今回行われた駅前の事業の目的についてお伺いし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 北陸新幹線が開通し、金沢を含め、その沿線都市の盛り上がりというのは、テレビ・報道等をとおして、私も十分認識をしております。その分、国内観光客の動向というのは、大変気になっております。やはり観光都市指宿として、インバウンドを含め、観光客の誘致については、全力で取り組まなければならないと思います。特に、インバウンド対策につきましては、新年度予算にも観光だけじゃなくて、農産物を含め行政、観光業者、そして農家と一緒にした戦略を海外に向けて取っております。香港をはじめ、様々な地域と結び付きを深め、そして、観光客の誘致に当たりたいと思っております。1月にも上

海に行ってまいりました。霧島、鹿児島、南九州、指宿市、4市が一緒になってインバウンド対策を図った、取ったところでもあります。特に中国からは鹿児島まで2時間弱で来れるという、そういう立地条件でもありますので、今後、この中国からのお客様、台湾からのお客様、香港からのお客様、韓国からのお客様、それぞれの国にこのインバウンド対策、つまり外国人の観光客の誘致を図ってまいりたいと思っております。市においては、来年度地方創生にかかる地方版総合戦略を策定いたしますので、その中で具体的な目標設定等について検討してまいりたいと思っております。

次に、まちづくり事業、豆・マメ・まめ祭りの件でございます。中央通り歩いて楽しめるまちづくりモデル事業についてでございますが、国土交通省による指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業が今年度から10か年事業として具体的な事業が始まりそうでございます。今年度は砂浜など、海岸の環境づくりなどについて、地域住民の皆様と情報を共有し、合意を図りながら、ワークショップなどを開催して計画策定を進めてきたところでもあります。この海岸整備でございますが、一方で指宿の観光、まちづくりの起爆剤ともなり得るものと認識をしており、そのためには防災機能を前提としつつも、指宿の景観に調和した美しくいきいきとした海岸づくりを目指していく必要がございます。そうした中で、指宿駅前中央通りは、本市の玄関口である指宿駅と指宿港海岸を結ぶとても重要な通りであると思っております。海岸整備と連携しながら、指宿らしい街並みやにぎわいある空間を創出していくため、市民や観光客の誰もが歩いて楽しめるまちづくりを目指し、通りを擬似的に観葉植物や花々で装飾し、マルシェやマハロマーケットの店舗を出展していただき、このモデル事業を実施したところでございます。

以下、いただきました質問等については、関係部長等に答弁をいたさせます。

○産業振興部長（廣森敏幸） インバウンド対策の中での海外からの観光客の宿泊数についてでございますけれども、平成26年1月から12月までの合計で4万3,711人と、前年比118.08%となりまして、人数で6,693人の増加でありました。国別に見ますと、台湾が2万6,089人で59.69%と最も多く、2番目が韓国で4,584人の10.49%、続いて香港の4,302人で9.84%となっており、この3か国を合わせますと指宿市全体の80%程度となっております。

そしてその海外からのお客さんの観光消費額についてでございますけれども、平成25年度鹿児島県の観光統計では、訪日外国人の消費額は150億2,400万円となっておりますので、県の数値を参考に本市に当てはめて試算した場合には、本市の消費額は33億5,500万円程度になるというふうに試算されるところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、観光消費額の話が出たんですが、これ1人当たりになるとどれぐらいという数字、ありますでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 先ほど申しました本市での消費額ということで、これは1泊、2泊、それぞれ宿泊の日数によって違いますので、単純には申し上げられませんが、指

宿市での県の試算数値を入れれば33億5,500万円ですので、この33億5,500万円を指宿に宿泊した4万3,711人で除算すると、1人あたりが出てくるとは思いますけれども、ただいまちょっと計算を、1人あたり7万6,700円程度になるかと思えます。

○3番議員（恒吉太吾） 日本の人口が少子高齢化で減っておりますが、この外国人旅行者、今聞くと7万、1回あたり使うということですが、定住人口1人分の年間消費額が約122万ぐらいですので、大体14人、15人ぐらいですかね、来てもらえれば、ほぼ同額になりますので、観光交流人口の増加が、今後定住人口の減少を補うことも期待されるんじゃないかと思っております。

まずは、インバウンド対策、その中でもW i - F i の環境整備についてお聞きしていきたいと思えます。今、台湾とか話出ましたが、海外に出ると無料のW i - F i スポットというのはものすごく普及しております。空港であつたり、カフェ、ホテルの中、いろんなところでW i - F i が使えるようになっております。私自身も台湾に行く機会があるときは、まず、W i - F i がどこでつながるか、スポットを探して、そこを移動することが多いように感じております。インバウンド対策においては、一番重要であると思っております。訪日外国人が日本旅行の際、不便に感じた点に関してのアンケートを行うと、必ずこの公衆無線LANであつたりとか、W i - F i スポットの整備について不満が聞かれております。訪日外国人旅行者が増加する中で、スマートフォンやタブレット端末等を介した観光情報の入手が進んでおります。また、加えて今後は、ウェアラブル端末の普及も予想されております。ますます情報入手環境の充実や普及の重要性は高まると見込まれております。このW i - F i 設置に関してなんですけど、昨年の6月定例会、この中でも私、一度質問させていただいております。そのときに今後10か所市の主要観光地に設置予定ということでしたので、現在の設置状況、もし設置が完了していれば、各スポットごとのアクセスについてもお尋ねしたいと思えます。

○産業振興部長（廣森敏幸） W i - F i の整備につきましては、今年度、県の地域振興推進事業を活用して無料で利用できるW i - F i スポットの整備を進めてまいりました。そして、3月6日に10か所全ての設置が完了し、現在、利用可能な状況になっております。設置場所につきましては、指宿駅前広場、砂むしの里交流広場、池田湖パラダイス前の園地周辺、唐船峡そうめん流し、かいもん山麓ふれあい公園、ヘルシーランド露天風呂たまたま箱温泉、山川砂むし温泉砂湯里、西大山駅、長崎鼻、魚見港公園駐車場でございます。利用条件につきましては、3月6日ということで、まだ設置をしたばかりでありますので、設置作業直後にありますが、設置作業直後に、例えば先々週ありました春節祭り等では、外国人の観光客が集まって利用を始めるなど、早速多くの方々に関心を持っていただき、改めてそのニーズの高さというものを感じているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 各スポットのアクセス状況については、今後、是非情報収集という

か、数値を取っていただきたいと思います。その中でですね、指宿のWi-Fiはパスワードとか登録が不要のフリー型をとっていらっしゃると思いますが、なぜ本市においては、このフリー型にされたのか、理由があれば教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） Wi-Fiの利用者を追跡して、その国別とかいう部分を取るということは非常に大事なことでありますけれども、そういうデータを取るためには、その利用者の名前とか、メールアドレス情報などを送信して、返信されてきたメールを確認の上、接続するというので、利用するまでのハードルが高くなり、結果としてあまり利用されないのではなかろうかということをしては、懸念を持っていただいております。そのために本市の場合、整備したWi-Fiではネットワークを選択すればすぐに利用できるという簡易なものにしたという状況でございます。

○3番議員（恒吉太吾） フリーの方がやはり今おっしゃったようにものすごく簡単で、接続しやすい、使いやすいというのはよく分かります。ただですね、私が懸念しているのは、Wi-Fiが使えるスポットというのはものすごく子供たちの方が敏感で、先に発見して、子供たちがゲーム機を持ってですね、たむろ、たむろと言えはいいのか分かりませんが、されている様子が見られます。それが特定の観光地、例えば砂むし温泉のある一定の場所を子供たちが占拠している状態があったりとか、また昨今、川崎の事件もありましたが、ネットと言いますか、ネットと犯罪が密接に結び付いていることもあります。こういったことを考えると、使える時間を限ったりとか、日数を限ったりする方がいいんじゃないかなというふうにも思うんですが、その点はいかがでしょう。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確かに私どもがWi-Fiを整備するという段階で、全国の事例でも例えば、コンビニエンスストアのチェーン店の前で、子供たちがなぜかそこでたむろしていると。その原因は何かというときに、この無料のWi-Fiがあったというような情報も事前に得ておりました。その中で、じゃ、どういうふうな形で整備をしていくかということになったときに、市としては限られた予算の中で、数多くの、できればそういうスポットを作りたいということで、割安感のある整備方法という中で、今現在のシステムに至った経緯がございます。しかしながら、やはり子供たちのそういう健全育成というものについては、やはり注意を払っていかねばなりませんので、例えば、先ほど議員がおっしゃった砂むし会館砂楽周辺での子供たちがそういうたむろというか、した場合にはですね、その設置者、管理者に、指定管理者のまちづくり公社ですけれども、職員の方に気をその辺を使って、注意を促すなりして、両方を並行してやっていきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） よく分かりました。是非子供たちの健全育成のためにも、周りの方が注意して見ていただくようにしていただきたいと思います。この指宿Wi-Fiなんですけど、もう今、3月6日設置が完了ということで、私、つないで接続してみますと、今ですね、試験運用中なんですか、いぶすき散策健幸アプリというものにつながるようになってお

ります。これ、調べてみますと、このアプリ自体は作成業務委託ということで700万円ぐらいですかね、予算を組まれておりまして、今からこれ、実施されるということですので、これに関しても聞きたいことはたくさんあるんですけども、今回、ちょっと趣旨がずれますので質問はしませんが、その仕様書の中でですね、事業内容とか、審査内容を見てみますと、Wi-Fiスポットを活用した仕掛けづくり、あとはインバウンド対策として外国人観光客も利用できるものとするというのが仕様書の中に載っておりました。ただですね、今このWi-Fiアプリを開いて見ますと、まだ、日本語でしか通じない状態になっております。それから、私は同意すると日本語を読めますので、すると総合観光サイトに飛びます。観光サイトにはいくんですけども、インバウンド対策と言いながら、なぜアプリなのか。と言いますのも、その健幸アプリも総合サイトもですね、総合サイトの方は、PCはつながるみたいなんですけど、スマホでは日本語表記しかできないような感じになっております。なので、Wi-Fiを作った。せっかくこのルーター画面が出てきても、あまり外国人の観光客向けという感じがしておりません。市長をはじめ、執行部の方々もどのような画面かというのはご存知ですかね、是非ご覧になっていただきたいと思うんですが、実際に本市を訪れた際、今、ここでという要望がものすごく強くなります。その中で、先ほど申しました総合観光サイト、これもですね、市全体の情報というのはものすごく詳しく載っております。ただ、それよりも、今自分がいる場所、そのアクセスポイントがある場所ですが、その情報がほしいという要望の方が多いですので、すぐにその場面が出てくる方が利用者のニーズにも合っておりますし、利便性も高くなってくると思います。

そこで質問ですが、この健幸アプリ、まず、画面ですね、いつから海外旅行者に対応できるようなものになるのか、変更になるんでしょうか。その際、多言語への切り替えもできますでしょうか。そして、画面もですね、もっと今ここに対応したものにならないでしょうか。併せて、総合観光サイトに関しても、今後、健幸アプリと同時期に多言語切り替えに変更になるのでしょうか。併せてお答えください。

○健康福祉部長（下敷領正） 健幸アプリについてのご質問でございます。健幸アプリにつきましては、平成25年7月に策定をいたしました指宿市特定地域再生計画において、住民と観光客を健康にするまちづくり政策を推進することが掲げられております。その施策実現の一つとして、市民の日常的な健康づくり及び観光客の観光ガイドの手段として普及が広まっておりますスマートフォンを活用した専用アプリを製作しようとしているところでございます。こうした中で、健幸アプリにつきましては、平成27年3月20日が納入期限となっており、現在、委託業者において作業を進めていただいているところでございます。委託業者から納入を受けまして、その後、市の完了検査で公開に問題がないと判断された後は、一般への公開を予定いたしているところでございます。ご指摘の外国語対応についても、4か国語に対応したアプリとなるよう、現在、委託業者と市で連携を図り製作中であり、公開まで今しばらく

くお待ちいただければと考えているところでございます。

○産業振興部長（廣森敏幸） 観光ホームページにつきましては、観光情報の主な内容につきましては、現在でも英語、韓国語、中国語、中国語は簡体語と繁体語でありますけれども、表示しておりますけれども、今後、観光客が年々増加、海外からも増加してくるということで、昨日、追加議案として出した地方創生の部分の中で、今年度、その辺のより多くですね、外国語表示ができるように、内容を更新する予定で考えて計画をしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。やはり、海外からのお客様のためにもですね、見やすい、使いやすい、分かりやすいものになるように、まずはアプリの方も完了しているということで、すぐに使えるような状態に、観光サイトの方も見やすい形になるようにお願いいたします。

続いて、周知方法についてお伺いします。今回導入されていますけれども、中に聞きますと、来られている方に聞くと、使えるんだとおっしゃる方もいらっしゃいます。まだあまり、3月6日からということですので、あまり周知されていないと思うんですが、現在、どのように周知というのをやっているのか。Wi-Fiが使えるよ、ここ使えるよというのをですね、されていらっしゃるのか。また今後、どのように行っていくのかお考えがありますでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） Wi-Fiの周知につきましては、まず、その設置場所においては現地の目に付きやすいところにある柱にステッカーを貼ったり、看板を立てたりして周知を図っているところでございます。そしてまた、市民の皆さんには、広報いぶすき4月号でお知らせをすることにしておりますし、今後は市のホームページやフェイスブック、ツイッターでも周知を図るとともに、新聞等にも掲載をお願いしていきたいと考えているところでございます。また、東京、大阪などの主要都市で開催される観光素材説明会や海外で実施される海外セールスの際にも、広く旅行会社などへ周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 周知の方法に関しては理解しました。せっかくですね、つながる状態になっておりますので、知らない、知られていないというのは、大変もったいない気がしますので、周知の方はしっかりこれからもしていただきたいと思えます。

先ほどちょっと出まして、前後しますが、多言語切り替えの話の中でですね、外国人旅行者がインターネットから情報を得ているというのは、圧倒的な事実であるんですが、まず、取りかかるべきこととして、本市の基本情報と特徴を紹介した訪日客向けのランディングページを作ることが大切になってくると思います。現在、一部多言語化されているページの全情報を多言語化すべきじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 先ほども観光ホームページのところでも申し上げましたけれども、

一応、私どもとしましては、外国の方が指宿の情報を取るのに一番、多分利用されるのが指宿の公式ホームページの中から観光のサイトに入っていくということを想定しておりますので、まずはそこの方から詳しく多言語でできるだけ分かりやすいような、そういう画面にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） その点に関しても、是非、インバウンド、インバウンドというのであればですね、早急に進めていただきたいと思います。

実際、どの国の人であっても、概要や歴史、指宿のまちのですね、それを文章で読むよりも写真や動画の方が短時間で、より多くの情報を伝えることができると思っております。最近動画を使ったPR活動が盛んになり、県内では志布志市のシシガーデン、別のある自治体では、市職員の広報担当者が一人で企画から取材、編集まで行い、地域の魅力をたっぷりと詰め込んだ動画を作っております。ホームページでも見ることができますが、見ていると思わず行きたくなってしまいうような、というか、私自身もこの動画を見てですね、実際そのある有名なところなんですけど、北部九州の、行った一人なんですけど、とてもですね、映像の完成度の高さにびっくりします。わざわざどこかに企画や製作を委託せずともですね、大きな予算を使わずとも、今いる職員の方、優秀な方が多いですので、そういった方で作ることができると思います。世界とのつながりが飛躍的に拡大する指宿をより知ってもらうためといった効果や期待が持てると思いますが、本市のセールスポイントが詰め込まれた動画を作製したり、そのようなことができる担当者を置く考えがないでしょうか。お答えください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 様々な今、情報ツールというものが、いろいろ日々新しい情報ツールができておりますけれども、例えば、指宿におきましては、一昨年でしたかね、ちょっと議員がご指摘したやつとは異なるかもしれませんが、指宿白水館の中でAKBのダンスをした、あれで自分のホテルのPRを行ったということで、非常に回線が、閲覧が非常に多かったというような実績を持っております。そういう中で、私どもとしましては、今現在、フェイスブックを、指宿市公式のフェイスブックを開設して、その中で動画ではございませんけれども静止画で、いろんな観光情報等を周知しておりますけれども、今後はやはりそういう動画というものも視野に入れながら、より観光PR効果の高いツールを構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 動画はものすごくインパクトが、今話されました白水館のフォーチュンクッキーですかね、あると思います。市長が行っているトップセールス、これもかなりの効果があると思いますが、それに、そこまでいかないかもしれないと思いますが、動画というのも効果があると思うので、是非、検討していただきたいと思います。

情報発信の話になりましたので、次にフェイスブックやインスタグラムについてお伺いします。フェイスブックやインスタグラムの画像投稿が増える中で、タグ付けや位置情報の設

定がこれまで以上に必要になってきております。執行部はじめ、市長、その点は十分認識されていると思いますが、海外からの旅行者を見ていまして、先ほども申しましたように、今ここでしたい、アップしたいという方がとりわけ多いわけです。友人、知人からの口コミ情報は、多くの人が利用し、信頼度も高く、効果絶大であると思います。また、旅先での感動的なエピソードを得た瞬間、もしそれを写真に撮っているならば、ブログやSNSを通じて友人まで広く知らされることとなります。そのときにですね、例えば位置情報もない、アクセスポイントも現在10か所ありますが、この広い指宿で、極端な言い方をすれば、たった10か所しか、まだない状態であります。すぐに発信もできないというのは、とてもがっかりするんじゃないかなというふうに思います。ですので、現在、主要観光地10か所ですが、それ以外にも市として、今度はWi-Fiのアクセスポイントや位置情報をどんどん増設していく考えはないでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、市は10か所整備をしておりますけれども、そのほか、市内の主要ホテルには、おおむね10か所以上のWi-Fiの設置がされているところでございます。そういう中、その辺のところも活用し、また、商店街の活性化事業ということで、国の補助事業の中で、商店街等がそういう外国人観光客に向けての事業を導入する場合には、補助事業等もございますので、市内の各商店街にもですね、その辺の協力要請等を依頼しまして、できるかどうかというものを検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 産業振興部長の同僚議員への答弁の中にもありましたが、GPS機能を使っていろんな場所に行けるという話がありましたが、そのアクセスポイントがなければ途中で切れてしまうので、結局迷子になっちゃいますので、そこら辺も是非検討していただいて、どんどん増やしていただきたい。看板もですね、同時に増やしていただきたいと思います。私自身が、今、砂むしの近くにおるんですが、やはり歩いてですね、地図を片手に迷子になっていらっしゃる外国人の方に、よくお会いします。やっぱり今後ですね、もっといろんなポイントを増やしていただいて、そういった方が少しでも減るように、利便性を高めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。インバウンド、これからも増加していく中で、懸念されるのが文化の違いというものがあると思います。例えば日本式のお風呂、砂むし風呂もなんですが、そういったものに初めて入るといふ外国人の方も多いと思います。私もですね、何度か砂楽でなんですけれども、浴衣を着ずに裸のまま、浴衣だけですね、手に持って、屋外に出ようとしている人を目撃したことがあります。慌てて奥に帰っていただくようにしたんですが、案内板であったり、そういうのをよく見ていなかったのかなと思いながらも、現在、館内の表示なんですけど、砂楽の中です。日本語のほか、何か国語、どこの国の言語での表記がなされていますでしょうか。また、案内板などに対してなんですけど、例えば多言語の列記表記です

ね、そういったものがなされているのでしょうか。お答えください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 砂むし会館砂楽の会館内には、日本語と英語で併記されているものが10か所ございます。そして、日本語、英語、韓国語で表記されているものが4か所、そして日本語、英語、韓国語、簡体字、繁体字で表示されているものが各砂むし場のそれぞれの柵1か所ずつの7か所とそのほかに4か所設置してございます。浴槽への入浴方法や入浴時のマナーにつきましては、外国語表示はございませんけれども、受付の段階で外国語表記のパンフレットを使いながら説明をしております。国外から来る旅行者は、ここ数年増加していることから、外国語での表記はますます必要となってくると考えておりますので、今後もまちづくり公社と協議をしながら、適切な表記ができるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非、今後とも分かりやすい、見やすい案内板の設置をお願いしたいと思います。

砂むしの件でもう1点、関連して質問します。現在ですね、砂むしに入るとき、先ほど浴衣の話が出ましたが、この浴衣になっております。ただですね、あそこは海岸線、風がものすごく強くてですね、浴衣を着ていても、前がはだけて、ちょっとさらしてしまう、さらけてしまうということをおっしゃられる女性の方が数名いらっしゃいました。やはりとてもはげしい思いをしたと、人前でですね。そういうことがありました。そこで、現在、浴衣しかないんですが、新たに作務衣などを導入してはどうかというふうに思います。上下分かれておりますので、はだける心配もないですし、安心して入ることができますが、今後、作務衣の導入に関してはどうお考えでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現在、市内のホテルの中で作務衣を使って入浴しているホテルもでございます。指宿としましては、観光戦略ビジョンを作成する段階においても、作務衣で砂むしに入れないかという意見があったことなどから、現在、指定管理者であるまちづくり公社と協議を行っております。現段階では、作務衣になるか決まっておられませんけれども、浴衣以外でも砂むしへの入浴ができるような方向で検討をしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非お客様のために、サービス向上のためにですね、いろいろな方策を考えていただきたいと思います。

砂むし会館隣りに、今広場ができております。ここを使って、2月の19日春節フェスティバルが開かれました。太鼓とかフラダンス、いろんなふるまいもありまして、結構にぎわっておったと思います。私も地元の若手会でお手伝いをさせていただいたんですが、その中で、関係者の方からですね、前回は、今回も1日だけしかフェスティバル、できなかったと。今後は、冗談ではないと思いますけど、長崎に負けないようなフェスティバルにしていきたいという声も聞かれております。市がですね、もっと本腰を入れて協力していただければ、もっと大きなイベントに、このフェスティバルは育つような気がしてなりません。例え

ば、今回はですね、ランタンもちょっと椅子がある場所の上だけぐらいとか、広場が広いので少し寂しい感じがあったりというのもあったんですが、今後、ランタンも広場全体を覆ったりとか、人もあの公園から溢れるぐらい来るということもあるんじゃないかなと思っています。また、交流する機会が外国の方とですね、増えれば、地域に住む人たちの海外の方への理解も増して、意識の改革というか、活性化にもつながるんじゃないかというふうに思っております。市長も朝の答弁の中でありましたけど、指宿はおもてなしのまちというふうにおっしゃっていましたが、菜の花マラソンのように地域住民の方が自発的にボランティアをする、おもてなしをする、それがこれからまた、指宿の一つの観光の目玉になっていくんじゃないかというふうに思っております。そのために、やっぱりこのフェスティバル自体をもう少し力を入れて育てていく気はないのか、力をもっと入れていく気持ちがないのか、市長にお答えいただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 春節祭りにつきましては、観光協会の方が事務局となって開催しております。確かに年々中国系の観光客というものは増えておりますし、また、我々としても海外キャンペーンを、やはり中国、台湾等に主力を置いてキャンペーンを実施しておりますので、当然、それが浸透していけばそれぞれの国から指宿を訪れる観光客というものは増えてくると思います。そういった中で、やはり一つの、今現在、新魅力ある指宿まちづくり協議会というところで実施をしているわけですが、そういう中で、より事業効果の高い、限られた予算の中で事業効果の高いイベントというものを実施していかなければならないというふうに考えておりますので、今回の春節祭りの反省点、また今後の展望というものも総合的に再度検討し、今後の在り方というものについて協議していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今後もし是非魅力ある祭りになるように育てていただきたいと思いません。今、春節フェスティバルの話、出ましたが、よくテレビでですね、爆買、中国の方をはじめ、ものすごい勢いで店ごと買っていくんじゃないかというぐらいですね、よく買い物をされていますが、全ての旅行者がそのような買い方をするわけではないと思うんですが、日本においても昨年の10月から外国人観光客向けの消費税の免税制度が拡大しております。食料品、酒、化粧品といった消耗品も対象になり、原則全ての海外への持ち出す物品を免税品として販売できるようになりました。自治体の中には、免税品販売を行う商店を支援・サポートする動きも見られておりますが、本市において市内の商店や商店街に制度説明を行ったり、税務署に対して行う申請手続きのサポート、そして免税書類作成機器などの導入や、多言語表記の看板設置などに対して、助成制度などを創設する、検討する考えはないでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、免税店につきましては、鹿児島県内において2月26日現在ですけれども69店舗、本市においては5店舗であります。昨年10月1日現在では、市内に2店

舗でありましたけれども、インバウンド対策で免税店は着実に増加しているようでございます。一方、ハード整備など、費用対効果を考え、免税店の申請を見送る事業所もあるようでもあります。しかしながら、今後、免税店化することにより、お店の売上げの増加とか、新たな雇用創出の機会も増えると思われまますので、インバウンド対策並びに雇用対策としても重要な施策と考えておりますので、観光、商工団体などとも連携をして、その対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） やっぱりこれから免税品を取り扱うというのは大きなビジネスチャンスだと思いますので、指宿、どんどん免税店が増えていって、タックスフリーがですね、指宿全体になれば、一つの知名度も上がりますし、先ほどおっしゃったように、店舗ごとの売上げも上がる、それに伴って雇用も生まれるということが考えられますので、地域活性化につながることでありますので、是非、力強く検討していただいて協力していただきたいというふうに思います。

ちょっと長々とインバウンド対策ばかりになって、最後の質問です。私ですね、指宿山川港出身なんですけど、自分が住んでいたとき、いつも何気なく感じていた日常、ただ何とも思わなかったことがですね、実は訪れる人にとっては非日常というか、貴重な体験になるんじゃないかという出来事がありました。現在、山川には多くの海外まき網船が入港しております。市の方からもですね、入港に際して、水揚げに対して奨励金を出していただくなど、尽力していただいておりますが、船から魚が大量に降ろされる様子や、ベルトコンベアの上をカツオやマグロが流れる様子が一般の方から見ればとても珍しいというふうに伺いました。コンテナに詰め込まれた冷凍カツオをフォークリフトで運ぶ様子も同様に珍しいと、中には熱心に写真を撮っておられる方もいました。私なんかから見ればですね、ただ魚を運んでいるだけというふうにししか見えないんですが、写真の撮り方一つでとてもすばらしいもので、それをまたその方がフェイスブックでアップしておったんですが、見た方たちもですね、とても称賛の声、高かったように思います。ほかにも山川入札風景というのがありまして、値段をですね、札に書いて投げ入れるというのがありますが、昔ながらの札を投げ入れる形をいまだにとっております。これなんかも同様に珍しいんじゃないかというふうに思っております。そこで、外国人観光客向けの山川の水揚げ風景などの見学ツアーを企画してはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） カツオの海外まき網船の水揚げ風景の見学につきましては、山川町漁協が見学区域を設定し、かつ、水揚げ作業に支障のない範囲で見学の許可を行っております。ただし、まき網船につきましては、1週間前ではしか入船の情報が入ってこないことや、天候により入船日が変わるため、見学の計画が立て辛いということを伺っているところでございます。また、今度は鰹節の工場見学につきましては、鰹節工場独自で見学者の受入れを行っておりますけれども、製品の衛生管理上と安全管理上でですね、問題があることか

ら、製造ラインの外で見学させているというようなことになっております。また、外国人の見学者の受入れでございますけれども、現在のところ、カツオの水揚げ場や鯉節工場には外国人向けの説明、案内するスタッフを配置しておりませんので、通訳を帯同し、見学者が独自に安全性を確保できる場合のみに受入れを行っているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 許可が得られるような感じでありますので、是非、今後取り組んでいただきたいと思っております。私たちがですね、当たり前とと思っていることでも、別の場所から来た人にとっては、とても貴重な体験になると思っております。また、感動を憶えることもあると思っております。海外から来られる方は、何を求めているかって、今、この指宿でしかできない体験、これを一番求めて来られていると思っておりますので、この水揚げ風景の見学とかですね、これから魅力的なコンテンツになる可能性が十分にありますので、是非漁協とか水産加工組合とも連携していただきながら、実施に向けて動いていただきたいというふうに思っております。

次にですね、国内誘客対策について質問させていただきます。先ほどの答弁の中でフェイスブックであったりツイッターの話が出ましたが、観光課としてもフェイスブックのアカウントを持っていると思うんですが、その投稿頻度を教えていただければよろしいでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現在、先ほども答弁いたしましたけれども、観光課ではフェイスブック及びフェイスブックと連動しているツイッターを活用して、様々な情報を掲示しているところでございますけれども、フェイスブックの更新頻度につきましては、毎週金曜日を基本として更新をしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 私もつながっているんですが、金曜日に基本更新ということで、そんなにたくさん更新されているかなという感じはします。観光課であれば様々なイベント、たくさんあるというふうに思っております。それに比べて、やはり金曜基本ということではありますが、投稿が少ないんじゃないかなというふうに思っております。観光課が持っているアカウントの中で、カメがですね、指宿を案内するんですかね。名前がカメ旅指宿ののろ日記というのがあると思います。カメを意識しているから投稿もゆっくりゆっくりされているのかなと、そういう、それならですね、センスがあって、かっこいいなというふうに思うんですけども、もしそう意図してしてないのであればですね、国内問わずに情報発信というのはものすごく重要ですので、これからはこまめに更新、投稿していただきたいというふうに思っております。

またですね、何かありましたという、過去のものだけではなくて、これから行われるイベントなどの告知にも使えると思っておりますので、現在、そのような告知としての使われ方はしているのでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確かに週1回金曜日に更新ということの基本にしておりますけれども、観光課だけの情報では、毎週金曜日に新たな掲示をするというような情報がなかなか

ない場合もございます。そういうために、特産品振興係なり、他課のいろんな、市外のお客様が興味を示すような記事があった場合には、今後、そういうフェイスブックを通じて、タイムリーに情報掲載ができるような仕組みというものを作っていきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非よろしく申し上げます。先ほど出ましたが、Wi-Fiの周知についても紙媒体広報とかで知らせているということなのですが、紙媒体の広報紙があるからいいというのではなくて、やっぱり市民以外の方にも知ってもらいたい、今お話をされたみたいですね、知ってもらいたい、来てもらいたいというのがたくさんあると思います。なので、今後も中途半端なことはせずにですね、是非積極的な運用をしていただきたいと思えます。イベントはたくさんあると思うんですね。よく市長なんかもトップセールスに行かれたということをお話されていると思います。ほかの自治体だったら、結構すぐアップされるんですが、うちの市長はずかしがりやなのか、あんまりこう、控え目なのか、あんまりこのホームページであつたりだとか、このフェイスブックに出てくることもないので、もっと露出されてもいいのかなと、市長自らですね、それもトップセールスの一つですので、是非、今後検討していただきたいと思えます。

先ほどからずっと、インバウンド、インバウンドですので、ちょっと話題を変えていきたいと思えます。

砂むし温泉砂楽から元湯温泉、そして若宮神社に続く道、いわゆる最近の子宝ロードというふうに言われております。今出ました元湯温泉、風情のある木造建築で落ち着いた雰囲気があります。地元の方にも観光客の方にもとても人気があるように思うんですが、最近ですね、屋根であつたりとか、外壁というものの劣化というか、老朽化が見られておるんですが、前回改修してからこの元湯、何年ぐらい経っていますでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現在の元湯は平成3年度に建設されておりますので、今現在23年目となっているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 平成3年、23年経っているということで、大分前に造ってからですね、時間が経っていると思えます。今後、改修の予定というのがあるんでしょうか。その際にですね、外観だけではなく、トイレなんかも洋式にしたりとか、休憩室が今使えない状態なのか、もともとないのか分かりませんが、そういったものも使えるようにすべきだと思いますが、その点について改善のお考えはないでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現在、元湯につきましては、普通財産ということで、一般の市民の希望をする方に貸付を行って運営をしておりますけれども、やはり元湯の財産というものは市の財産でございますので、適時、例えば屋根とか、天井など、一部老朽化・劣化が見られるところにつきましては、これまでも適切に補修を実施してまいりましたけれども、今後につきましては、今現在の中では抜本的な元湯の改修というものは計画にはございません。

ただ、管理運営をする中で、やはり元湯という響きからして、指宿の温泉の発祥の湯であるといういわれもありますので、やはりそこには趣のある施設の運営というものを目指していきたいという考えもございますので、今後、元湯の管理者とも協議をしながら、そういう雰囲気づくりに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 現在おっしゃられたように、民間の方が借受けをして元湯、運営されているわけですが、市の手を離れたからといってですね、ほったらかしとか、全部任せとおけばいいという考えではなく、指宿市のあれは大変重要な財産、宝だと思っておりますので、市としてもですね、有効活用について、今後とも検討していただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、まちづくり事業についてお伺いしたいと思います。事業内容につきましては、先ほどお答えいただきました。歩行者天国になったり、道路もですね、菜の花であったりとか、観葉植物が並べられて、とてもすてきな空間であったというふうに思っております。駅前のイベントもありましたので、その相乗効果もあって、大変にぎわっておったと思うんですが、実際ですね、今回、どれぐらいの方が、マハロの方に来られていたのか、人数が分かれば教えてください。それと、来られた方にアンケートなり取られているようであれば、感想等ももう一度聞かせていただきたいと思います。

○副市長（佐藤寛） 中央通り歩いて楽しめるまちづくりモデル事業は、2月の15日の10時から15時までの5時間開催しております。延べ人数は3,200人余りの通行者数がございました。そのうちアンケートには、男性が130名、女性が178名の計308名からご協力をいただき、その中の方々の内訳を申しますと、市内在住者が218名、市外在住者が90名でした。アンケートには年齢、性別、居住地域、通りに来られた目的、移動手段、歩かれた感想、モデル通りがご自身の思われる指宿のイメージに合っているかどうかなどについてお尋ねしております。それに加えまして、現在の中央通りの歩行環境などについてもお尋ねしております。通りに来た目的につきましては、買い物という目的の方が33%、観光目的が24%の順でございました。モデル通りを歩かれた感想としましては、満足、やや満足が79%に上り、植栽、花の種類、出店、スラローム状の通りが好評価を得ております。また、モデル通り全体の景観イメージが指宿に合っていると答えられた方が71%おられ、特に植栽や足湯などが好評価をいただいております。一方で出店数が少なかった、花の種類が少ないなどのご意見などもいただいております。また、現在の中央通りの歩行環境といたしましては、バリアフリー化、歩行者天国、アーケードの改造、駐車場の確保などを望む声がございました。

○3番議員（恒吉太吾） 私も個人的にいろんな方から意見をいただいております、ほぼアンケートと同じように好意的な意見、好評だったというふうに思っています。やはり、今副市長、話されましたが、時間がちょっと短くて、飲食店が少ないであったりとか、お昼に行ってもすぐ食べるものが売り切れた。あとは最後のいぶたまがですね、着く時間までして

ほしかったというような、いろんな話も出ていますが、これは、今後、検討を是非していただきたいというのと、今後、この事業というのは継続して行っていくんでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 今回のモデル事業は、市長の答弁でもございましたとおり、海岸整備と連携し、市民、観光者の誰もが歩いて楽しめるまちづくりを目指した事業ですので、庁内に各部を横断した体制で臨むワーキンググループ、指宿駅海岸通り検討ワーキンググループというものを編成したところでございます。今後も指宿港海岸保全施設整備事業と連携したまちづくりを形成していくために、このワーキンググループによる庁内体制というのは継続した上で、建設部の中に新たに設置いたします指宿港海岸整備室を中心に本事業を進めていくことになろうかと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 終わります。

○議長（新宮領進） これにて一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時00分
再開	午後	3時01分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第39号上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件でございます。

それではご説明申し上げます。

議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

本案は、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億501万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を216億6,168万4千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

別冊の平成26年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億501万1千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を216億6,168万4千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、7ページからの第2表、繰越明許費補正でお示しのとおり、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業及び消費喚起型事業等の繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、第2次指宿市総合振興計画まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務について、地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、平成26年度3月追加補正予算として計上したことから、債務負担行為を廃止するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節1報酬から節19負担金補助及び交付金までの合計1億201万1千円の補正につきましては、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方版総合戦略策定事業及び地方創生先行型に係る事業費を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節4共済費から15ページの節19負担金補助及び交付金までの9,100万円の補正につきましては、国の地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起型を活用したプレミアム商品券事業等の事業費を計上するものであります。

同じく目3観光費、節19負担金補助及び交付金1,200万円の補正につきましては、国の地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起型を活用して、観光客の誘客を図るための事業費を計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、13ページをお開きください。

款14国庫支出金1億5,696万7千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの交付金であります。

款18繰入金、項2基金繰入金、目7財政調整基金繰入金4,694万5千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入109万9千円の補正につきましては、説明欄にお示しの負担金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分
再開 午後 3時07分

△ 議案第39号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第39号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、各常任委員会の所管に従い、分割付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

3月19日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、3月19日は休会とすることに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 井 元 伸 明

第 1 回 定 例 会

平成 27 年 3 月 25 日

(第 5 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成27年3月25日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第3 議案第9号 指宿市行政手続条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 指宿市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 指宿市総合振興計画審議会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第19号 指宿市用品調達基金条例の廃止について
- 日程第14 議案第20号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第23号 指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第18 議案第24号 指宿市乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第19 議案第25号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第20 議案第26号 指宿市いじめ問題専門委員会条例の制定について
- 日程第21 議案第27号 指宿市スポーツ・文化振興基金条例の制定について
- 日程第22 議案第28号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第29号 市道の認定について
- 日程第24 議案第30号 平成27年度指宿市一般会計予算について
- 日程第25 議案第37号 平成27年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第31号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第32号 平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第33号 平成27年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第34号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第35号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第36号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第32 審査を終了した陳情（陳情第4条，第5条）
- 日程第33 閉会中の継続審査について（陳情第1号，第2号，第3号）
- 日程第34 議案第40号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第35 議案第41号 指宿市議会基本条例の制定について
- 日程第36 議案第42号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第43号 教育長の選任について
- 日程第38 議案第44号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番議員 外 菌 幸 吉 | 2 番議員 白 山 正 志 |
| 3 番議員 恒 吉 太 吾 | 4 番議員 井 元 伸 明 |
| 5 番議員 吉 村 重 則 | 6 番議員 西 森 三 義 |
| 7 番議員 浜 田 藤 幸 | 8 番議員 東 伸 行   |
| 9 番議員 高 田 ちよ子 | 10 番議員 森 時 徳  |

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 11番議員 | 高橋三樹  | 12番議員 | 福永徳郎  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 松下喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園正和 | 16番議員 | 木原繁昭  |
| 17番議員 | 中村洋幸  | 18番議員 | 新川床金春 |
| 19番議員 | 下川床泉  | 21番議員 | 新宮領進  |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長    | 渡瀬貴久  |
| 副市長    | 佐藤寛   | 教育長    | 池田昭夫  |
| 総務部長   | 高野重夫  | 市民生活部長 | 大久保正一 |
| 健康福祉部長 | 下敷領正  | 産業振興部長 | 廣森敏幸  |
| 農政部長   | 新留幸一  | 建設部長   | 三窪義孝  |
| 教育部長   | 浜島勝義  | 山川支所長  | 馬場久生  |
| 開聞支所長  | 下吉耕一  | 農政部参与  | 池増広行  |
| 建設部参与  | 光行忠司  | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長  | 川路潔   | 市民協働課長 | 上川路正和 |
| 長寿介護課長 | 大久保成人 |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 福山一幸 | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 濱上和也 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 議案第39号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会に分割付託になりました議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月19日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

拡大版定住促進対策事業の500万円は、Jターンに対する拡大版ということですかとの質疑に対し、これまでIターンという表現をしていましたが、1回も指宿市に住所がなかった方を対象にしていますので、今までもJターンも含まれていた形になりますとの答弁でした。

地方創生については、やる気がある市町村にはそれだけ予算がくるということですが、概略、絵は描けていると思います。そういった部分をどんどん出して、しっかりと予算を取っていただきたいと思うのですがとの質疑に対し、課題は、国の交付金を受け取る自治体が、どこまで地域の実情に沿った具体的な地方創生のための総合戦略を出せるかということです。国が交付金を支給する前提として、地方が自ら政策目標を設定して、厳格な効果検証を行うことが必要であり、その計画づくりのためには、スピードと情報がとても重要です。指宿市の地域資源を生かした独自性のある計画づくりのためには、市役所だけでは限界があります。また、データ分析の際、国の保有するビッグデータに基づく地域経済分析システムの

活用など、情報量やノウハウのある民間の研究機関と連携して、協働しながら総合戦略を策定したいということで、委託費の計上をさせていただきましたとの答弁でした。

意見として、今回の地方創生はチャンスだと思っているので、市民のキーパーソンの方々の意見も集約して、市の知恵を結集していいものに仕上げさせていただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月19日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市民協働課所管分について、27年度に地域コミュニティ組織モデル1地区を追加したいということですが、どの地区か分かっているのですかとの質疑に対し、予算上は1地区分を計上させていただきましたが、現在、相談があるところは2地区です。現時点でどの地区という限定はできないところですよとの答弁でした。

繰越明許になっていきますので、新年度にということになると思いますが、全ての事務が新年度になるのですかとの質疑に対し、具体的な執行は27年度になってからとなりますが、準備は現在も進めている状況ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、運動教室は具体的にどういふことをやるのですかとの質疑に対し、拠点型の運動教室はある程度健康な方を対象に、有酸素運動等を入れて個人の体力・筋力に合ったメニューを与え、週1回運動教室に来て実施をし、自宅などで週5回程度の筋力トレーニングをして、筑波大学がデータを基にメニューができていますので、それを実施していただき、経過を見ていくのが拠点型の運動教室です。地域密着型の運動教室は、ある程度高齢者の方に転倒防止や骨折をしないような筋力をつけていきたいと思います、週1回程度手や足に重りをつけて、高齢の方が寝たきりにならないための運動教室が地域密着型運

動教室ということで実施していこうということですのでとの答弁でした。

拠点型の運動教室には1,800円の参加費が必要だということでしたが、どのような形で使われていく予定ですかとの質疑に対し、参加者を約100名想定していますが、システムを利用して個別のデータを使って行いますので、その経過を追いかけるのに半年近く利用してもらわないといけないということから、1人1,800円程度を徴集して参加意欲を募らせていきたいとの答弁でした。

1教室20人を5教室開いていくということでしたが、1教室当たり何回ぐらいになるのかとの質疑に対し、1教室20名で週1回程度ですとの答弁でした。

備品購入するエアロバイク10台は、どういう利用でどこに配置するのですかとの質疑に対し、拠点型の運動教室で購入を考えていますが、既存の公共施設、又は民間の空き店舗などに設置して利用できないかと考えていますとの答弁でした。

創生事業の中で、新規事業という形でやるのですが、継続的な事業として、今後進めていく形になるのですかとの質疑に対し、検証の中でやっていきますので、市民に広げるために継続という形で考えていますとの答弁でした。

28年度以降に継続してやるとなった場合に、その財源は市費のみということになるのですかとの質疑に対し、実質27年度事業分ですが、この事業を進めていくに当たっては、極力市費を投じなくてもできる事業を見つけていきたいとの答弁でした。

事業を継続して、国からのお金を含めて来ないとなった場合に、エアロバイク10台買うのですから、有効活用への対応は考えているのですか。拠点型と地域密着型については区切りというのはないので、現時点で視野を広げた展望はあるのですかとの質疑に対し、拠点型運動教室は負担金等も少しいただいて実施するという形で、そういう運動の事業が創出された場合は、それを継続していただける民間等も現れることも期待しているところです。地域密着型運動教室については、軽易な運動ですので高齢者を対象とし、そこに参加したリーダーの方を育てて、将来的にはそのリーダーの方が地域でやっていくということも考えていますとの答弁でした。

地域密着型も拠点型もインストラクターの方を使うということですが、どのような方を考えているのですかとの質疑に対し、インストラクターを4名、本年度雇用していますが、来年度以後は介護特会を使って1名、有効的に事業を回そうということですのでしています。ただ、今のインストラクターはインストラクターとしての経験がある人、健康運動士の資格を持っている方もいるので、継続して雇用していきたいとの答弁でした。

筑波大学の研修を受けた職員が3名いるということですが、インストラクター4名の方々は受講していないのですかとの質疑に対し、職員のみで受講していません。マネジメント研修ですので、実務的なものと違う内容でしたので、職員を毎年1名派遣していますとの答弁でした。

他の部署でも同じような健康づくりのための事業をやっていますが、今後実施する上でそのデータなり、意見なり、あるいは市民の意見を反映させた形で実施する考えがあるのかとの質疑に対し、事業をする過程で拠点型はデータが蓄積されていきますし、地域密着型についてもアンケートを取って体組成計で測ったデータ等も蓄積をしていきたいとの答弁でした。

意見として、いろんなところで事業をやっていますが、横断的にそれぞれの所管でやってきたものを生かせるようにしていただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会に分割付託になりました議案第39号、平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月19日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、商工水産課所管分について、ふるさと名物事業は3割ぐらい安く売るということですが、その3割分は交付金から補てんするということですかとの質疑に対し、交付金の中で補てんすることになりますとの答弁でした。

安く売るということで、ブランド力の低下にはつながらないのですかとの質疑に対し、より多く特産品を販売していく、消費喚起型という目的もあります。特産品をより多く売っていくため、全国同じようなやり方でやってくると思います。指宿の特産品をより多く買っていただき、生産を増やして雇用にも結び付けるということですとの答弁でした。

特産品販路開拓事業とふるさと名物事業は同じようなことなのですかとの質疑に対し、販路を開拓するという意味では同じ方向ですが、特産品の販路開拓事業は、都市部での流通を目指して商談会に参加していくというのが大きなねらいで、ふるさと名物については、インターネットを通じて販売していこうというのが大きな違いだと思っていますとの答弁でした。

販路拡大については、どういった事業者に対して支援する予定ですかとの質疑に対し、ま

だ案の段階ですが、振り分け方は大体決まっています。国外の商談会、見本市に参加するところには上限10万円で3事業者を見込んでいます。大都市の商談会、見本市の参加は二日以上という条件もあるのですが、2分の1以内で5万円を15業者見込んでいます。県外の物産展やイベントに関しては、二日以上連続して行く場合、2分の1以内の上限3万円で15業者を見込んだ案を持っていますとの答弁でした。

プレミアム商品券は、1万円の商品券に対して2千円のプレミアムを付けるということですかとの質疑に対し、現段階ではそのようにしたいと思っていますとの答弁でした。

商工会議所とも相談した上でのことだろうと思うのですが、1人に対して何万円まで買えるという打ち合わせは終わっているのですかとの質疑に対し、今のところ商工会議所、商工会も限度額は例年どおり5万円だと言っていますとの答弁でした。

プレミアム商品券はどこのお店でも使えるのですかとの質疑に対し、商工会議所が発行する商品券の取扱店は指宿地域内、菜の花商工会の取扱商品券は山川・開聞地域の商店となっていくと思いますとの答弁でした。

山川の場合はほとんど店がなくなってきていますので、田舎の店の掘り起こしをやらせてもらわないと、高齢化が進んでくれば大変だという思いもあるのですが、こういう事業は一過性のものになって、大型店にほとんど流れるという状況だと思います。こういう事業があるのだから、田舎のまちおこしも検討していただきたいと思いますがとの質疑に対し、商品券事業に加盟していないお店についても、公募で手を上げていただいたところは、取扱店としたいというのが商工会の意向であるようですので、中小小売店についても取扱いができるようお話はさせていただきたいとの答弁でした。

プレミアムが例年よりも4倍高いということで、相当魅力を感じると思います。今回の場合、お中元とお歳暮の時期も入ってくるということになれば、上限5万円でスタートした場合に、途中で商品券が品切れになってしまうようなことが発生しないのですかとの質疑に対し、上限が10万円とか、15万円という市もありますが、できるだけ広く商品券が渡るようにということで、通常の5万円に上限をしたところですよ。途中で商品券がなくなることもあるかと思いますが、予算内でと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、商品券付き旅行プランキャンペーン事業1,200万円は、インターネットで旅行会社と旅行の契約をして、指宿に来て買い物をしてくださいということで、商品券をプレミアムとして付けるということですかとの質疑に対し、6月から7月の閑散時期を対象としています。ホテル側が商工会議所、又は菜の花商工会の商品券を選択して企画をしたもので、来られた時に商品券を差し上げるということですが、民宿等も対象になりますので、商品券が付いている旅行プランでは是非うちに来てくださいと発信するのを作っていたら、それに対して商品券を提供するということです。1万5千円以上のプランを

作っていただいた方には3千円、1万円以上には2千円、5千円以上には千円ということで、3千円を上限とした形で案を考えているところですのでとの答弁でした。

商品券付き旅行プランは、インターネット発売ということですが、どこのサイトがメインになるのですかととの質疑に対し、取扱会社を限定しない方向で動いていますが、宿泊施設についてはインターネットやリアルエージェントでの発売、個別のホームページでの発売という形を選択できるよう提案していますとの答弁でした。

鹿児島南部広域連携海外物流構築事業は、お互いが負担金を持ち寄って事業を推進することなのでと思いますが、組織体制はどのようになっているのですかととの質疑に対し、負担金を支出している指宿広域観光推進プロジェクトという組織の事務局である指宿市観光課が主体となって事業を進めていく形になりますとの答弁でした。

観光戦略構築事業2,271万1千円の内訳はとの質疑に対し、ネットを通じたアンケート調査、宿泊客に対するアンケート調査を実施する委託料が545万6千円、ホームページ構築の委託料が1,500万円、その他にプロジェクトチームの謝礼金等が含まれておりますとの答弁でした。

意見として、商品券付き旅行プランキャンペーン事業は、ホテルの抱え込みをなくすためにホテル内では使えないということができるのであれば、そういう方向で進めていただきたいというものと、商工水産課でもプレミアム券はあったのですが、商品券付き旅行プランキャンペーン事業では、生活用品を買うという感覚ではなく、観光に来て思い出をつくるためにまちに出てみようということになりますけれども、商工会は商品券の取扱いができるには3千円の年会費を払わなければ会員になれないという状況もありますので、検討していただきたいというものがありました。

次に、土木課所管分について、歩いて楽しいまちづくり検証事業の時期はいつ頃で、どういったことをされるのですかととの質疑に対し、今年2月15日に開催された事業と同じような形になるかと思うのですが、27年度は5月の連休辺りと秋口に開催したいと思っています。社会実験でアンケート調査を2回、通行量調査を3回行い、このアンケートや事業者ヒアリング等により得られた情報を基に、課題、問題点を整理して、その解消のために更なる向上方を検討する検討会を設置したいとの答弁でした。

将来の夢に向かうための基礎的な調査も含めての事業だと思いますが、この程度の規模では寂しいという気がします。アーケード街の組合の皆さん方も協力して、この事業を検証してやっていただきたいと思いますがとの質疑に対し、2月15日の検証調査は、駅前から200mの間でした。その中で、通り会の人たちも一緒になってやってほしかったとか、ホテル関係者にも声を掛けてほしかったとか、いろいろありましたので、27年度に2回実施する検証については商工会議所、観光協会並びに通り会、地域住民の方々とどういった形でもっていくかという検討をして実施していきたいとの答弁でした。

鎮守山線の繰越明許費は、用地の関係で相続関係者7名とは交渉を重ね契約ができる状況になっていたが、1名が病気入院のためにできなくなったということですが、27年度には確実にできる見通しがあるのですかとこの質疑に対し、そのとおりです。この1筆については、平成22年頃から交渉を重ねてきたところです。今時点で未解決になっていたところですが、ようやく連絡が取れて、相手方から仮内諾を得て、3月ごろまでには解決すると思っていたところでしたが、2月頃に病気になったという連絡が入り、今回、繰越をさせていただいていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について、指宿6次産業クラスター創生事業は、商工水産課、観光課で、市の特産品うんぬんというのが出て、それに関連したクラスターという意味だろうと理解しています。この6次産業化は以前から出ていたわけですが、現時点での農家の皆さんの中で、こういうものに取り組んでいる方がどのくらいいるのですかとこの質疑に対し、この事業は農家を集めて勉強して、新しく加工する方に対して支援をしているところです。26年度はオクラのオリーブオイル漬けとパパイヤのお茶、そらまめペーストということで3人の農家が取組をさせていただいているところですよとの答弁でした。

今現在、このクラスター事業に参加して、6次産業化を目指している方々の名簿などは既にあるのですか。これから希望者を募ってこの勉強会に参加するための名簿を作り上げていくということですかとの質疑に対し、これから公募をするのですが、10人から15人程度の農家を予定しています。また、販売戦略会議については、13人程度のメンバーを商工関係といった方を選定してお願いしたいと考えているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第9号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第9号、指宿市行政手続条例の一部改正について、から、日程第13、議案第19号、指宿市用品調達基金条例の廃止について、までの11議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

11議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました議案第9号、指宿市行政手続条例の一部改正について、から、議案第19号、指宿市用品調達基金条例の廃止について、までの11議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日、3月3日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、11議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第9号について、今までの行政手続きの中で、訴訟法も含めて県から事務が権限移譲になってきているわけですが、その中で、許認可に関する部分の手続きだけが今回改正されたということですかとの質疑に対し、今回の改正は、行政手続法の改正に伴い、本市の行政手続条例を改正するもので、本市の条例で定めている行政処分、あるいは行政指導、これら全般にわたるものが対象となりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第10号について、特定独立行政法人から行政執行法人に変わった経緯はどういう理由ですかとの質疑に対し、独立行政法人の果たす役割は、国においては様々あるのですが、これまで独立行政法人としていた名称があまりにもそれぞれの独立行政機関法人の独立性が高い名称に感じるといったことを含めて、省庁が関与を今後更に進めながら、独立行政法人の所期の目的を達成するために、分かりやすい行政執行法人という名称にしたというのが大きな理由だと理解していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第13号について、技能労務職員の住居手当はいつ頃制定されたのかとの質疑に対し、合併前から国・県の制度に合わせて地方も持ち家手当について措置をしていまし

たとの答弁でした。

住居手当の廃止ということですが、26年度の県内の支給状況はどの質疑に対し、県内の昨年6月時点で持ち家に係る住居手当を支給している団体は9市5町1村の15市町村です。また、本市における対象者数は24人で、年間の必要額が72万円ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第15号について、審議会委員に幅広い人材の選出が可能となるようにということですが、その中にNPO法人とか、民間の任意団体等も含むという意味での幅広いということですかとの質疑に対し、関係団体の長となると会長とか、そういう方が選ばれますので、その会から推薦される者ということで、幅広いという言い方をさせていただいたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第16号について、温泉井検討委員会の委員の方々は何名で、どういった方々を選任される予定なのですかとの質疑に対し、学識経験者が3名以内、九州電力の社員が2名、温泉所有者代表が2名、市職員が2名の9名以内で予定していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第17号について、1人に100万円の定住促進助成をした場合に、10年間でどれだけ効果があるのですか。その数字が出ていなければUターンを入れるということはないと思います。出水市の新聞報道を見たときに、1人に18万円掛けたときに2億いくら3年間で入ってきているという実績があるわけですが、費用対効果があるものをなぜしないのか、計算はしていないということですかとの質疑に対し、普通交付税の算定で用いられる人口の基準値は、5年ごとに行われる国勢調査の人口です。平成22年度までは平成17年度の国勢調査人口を、平成23年度から現在までは平成22年度の国勢調査の人口を使って、各年度の交付税は算定されているところですが、交付額は年度によって増減をしているところです。道路の面積や延長、公園の面積、区画整理区域内の人口、小学校の児童数や中学校の生徒数、65歳以上の人口などを測定単位に、1単位当たりの費用を掛けて算出した基準財政需要額から市税等の基準財政収入額を差し引いて求められるところです。したがって、人口が1名増えると交付税がいくら増減すると、単純に比較し、算定できないところですよとの答弁でした。

新婚さんに家賃補助を2万から5万円出しているところもあり、どこの自治体も知恵を出してやっていると思います。定住促進に関しては産業振興は当然ですが、プラス保育費の助成枠を広げるなど、そういった取組をやっていないといけないと思いますけれども、それを含めて今後の方針等はこの質疑に対し、地方版の総合戦略という部分もありますので、それらも含めて他市の取組の状況もあろうか思います。その辺も含めた計画を作ったりして検討してまいりたいとの答弁でした。

意見として、平成32年には人口が4万人を切るということが推計で分かっています。指宿

の活性化のため、定住促進条例の中にも人口の増を図るとともに、豊かで活力に満ちたふるさとづくりというものがありますので、今後も人口減少対策を考えていただきたいというものと、指宿市の特色を生かした定住促進を最重要課題と考え、あらゆる方策を検討していただきたいというものがありました。

次に、議案第18号について、環境保全に関する協定の要請及び締結ということですが、必ずしも結ばなくていいということですかとの質疑に対し、協定については結んでいただくということですのでとの答弁でした。

市長の勧告、立入検査までは入っていますが、罰則規定は入れる予定になっていますかとの質疑に対し、今の段階の協定は、環境保全に関する協定ですので、ほかのところに影響が出た場合の補償の部分は、その中に組み込む形になると思いますが、罰則というところまでは考えていませんとの答弁でした。

善良な事業者ばかりとは限りませんので、もう少し踏み込んで、温泉法もあるかもしれないけれども、温泉法の罰則規定の範囲でそういったものを入れてほしいと思いますがとの質疑に対し、温泉法の中でも罰則も設けられていますし、あくまでも温泉法の枠組みの中でやるということです。公表という、ある意味罰則に近いものを設けていますので、その中で、当面は運用していきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として、現在、生業を成している人たちのことを考えたときに、県と調整してもらうようにしていただきたいというものと、環境保全に関する協定を結ぶときには、しっかりとした条文等を作って、実効性のあるものにしていただきたいというものがありました。

次に、議案第19号について、基金が200万円ということですが、これは満額で200万円ということですかとの質疑に対し、基金の原資金が200万円です。今、その基金で物品を調達して、それを各課の予算で購入していただくという仕組みになっています。今年1月14日現在159万6,086円の現金と、物品の在庫は封筒が中心ですが108万8,111円ほど、合わせて268万4,197円が基金の財産ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第11号、議案第12号及び議案第14号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号から議案第19号までの11議案を一括して採決いたします。

11議案に対する委員長の報告は可決であります。

11議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第19号までの11議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第20号～議案第27号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第14、議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正について、から、日程第21、議案第27号、指宿市スポーツ・文化振興基金条例の制定について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正について、から、議案第27号、指宿市スポーツ・文化振興基金条例の制定について、までの8議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第21号から議案第27号までの7議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第20号については、反対討論として介護保険料算定の区分の変更と保険料の値上げを内容としています。被保険者の暮らしを考えると、今でさえ支払いに窮している中での値上げはすべきでないと思います。よって、本議案に反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第20号について、介護保険料の新しい区分けでは、第5段階が標準ということを示されましたが、これにより、全体でどれくらい増えるのか、その辺の試算はありますかとの質疑に対し、今回の改定により1億円程度増えると試算しておりますとの答弁でした。

今回、県内の各自治体も同様の議案が出ていると推測しますが、他自治体との比較に関する資料は持ち合わせていますかとの質疑に対し、他自治体の介護保険料について、まだ県の

方からは正式な保険料は示されていませんが、市独自の調査によりますと、一番高いところが6,400円、安いところが4,725円で、指宿市は、19市のうちで17番目となっておりますとの答弁でした。

現行の第6段階の方々が現在何人ぐらいいるのか、また、改正案での第7段階、第8段階、第9段階が何人ぐらい想定されているのかとの質疑に対し、第6段階が1,977名、第7段階が1,065名、第8段階が612名、最も高い第9段階が329名となっておりますとの答弁でした。

消費税が10%に上がったときは、軽減措置が拡大する一方で、ある程度所得のある方は、今は自己負担が1割だと思いますが、それが2割に上がるという国からの通達とかありますかとの質疑に対し、今度の改正により、平成27年8月から一定以上の所得のある方、合計所得金額で160万円、年金収入で言いますと290万円になる方々については、利用者負担が1割負担から2割負担になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第21号について、主な点だけでもいいので、逐条的にどこがどう変わったのか、対比的な説明をお願いしたいとの質疑に対し、指定小規模多機能居宅型介護の登録人員は現在25名以下ですが、国の基準では29名以下と人数が変わっていますとの答弁でした。

全体として制度が拡充されたのか縮小されたのかとの質疑に対し、拡充されたと考えております。人数等においても今まで25名というような縛りがあったわけですが、それを29名まで広げるということですので、そのように感じているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第22号について、これも21号同様の考え方に基づくという理解でよろしいですかとの質疑に対し、はい、そのとおりですとの答弁でした。

これについてもサービスの拡充、縮小があるかどうかも含めて前号同様ということではよろしいのですかととの質疑に対し、はい、そのように理解できると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について、乳幼児等医療費対象者が9歳から15歳になるのですが、対象人員は9歳までだと何人、15歳までだと何人になるのですかととの質疑に対し、昨年9月の人口を基礎とした場合に、9歳までが3,033人、10歳から15歳までが2,238人になりますとの答弁でした。

概略費用は9歳までは年間いくらで、15歳になると予算上は半年ですが、1年とした場合にプラス幾らということになるのですかととの質疑に対し、1年間で試算したところ、9歳までが7,560万円、10歳から15歳までが約3,027万円、合わせて1年間で1億590万円ぐらいですとの答弁でした。

10月1日からとなっておりますが、発症が10月でなくても、以前からかかっている分も10月以降にかかった分はこうなるということですかとの質疑に対し、10月1日診療分からは、中

学校3年生までの方も対象になるということですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第26号について、いじめ問題専門委員会委員は、普段置いているわけではないということですかとの質疑に対し、重大事態が発生した場合に設置するとの答弁でした。

重大事態とはどのようなのを基準としているのですかと質疑に対し、重大事態の捉え方としては、生徒の生命に大きな危害が加わった場合ですとの答弁でした。

重大事態が発生しないと委員会が開かれられないというのでは、未然に防ぐ、防止という観点からするとおかしいのではないかと思いますと質疑に対し、この委員会は重大事態が発生した場合に設置しますが、それ以外についてはいじめ問題対策連絡協議会を設置して、未然防止に努めた協議をしていく予定ですとの答弁でした。

事案によっては引き続き目配りが必要だということも発生するのではないかと思いますと質疑に対し、中には継続して見守りが必要な場合もあると思いますが、引き続き学校と教育委員会と連携をして指導に当たっていくという流れになりますとの答弁でした。

どこをもって完了とするかというのは、なかなか難しい問題があると思います。完了ということにして、実は根はまだ残っていたということもあり得ると思いますがと質疑に対し、いじめが解決したら解決したと、そこで終わるのではなく、学校とも連携してやっているのは、常にそのいじめとして報告が上がった生徒については、継続して見守ることですとの答弁でした。

その見守るといのがこの委員会で見守るといことになるのですかと質疑に対し、この委員会は調査機関になりますので、その背景とか、今後起こさないための調査を行ったら、その時点で終了です。後はその提言なりを受けて、学校、教育委員会、関係機関で見守るといことになりますとの答弁でした。

平成27年度に施行しますが、重大事態が発生しない場合があるかもしれないので、1回も開催されないということもあり得るのですかと質疑に対し、主な役割を調査機関と考えていますので、重大事案が発生しない場合は1回も開催しないということになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第27号について、基金の目的のために寄附金を募るとありますが、どこからを想定しているのですかと質疑に対し、企業等を中心に一般市民の方々に寄附金を募っていきたくて考えていますとの答弁でした。

基金として積み立てる額が市長が必要と認める額と前条の目的のための寄附金の額とありますが、必要と認める額というのはどういう意味合いなのですかと質疑に対し、目的を達成するための額ということで、スポーツの競技力向上対策のためにいろんな事業を実施するわけですが、その金額を算定して、どれぐらいの金額が必要かということが出てきますの

で、そういった金額を表現として持ってきているところですよとの答弁でした。

九州大会に限らず、鹿児島県選抜チームに選ばれて、鹿児島まで行って練習会に参加する、これは国体を目指しての基金条例案だとも思いますので、そういうことも入ってくると考えていいのですかとこの質疑に対し、スポーツ部門に関してはスポーツ競技力向上対策としてスポーツ選手活動助成事業も設けようと思っておりますとの答弁でした。

意見として、基金の運用については流動と固定の割合等をしっかり考えながら、有価証券などを扱う場合には元本割れしない方法で運用していただきたいというものがありませんでした。

なお、議案第23号及び議案第25号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 議案第20号について、反対の討論を行います。

介護保険料算定の区分の変更と全体として保険料値上げを内容としています。値上げ幅は標準額で月当たり4,381円から5,070円となり、15.7%の値上げです。全体では約1億円の値上げになるということでした。被保険者の暮らしの状況を考えるとき、今でさえ支払いに窮している人が多い中で値上げは許されません。よって、本議案に反対をいたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第21号から議案第27号までの7議案を一括して採決いたします。

7議案に対する委員長の報告は可決であります。

7議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第28号及び議案第29号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第22、議案第28号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、及び日程第23、議案第29号、市道の認定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） 産業建設委員会へ付託されました議案第28号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、及び議案第29号、市道の認定について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第28号について、実質的に値上げになるのですが、今の利用者で総額幾らぐらの収入増となるのですかとの質疑に対し、今回の使用料の改定により、過去3年間の平均利用者数に基づいて試算した場合、年間3,660万ほどの増収となる予定ですが、27年10月からの改定を予定していますので、半分の1,810万ほどの増収を見込んでいるところでの答弁でした。

年間営業した場合には、3,660万円ぐらの収入増となるということですが、値上げの理由に施設改善への対応ということもあったと思いますが、これは基金か何かに積み立てるのですかとの質疑に対し、公共施設整備基金がありますので、財政の方には今後、砂楽を建て替えるとなった場合には大きなお金が必要であり、公共施設整備基金に一定額は積み立ててほしいということは伝えてありますが、財政の全体的な予算の関係上、言った額面どおりになるとは言い切れませんが、要望としては伝えてありますとの答弁でした。

指宿の砂楽が条例改正になっていますが、山川についてはどういう考え方をしているのですかとの質疑に対し、山川砂むし砂湯里は現在指定管理期間中です。平成25年度から29年度までですので、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、平成30年度以降次

期指定管理者のときに、今回の砂楽の改定と整合性を持たせたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第29号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 議案第28号について反対の討論を行います。

1級地における天然砂むし温泉施設の使用料値上げであります。ニーズの多様化に対応し、利用者の満足度と施設の魅力向上を図るためということになってはいますが、使用料値上げとの関係性が必ずしも具体的ではありません。いい施設でお客さんに喜んでもらえるならば、少々高くても許されるということではないと思います。施設の魅力向上と増収は別な道でも考えられ、単価を上げるのではなく、お客さんを更に増やすことでの対応も可能と考えます。よって、砂むし料金の値上げを内容とする本議案には反対をいたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第30号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第24、議案第30号、平成27年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第30号、平成27年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨については、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日、3月3日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、予算の中にメディポリス指宿奨励金が約3,300万入っています。メディポリス指宿への奨励金ではなく、合併に伴う障害となっている償却資産に対する免除こそすべきであり、また、社会保障と税番号制の予算が組み込まれていることから、反対いたしますというものがあつ、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について、県議会議員選挙の役務費の中に、自動読取機の点検手数料がありますが、この自動読取機はどのくらいまで読み取ることができるのですかとこの質疑に対し、2台のうち1台は増設ユニットを付けられないタイプなので、その分は9名です。もう1台が増設ユニットを2台付けられますので、合計で31名ということになりますとの答弁でした。

選挙管理委員会費の報償費10万2千円は、明るい選挙うんぬんという説明でしたが、こういった活動をされているのですかとこの質疑に対し、選挙間近に市内の大型店舗の駐車場を利用して、選挙啓発のために印刷したティッシュペーパーを配布したり、広報車で市内を巡回して投票の呼び掛けを行つていきますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について、市制施行10周年記念事業に138万4千円の予算を組んでいますが、これらの詳しい内容はこの質疑に対し、報償費の中で特別功労者等の記念品、招待者への記念品、それから表彰者の賞状代、記念式典用の冊子、パンフレット、案内状を送付す

る郵便代、葉書代、こういったものを今回計上していますとの答弁でした。

市制施行10周年記念式典を開催するための準備とありますので、このほかに記念式典をするときにはお金が要るのですかとこの質疑に対し、確定ではありませんが、現在予定しているのが4月頃といった関係で、27年度中に招待状の発送準備をしなければならないものについて予算を計上したということです。その式典で姉妹都市の方を招待したり、著名人を呼んで講演をしてもらったりだとか、未定ですけれどもそういったことがもしあるとすれば、次年度予算の中で計上されると思っておりますとの答弁でした。

本来であれば、市政事務嘱託員の業務は市税等の現金扱いは含まれないです。現金を含むのであれば名称変更もしなければならなかったと認識しています。現実、お金を回収して、謝金まで払っているのであれば、県の方は違法行為とはっきり言いましたから、そこら辺りはどういう認識をされていますか。今後、口座振替等にまい進してほしいという意味でお尋ねをしますとの質疑に対し、市政事務嘱託員という形で非常勤特別職員に任命して、業務として依頼している事務として行っていますし、その市政事務嘱託員が預かって金融機関に納めていただくという形で取扱手数料をこれまで支払っていました。金融機関がないところでは、市政事務嘱託員が預かって、特に高齢者の世帯などはそういう取扱いをしてきたところですので。非常勤の特別職という形で委嘱状を出して、事務の依頼をした上で預かって納めるという形ですので、違法ではないと考えていますが、現金が絡みますので、なるべく口座振替を推進していきますし、少しでも収納率が上がるようにということで、コンビニ収納、それから郵便局の取扱いを今回の電算更新に合わせて取り組んできたところです。今後なるべく嘱託員の手を経ることなく、直接、口座振替等をするることによる収納率の向上に努めてまいりたいとの答弁でした。

公共施設等総合管理計画策定業務委託の債務負担行為は、こういった概要ですかとの質疑に対し、この公共施設の管理計画については、類似施設が市内にあって老朽化した場合、今までは公共施設を取り壊す場合は、全て一般財源でやっていましたが、この公共計画を作ることによって、いろいろな施設を集約したり、統合したり、老朽化して取り壊したいという場合に、こういう計画があると起債対象になるということです。この計画を作っておかなければ、将来の統廃合とかいう部分について、一般財源で対応しなければならないということで、今回、この計画を作って適正な管理をしていくため、建築系のコンサルの方に評価や台帳作成を委託するということですとの答弁でした。

山川庁舎、開聞庁舎の耐震診断を行うようになっていますが、庁舎全体を診断することですかとの質疑に対し、今年度指宿庁舎を耐震診断して、耐震が不足すれば耐震補強計画を立ててやっていきます。同じ考え方で平成27年度に山川・開聞庁舎の耐震診断を行い、その結果によって耐震補強できるものなのか、コスト的なものを含めて考えていかなければならないことから予算計上しているところです。耐震補強の結果によって、補強がどの程度

の経費でできるのか、そういったこともポイントになってきますので、そこを見極めた上で今後の使用計画については検討していきたいとの答弁でした。

耐震にかなりの費用が掛かるとなった場合には、山川庁舎、開聞庁舎をなくしていくとか、そういうところまでになっていくのですかとの質疑に対し、山川地域、開聞地域の住民の方々の直接的な窓口という部分を担っています。耐震診断を行った結果、耐震補強もなかなかやりにくい、経費がかかるとしても、庁舎を壊して山川支所、開聞支所をなくすといった方向では考えていませんとの答弁でした。

意見として、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、地域住民の意見をしっかりと聴いた上で、コンサル等にも意見具申しながら進めていただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について、メディポリス指宿奨励金は何年目になっているのですか。また、奨励金を導入するときに指宿市内からの雇用とかも計画の中で出されていたのですが、今、雇用、固定資産税も含めてどのくらいあるのですかとの質疑に対し、平成20年度から平成29年度までの10年間奨励金を交付する予定としており、27年度は8年目となります。雇用の関係は平成26年3月末の状況ですが、メディポリス粒子線治療研究センターに81名、ベイテラスに54名の計135名の方が雇用されている状況です。法人市民税や市県民税については、25年度の法人市民税が218万円、市県民税が概算で780万円、その他入湯税が377万円、合計で1,375万円入っているようです。また、固定資産税額については、償却資産分を含めて25年度分の課税が1億919万円程度ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について、役務費の380万4千円に通信運搬費が入っております。これは市民向けの発送分も入っているのですかとの質疑に対し、各業者の方々にお金をお支払いして、その振込の通知を送るときの郵送費になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について、監査委員の旅費、志布志ともう1か所の研修だろうと思いますが、どういった研修をされるのですかとの質疑に対し、研修内容としては監査についての問題点等を各市から出してもらい、それらに対する回答書を各市が作り、それに質疑をするという問答式でやっています。それと総会も入っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について、議会費の負担金で、関東指宿会が2万円、近畿指宿会が7千円の違いと、関東かいもん会1万6千円、関西かいもん会7千円の違いはなぜこういった計上になっているのですかとの質疑に対し、平成27年度から関東指宿会と関東かいもん会については、他の郷土会の負担金と比べて大きい額を計上してあります。26年度にこの郷土会へ出席する議長が一人で出張するということがありましたので、27年度は随行職員を付ける

ということで、職員分の出席負担金を計上し増えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、ふるさと納税推進では、全国の自治体などで職員がいろいろなアイデアを出し、ポイント制を導入したりしていますが、特産品の返礼という方策を出した理由と、その経緯はどの質疑に対し、現在、直接本市にふるさと納税をしていただいた方に対して、お礼状、思い出の写真、鹿児島応援者証、広報紙等を送っています。ふるさと納税については、市町村の良識の範囲内という国からの通知がなされているところですが、ふるさと納税を増やそうと地元特産品を贈る市町村が全国的に増えてきています。本市としてもふるさと納税をしていただいた方に、地元特産品を積極的に情報発信することで地場産業の発展や地域活性化を図るという観点からも、返礼品贈呈と準備経費の予算を計上したところです。今後、特産品を贈呈するためのシステムを確立して、今年度の早いうちに実施していきたいとの答弁でした。

全国ネットで結んでやれば、多いところは何十億も受けているところもあると聞いていますので、今後は大事な部分ではないかと思えます。特産品を返礼品として贈るということですが、金額が1万円の方と10万円の方の特産品の中身は一緒なのですか。それとも地域によっては返礼品に5割から7割を使っているところもあるようですけれども、指宿市としてどれくらいを想定されているのですかとこの質疑に対し、特産品の返礼については、今現在、道の駅に出荷者協議会が設立されています。個人、団体合わせて330もの企業と業者でつくる協議会がありますので、その方々が出展する特産品とインターネットの会社と協議をしながら進めていこうと思っているところです。1万円、10万円といろいろな額はあると思いますが、そのランクに応じて4、5割程度の贈呈を予定しているところです。また、ホテル等の利用券など、目玉商品も準備するのも課題としてありますので、そういうことを含めて、先進地研修等でアドバイスを受けてたりして、その関連企業の力を借りて、指宿ならではの返礼品を作っていこうと考えていますとの答弁でした。

道の駅だけでなく、いろいろな業種の意見も取り入れながらという検討はしないのですかとこの質疑に対し、仕組みづくりということで、道の駅の話をしました。今後は各方面にも裾野を広げて活性化していきたいと思えます。寄附の7割程度が肉という話も伺っていますので、いろいろな分野の特産品を提供していきたいと考えています。あくまでも仕組みづくりということで、当初は道の駅を活用させていただきたいとの答弁でした。

社会保障・税番号制度の導入に予算が入っていますが、番号が付与されるのは来年からですかとの質疑に対し、28年1月の予定ですとの答弁でした。

全国でこの番号が使われることになってくると思えますが、今後、この番号への統一は検討されていないのですかとこの質疑に対し、国が法律で決めている部分と、各自治体が独自で行う業務というものがあります。指宿市が独自で行う業務は今後、条例を制定したりしなが

ら業務を選定していくこととなりますので、まだ、具体的には決まっています。担当課で今後、業務をどういうふうに行っていくか検討していくことになるとの答弁でした。

池田湖周辺の活性化という部分では、売店の皆さんの力を借りながら活性化に取り組んでいく。鰻もですが。それと同時に特色ある活性化を今後検討する意思はないのですかとこの質疑に対し、池田湖は、指宿の大切な観光資源ですので、観光課ともタイアップしながら進めているところです。池田湖のえぷろんはうすから畑かんの事務所までの周辺を整備できないかと、観光課の方で200万円程度設計委託料を予算計上しているところだとこの答弁でした。

意見として、ふるさと納税を推進するということですが、1億、2億の納税がいただけるような研修をしていただきたいというものと、財産管理と運営については、適切な運用をしてほしいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について、毎年、消防分団の自動車を1台か2台、買い替えているようですが、現在の消防車の耐用年数はどれくらいなのか。今後も毎年こういう形で更新していかなければならないのか。また、あと何台ぐらいが更新対象になっているのかとの質疑に対し、現在、消防ポンプ自動車の更新基準は、購入から18年程度経過した車両を更新するように計画しているところです。しかし、現在の整備の状況や修繕の状況から考えると、18年ではもったいないという気がしています。今後はBD-Iという鼻の出た車両が、27年度の柳田分団の白龍号で終わり、2年後の28年度は川尻分団と徳光分団が18年を経過しますが、ポンプの性能から考えると、あと2年ぐらい基準を引き伸ばして更新できればと考えています。更新台数は毎年1台ずつ、多いときは2台というときもありますとの答弁でした。

交通安全対策費で、道路反射鏡、防護柵、道路区画線の事業費1,000万円、区画線塗り替え業務で241万円ほど一般財源として上がっていますが、今現在、要望に対してこれを執行したとして、残りどれくらい要望箇所が残っているのかとの質疑に対し、道路反射鏡はほとんど要望は消化できていると考えています。区画線は工事請負費でなく委託料で300万円ほど予算を要求しましたが、本年度の予算残が1万2,300円しかありませんので、今後、要望が出された分については27年度予算で対応したいとの答弁でした。

説明のあったことを執行したとして、要望に対してほぼ完全に結果を出したということですかとの質疑に対し、現在、緊急度の高い場所を優先的に実施していることから、区画線の塗り替えについては要望に沿えない部分があるとの答弁でした。

災害対策費のデジタル防災行政無線同報系の設置事業が27年度は山川地域になっていますが、開聞地域の進捗状況と山川地域の進捗状況は。また、いつ頃までかかるのかとの質疑に対し、開聞地域は、屋外拡声子局の設置と開聞町時代に難聴地域であったということで、戸別受信機を配布していた世帯には、戸別受信機を設置してほぼ完了予定です。27年度

の山川地域については、屋外拡声子局を33基設置しようと考えていますが、既存の27基は更新をかけていきます。残りの6基は山川の火葬場、上出集落、山川・開聞分遣所、長崎鼻、開聞温泉、前原上集落に設置したいとの答弁でした。

難聴地域以外の部分で戸別受信機を設置しているところもあると思いますが、その辺の対応をどういうふうにされたのですかとこの質疑に対し、戸別受信機は開聞地域、それから山川地域も約900世帯の方々が自費で購入されています。指宿地域でも自分で戸別受信機を求めたいという方もいるだろうということで、自分で購入したいという方に補助するかどうか、また先進地では、防災行政無線の電話応答サービスで防災行政無線の内容をお知らせするサービスに取り組んでいる事例もありますので、その辺も検討しながら戸別受信機を購入したいという方の要望を含めて、満足できるような形にできればと考えています。なお、業者に聞くと、戸別受信機は1台8万円、電波が弱くて八木アンテナを付けなければならない場合は20万円ほどの高額な負担になってきます。仮に2分の1の補助となった場合に、10万円ほど手出しということもあると思いますので、電話回線を使って放送内容を確認できるようなシステムも調査検討したいと考えていますとの答弁でした。

災害が起こる可能性のあるとき、どうしても聞き取りにくいということがあると思います。分団長など幹部のところには戸別受信機を設置する必要があると思いますがこの質疑に対し、防災関係の方には市の方で設置したいと考えています。また、防災行政無線も暴風や雨がひどいときには聞こえない場合もありますので、緊急速報メールでお流しするなど、いろんな情報の伝達について多重化を図っていきたいと考えております。現在、消防の救急無線デジタル化の整備を進めています。今年10月1日から119番の通報は全て集中指令になって、指宿の指令センターで受けるようになります。また、消防団の招集については、119番通報を受けたと同時に分団長なり、幹部にメールが行き、消防団招集の防災行政無線のサイレンが鳴ります。さらに、各幹部には電話でどこが火災ですという通知をするようになります。その後、消防団の全団員にメールでどこが火事だとお知らせして、地図まで出るようなシステムを検討しているところでの答弁でした。

耐震性の貯水槽が計画されていますが、これまで設置したのは何箇所ぐらいあるのですかとこの質疑に対し、平成23年度から1年に2基ずつ設置しています。以前は防火水槽という形でしたが東日本大震災を受けて地震に強い耐震性貯水槽であれば、飲料水にも使えるということで、耐震性貯水槽を整備していますとの答弁でした。

今後、特別措置法で空き家に対する固定資産税が6倍になりますが、しっかり管理されている特定空き家はそうならない。その判断基準を市で完璧にさせていただき、空き家対策をしていかないとならないと思います。指宿市の空き家は危険家屋以外にも相当数ありますが、2月に施行されるというこの法律を皆さん知らないの、周知する費用も必要だろうと思います。補正の予算でしっかり対策をされる考えなのですかとの質疑に対し、そうできるよ

努めていきたいとの答弁でした。

意見として、区画線は夜間や雨降りは非常に道路が見にくい。左側は特に事故が起りやすいケースが多々あります。事故防止のためにももっと予算を取って、区画線の整備をしていただきたいというものと、防犯灯が少ない地域もありますので、逐次増設していただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時38分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第30号、平成27年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として教育振興費の教育活動費の中に、人権同和教育研究会のための予算が含まれています。2002年に国策としての同和对策事業は終焉をし、今では同和事業を行う法的根拠を失っています。また、給食センターの調理、配送部門を委託する予算も計上されていますが、市の業務を次から次に委託等に切り替えるということは、行政責任の放棄につながる道だと考え、指宿市民の賃金を下げるといようなことに流れかねないおそれもあります。さらに、広域組合で建設に向けて進んでいる新ごみ焼却場に係る広域組合への負担金7,484万6千円も含まれており、工事自体の契約については広域組合で決すべきことではありますが、負担金を出す以上、それが妥当かどうか、市としても当然吟味すべきものであります。落札率が99.95%であるなど、問題を含んだ業者決定であり、負担金算出額も妥当というにはほど遠いものと考えます。以上のようなものを含んでおりますので、反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、遺跡確認調査事業で今和泉島津家墓地の国指定史跡化

ということですが、何か基準があるのですかととの質疑に対し、国の文化庁においては全国の大名の墓所を順次、国指定史跡にしていくという作業を進めていますが、薩摩藩の特徴である本家と分家、一門家ですが、他藩に見られない特徴的な家柄として、本家及び一門家の今和泉ほかの家、その他について指定をしていきたいという意向があり、県としてもそういう方向で進めたいと考えているようですとの答弁でした。

国指定になった場合のメリットはとの質疑に対し、県内の島津家墓地をまとめて国指定史跡にするということで、極めてPR効果は高いものと考えています。墓石が劣化して修繕が必要だといった場合に、国から保存修理の補助金を得られるといったメリットがあるとの答弁でした。

開聞体育館の大規模改修工事ですが、どのような工事をする計画なのですかとの質疑に対し、今回の工事は、全面的な雨漏れ対策の改修工事、その他工事として、サブアリーナの電動観客席の補修、メインとサブアリーナの時計取替え工事、トレーニング室等のブラインド修繕、排煙窓の改修、屋内消火設備のホース取替えといった諸々の工事ですとの答弁でした。

こころのプロジェクト夢の教室事業は、トップアスリートに来ていただいて、大きな会場で子供たちに集まってもらってやるのか、学校ごとにやるのですかととの質疑に対し、講師の先生と子供たちができる限り触れ合うことができるように、クラス単位で実施する予定です。小規模校については、合同で何校かずつ実施をする予定です。最大40名ぐらいを想定して、クラス単位で実施する予定ですとの答弁でした。

スクールソーシャルワーカーの予算計上をしています。26年度はソーシャルワーカー3名が、今回は2名ということですが、その活動状況はとの質疑に対し、スクールソーシャルワーカーについては、26年度は3名の方をお願いして、拠点校を中心に市内の各小・中学校を訪問していただきました。一人の方が年間54回、216時間の要請を受けて訪問し、相談等をしていただいています。また、一人の方が年間44回、220時間、もう一方が年間40回、200時間の相談等をしていただいていますとの答弁でした。

各校区公民館で青少年育成の集いが年2回行われていますが、それらにスクールソーシャルワーカー等も呼んで、地域の問題とかを発見していただく。学校だけの職場ではなくて、連携して総合的な力を発揮できるような仕組みを組んでいただきたいと思いますがとの質疑に対し、いろんな問題があったときに、共通する部分があって、連携は不可欠だと思います。ケース会議もですが、社会教育課との連携も含めて、情報を共有しながら、問題解決に向けた協議をしていきたいと思います。教育委員会、学校も警察等に出掛けて、助言や協力をいただいています。ソーシャルワーカー、地域、学校、警察、行政も一緒になって問題が大きくならないように、未然に防ぐというのを含めて、連携を強めていきたいと考えていますとの答弁でした。

学校における子供たちへのICT教育の備品購入費などは含まれているのですか。また、プロジェクターなどの機材充実の現状はどの質疑に対し、ICT機器の充実は、まだ十分とは言いきれないところがあります。今あるICT機器を授業の中で有効に活用する。また、子供たちが使えるようになるような取組は進めているところですよとの答弁でした。

普通教室に対しての空調設備はどのような見解を持っているのですかとこの質疑に対し、普通教室へのエアコン設置については、教室数が130教室と多く、多額の費用も必要とするところもあり、耐震整備が終わり次第、年次的、段階的に整備できるように検討していきたいとの答弁でした。

視聴覚ライブラリーの教材は、こういった種類のDVDとか、こういった内容になるのですかとこの質疑に対し、幼児書を対象としたものを購入する予定ですよとの答弁でした。

市民会館は建て替えなければならないという前提のことなのか。それを含めて幅広く検討するということなのですかとの質疑に対し、市民会館については、大規模改修もしくは建て替えを含めて構想を進めていこうということで、予算計上に至ったところですよとの答弁でした。

体育施設の整備、管理をお願いしている指宿スポーツクラブは、どのような業務をされているのですかとこの質疑に対し、体育施設の利用、管理、整備については協定の中で、20万円未満の維持補修については指定管理者が行うということになっていますとの答弁でした。

土曜授業で県下一周駅伝の応援ができるような体制をつくれたらどうかとの質疑に対し、どの学校もというわけにはいきませんが、今和泉小は授業をしている時間帯ですので、計画としては組んであるようですとの答弁でした。

給食センターの二次審査の3社は、市内なのか、県内なのか、県外なのか、発表できますかとこの質疑に対し、2社は県内企業で1社が県外という形になりますとの答弁でした。

委託しても4,100万円の削減につながるということになれば、その4,100万円はどこで拠出されていくのですかとこの質疑に対し、調理業務に携わる民間の方の給料と職員の給料が違います。その分の差がこういう形で出てくるのではないかと考えていますとの答弁でした。

意見として、指宿商業高校は、結果として定員割れをしたということですが、取組が遅かったと感じているところですので、この指宿商業高校を地方創生の目玉として位置付けてほしいというものと、交流人口を増やすために国際交流ということが盛んに言われています。今回、予算書で永化観光経営高校のホームステイとか、向こうからのホームステイ先への補助は減額になっています。学校でも韓国語の授業も行っていますが、補助ベースでは韓国へは14名だけの予算組みのようです。学校の特色を外に出すためにも充実させていただきたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について、市民活動補償保険事業で、事故等とか大きな問題はなかったのですかとこの質疑に対し、本年度が6件あり、うち4件が傷害事故、2件が賠償事故で

す。下吹越地区で放送設備等のボランティア活動をしているときに落下、入院をして長期療養ということです。また、温湯地区で健康づくり事業等を集落でやって、老人の方が帰宅途中で転倒して、その際にけがをされたということで、長めの療養をしたということですとの答弁でした。

自治会への加入促進事業は、成果につながっているという実感はあるのですかとの質疑に対し、コミュニティモデル事業を今年度実施させていただき、加入しないのはどういったことなのか、現状分析を自治公民館連絡協議会と一緒に検討しようとしていますとの答弁でした。

個人番号カード交付事業は、どういうことをするのですかとの質疑に対し、社会保障分野の業務システムで、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うため、個人番号が記載された申請書、それから届出書の決定を受けて提出者等の個人番号を取得することです。個人番号を利用して情報提供ネットワークを通じた情報連携を実施し、その対象となる手続きにおいて添付書類の省略を可能としていくこととなりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、同じ産業廃棄物といわれる食堂とかはその業者が集めて、ホテルの場合にはどうして一般廃棄物という扱いなのですかとの質疑に対し、産業廃棄物というのは、一般的なホテル等の調理残さで出るもの、食べ残し等については事業系の一般廃棄物というふうに定義されていますとの答弁でした。

指定ごみ袋について、現時点でどのような方針を持っているのですかとの質疑に対し、家庭用、事業所用、共に現行の2倍の価格にすべきだという答申になっています。紙おむつについては、高齢者や子育て世代に配慮して、現行の小袋の価格と同じようにということと、燃えないごみについては家庭用、事業所用とも現行の2倍、資源ごみについては最初からの方針であります3分の1の価格設定として、資源化へ流動をしていこうではないかというようなことが出されましたとの答弁でした。

広域組合で新しい焼却場建設になっていますが、新ごみ焼却場建設に係る負担金というのは、新年度の中に入っているのですかとの質疑に対し、新ごみ処理施設の中で7,484万6千円が新ごみ処理施設の整備費負担金ということになっていますとの答弁でした。

ごみステーションが地区の所有管理であるため、地区に是非入ってというのは合理性があります。しかし、地区に入っていない人が現にいる中で、その人たちのごみをどう処理するのかという責任が生じる中で、なかなかうまくいっていないと聞いています。この解決の方向というのは、どのように考えているのですかとの質疑に対し、未加入者の問題については根深いものがあり、地区のステーションではあるけれども、収集運搬の責任は市にあるわけですので、深刻な問題ですが、事案事案で対処しているのが現状ですとの答弁でした。

意見として、ごみの大きなウエイトを占める生ごみ分別収集を、資源化に向けての研究、

検討をしていただきたいというものと、3月末、4月初めは自治公民館の総会等で市民が集まる時期ですので、少しでも時間を頂いて注意喚起をしていただきたいというものがありませんでした。

次に、税務課所管分について、オルソ画像、航空写真、共同更新負担金はどういうものなのかとの質疑に対し、昨年度美土里ネットの方から、共同更新で行うことで少しでも費用を下げられるという提案がなされ、ほとんどの市町村が平成27年度に実施したいという意向があり、27年度の共同更新に参画しなければ、28年度市単独で撮影せざるを得ない状況となることから、経費も膨らみますので、今回、共同更新負担金として795万9千円を予算計上したものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、給食サービスは、お年寄りの健康確認や体調確認の役目も担っていると思いますが、訪問しながら、いわゆる家で倒れていたというようなことがあるのかとの質疑に対し、昨年度も2件ほどそういう事例はあったようですとの答弁でした。

老人クラブの数が非常に減る傾向にあるようなことも聞いていますが、どのような運営に対する支援体制を取っているのかとの質疑に対し、運営的な助言は市でも行っていますが、連合会の事務局を持っている社協の方でも運営的な助言はされていると思います。今まで30名以上の団体が補助対象でしたが、今年度20名以上、30名未満の団体にも金額は少ないですが、市単独で補助することにしておりますとの答弁でした。

意見として、国・県の補助事業についての情報を的確かつ迅速に収集して、指宿市が有利な補助事業に取り組めるよう、課を上げて分析して、導入を図っていただきたいというものがありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、母子健康推進事業の中で、乳幼児に対する健康診査、これは乳幼児の健康具合を見ると同時に、広い意味ですくすく育っているかというチェックにもなると思います。そういう意味では、診査率が大きなこのウェイトを占めるとは思いますが、大体参加されるということになるのかとの質疑に対し、健診のときには100%ではないのですが、最終的には100%になるよう努力しているところですよとの答弁でした。

健診の中で、前立腺がんのPSAの健診を今まで検討したことはないのかどうかとの質疑に対し、今のところ基本となる胃がん、大腸がん、肺がん、女性特有の子宮がん、乳がん、このあたりの受診率が低いので、こちらを上げることが優先だと思っているところですよとの答弁でした。

健診率を上げるために、どのようなやり方をしているか伺いたいのですが、各健診の年齢別の健診率を分析しているのかとの質疑に対し、胃がん健診は40歳以上の男女で6.1%、大腸がんが40歳以上の男女で10.2%、肺がんが40歳以上の男女で39.6%と、主なが

んの受診率はこのようになっています。この受診率を上げるための対策という部分ですが、集団検診でX線のバリウムを飲む検査になっていますが、アンケートを取るような形で、27年度からはもう少し本格的にやって、分母を減らす作業を行うことと、年に1回の特定健診と各種がん検診は必ず受けましょうという健康意識の改革を、いろんな場所で積極的に進めていきたいと思っていますとの答弁でした。

健幸のまちづくり事業で、いぶすき散策健幸アプリ普及事業362万円の予算が入っていますが、この事業の中身と予算の使われ方はとの質疑に対し、平成26年度で健幸アプリのための調整をしており、現段階ではまだ外には出回っていないところですが、スマホ用にそういうアプリケーションを設けて、市民、あるいは観光客の方に気軽にできる健康づくりや、ウォーキングロードの紹介を見ていただきながら、気軽に歩いたり、運動をしたりできるようなアプリケーションですとの答弁でした。

市民の健康づくりへの参加が年々増えているというような実感はありますかとの質疑に対し、健幸マイレージへの募集は、今年3月で6回目ですが、毎回増えているので、それぞれ何らかの運動をしている人がいると思っていますとの答弁でした。

意見として、前立腺がんのPSA検診を特定健診の中で血液検査がありますので、何とかそれを入れて早期発見につなげるために、是非検討してほしいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について、乳幼児等医療費助成費は10歳から15歳の方には県補助がないからそのまま、9歳までは補助があるから単価が下がるという理解でいいのですかととの質疑に対し、現在、小学校3年生まで補助をしていたのですけれども、7歳から9歳までも県補助はありません。0歳から6歳の就学前までが県補助で、支給対象者の範囲を広げても県補助は増えませんとの答弁でした。

保育標準時間は何時間ですかとの質疑に対し、標準は11時間ですとの答弁でした。

病後児保育は開聞しかないのですが、指宿地域に病後児保育を扱うところがほしいと思います。それについて行政として各園への働き掛けはないのですかととの質疑に対し、以前、医師会にもそういったところはないでしょうかと打診した経緯がありますが、してくれるところがなかったと聞いていますとの答弁でした。

認定こども園への移行が2園あると伺っていますがとの質疑に対し、既存の認定こども園は1園で、コスモス保育園、コスモス幼稚園です。新規の認定こども園が槌橋と大成保育園になっていますとの答弁でした。

希望するところが空いていなくて、待っている人はいるという状態だと思いますが、その待っている人は何名ぐらいいるのですかととの質疑に対し、1月末で54名ぐらいいますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） お疲れ様です。産業建設委員会へ分割付託されました議案第30号、平成27年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、建設監理課所管分について、地籍調査事業は本年度事業を完了したときに、進捗率は何%になっているのですかとこの質疑に対し、本年度は1.4km<sup>2</sup>を予定しています。本年度完了しますと、調査済み面積が57.42km<sup>2</sup>となり、進捗率は85.33%で、市全体では92.4%になるかと思いますとの答弁でした。

町区の10cm、20cmの中で、傷害事件も発生しているのですが、十分に考慮して行政が中間的な立場になってやってもらいたいのですが、地権者を呼んで立会いをしてから、最終的に完了するまでどういう工程があって、何年ぐらいかかるのですかとこの質疑に対し、一般的には一筆調査を完了して、翌年に閲覧をしていただき、翌々年に法務局送致をして登記が完了します。その後、翌年に税務課の土地固定資産税等に反映するまで4年ということになりますとの答弁でした。

開発公社に事務委託をしているということですが、その中身と、なぜ委託をしないとならないのですかとこの質疑に対し、未登記物件について、今登記を行っているのですが、地権者の調査に相当数の時間がかかります。職員も限られている中で、土地開発公社の事務嘱託員に調査依頼をしているところですよとの答弁でした。

筆界未定地がありますが、所有者がいないとか、ここではないともめて筆界が決まらないということがでてくると思いますが、地権者に対してのお願いは十分になされているのですかとこの質疑に対し、地籍調査に入る前に各地区で説明会を行うのですが、その説明会資料、

又はその説明の中で筆界未定になると、後々費用が掛かります。調査の期間内であれば確定できますけれども、法務局に送致した後については個人で復元してもらわないといけないなど、不利になる点を説明させていただいている状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について、土地区画整理事業の湊土地整理事業で、JR踏切よりも肥後病院の方に家屋が1件だけ残っていたと思いますが、同意がもらえないので強制執行を本年度まで待つということだったのですけれども、その後の経過はとの質疑に対し、県の方で地権者の合意が得られて、3月末までには移転が完了する予定と聞いていますとの答弁でした。

全てが完了するのはいつになるのですかととの質疑に対し、県がしている木之下病院前の交差点までの事業については、平成27年度中に完成すると聞いていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、道路新設改良事業で、釣ヶ迫摺公園線、子宝ロードだと思われていますが、今の状況になってしまった原因が分かっていますかととの質疑に対し、地区の方と協議を重ねて現在の玉砂利舗装でいきたいと思います、平成20年度に施工したところですが、当初、考えられていた工法以上に車の走行等による消耗が激しいことから、現状になったのだろうと考えているところすとの答弁でした。

橋梁長寿命化修繕事業で、修繕6橋、実施設計7橋を選択した理由と、どの程度の修理をやるのですかととの質疑に対し、平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画というのを策定しているところですが、その中で、劣化の損傷度が非常に高いところから年次的に整備を進めているところす。工法については、断面補修を行ったり、コンクリートの劣化のところをはぎ取って、再度塗り直す工法とか、橋梁の寿命が伸びる方法で今現在、行っているところすとの答弁でした。

指宿地区と開聞地区の道路維持については、まちづくり公社に委託することでやっていると思いますが、委託料が4,300万円程度ということでしたけれども、山川地区の道路維持費はこれに要している単価的な比較の数値を持っていないのですかととの質疑に対し、道路管理業務委託については、山川支所の維持管理体制をどうするかという話はなされていないところなのですが、現在の臨時職員の方があと3年で退職されると思いますので、その臨時職員の退職期間を考慮しながら考えていかれるのだろうと思っておりますとの答弁でした。

まちづくり公社に対する委託料についても、どういった根拠でこういった金額になっているのかと考えると、基準になる部分だと思えます。数値でこういった軽減化が図られ、なおかつ業務も公社の方でできるからという説明責任があると思えます。外部委託することを数値的に表せるようなものを出していただきたいと思いますがとの質疑に対し、今後、どの維持管理体制がいいのか、また、委託料も含めて検討していきたいとの答弁でした。

新設改良事業費には、生活道路もあるでしょうし、産業道路的な道路もあろうと思いますが、各地域の公民館長さん方が地区内の道路事情を把握して要望が上がってくると、その要望の現地を確認するだろうと思います。この市道に対してどのような考え方をしているのですか。また、要望事項に対して何年ぐらいかかるのですかとこの質疑に対し、地区からのその要望については、毎年12件から22件ほど上がってきて、平成26年度は12件要望が上がっています。25年度は17件、平成24年度は22件の要望が上がってきています。その中で、処理できているのが約半数であろうと思っています。道路改良整備事業計画として、上がっている路線数が140路線ほどあります。今年、38か所、8路線を計上しており、今のペースでいけば10年程度になるとの答弁でした。

瀬崎港の工事期間は当初3年ということでしたが、調査段階で工事が遅れていると認識しているのですけれども、今後の工事日程についてはこの質疑に対し、瀬崎港海岸の護岸整備については、平成26年度に調査と併せて設計をしてきているところですが、護岸の老朽化が激しかったことから、今の護岸にかさ上げしての高潮対策では無理だということが判明しましたので、その調査と併せて工法の検討に不測が生じたことから、平成26年度の工事着手ができなかったところですが、かさ上げだけではなく、高潮対策を実施するに当たり、試算したところ1億4,000万程度の工事費が掛かる予定です。当初3年でしたが、29年度までの4年間の計画で進めているところだとこの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について、現時点での市営住宅でくみ取り式便所は何棟、何戸あるのですかとこの質疑に対し、現在791戸の市営住宅を管理していますが、水洗化されているのが590戸で、残り201戸はくみ取りとなっていますとの答弁でした。

随時やっつけられる計画なのですか。建物自体が老朽化している部分もあるので、建て替えや取壊しもあると考えているのですかとこの質疑に対し、現在、水洗化を計画しているのが、新西方団地をはじめ、比較的新しい団地ということで、今後、7団地、33戸を年次的にやっていきたいと考えています。それ以外の建物として建替予定の住宅とか、用途廃止を予定している団地等が全戸数で168戸あります。この168戸については水洗化せず、入居者がいなくなり次第休止していくという形で考えていますとの答弁でした。

大規模建物の耐震診断補助金と耐震設計補助金に分かれて計上されていますが、耐震診断が終わっているところは設計に入ることですかとこの質疑に対し、26年度にほとんどのところで耐震診断を進めているところですが、まだ結果は出ていない状況です。今のところ耐震診断結果が全てアウトになるという前提の下で予算化していますとの答弁でした。

公営住宅使用料の滞納繰越分が534万8千円ですが、一番長い人でどれぐらいの期間延滞されているのですか。また、件数はこの質疑に対し、平成14年度から滞納されて67か月、167万5千円という方がいます。その方は昨年度退去されて、支払いの約束を文書で交わして、

本人及びその身内の方と定期的に支払っていただくように、約束は取り付けています。件数は52名ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について、園芸施設共済支援対策事業で、ハウス施設の災害復旧のための共済掛金の農家負担分を補助する237万3千円は、市内に相当のハウス面積がありますが、半額補助ということであれば少ないと思いますけれども、こういった形で補助をするのですかととの質疑に対し、27年度の新規事業です。現在のところ加入率が25%程度しかないということから、それを積み上げた結果と新規分を見込んでいるところですよとの答弁でした。

畜産の関係で悪臭対策にLOVEいぶすきを使っているということですので、このLOVEいぶすきの実証実験結果が出たということでしょうか、どういう形で使っていくのですか。また、どの程度悪臭が軽減されるのですかととの質疑に対し、26年度で実験は終了してデータのとりまとめをしている最中です。結果的に臭いの方ではアンモニアが畜舎で25ppmあったものが、平均で約1.3ppmに下がっているようです。今後、このデータを畜産農家の方にお示しをして、できるだけ使っていただくように推進していきたいと考えているところですよとの答弁でした。

今年、山川高校を卒業されて就農に結び付いている方がいるのですか。また、就農に向けて山川高校に対してアクションを起こしていく予定はありますかとの質疑に対し、今回の卒業生で就農する方は1名です。地域の農業関係の高校ですので、今、実えんどうの試験の取組とかをやっているのですが、経営者クラブとか指導農業士会の方にもお願いし、積極的に高校へ出向いて研修の場をつくっていきたいと考えていますとの答弁でした。

農地中間管理事業は、対象区域があるのですかととの質疑に対し、対象区域は指宿市内の農業振興地域ということになっていきますとの答弁でした。

農振地域ということですので、山川・開聞地域は、ほとんど対象エリアになっていると思いますが、指宿地域の柳田・丹波校区は、ほとんど農振地域ではないと思います。しかし、この中にもたくさん農地があるし、耕作放棄地もありますが、その辺についてはどのような考えを持っているのですかととの質疑に対し、この中間管理事業については、国の制度的にも農振地域と限定されていますので、それらの活用は難しいと思います。農業委員会のあつせんとか、そういう形での取組ができますので、農業委員会の方とも調整をしてみたいとの答弁でした。

鳥獣被害対策実践事業補助金が、712万4千円ということでしたが、その内容はどの質疑に対し、この事業は県の補助事業ですが、イノシシの箱わなとか、防鳥ネットなどの事業導入に充てるということですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について、農村環境改善センターは外壁等の落下であるとか、見

るも無残な状況で清掃も行われていない。2階の文化財もあのまま眠らせて捨て置くのですか。COCOはしむれに移管するとか、今後改善センターをどうするのか、地域住民も心配している状況です。落下防止対策の予算付けはできなかったのですかとこの質疑に対し、外壁が落下している部分があり、目視で調査したところ危ないということから、安全対策として防護柵を設置しているところですが、外壁補修等について予算要求もしたところですが、安全柵を緊急に実施したところですが、状況を見ながら補正等に対応するのか、注視しながら検討していきたいとの答弁でした。

シラス対策事業で、今回、小牧地区と成川・福元地区ということでしたが、進捗率が成川・福元地区16%、小牧地区39%となっています。成川・福元地区は完成予定が33年度ですので7年ぐらあります。今年度でどの程度まで進捗するのですか。また、この小牧地区、成川・福元地区のほかにシラス対策事業が予定されているところがあるのですかとこの質疑に対し、成川・福元地区については、現在流末の排水路を整備中です。今年は300mを予定しているのですが、国に要望はしているのですけれども、20から25%ぐら進捗率になるのではないかと思います。池田地区の排水が悪いと聞いていますので、池田地区にとまっているところだとこの答弁でした。

農地費の委託料に山崎ため池というのが出てきましたが、ハザードマップの作成ということですが、どのような状況のところですかとの質疑に対し、旧開聞町の入野地区にあるため池です。ため池などの農業用水が災害時にどのような状況になるのか、国からの指示がきているところですが、山崎ため池については開聞土地改良区の方でしっかりした維持管理もされています。今回、307万円ほど予算計上しましたが、全て国の補助でなされる事業ですとの答弁でした。

有害鳥獣捕獲事業に約500万円の予算が組まれています。捕獲についてのデータはどの質疑に対し、今現在を報告させていただきたいと思います。3月6日現在でイノシシが201頭、ウリボウが5頭、タヌキが2頭、アナグマが18頭、カラスが341羽、ヒヨドリが347羽となっていますとの答弁でした。

農村地域防災減災事業に指宿地区とありますが、これは新規事業だろうと思います。どのような事業なのですかとの質疑に対し、27年度からの新規事業ですが、東北大震災を受けて道路は避難路という位置付けで、排水関係の整備をするという県の事業です。27年度から始める予定になっていますが、避難路と位置付けた地区が5地区、排水路は6地区申請してあります。全部で約8億円の事業費となっていますが、防災事業ですので、市の負担は5%で負担も少ない事業になっていますとの答弁でした。

市単独農業農村整備事業で、農道用排水路等の整備を行うとありますがこの質疑に対し、市単独農業農村整備事業は、畑かんが済んだ地区とか、水路敷きが閉塞したりしている20m、30mを整備する事業です。全て一般財源で整備しますが、既存の側溝を再利用しながら

要望箇所の整備をしていく事業ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について、農業会議の拠出金が34万1千円と大きいのですが、今後も負担すべきなのか、少し疑問に思っています。権限移譲を受けて以来、農業会議の存在そのものや拠出金に対する意見等は全県下で出されていないのですかとこの質疑に対し、県の農業会議は農業委員会等に関する法律の中で設置が義務付けられています。政府は農協法の改正案と一緒に農業委員会法の改正案も今国会に提出するとのこと。その中で議論されているのが、県の農業会議と全国農業会議所、国の中央の部分ですが、これを法の設置要件から外すという議論もされています。当然、負担金の問題も今後議論されていくと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、かいもん荘跡地利用選考委員会の報償費がありますが、募集をかけている以上、委員会が必要だからということで、単に予算付けをしているのですか。可能性が見えてきているのですかとこの質疑に対し、募集締切りが4月14日になっています。幾つかの企業から打診があり、応募があつてからすぐ審査に入るので、当初予算に計上させていただいたところですよとの答弁でした。

かいもん荘跡地は決まったらいろんな工事負担も出てくるとは思いますが、あのままの状態でも募集をかけて、現況で貸し付けるということですかとの質疑に対し、かいもん荘跡地は現状で公募をかけており、現状のところで工事していただくということにしています。現在、幾つかの企業から打診があるところですよとの答弁でした。

レジャーセンターかいもんの泉源掘削は、4、5年前に湧出量が減ってきたということで、パイプが完全に塞がる前にパイプ内径に沈めていけるような径に変えて、何とか確保しようという工事もやった記憶がありますが、それ自体も詰まりかけて、新たな泉源をとということですか。それともかいもん荘の絡みで準備をしなければという話なのですかとの質疑に対し、レジャーセンターかいもんの恵比寿温泉泉源ですが、平成22年度に湧出量が少なくなってきたのと、当時、水中ポンプを入れていましたが、泉源内の異物が混入するので水中ポンプがすぐだめになる事態が生じました。配管が10年経過し、腐食によるサビ等が詰まるということから、22cmぐらいの配管の中に、一回り小さい15cmの配管を更に600mぐらいまで入れたところ。それから4、5年経過していますが、温度も下がってきたということで、新たな泉源を今のうちに確保すべきということで予算計上させていただいたところですよとの答弁でした。

浴場と貸付料は元湯温泉施設貸付料ということですが、広報紙では今回募集がかかっていました。基本的に継続だと思のですけれども、募集した経緯はどの質疑に対し、これまで管理していた方が維持管理に誠意が見られなかったこともあり、今回新たに募集したところ

ですとの答弁でした。

新魅力ある指宿まちづくり協議会は、どういった方々の構成で、どういった事業に取り組んでいるのかとの質疑に対し、会長は市観光協会会長です。メンバーは36人になっており、市内の観光関係の団体、観光協会、造園組合の方など、たくさんの方が入っています。事業内容は、平成24年度に観光戦略ビジョンを策定しましたので、そのビジョンをいかに進めるかということで、その施策に取り組んでいますとの答弁でした。

事業はどういった事業をしているのかとの質疑に対し、今年度は現在、知林ヶ島の砂州の愛称を3月いっぱい募集しています。また、先日開催しました春節フェスティバルなどに取り組んでいますとの答弁でした。

投資的委託料の単独事業で、池田湖観光施設整備事業設計委託料216万円ということでしたが、その内容はどの質疑に対し、池田湖は九州最大の湖ということで指宿市の観光拠点ですが、現状としては池田湖で長時間観光を楽しむというのは難しい状況ですので、滞在型の観光拠点となるように、カヤックやスワンボート、手漕ぎボート、現在のモーターボート施設も含めて、どのような手立てができるのか、計画を立てて事業費まで積算したいと考えているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、漁港整備事業は今和泉・山川・川尻漁港改修事業負担金ということですが、山川漁港の防波堤延伸とは今ある単独の防波堤延伸なのですか。また、川尻漁港の防波堤は、新規に防波堤を造る計画なのですかとの質疑に対し、山川港沖防波堤の延伸は単独でやっている防波堤整備事業です。川尻漁港については、現在やっている沖の防波堤を更にテトラ等で補強をしている工事ですよとの答弁でした。

物揚場改良はどこのことですかとの質疑に対し、駅近くの成川浜にある氷屋さんのところの岸壁の下に鉄板が打ってあるのですが、穴が開いていて、そこを補修していく工事になりますとの答弁でした。

まき網船の奨励金は一定の効果があって、予算で60隻を見込み、週1隻は入港して水揚げをするという形になると思うのですが、無線検疫港に指定され、支援をするということが少し薄れてきている気がします。30万の補助金を地元での買い物に使うということがあって、地元で補助金効果があるということが確認できれば、それで意味があると思います。見直しについて協議されたことがありますかとの質疑に対し、海外まき網船水揚奨励金は、26年4月1日から1隻35万円を30万円に落としました。3年に1回は見直しをするということで5万円落としましたが、水揚奨励金の財源の上限を超えない範囲の中で調整していきたいと思っています。ただ、開港を認めていただく際に、国から示されたのが年に基準は50隻だけれども、山川は20隻前後で推移している。最低20隻を確保しなければ開港は取りやめますという条件が付けられ、26年はぎりぎり20隻を確保できた状況です。山川港に開港、無線検疫指定

を継続してもらうため、更に入港を推進して安定的に条件を満たせるように頑張らさせていただきたいとの答弁でした。

商工業の制度資金利子補給事業は、毎年1,000万円を予算計上していますが、利子補給は十分足りている状況ですかとの質疑に対し、ここ数年、予算内で収まっていますとの答弁でした。

いろいろな詐欺が形を変えて多く発生しているようですが、昨年、指宿の方が多額の被害に遭われたという報道がありましたけれども、実態の把握をしていますかとの質疑に対し、消費生活相談員への相談件数は、23年度が232件、24年度が354件、25年度が450件と多くなっています。その中で、クーリングオフ制度を利用して解決したのが23年度45件、24年度54件、25年度65件ですとの答弁でした。

緊急雇用創出事業は、昨年10月から始まって昨年度2人ですが、今年は何人の予定ですかとの質疑に対し、昨年に引き続き同じ方2名ですとの答弁でした。

今半年ですが、目に見えた効果、市に貢献した点がありますかとの質疑に対し、東京の商談会に2人にも行っていただき、指宿の特産品をPR販売してもらいました。そういう中で、市の特産品に対する意識も高まってきていますし、この事業が終了した後は培った知識を生かしながら、市内の商工業者と一緒になって、特産品等をPRしていただく業務についてももらうために、更に育成していくように考えていますとの答弁でした。

山川・根占航路の事業推進を図る負担金として800万円負担しているのですが、推進協議会への負担金となっていますけれども、南九フェリーが運航するための運航費の一部になっているということですか。あるいは利用促進を図る協議会が利用を拡大していくための負担金なのかとの質疑に対し、山川・根占航路運航推進協議会に指宿市と南大隅町がそれぞれ800万円ずつ、県も1,000万円を出していますが、両港の受付、綱取り、陸上業務、観光案内も含めた業務に対して補助金が出されていますとの答弁でした。

市内循環バスの利用促進を図るということで、1,500万円の事業費を計上していますが、路線によっては利用度の低いところを廃止したと記憶していますが、現時点での利用状況はとの質疑に対し、4路線ありますが平均した1便当たりの乗車人数は10人です。横ばいから微減という状況ですが、一番利用者の少ないところで1便当たり6人を切る状況で、多いところは15、6人というところもあります。多いところは座席がないということですので、鹿児島交通と協議の上、中型バスに変えていただきましたが、大きくなったために集落内にバスが入り込めないことから、幹線を走らせるコースに変更をした部分もあります。アンケートを取ると、現状に満足しているという回答が多かったですが、危険が伴うようなことはその都度改善しながら、現状の4路線で維持していきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第30号に反対の討論を行います。

教育振興費の教育活動費の中に、人権同和教育研究会のための予算も組まれています。同和事業のそもそもの根拠は、1969年に同和对策事業特別措置法が施行されたのを起点として、10年間時限立法の後に3年間の延長となり、その後、1982年に地域改善対策特別措置法と名を変え、基本的には時限立法としてそれなりの根拠を持ってきましたが、2002年には国策としての同和对策事業は終焉をし、今では同和事業を行う法的根拠を失っています。人権問題を含め、種々の差別をなくす活動が必要ならば、同和を特別視するのではなく、一般行政の一つとして行えば十分です。

給食センターの調理配送部門を委託する予算も計上されています。委託した方が財政的負担が軽くて済むということですが、それは結局、直接雇用であるか委託先の雇用であるかの違いはあっても、ただ働く者の賃金、給与を安い方に切替えるということであります。そしてその働き手は、大半は指宿市民だと思います。市の業務を次から次に委託等に切替えることは、方向性としては行政責任の放棄への道につながると思うし、ましてや指宿市民の賃金を下げるようなことはすべきではありません。

広域組合で建設に向けて進んでいる新ごみ焼却場に係る広域組合への負担金7,484万6千円も含まれています。工事自体の契約等については広域組合議会で決すべきことではあります。負担金を出す以上、それが妥当であるか否かは市としても当然吟味すべきことでもあります。落札率が99.95%であるなど、問題点を含んだ業者決定であることから、負担割合は決まっているとしても、その基となる額に妥当性がないわけですから、負担金算出額も妥当とは言えません。

その他、マイナンバー制に係る予算も含まれています。マイナンバー法第19条では、特定個人情報の提供を原則禁止としていますが、一方で、政令では公益上の必要があるときは提供できるとしています。マイナンバー制は、国民のあらゆる情報を政府の管理下に置き、公益上の必要という理由の下に、国民の権利をも侵害しかねないものです。

また、メディポリス指宿への奨励措置も含まれたままです。メディポリスへの固定資産税に係る奨励措置よりも、合併に伴う降灰対策事業に係る償却資産税の問題を解決するためにこそ力を尽くすべきです。

以上のようなことを含んでおりますので、反対をいたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成27年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第37号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第25、議案第37号、平成27年度指宿市水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会へ付託されました議案第37号、平成27年度指宿市水道事業会計予算について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

検針をされる方は指宿市内で何名ほど雇用されているのですかとこの質疑に対し、平成27年1月31日時点で18名を雇用していますとの答弁でした。

その俸給の単価は1件当たり検針して幾らと決まっているのですかとこの質疑に対し、1件当たり税込みで65円となっていますとの答弁でした。

小雁渡浄水場の施設整備で、場内整備工事となっていますが、工事は終わりかけているということですかとの質疑に対し、小雁渡の施設はほぼ終わって、平成27年度に予算計上しているのは、外周部に高い法面があり、草刈りが非常に危険なため、そういったところにモルタルを塗って管理がしやすいようにするといった工事等ですとの答弁でした。

固定資産購入費として、池田配水地と岡本平配水地の用地購入が出ていますが、新規で用

地を買うということは、新たに設備をされると思いますけれども、どういうことを予定されているのですかとこの質疑に対し、池田配水地は平成26年度の更新計画として実施設計と地質業務委託を実施しました。現在の予定地に建設する計画でしたが、土質が非常に悪く、池田配水地の約140m離れたところの市営住宅隣接地を候補地としてボウリング調査をしたところ、土質も良く、そこでの配水計画と現在の場所での建設計画を比較した結果、新たに用地購入を検討している場所に造る方が、費用的に安くつくということで、27年度で用地費を計上しました。また、岡本平の配水地も、第1配水地が昭和28年建設で60年以上経過し、更新計画があり、第2岡本平配水地の隣接地を予定していましたが、名義人の方が亡くなっており、兄弟の方もお一人しかご存命ではなく、その方も非常に高齢であるため、今のうちに先行取得しておこうということで計上しましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第31号～議案第33号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第26、議案第31号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第28、議案第33号、平成27年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第31号，平成27年度指宿市国民健康保険特別会計予算について，から，議案第33号，平成27年度指宿市介護保険特別会計予算について，までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月5日に全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，議案第31号及び議案第32号の2議案については，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが，議案第33号については，本議案は議案第20号，すなわち介護保険料の値上げを前提とした予算でありますので，同様の趣旨にて反対をいたしますというものがああり，起立採決の結果，起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，議案第31号について，国保世帯数と人員はとの質疑に対し，25年度分で被保険者数が1万4,920人，世帯数が8,493世帯となっています。26年度はまだ途中なのですが，年々被保者数，世帯数ともに減少していますとの答弁でした。

加入率は幾らですかとの質疑に対し，市の世帯数，被保険者数からすると44%ですとの答弁でした。

指宿市の44%というのは，他自治体と比べてどういう位置にあるのですかとの質疑に対し，指宿市の加入割合は，他市と大きく変わらないところですが，鹿児島県は全国的に見れば高い方にあると思っておりますとの答弁でした。

収納率は現年度で幾らを想定しているのですかとの質疑に対し，92%で算定していますとの答弁でした。

100%に満たない7,8%は，どういった方々なのですかとの質疑に対し，低所得者，多重債務とか，前年度に所得があったのですが，病気等や企業が倒産して生活困窮に陥る方などが多いと感じていますとの答弁でした。

納税相談に来ていない方もいると思います。保険証の交付はどのようになっていますかとの質疑に対し，短期保険者証の交付世帯が26年度で3,296世帯，被保険者数が5,471人です。うち6か月間の短期保険者証，高校生のいる世帯が329世帯，被保険者数で599人，資格証明書の交付世帯が48世帯，被保険者数で56人となっていますとの答弁でした。

納税相談等に来て事情を説明すれば，少なくとも短期にはなるのですかとの質疑に対し，全てそういうことでもないのですが，本人の支払う気持ち十分酌めるようであれば，短期保険者証に切り替えるということになると思っておりますとの答弁でした。

どういう病気が高額医療費の中に入っているのですかとの質疑に対し，高額医療費で一番多いのががんです。次いで脳疾患，腎不全が高額なレセプトになっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第32号について、27年度からコンビニでの収納の取扱いが始まりますが、どれぐらいの経費が掛かるのですかとの質疑に対し、経費としては納税通知書及び発送準備経費等の部分と、コンビニの手数料の関係です。基本料プラス1件に約61円掛かりますとの答弁でした。

コンビニでの取扱いは納税者には便利なことだと思いますが、このことで収納率はそんなに変わらないということも聞いていますけれども、どのような考えですかとの質疑に対し、コンビニ及び郵貯収納の導入による収納率のアップについては、平成27年8月からの開始ということで、年度途中になってしまうこと、この収納システムは納期内納付を推進するため、いつでもどこでも手軽に納めやすく便利になるという納税環境の充実を図ることを目的としていますので、周知と利用拡大が図られることをもって収納率アップにつながるものと期待しているところですよとの答弁でした。

指宿市内にあるコンビニ全てということですかとの質疑に対し、今回のコンビニの取扱いについては、全国にコンビニが5万5千店舗ほどありますが、この5万5千店舗を取りまとめる収納代行者がいて、そこと契約を結ぶことになります。市内の店舗は19店舗ありますが、全国5万5千店舗どこのコンビニでも支払うことは可能ですとの答弁でした。

意見として、コンビニ収納取扱手数料は、金融機関より費用が発生しますので、市民に対してそのことを啓発していただきたいというものがありました。

次に、議案第33号について、年金額が年額で18万以上は天引きになるとと思いますが、年金引き落としの方は何%ぐらいいるのですかとの質疑に対し、介護保険料の特別徴収ですが、年金から引かれる方は約9割となっておりますとの答弁でした。

改正が頻繁に行われているような感じですが、今後、いろいろ細かい部分に関して国からの通達も含めて、予定があるのですかとの質疑に対し、国から諸制度の改正等の内示がありましたら、直ちに諸条例の改正なり予算措置なりをして対応して行きたいとの答弁でした。

医療費がどんどん膨らんでいくということも懸念されますが、第6期高齢者福祉計画介護保険計画が市民に向けてご意見をということで出ていましたが、この中に示されている目標数値や、今後予算も含めてそういう方向で進んでいくのかとの質疑に対し、今回の27年度から29年度の第6期介護保険事業計画については、第5期の介護保険事業計画の実施状況を踏まえ、精査を行っております。また、新たな制度として、施設整備も高齢化の進展に伴って、様々な症状が出てくると思っており、そういう中で施設整備も含んでいますので、それを着実に進めていくとともに、3年間の介護保険給付費も見込んでいます。その枠の中で、制度が適切に運用されるよう努めていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論の通告がありますので、発言を許可いたします。  
前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第33号に反対の討論を行います。  
先ほど討論を行いました議案第20号を前提とした予算ですので、同様の趣旨にて反対をいたします。

○議長（新宮領進） 以上で通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、採決いたします。  
まず、議案第31号及び議案第32号の2議案を一括して採決いたします。  
2議案に対する委員長の報告は可決であります。  
2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号及び議案第32号の2議案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第33号、平成27年度指宿市介護保険特別会計予算についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。  
よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第34号～議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第29、議案第34号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計予算についてから、日程第31、議案第36号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。  
件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会へ付託されました議案第34号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、議案第36号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、9日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第34号について、修繕料に悪質滞納者への止水栓設置が計上されていますが、これはどこに付けて、何箇所分になるのですかとこの質疑に対し、悪質滞納者への温泉を止めるといっていますが、ケースバイケースです。予定で予算計上してありますが、その状況にもよりますけれども、特に高額滞納のある方については、そういった形でやっていきたいと考えているところですよとの答弁でした。

新しく家を建てて、市の温泉を引きたいという人が出てくると思うのですが、そういった方のところには最初から止水栓を付けるという考えはあるのですかとこの質疑に対し、新しく引くところには止水栓を付けていただくということを条件にしていますとの答弁でした。

温泉使用料が年々減っているようですが、個人とホテル・旅館の配湯件数は何件ぐらいあるのですかとこの質疑に対し、個人688件、旅館・ホテル関係22件、事業所5件に配湯していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第35号について、前年度より事業収入の食事料が約500万円減額していますが、その原因はどの質疑に対し、昨年度までは直近の売上を算定基礎としていましたが、多い年と少ない年があり、歳入予算としての安定性を欠くということで、過去3か年分の平均値が一番ぶれが少ないだろうということから、本年度から3か年平均としたためですよとの答弁でした。

エレベーターは何年ぐらい経過して、安全性の確保はしていると思いますけれども、乗るたびにお客さんも心配する状況なのですよとの質疑に対し、エレベーターの保守管理は毎年専門業者にやってもらっています。今のところ問題はないのですが、全体の基本構想も含めて検討していかなければならないと思っていますとの答弁でした。

冬場の営業は雇用面を考えてのことだということを、以前聞いたことがあるのですが、冬場の営業についてのPRはどのようにされていますかとこの質疑に対し、広報紙やホームページにも載せて、宣伝等は行っていますが、地元で冬メニューが浸透していないことから、チ

ラシを作って宣伝しているところです。これからも宣伝をしていかなければいけないと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第36号について、浄水苑とか、潟山雨水ポンプ場の委託料には、相当の金額が投入されるのですが、今後の見通しはどういう状況なのかとの質疑に対し、汚水処理施設については、長寿命化計画を策定して、平成24年度から平成28年度までの5か年の計画で改築更新を進めているところです。雨水については、新潟口雨水ポンプ場建設を平成28年度までに完了し、29年度からの供用開始を予定しているところだそうですとの答弁でした。

今まで大雨が降るたびに水没していたエリア、南記念クリニックから上の方、弥次ヶ湯、南十町、秋元地域になっていくと思いますが、このエリア内は今回の雨水対策事業の中では解消しないという考え方ですかとの質疑に対し、弥次ヶ湯排水区の浸水対策については、新潟口雨水ポンプ場の完成後に引き続き整備を予定していますとの答弁でした。

指宿港海岸整備も進められてくると思いますが、あの流域に流れてくる水系もあると思います。この区域内で下水道に接続していない件数があるのかとの質疑に対し、平成25年度末で処理区域内の未接続が1,030戸ほどあります。その内訳としては、合併浄化槽が77戸、単独浄化槽が378戸、それとくみ取りが575戸となっていますとの答弁でした。

海岸整備が進んでくれば海水浴場もできるわけですが、トイレについては単独浄化槽、くみ取りでいける部分もあると思いますけれども、生活排水が海に流れ込むとなれば、海水浴場は難しくなってくると思います。海岸整備が済む頃に下水道へつなぎ込める見通しがあるのかとの質疑に対し、未接続の理由としては、独居世帯の高齢化とか、経済的な問題、家屋の老朽化等が主な原因となっています。接続率の低い地区については、排水設備促進員をお願いし、職員と一緒に戸別訪問をして、接続のお願いをしている状況ですとの答弁でした。

意見として、新潟口雨水ポンプ場が、平成28年度に完了ということで計画が進んでいますが、引き続き弥次ヶ湯、南十町、秋元地域等の雨水対策についても、途切れなく事業が進んでいくようお願いしたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号から議案第36号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情2件（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第32、審査を終了した陳情2件を議題といたします。

陳情2件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会に付託になりました陳情第4号、集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める陳情書及び陳情第5号、指宿市が主体となって地熱発電開発をすることを求める陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日に全委員出席のもと審査いたしました結果、陳情第4号については、今、ASEAN諸国では紛争を戦争につながらせないために1年間に1,000回以上の話し合いもなされており、世界の流れでも話し合いによる協議が主流になってきています。また、アメリカから日本国憲法にノーベル平和賞をということ運動が広がり、全世界にも広がっています。だからこそ、日本が果たすべき役割は日本国憲法が武力を放棄しているわけですので、そういう立場で世界に貢献すべきだと思います。よって、この集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求めるこの陳情は、採択すべきだと思いますという意見と、この集团的自衛権は国連憲章第51条に、武力攻撃が発生した場合は、国連安全保障理事会の決定に基づく国際平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、集团的措置を認められています。集团的自衛権があるから、必ずしも戦争になるとは限らないことがうたわれています。防衛力、軍事力を持たないがために、侵略戦争を歴史的に繰り返してきた経緯がありますから、自衛隊が国を守る、友人が傷ついたら守るといった独立国家の視点として、絶対的に必要なものだと考えます。そういった理由から、この陳情は不採択だと思いますという意見と、集团的自衛権は閣議決定をされておりますし、この件については国際的な視野に立って考えていかなければならない。全世界の平和を願うもので、日本が積極的に戦争に参加するというような法案でもないし、当然のことながら今、アジア周辺では非常に厳しい流れの中で、自分たちの国はしっかりと自分たちで守るという抑止も兼ねたもの

であると思います。そういうことを勘案して、この陳情は不採択であろうと考えていますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

また、陳情第5号については、本市も市町村合併をして10年目を迎えています。基本的に財政の健全化を主とする合併であったと思います。それに向けて、本市も持続可能な財政をとということで、厳しい財政の中、様々なことを削りながら、市の事業を進めている中で、果たして大きな財源を伴う地熱発電に着手できるかという、なかなか難しい問題もあります。また、掘削をすることによって、本市の一番の産業である温泉に何らかの影響があるのではないかという不安も拭い去れません。市民のご理解がまずは一番であるとは思いますが、恐らく市民の理解は得られないのではないかということ等もあって、この陳情は不採択とした方が賢明であろうと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 陳情4号、委員長報告に反対する立場から討論を行います。

自民・公明両党は、20日、安全保障法制に関する協議会を国会内で開き、米軍のあらゆる戦争を支援する戦争立法の骨格を正式な合意文書にまとめました。合意文書は、違憲の集団的自衛権行使を容認した閣議決定で示していた内容を6分野9法制に細分して方向性を提示しました。平時から戦時、国際貢献を口実とする海外派兵に至るまで、あらゆる段階であらゆる場所に自衛隊派兵ができ、切れ目なく米軍を支援する体制を構築するものです。憲法9条の全面的な破壊となります。日本有事への対象に関する武力攻撃事態法に新事態を盛り込んで、集団的自衛権の行使を法制化、他国への武力攻撃についても、政府が我が国の存立を脅かすなどと判断すれば、先制攻撃への参戦も可能になります。日本の安全とは無関係の事態でも、派兵恒久法の新設により、補給や輸送等の後方支援、捜索救助を戦地で展開するという狙っています。国連平和維持活動PKO法も改定し、武器使用権限の拡大で治安維持活動や停戦監視といった強制力のある任務への参加を容認しています。国連が統括しない海外任務も、新たな参加原則を設け、道を開きます。さらに、米軍の後方支援を行う周辺事態法から日本周辺という地理的制約を全廃しました。集団的自衛権行使や派兵恒久法の要件を満たさない場合でも、日本の安全に重要な影響を与える事態とみなして、世界のどこでも

米軍支援できる体制を整備，船舶検査活動法からも地理的制約をなくし，多国籍軍の海上阻止活動への参加も可能にします。武力攻撃に至らない侵害，グレーゾーン地帯では，自国の装備品などを守る自衛隊法95条の武器等保護の規定を，米軍など多国部隊にも拡大・適用し，現地レベルで反撃に加わるよう改正します。邦人救出で自衛隊が武器使用し，武装勢力と戦闘を行うことも想定しております。権力を縛るための憲法であるという立憲主義と，9条に代表される恒久平和に反する閣議決定は認められません。

以上の理由で反対討論といたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，陳情5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は，委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって，陳情5号は，委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に，陳情4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は，不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので，起立により採決いたします。

本件は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって，陳情4号は，委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（新宮領進）** 次は，日程第33，閉会中の継続審査について，を議題といたします。

総務水道委員長から，会議規則第111条の規定により，お手元に配布いたしました申出書のとおり，陳情第1号から陳情第3号までの3件については，閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり，陳情3件については閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、陳情第1号から陳情第3号までの3件については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

○議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第40号上程(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)

○議長(新宮領進) 次は、日程第34、議案第40号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第41号上程

○議長(新宮領進) 次は、日程第35、議案第41号、指宿市議会基本条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○14番議員(松下喜久雄) 議案第41号、指宿市議会基本条例の制定につきまして、地方自治法第112条及び指宿市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたしま

す。

以下、提案理由について申し上げます。

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限と責任領域が拡大し、市民の意思を代弁する合議制機関である議会が果たす役割がますます大きくなる中、議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会の実現及び議会への市民参加を推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審査の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第41号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第42号上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第36、議案第42号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件1件であります。

議案第42号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成26年の人事院勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第42号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成26年の人事院勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

改正の主な内容は、第10条の2及び第10条の3の改正において、地域手当の支給割合を現行の100分の18以内から100分の20以内に改定しようとするものであります。

次に、第12条の改正において、単身赴任手当の額を現行の月額2万3千円を3万円に改定し、交通距離の区分に応じて加算して支給する額の範囲において、現行の4万5千円を超えない範囲から、7万円を超えない範囲に改定しようとするものであります。

また、附則第12項の改定において、55歳を超える特定職員・6級以上の職員の1.5%の減額支給を、平成30年3月31日をもって廃止しようとするものであります。

また、別表第4条関係の給料表について、お示しの給料表に平均で約2%の引下げ改定をしようとするものであります。

次は、7ページをお開きください。

第2条は、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてであります。

改正の主な内容は、第4条において、特定任期付職員の給料表を号級により7千円から1万7千円の引下げ改定をしようとするものであります。

次に、附則において、施行期日を平成27年4月1日とし、給料表の改定日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給するための経過措置を定めております。

また、単身赴任手当の額の改定については、改定の日から平成30年3月31日まで、段階的に実施し、支給割合については規則で定めることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時38分 |
| 再開 | 午後 | 2時55分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第42号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進）

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 4点ほど伺います。

給料表で平均2%の引下げだという説明でありましたが、それではまず一つ、最大では何%の引下げになるのか。二つ目に、平均で1人当たりの年額は幾らの引下げになるのか。三つ目に、最大で1人当たりの年額は幾らということになるのか。四つ目に、全て含めて総額で幾らの引下げということになるのかお伺いします。

○総務部長（高野重夫） まず、最大で何%の引下げかということにつきましては、最大で4%の引下げになるところでございます。これについては6級の高位の方になります。それから、平均で1人当たりの年額についてでございますけれども、一般職で1人年平均8万8,497円ほどになる予定でございます。それから、最大で1人当たりの年額はということでございますけれども、最大で19万800円の引下げとなります。また、年額総額でございますけれども、給料年額の影響額としまして3,108万6千円となる見込みでございます。

なお、この引下げにつきましては、3年間の現給保障を行うこととなります。

○議長（新宮領進） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 反対の討論を行います。

職員の給与を平均で2%、最高では4%ということでありましたが、引き下げる内容ほかであります。

まず、第一に、消費税8%増税や円安による物価上昇の下、給料の減額は生活給の減収であり、職員の暮らしを更に圧迫させることとなります。第二には、公務員の給料が下がれば、民間の賃金水準が下がるという負のスパイラルの悪循環につながります。第三には、市民の所得が減れば、地域経済は一層衰退することとなります。市民の懐を温めてこそ、地域経済活動を活発にすることができます。政府は貧困と格差拡大をもたらすだけのアベノミクスをやめて、消費税の再増税は中止すべきです。本案は、政府の人件費抑制方針に基づくものであり、以上のような理由から本議案に反対をいたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第43号上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第37、議案第43号、教育長の選任について、を議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、人事に関する案件1件であります。

議案第43号、教育長の選任についてであります。

本案は、お示しのとおり西森廣幸氏を教育長に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第3条及び同法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は長年教職員として活躍され、学校教育においては小学校の校長や教頭を歴任されるとともに、県や市町村の社会教育行政においては青少年課長や青少年教育係長、社会教育主事等を歴任されております。また、教職員退職後は社会教育指導員や公民館長等も務め、平成25年2月からは本市の教育委員として、平成26年2月からは教育委員長として、教育の振興に寄与いただいているところでもあります。

このように教育行政の経験も豊富であることから、本市教育長として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時03分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第43号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時16分

○議長(新宮領進) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、が提出されました。

この際、日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

#### △ 議案第44号上程

○議長(新宮領進) 日程第38、議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件1件であります。

議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、財政健全化のため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長(高野重夫) それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案、その3の1ページをお開きください。

議案第44号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、行財政改革を進めていく中で、財政健全化を推進していく必要があることから、市長、副市長及び教育長の給料月額を1年間減額しようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、市長の給料月額について5%、副市長の給料月額について5%、教育長の給料月額について5%を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時19分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第44号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進）

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議長挨拶

**○議長（新宮領進）** 平成27年第1回指宿市議会定例会を閉会するに当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月24日に開会以来、本日まで30日間にわたり平成27年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に審議をいただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位のご協力はもとより、執行部当局におかれましても適切な答弁をいただき、審議が円滑に行われましたことに対し、心から感謝を申し上げます。審査の過程において出されました意見、要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

さて、昨年12月に第3次安倍内閣が成立し、引き続きアベノミクスの3本の矢が放たれている中、日本経済を持続的成長に導く道筋が示されるなど、企業の業績や業務や雇用が改善し、景気回復の兆しが現れつつあります。一方、少子高齢化社会の進行に伴う年金、医療、福祉等、社会保障の分野は極めて重要な課題となっており、時代を見据えた施策の展開に積極的に取り組むことが何よりも肝要であると思っております。現在、国において、まち・ひと・しごとの創生法を制定し、まち・ひと・しごとの創生総合戦略が閣議決定されており、本市も平成27年度中には地方版の総合戦略を策定していかなければなりません。人口減少社会の克服に向け、よりよいまちづくりに向けた取組が求められております。平成27年度予算における重点施策には、健幸をキーワードに文化・スポーツの推進を図り、平成32年開催の国体や東京オリンピック、パラリンピックの国内合宿誘致やサッカー等のスポーツキャンプ誘致など、多くの事業を展開していこうとしております。また、28年1月には合併10周年を迎えますが、引き続き郷土愛が育まれた地域の融和が高まっていくよう、地域活性化への積極的な取組が期待されるところであります。本市議会も、市民に身近で開かれた活気ある議会の実現を目指すため、議会の使命や役割、議会運営に関する基本的事項等を定めた指宿市議会基本条例を制定したところであります。この条例の制定を契機として、更なる議会の活性化に努め、市民の負託に応えられる議会として、また、指宿市民の皆様が真に暮らしやすい市民が主役となるまちづくりの実現に向けた行政運営に、執行部とともに傾注してまいりたいと思っております。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間市政発展にご尽力を賜り、改めてそのご労苦とご功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしていただきますようお願い申し上げます。

**○議長（新宮領進）** この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

#### △ 市長挨拶

**○市長（豊留悦男）** 平成27年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、発言のお許しをいた

だき、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月24日に開会されました第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えました。今議会に提案いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なるご審議を尽くされ、原案のとおり議決を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。また、審議の過程において賜りましたご意見、ご助言につきましては、今後の市政運営において十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、急速に少子高齢化が進み、人口激減及び超高齢社会を迎える中、地方が自らの創意工夫を生かして、自立の道を探る地方の創生を本格的に推進するため、内閣官房にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、少子高齢化対策に動き出しております。このような中、本市においては平成27年度は第2次総合振興計画の策定年度であります。今後のまちづくりの構想を示す指針として市政運営において重点項目として位置付け、行財政改革、信頼される市役所づくり、地域経済の活性化、医療・福祉・教育の充実、市民との協働の推進を念頭に置き、環境との共生や共生・協働、また男女共同参画社会の形成などの視点から検討し、まちづくりの基本として策定するものであります。併せて、まち・ひと・しごと創生本部が掲げる地方版の総合戦略を策定し、資源や人材を生かし、いかに創生していくかを検討し、実践していかなければならないと思っております。そのためには、行政のみならず、地域住民など、その地に関わる全ての人の参加と課題の共有が必要であります。来年の1月1日には新指宿市が誕生し10年の節目を迎えます。豊かな資源が織りなす食と健康のまちを掲げ、様々な施策に取り組んでまいります。この10年の礎を基に、更なる飛躍、向上を目指し、決断力と実行力をもって市民とともに住みよいまちづくりに力を注いでまいりたいと考えております。つきましては、議員各位をはじめ、市民の皆様方のより一層のご支援とご指導をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝をご祈念申し上げます。平成27年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（新宮領進） 以上で本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成27年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 吉 村 重 則

議 員 西 森 三 義